

十月

井上圖書
桑原善兵衛一話

寛政二年十一月四日、御目付達書、

琉球人登城之節

一萬石以下下乘内、侍一人、草履取一人、雨天之節は傘持一人、御立關前冠木御門より内は、手傘相用候事、

一下乘内は挾箱一切入申間敷候事、

但、中之口に部屋有之面々は、挾箱内に入可申事、

一中之口より登城之面々は、供廻り中之口御門内に片寄差置可申候事、

一下乗所に相殘候供廻り、并乗物共登城には、直に相拂、大手向寄之分は小笠原左京大夫屋敷前の差置候、内櫻田向寄之分は、内櫻田下馬所の差置候事、

一大手下馬所に相殘候供廻り、登城候と直に相拂、酒井左衛門尉屋敷脇に差遣置候事、

一内櫻田下馬所に相残り候供廻り、登城候と直に相拂和田倉御門内馬場際に差遣置候事、

一出仕之面々退散之儀は、琉球人大手御門邊迄罷越候を見合退散之事、

但、出仕之面々供廻り、御徒目付御小人目付致差引候事、

右之通、伺相濟候間申達候、以上、

十一月四日

桑原善兵衛
井上圖書憲法類集

寛政二年十一月四日、御目付達書、

琉球人登城、并御暇之節、御目通に罷出候者之外、殿中鬘斗目半袴着用之事、

右之通、伺相濟候に付申達候、以上、

十一月

桑原善兵衛
井上圖書御徒方萬年記、憲法類集

同月琉球人川行して大坂に着す、同廿一日江戸に參着、同廿五日松平島津、少將齊宣參勤御禮あり、同廿七日米二千俵を賜はる、同日齊宣從四位上中將に叙任す、

公方様御世繼につき、寛政二年の冬薩州侯自注、松平豐後守に從て、琉球王の使者參府、十一月に浪華の川行あり、其行列、

御船印
紺白段々筋
鳥船

朱書
大坂御船手
朽木修理家來
給 人

松平豐後守船
憲頭
屋形船
佐夜六郎次郎

御船印
紺白段々筋
早船一艘

朽木修理組
與 力
御船印上二同
使船一艘

御船印
紺白段々筋
早船一艘

朽木修理組
與 力
御船印上二同
使船一艘

朱書
石州津和野城主四萬石

龜井隱岐守船

川御座船

國師眞言屋親雲上
樂師上原親雲上
右玉城親雲上
路次樂九人
琉球中間二人
供琉球人三人

新番壹人
中小姓壹人
同心三人
小 四人

小使船一艘
手水船一艘

松浦壹岐守船

川御座船

儀衛正兼本親雲上
掌輪史大濤親雲上
樂師伊江親雲上
路次樂九人
琉球中間二人
供琉球人三人

新番壹人
中小姓壹人
同心三人
小 四人

小使船一艘
手水船一艘

朱書

豐前小倉城主十五萬石
小笠原左京大夫船
船印三階菱

川御座船 正使宜野灣王子

贊備官	田里親雲上	使番壹人	小使船一艘
使贊	座喜味親雲上	使番壹人	
右同	伊渡山親雲上	中小姓壹人	
樂師	與世山親雲上	琉球用達壹人	
樂童	小波津里之子	醫師壹人	手水船一艘
右同	渡慶次里之子	琉球館附役壹人	
右同	國頭里之子	同心貳人	
牌持	貳人	小人三人	
涼傘持	壹人		
供琉球人	六人		小使船一艘

松平豐後守船 船印丸三十文字
 供琉球人十二人
 小使船一艘 同心一人 小使船一艘 同心壹人
 小使船一艘 同心二人
 副使 幸地親方
 使贊波平親雲上 馬廻一人 使船一艘 同心一人
 右同和守慶親雲上 中小姓二人
 樂師新川親雲上 琉球用達一人
 樂童子上間里之子 同心二人
 右同伊舍堂里之子 同心三人
 右同伊是名里之子 手水船一艘
 供琉球人十一人

供琉球人七人
 小屋形船一艘 同心一人 上荷船一艘 供之者
 同心壹人
 供琉球人七人
 小屋形船一艘 同心二人
 手水船一艘

朽木修理家來 御船印上三同 松平豐後守船
 用人 使船一艘 屋形船一艘

上三同
 御船印緋白段
 早船一艘

同 心 一 人
 小人 二人
 馬廻中小姓用達供之者
 留守居役 上三同 吉井七郎右衛門 屋形船一艘 伊集院隼衛
 用人

同 此間披而 大鳥毛 步行 及籠 駕

同 同 ○ 弓 具足 鑓 步行 及籠 駕

鑓 長柄 茶辨當 馬同勢 弓 具足 挾箱 鑓 具足 武具長持 鳥毛 挾箱 步行 步行 及籠

鑓 騎馬 長柄 駕同勢 弓二張 具足 武具長持 鑓 長柄 茶辨當 挾箱 馬 駕 供 供 供 供 鑓 駕

大鳥毛 挾箱 鑓 步行 步行 打物 及籠 駕 鑓 長柄 茶辨當 挾箱 馬 駕 供 供 供 供 鑓 駕

挾箱 鑓 步行 步行 及籠 駕 鑓 長柄 茶辨當 挾箱 馬 駕 供 供 供 供 鑓 駕

○ 騎馬 薩州 騎馬大勢 是より 米二千俵

大押 島津石見甲子夜話、
寛政二年十一月廿日、攝津守寄廻田正致、渡、

之、以上寛政年録、
寛政二年十一月廿七日 上使山田肥後守 松平豊後守

御目付に
琉球人松平豊後守召連、明廿一日江戸着之事、
十一月廿日 上使松平和泉守 松平豊後守

同月廿二日
右就參府被遣之、
同月廿五日

右は、琉球人召連參府に付被遣之、柳營日次記、
同月廿九日、來月二日使者登城の時、御席拜見等の事を御目付に傳へしめらる、十二月朔日、中將齊宣よりの獻物を納るにより、御徒一組持運の事を役す、兼日其達書あり、同日明日登城により、出仕の輩衣服刻限等の觸あり、
寛政二年十一月廿九日、大膳亮按するに、若年

御黒書院

御目付に

銀五拾枚、
卷物二十、
銀馬代、
同、
松平豊後守
松平豊後守家來
島津伊賀
伊勢 播磨

一來月二日、琉球國中王使者登城御禮申上候節、
出御以前使者御禮之席、致案内見せ可被申候、通詞も附參候事、
一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間を相廻り詰候席々に可罷在候事、
一琉球人自分之御禮相濟候は、早速殿上之間に參候様可被致候事、

同月廿七日
此度琉球人召連、御機嫌に思召候、依之從四位上被任中將、
右於御白書院縁類、老中列座伊豆守達之、書付渡

右之通、可被得其意候、
十一月寛政年録、

寛政二年十月廿四日

琉球人献上物、登城前日松平豊後守家來差添持參、直に大廣間を飾付候間、其節御玄關手長之儀、御目付達有之、

同年十一月晦日、青山大膳亮春阿彌を以渡御書付、

御徒之者

琉球人献上物有之候間、羽織袴着之、御禮前日御城に罷出運候様可被申渡候、

十一月

同年十二月朔日

琉球人献上物有之候に付、手長一組出役有之、以上、御徒方萬年記、

寛政二年十二月朔日

高

家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣

着用、法印法眼裝束に而五半時登城候様可被達候、無官之面々は不及登城候、

十二月朔日

同日

溜詰

御譜代大名

同嫡子

明日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋着用、五半時登城候様可被達候、尤無官之面々は不及登城候、

十二月朔日、柳營日記、制令通葉、

同月二日、中山王尙程の使者宜野灣王子登城により、大廣間に出御拜謁をゆるさる、御代替御禮なり、獻物等例のことし、

寛政二年十二月二日、琉球人登城道筋、

芝松平豊後守屋敷より増上寺表門前、夫より通り

町芝口橋際より左に、幸橋御門に入、豊後守中屋敷

に立寄、夫より松平肥前守屋敷脇、松平大膳大夫屋敷

前通り、日比谷御門八代洲河岸辰之口水野出羽守

屋敷前通り、大手御門より登城、

尤退出之節、右之道筋之通、一話一言、

寛政二年十二月二日琉球人御目見御次第書、

一從琉球國中山王、就御代替使者宜野灣王子差渡候付而登城、

一宜野灣王子御玄關階之上に至時、大目付貳人出向案内而、殿上閣下段差添着座、從者同所次之間

わ列座、下官之族は御玄關前庭上群居、

一松平豊後守登城、殿上之間下段着座、

一出仕之面々、直垂狩衣大紋布衣素袍着之、

一中山王書簡、大目付貳人に而請取之、

一大廣間出御、御上段御厚疊敷重、以唐織包、四之

角大總付之、御擗御刀掛御着座、

一御簾掛之、

一御後座に、御側衆御太刀之役伺公、

一御下段西之方三疊目通り、松平肥後守、松平隠岐

守、松平若狹守、老中彈正大弼格本多忠勝、順々着座、

一西之御縁類之方に疊敷之、高家鷹之間詰之四品

以上列座、

一南板縁次に、諸大夫之鷹之間詰同嫡子、御奏者番

同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、番頭、芙蓉之間御役人列座、

一二之間北之方、二本目三本目柱之間より、御擗障

子際東之方、四品以上之御譜代大名列座、

一二之間に、諸大夫之御譜代大名同嫡子、三之間に

布衣以上之御役人、法印法眼之醫師列座、

一豊後守、御次御襖之外際南に向着座、

一宜野灣殿上之間より大廣間を、大目付二人案内

に而、二之間諸大夫之御譜代大名西に向着座、

一松平豊後守右出座、御下段御敷居之内に而御目

見、御奏者番披露之、御中段迄被召出之、今度琉

球之使者遠路召連、太儀被思召候段上意有之、老

中御取合申上、御次は退去、于時老中召之、宜野

灣御前は可差出旨被仰出之、於御次御誼之趣豊

後守は老中達之、

但、宜野灣御禮之内、豊後守御襖之外扣罷在

候、

一中山王より所獻之品々、出御以前より南之板縁

東西より御目通に順々並へ置、

一宜野灣自分之進物も、同事に並へ置、

但、獻上之御馬、諏訪部文九郎村松四兵衛支配之、御馬乘二人庭上へ牽出、文九郎四兵衛差添罷出、

一獻上之御太刀目録、御奏者番持出之、御中段より二疊目置之、中山王と披露之、宜野灣出席御下段より四疊目に而奉九拜退去、御太刀目録御奏者番引之、

一老中召之、宜野灣儀遠境相越、太儀に被思召旨被仰出之、於御次御誼之趣、豊後守に老中傳之、則宜野灣重而出席、自分之御禮於板縁奉三拜、御奏者番披露退座、大目付二人案内に而、殿上間同列下段に着座、豊後守も殿上之間に退去、

根平豊後守家來壹人

右於板縁奉拜台顔、御太刀目録御奏者番披露退去、畢而御間之御襖障子老中開之、御敷居際立御、御譜代大名、其外一同、御目見相濟而入御、一老中彈正大弼殿上之間に相越、向宜野灣會釋有之則退去、其後大目付差圖に而宜野灣退出、大目付貳人御立階上迄送之、先達而從者退出、但、老中彈正大弼送無之、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所に勤仕、

一大番より出人百人、大廣間に勤仕、

中山王獻上物、

一御太刀一腰 一御馬一疋自注、裸脊、 一壽帶香

三拾箱 一香餅二箱 一龍涎香百袋

一哇織芭蕉布五十反 一太平布百疋 一

島織芭蕉布同 一久米島綿百把 一縮緬

五十卷 一羅紗二十間 一青貝大卓二脚

一堆錦硯箱一對 一泡盛酒十壺

宜野灣王子自分之御禮獻上物、

一壽帶香十箱 一大官香十把 一太平布二

十疋 一島織芭蕉布二十端 一泡盛酒二

壺

琉球人之名官、

正使 宜野灣王子 副使 幸地親方

贊儀官 田里親雲上 樂正 識名親雲上

掌翰史 大灣親雲上 儀衛正 兼本親雲上

團師 直喜屋親雲上 樂師 上原親雲上

玉城親雲上、伊江親雲上、與世山親雲上、親川

親雲上 樂童子 小波津里之子 渡慶須

里之子、國頭里之子、上間里之子、伊舎堂里之

子、伊是名里之子 正使使贊 座喜味親雲

上、波平親雲上、伊渡山親雲上 副使使贊

和宇慶親雲上 從者之内に而醫師 高宮城

親雲上 從者 我那霸親雲上、鳥袋親雲上

從者之内に而包丁 稻福親雲上 從者 伊

佐親雲上、田里親雲上 内々與力役 美里

親雲上 小姓 本部里之子、嘉味田里之子、

以上甲子夜話、

琉球人獻上硯屏之詩

暖風開館宇、瑞靄接蓬瀛、雲斂重霄淨、泉涵萬象清、

青山恒不老、綠樹自長生、髣髴聞仙籟、時和鳳鳥鳴、

同

嶺高懸紫翠、松茂蔭峻嶂、濤捲風聲合、根盤露氣凝、

雲霞成組綸、日月並升恒、遠邇齊翹首、參天最上層、

一話一言、

寛政二年十二月二日、琉球人登營、殿中裝束、出人

素袍着、如官日薄抄、

寛政二年琉球國中山王之書翰寫、

謹呈一翰候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存候、然者就御代替、以使者御祝儀申上候儀、從豊後守奉伺候處、伺之通被仰渡辱次第奉存候、因茲爲御祝儀、今般宜野灣王子差上之候、隨而御太刀一腰、御馬一疋、并目録之通獻上之仕候、宜御執成奉願候、誠惶謹言、

四月三日

中山王尙穆判

松平越中守様

鳥居丹波守様

松平伊豆守様

松平和泉守様

謹上

按するに、越中守は定信、丹波守は忠意、和泉守は兼完なり、伊豆守は前にあり、

謹呈一翰候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存候、御代替以使者御祝儀申上候段、豊後守奉伺候處、伺之通被仰渡、今般宜野灣王子差上之候、依之、爲御祝儀、御太刀一腰、御馬一疋并目録之通獻上仕候間、如斯御座候、誠惶謹言、

四月三日

中山王尙穆判

謹上本多彈正大弼様、一話一言、栗園漫抄、○按するに、より、別簡を贈りしなり、

同月三日、明後五日御暇の時、賜物持運の御徒、同四日明日音楽により、給仕手長の御徒出役の事を、御目付より達す、同日出仕の輩、衣服制限等の觸あり、かつ、かれ登城の毎度、出仕の輩妄に見物する事を禁せらる、此御書付はし

寛政二年十二月三日、安藤對馬守按するに、若年寄信明、專阿彌を以渡御書付、

御徒之者

明後五日琉球人の被下物有之候間、熨斗目上下着運候様可被申渡候、

十二月三日

同月四日、御目付達書、

明五日琉球人音楽被開召候節、御菓子被下候、正徳兩度は、御饗應あり、享保度よりやめられて、たゞ菓子酒吸物を賜はりし、此時菓子之外、酒吸物は賜はらず、寛政八年にいたりて、再び享保已席々左之通、後の例に復せらる、

帝鑑之間

松平豊後守

給仕手長

御徒貳人

殿上之間御下段

中山王使者

給仕手長

御徒貳人

柳之間御次

從者

給仕手長 御徒拾五人

右之通、御心得御差出可有之候、

十二月四日

寛政二年十二月四日、松平伊豆守御目付桑原善兵衛を以渡御書付、

高

家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

布衣以上之御役人

法印法眼之醫師

明五日、琉球人音楽被開召、并御暇被下候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼之醫師裝束に而、五半時登城候様被可達候、無官之面々は出仕不及候、

十二月

同日松平伊豆守口達之由、御目付井上圖書爲見候御書付、

琉球人登城之節、出仕之面々猥に見物有之哉之

趣相聞候、左様には有之間敷事に候、外國人之事に候得は、別而御外聞にも抱り候間、平日よりは猶更御作法も相立候様、辨も可有之事に候、一切殿上之間御廊下之邊に不相越候様、一統可申達置候、以上、柳營日次記、御徒方萬年記、

同月五日、大廣間に出御、音楽を聴せらる、畢而御暇賜物あり、同六日、廣大院殿に獻物あり、

寛政二年十二月五日

一今五時大廣間に出御、於御椽類琉球人音楽有之、九時相濟被遊入御候而以後、於大廣間老中列座、琉球人御暇被下之、中山王に御代替に付、銀五百枚、綿五百把、正使に銀二百枚、時服十、從者惣中ね銀三百枚、樂人十人、時服三宛、右之通被下之、

一松平豊後守帝鑑之間、王子には於殿上之間御下段御菓子被下之、樂童子從者には於柳之間、右之通被下之、

一松平豊後守家來、於蘇鐵之間御菓子被下之、一御玄關前腰懸、并大手下馬腰懸におゐて、下官の強飯被下之、柳營日次記、

寛政二年十二月五日、琉球人音楽、并御暇之次第、一琉球人音楽被開召、且御暇被下置候に付登城、一宜野灣王子御玄關階之上至時、大目付二人出向案内に而、殿上之間下段着座、從者同所次之間列座、下官之族者御玄關前庭上群居、一松平豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、一出仕之面々、直垂狩衣大紋布衣素袍着之、一大廣間御下段御次之御襖障子取拂、二之間北之方二本目三本目柱之間より、御襖障子際東之方ね四品以上之御譜代大名列座、一二之間に諸大夫之御譜代大名同嫡子、三之間に布衣以上御役人、法印法眼之醫師列居、一西之御椽之方疊敷之、高家鷹之間詰之四品以上列居、一南板椽次に、諸大夫之鷹之間詰同嫡子、御奏者番、菊之間椽類詰同嫡子、番頭芙蓉之間御役人列座、一出御以前、松平豊後守大廣間御下段、上より五疊目通東之方着座、御向之椽に疊敷之、宜野灣御椽御敷居之際東之方伺公、琉球之樂人は御向に列

居、

一大廣間出御御先立、按ずるに、御先立の姓名を脱す、御上段御厚疊
 三疊重之、以唐織包之、四之角大總付之、御梅御
 刀掛御着座、御簾掛之、御後座御側衆伺公、
 一御下段西之方、上より三疊目通松平肥後守、松平
 隱岐守、松平若狹守、老中彈正大弼順々着座、
 一西之御椽類に若年寄伺公、

一御前之御簾あかり、中興御小姓役之、
 一音樂始御奏者番勤之、樂畢而琉球人殿上之間に
 退去過而、豊後守着座より進み出御御目見、老中
 御取合申上候而御次は退去、畢而入御、

但、溜詰御譜代大名謁老中彈正大弼退去、豊後
 守殿上之間に退去、

一入御以後、大廣間二之間老中彈正大弼若年寄、北
 之方御襖障子際へ附、東之方へ順々列座、于時豊
 後守先達而右之席南之方に着座、其後大目付二
 人案内に而、殿上之間より宜野灣、大廣間上之間
 御敷居際西へ向着座、對老中彈正大弼一禮、各會
 釋有而、宜野灣御敷居之内に出席之節、豊後守に
 從ひ二之間中央迄罷出、此時御代替に付、遠路使

者差上御喜悅被思召候、中山王は白銀綿被遣由、
 上意之趣老中豊後守に傳之、

白銀五百枚、綿五百把、中山王は
 右之被遣物、最前より大廣間御下段に並置、御襖
 障子明置、宜野灣は相見せ、畢而大目付二人差圖
 に而、四之間に宜野灣退、御襖障子御同朋頭兩人
 に而、内之方より閉之、

白銀二百枚、時服十、宜野灣王子は
 右西之御椽より進物番持出、大廣間三之間、上よ
 り一疊隔中通東之方に並置、大目付二人案内に
 而、宜野灣二之間中央に出席、于時白銀時服被下
 旨老中傳之、一禮畢而三之間に退去、拜戴之畢
 而、大目付差圖に而四之間に退座、被下物御車寄
 之方に進物番引之、過而、

白銀三百枚、從者惣中
 時服三宛、樂人共は

右白銀西之御椽より進物番持出之、三之間東之
 方御敷居際に置之、此時宜野灣二之間中央迄出
 座、白銀從者惣中に被下、且今日樂相勤候に付
 而、樂人の時服被下旨、宜野灣は老中傳之、宜野

灣一禮有而殿上之間に退座、

一殿上之間に而、中山王は被遣物目錄、并老中より
 之返簡、大目付貳人持奏宜野灣に相渡、

一高家鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間椽
 類詰同嫡子、三之間南之方敷居際後にして、西之
 方より東之方に折廻し着座、

一御奏者番、且芙蓉之間御役人、布衣以上之御役
 人、南之椽西之方より御車寄東之方折廻し列居、
 一宜野灣退去、大目付貳人御立關階之上迄見送、
 但、老中彈正大弼送無之、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所
 に勤仕、

一大番より出人百人、大廣間四之間に勤仕、
 又琉國之音樂上聽之時之樂帖、并曲詞、

第一奏樂

萬年春 鑼 新川筑登之親雲上 笛 渡慶
 次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼
 國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼
 伊舍堂里之子 插板 伊是名里主
 第二奏樂

賀聖明 鑼 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼
 國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼
 伊舍堂里之子 插板 伊是名里主

第三奏樂

樂清朝 鑼 新川筑登之親雲上 笛 渡慶
 次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼
 國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼
 伊舍堂里之子 插板 伊是名里主

天初曉 三絃 國頭里之子 琵琶 渡慶次里
 之子

第五唱曲

紗窓外 洋琴 上間里之子 三絃 伊舍堂里
 之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次
 里之子 朱書折本 又奏樂帖

第一奏樂

鳳凰吟 鑼 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼
國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼
伊舍堂里之子 搜板 伊是名里主

第二奏樂

慶皇都 鑼 新川筑登之親雲上 笛 渡慶
次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼
國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼
伊舍堂里之子 搜板 伊是名里主

第三唱◎曲脫力

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里
之子 四絃 渡慶次里之子 洞簫 小波津
里之子

第四唱曲

奉霞觴 提箏 伊是名里主 三絃 國頭里之
子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之
子

第五唱曲

琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里
之子 朱書折本 曲 詞

天初曉

天初曉瑞氣降來臨五彩卿雲扶日昇江山美錦繡新更
喜的是良晨愛俺君王新即位恩光普照東溟家々戶々
管絃與歌聲焚香禮拜祝聖明物華天寶人阜年豐俺通
國萬古千秋慶大平又

紗窗外

紗窗外月影斜映照梁上那得睡着寂然獨坐相思々々
道我來時日暑風薰既上京霜雪相交地異時殊客心客
心動又想起這般此行何幸是多沐恩波却及我身榮光
榮光好若在家不爲遠勞如何我等沐恩多又

奉天景

春色兒嬌來麗客和暖氣兒喧景物兒飄々美堪憐花開
三月天嬌嬌葦草萌芽桃似火柳如烟士女王孫戲耍
鞦韆春天一去再不來請看上苑內蝴蝶兒對々の穿花
把兩翅兒搨清明上景園和風吹牡丹玉樓人沈醉倒在
杏花兒天又

邦家調

邦家自創業以來天寶物華好此堯天一來呢國泰民安
樂大平二來呢歌衛舞祝盛代我知道呀泰運永亨日
升月恒我知呀千億萬年福無疆

乾坤泰厚玉燭調五風十雨五穀豐千榮秀民康俗美我
親協和之盛今朝廷明王相繼仁同天遐邇願心趨闕爭
獻千歲爺子孫綿昌壽考長萬年

奉霞觴

奉霞觴莫負良霄美景一盃一酌共一兒吟之珍饈品肴
三牲五鼎調兒曹經論飽學男兒表若使三遷教兒曹書
香已有饒心得个个簪纓紗縵裘伊須簪紒昂霄代々
公侯萬古兒標華堂春色滿應幃只見瑩光燦爛明一曰
福二曰祿三曰壽黃金滿屋珠盈斗門闌喜氣如春晝看
世上誰能得勾丹桂芳名秀百品遐齡眞罕有康寧福壽
皆馳湊歲々綿々天長地久以上、甲子夜話、

寬政二年十二月五日、琉球人音樂御暇登城、御老中
御返簡左之通、

芳札令披見候、公方樣益御機嫌能被成御座、恐悅
之至尤候、就御代替之御事、爲御祝儀可申上、今
度以使者宜野灣王子、如目錄獻上之候、御前被
召出之、御喜色之儀候、猶松平豐後守可申述候、
恐々謹言、

十二月五日

本多彈正大弼
戶田采女正

松平和泉守

松平伊豆守

鳥居丹波守一語

○按するに、戸田采女正氏教は、こし十一月十六日
日老中なる故に來簡には其名をもらせしなり

寬政二年十二月五日、琉球人音樂有之候に付、給仕
手長一組二十人、被下物手長半組出役有之、御徒方萬
年記、

寬政二年十二月六日、御臺様中山王より獻上物、

一壽帶かう二十箱 一しやひん二箱 一り

うせん香五十袋 一石の人形二鉢 一玉の

風鈴壹對 一沈金御れうし箱、一通 一こんす

二十卷 一大平布五十ひき 一あや絹子五

十たん 一あわもり酒五壺

右之通、松平豐後守家來市來次郎左衛門を以差上

之、於檜之間調小笠原石見守、寬政年錄、

同月九日、琉球人老中若年寄の宅にいたる、同十一

日、御三家方にまいる、

寬政二年十二月九日、御老中方若年寄衆に罷越候

道筋、

芝松平豐後守屋敷より増上寺表門前、夫より通り

町、芝口橋際より左に、幸橋御門に入、松平大膳大

夫屋敷脇道通り、日比谷御門八代洲河岸龍之口本多彈正大弼殿、松平和泉守殿、戸田采女正殿、安藤對馬守殿に罷越、夫より龍之口小普請方定小屋前通り、神田橋御門内鳥居丹波守殿に罷越、御堀端通り大手御門前通り堀田攝津守殿に罷越、和田倉御門内に入、青山大膳亮殿、松平越中守殿、井伊兵部少輔殿、松平伊豆守殿、京極備前守殿に罷越、外櫻田御門上杉彈正大弼屋敷前、松平大膳大夫屋鋪脇通、夫より元之道筋之通、芝松平豊後守屋敷に、同十一日、御三家方に罷越候道筋、芝松平豊後守屋敷より赤羽橋土器町、西久保八幡前天徳寺裏門前、相良壹岐守屋敷前、御堀端通虎之御門に入、松平雅之助屋敷前脇、井伊掃部頭屋敷後、永田馬場松平出羽守屋敷脇前、紀伊殿に罷越、夫より麴町五丁目井伊掃部頭中屋敷脇喰違通り、紀伊殿赤坂御門前御堀端、四ッ谷御門外御堀端通り、市ヶ谷八幡より尾張殿に罷越、夫より八幡前通、市ヶ谷御門外御堀端、船河原橋小石川御門外、水戸殿に罷越、夫より御茶之水聖堂前昌平橋に入、須田町通り日本橋通町芝口橋、増上寺前通り、芝豊

後守屋敷に、一話一言、同月十一日、老中松平伊豆守信明、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、同十四日、大目付御目付等にも賜物あり、同三辛亥年三月廿日、道中人馬御用を勤めたる御勘定組頭、及び御勘定にまた褒銀を下さる、寛政二年十二月十一日
時服二 松平伊豆守
右琉球人御用相勤候に付、於御前被下之、同月十四日
芙蓉之間
大目付
山田肥後守
時服三 松浦越前守
時服二 御目付 桑原善兵衛
井上 圖書
右者、琉球人參府御用相勤候に付被下候旨、老中列座松平和泉守申渡之、
燒火間
御徒目付
三宅 權三郎
山本 熊次郎
銀三枚宛

通航一覽卷之十八

琉球國部十八

○來貢 寛政八年

寛政七乙卯年十二月廿四日、老中安藤對馬守信成琉球人參府御用を命せらる、同八丙辰年五月七日、御目付松平田宮も同じく御用懸となる、此他の御用懸、大目付守、御目付矢部彦五郎等なり是、安藤大和守、池田筑後守より前、命せられしなるへし、同年十月十六日、かれ登城の時、出仕の輩下乗下馬供廻等の事を御目付より達す、
寛政七乙卯年十二月廿四日
安藤對馬守

右來秋琉球人參府之御用、於奥被仰付之 寛政年錄、御徒方萬年記、
寛政八丙辰年五月七日
御目付 松平 田宮
琉球人參府御用

右被仰付旨、於新番所前溜、伊豆守按するに、老中松平信明申渡之、寛政年錄、
寛政八年十月十六日御目付達書、琉球人登城之節、一萬石以下、下乗橋内、侍壹人、草履取壹人、雨天之

竹内 源藏
高木 幸次郎

右琉球人御用相勤候に付被下旨、安藤對馬守申渡之、
秋山 松之丞
深澤 伊兵衛

金一枚宛

右同斷御用相勤候に付被下旨、於奥相濟、
同三辛亥年三月廿日

銀十枚宛

御勘定組頭
各務 傳之丞
小笠原 三九郎
御勘 戸 金 藏
名代 河合十郎左衛門

銀七枚宛

中村與惣右衛門
三井清左衛門
右者、琉球人參府之節、道中筋人馬繼御用取扱骨折候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、松平伊豆守申渡之、攝津守侍座、以上、柳營日次記、

通航一覽卷之十七終

節者傘持壹人、御玄關前冠木御門より内者、手傘相用候事、

一下乗内ハ挾箱一切入申間敷候事、

但、中之口部屋有之面々者、挾箱内ハ入可申事、

一中之口より登城之面々供廻り、中之口御門内に片寄差置可申候事、

一御玄關より登城之面々、供廻り、草履取とも、臺部屋口御門内ハ差遣置候事、

一下乗所に相残り候供廻り、并乗物とも、御本丸退散之分者、登城候と直に小笠原右近將監屋敷前ハ相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸ハ罷越候面々供廻り者、登城候と直に京極備前守殿脇ハ相拂、西丸下乗所に相残り候廻り之儀も、同所ハ相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸ハ罷越候布衣以上之面々、琉球人下乗橋邊迄退散を見合、蓮池御門西丸御裏御門通り、中之口より罷越退散之儀者、琉球人外櫻田御門邊迄罷越候を見合、致退散候事、
但、右之面々供廻り者、西丸御裏御門外ハ相拂

差置候事、

一大手下馬所に相残り候供廻り、登城候と直に相拂、酒井左衛門尉屋敷脇ハ差遣置候事、内櫻田下馬所、西丸大手下馬所に相残り候供廻り者、主人退散之最寄次第、和田倉御門内馬場際、并外櫻田御門外上杉彈正大弼屋敷脇、松平駿河守屋敷前ハ差置候事、出仕之面々退散之儀者、大手最寄之分者、琉球人内櫻田御門邊迄罷越候を見合、内櫻田最寄之分者、琉球人西丸大手御門入候を見合退散候事、

但、出仕之面々供廻り、御徒目付御小人目付致差引候事、

右之通、伺相濟候間申達候、以上、
辰十月

矢部彦五郎

松平 田宮御徒方萬年記

同年十一月廿五日、琉球人江戸に参着す、同廿九日松平島津、中將齊宣に、米二千俵を賜はる、

寛政八年十一月廿四日、備前守、按ずるに、若年寄京極高久、渡、

琉球人明廿五日江戸著之事、
御目付ハ

十一月廿四日寛政年録

寛政八年十一月廿五日、琉球人江戸参著、近世東西略史、

寛政八年十一月廿九日

米貳千俵

右琉球人召連候に付被遣之、寛政年録、如宣御簿抄、松平豊後守

十二月三日、かの使者御禮の時、御席拜見等の事を、若年寄より御目付に傳へ、また御禮御暇の時、御前に出さる輩、衣服の事及び同時安りに見物いたすまじき旨を、大目付御目付より達す、同五日中午將齊宣よりかの獻物を納るにより、御徒一組つ、兩丸に出て持運の事を役す、兼日御目付より、此事及び西城登營の時、御徒勤番の事を達す、同日明日御禮により、出仕の輩衣服刻限等の觸あり、
寛政八年十二月三日、兵部少輔按ずるに、若年寄井伊直朝、渡御書付、

御目付ハ

來ル六日琉球國中山王使者登城御禮申上候節、出御以前に使者御禮之席致案内、爲見可被申候、通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間ハ相

廻詰候席々ハ可罷在候事、

一琉球人自分之御禮相濟候ハ、早速殿上之間ハ參候様可被致候事、

右之通、可被得其意候、

十二月三日、寛政年録

寛政八年十二月三日

琉球人登城並御暇之節、御目通ハ罷出候者之外者、殿中熨斗目半袴着用之儀、御目付達有之、

同日、琉球人登城之節、猥に見物等致間敷旨、安藤對馬守殿被仰渡之候由、大目付御目付達有之、

同年十一月廿八日

一琉球人獻上物登城前日手長之儀、御目付達有之、
一琉球人西丸ハ登城之節々、五節句之通り獅子之間御徒勤番可仕旨、對馬守殿ハ伺濟、御目付達有之、

同年十二月三日、井伊兵部少輔盛阿彌を以渡、

御徒之者

琉球人獻上物有之候間、御本丸西丸ハ貳拾人つ羽織袴着之、來六日五時罷出運候様、可被申渡候、

十二月三日、以上、御徒方萬年記、
寛政八年十二月五日、安藤對馬守、大目付御目付に
渡す、

高家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明六日琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時登
城候様可被達候、

一同日於西丸獻上物有之候間、布衣以上御役人計、
御本丸相濟次第、蓮池御門通り、西丸に罷出候様
可被達候、

十二月五日 寛政年録、
制令通彙、

同月六日、中山王尙成の使者大宜見王子登城す、中將
齊宜これを携ふ、已上刻大廣間に出御、方物を献して
拜謁す、豊封の御禮なり、畢て西城にも登る、また献
物あり、

寛政八年十二月六日

一從琉球國中山王、就代替爲御禮、使者大宜見王子
差渡登城に付、溜詰、御譜代衆、詰衆御奏者番、菊
之間縁類詰父子共、高家布衣以上御役人登城、何
も長袴、

一出仕之面々、御次間并西御椽に伺公、
一已上刻大廣間出御、御上段着座、

松平豊後守

右御下段御敷居内に而御目見、御中段迄被召出、
今度琉球之使者遠路召連、太儀思召之段上意有
之、御取合有之而御次に退去、

代替二付中
山王使者

大宜見王子

献上物者、最前より御目通御板椽に並居之、

右御太刀目銀、御奏者番持出、御中段に置之、中
山王と披露、大宜見出座於御下段奉九拜退座、大
宜見儀遠境相越、太儀に被思召之旨上意之趣於
御次間豊後守に對馬守達之、則大宜見に傳之、御
請之趣對馬守に豊後守述之、

自分之御禮

大宜見王子

献上物者、最前より御目通御板椽に並置之、

酒二壺宛

但、若君様之獻上物者、西丸に差上之、寛政年録、

寛政八年十二月六日

一琉球人登城、夫より西丸に登城相濟、

松平豊後守齊宜

右御目見

中山王使者 大宜見王子

右御目見畢而、於板椽自分之御禮申上之、

一御本丸西丸に琉球人献上物有之候に付、手長一
組、但貳拾壹人勤、内組頭壹人、西丸も右同斷出
役有之、御徒方萬年記、

寛政八年十二月六日、中山王自分代替御禮、

使者 大宜見王子

登營御禮畢而西丸拜謁、殿中長袴、出人半袴、
柳營年表略録、

寛政八年十二月六日、琉球國信使大宜見王子、副使

安村親方登城御目見方物を献す、近世東西略史、

同月九日、已上刻御白書院に出御、彼國の音楽を聴せ
らる、畢て中山王尙成に上意賜物の事を、大宜見王子
に傳へしめられ、同人に御暇賜物あり、かつ齊宜はし

右出座於板椽奉三拜、御奏者番披露、退座過而豊
後守家來御目見畢而、御次伺内之面々、一統御目
見相濟而入御、

一中山王より代替に付、老中内之書翰殿上之間中
央に而、出御以前、大目付安藤大和守池田筑後守
請取之、

中山王獻上物、

一御太刀一腰 一御馬代銀五十枚 一中央

卓二脚 一石人形二躰 一籠飯一對

一島芭蕉布五拾反 一練芭蕉布五拾反

一薄芭蕉布五拾反 一太平布百疋 一久

米綿百把 一燒酎五壺

若君様之、

一御太刀一腰 一御馬代銀五拾枚 一中央

卓二脚 一石人形二躰 一籠飯一對

一島芭蕉布三拾反 一太平布五拾疋 一

久米綿五拾把 一泡盛酒三壺

公方様之
若君様之 大宜見王子より

一大官香拾把宛 一壽帶香五箱宛 一島芭

蕉布拾反宛 一練芭蕉布拾反宛 一泡盛

め大宜見從者、齊宣家人にも飯食を賜はる、此事により兼日出仕の輩、衣服制限及び御徒出役等の令あり、同日出御中、御次に着座せし帝鑑問詰本多豐後守助受、本多伊豫守忠齋不敬の事ありしにより差控仰付られ、同日大目付御目付、きのふ音樂の差引宜からざるに由て、また御前に出る事をさしめらる、

寛政八年十一月晦日

帝鑑之間 松平豐後守

給仕 殿上之間御下段 中山王使者

給仕 進物番

給仕 柳之間御次從 進物番

給仕 小十人組

右者、琉球人音樂被仰付候節、御菓子吸物御酒被下候、前々之通御徒手長御申渡可有之候、依之申達候、以上、

十一月

矢部彦五郎

松平田宮

同年十二月七日井伊兵部少輔專阿彌を以渡御書付

御徒之者

明後九日、琉球人被下物有之候間、熨斗目麻上下着之、御本丸西丸に罷出運候様可被申渡候、

十二月 同日御目付達書、

御徒頭 八人

右者、琉球人御暇被下物之節、御本丸相濟西丸に御詰有之候様、對馬守殿被仰渡候、尤御臺所之儀者、於西丸被下置候間、依之申達候、以上、

十二月

矢部彦五郎

松平田宮以上、御徒方萬年記、

寛政八年十二月八日

高 家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明九日、琉球人音樂被開召、并御暇被下候間、長袴着用五半時登城候様可被達候、

一右同日於西丸も被下物有之候間、布衣以上御役人計、御本丸相濟次第西丸に罷出候様可被達候、

十二月八日 寛政年録、
制令通覽、

十二月八日御目付廻狀

一明日表向五半時揃と被仰出候得共、早め罷出候様對馬守殿被仰渡候、寛政年録、

寛政八年十二月九日

一琉球人音樂被開召且御暇に付溜詰、御譜代衆、鷹之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰父子共、高家布衣以上之御役人、法印法眼之醫師登城、

一今已上刻大廣間に出御、御下段に松平豐後守、御椽に大宜見王子着座、

一出仕之面々、最前より御次間、并兩御縁類に着座、

一音樂有之、

一音樂畢而、琉球人殿上之間に退去、豊後守御目見申上之退去過而入御、

白銀五百枚 綿五百把 中山王に

右代替に付、遠路使者差上御喜悅に被思召候、依

之中山王に白銀綿被遣由、上意之趣大宜見王子

に、於大廣間二之間老中若年寄出座、對馬守傳達

之、

白銀二百枚 時服十

大宜見王子

右拜領物被仰付旨、於同席同人傳達之、出座同前、

白銀三百枚

從者惣中

時服三ツ、

今日樂相動候 樂人共の

右之通被下旨、於同席大宜見に同人傳達之、出座同前、

一中山王に被遣物之目錄、並老中より之奉書、於殿上之間大宜見王子に、大目付安藤大和守池田筑後守渡之、

帝鑑之間 松平豐後守

殿上之間 大宜見王子

右於席々御菓子吸物御酒被下之、老中彈正大弼

按するに、老中格 出座及挨拶、

本多忠壽なり、

柳之間 從 者

蘇鐵之間 松平豐後守家來

右於席々、御菓子吸物御酒被下之、下官に者御立

關前下馬腰掛に而強飯被下之、

一兩御番より出人五拾人御書院番所に勤仕、大御

番より出人百人、大廣間四之間に而勤仕之、

樂帖、

第一奏樂
萬年春 鑼 多嘉山親雲上 笛 具志堅里之子
里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山里之子
銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼
垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第二奏樂
賀聖明 鑼 多嘉山親雲上 笛 具志堅里之子
里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山里之子
銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼
垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第三奏樂
樂清朝 鑼 多嘉山親雲上 笛 具志堅里之子
里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山里之子
銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼
垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第四唱曲
福壽頌 昇平調 三絃 濱元里之子 琵琶 森山里之子

第五唱曲
太平頌 洋琴 今歸仁里之子 三絃 具志堅里之子
琵琶 安里里之子 胡琴 濱元里之子

又奏樂帖
第一奏樂
鳳凰吟 鑼 多嘉山親雲上 笛 具志堅里之子
里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山里之子
銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼
垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第二奏樂
慶皇都 鑼 多嘉山親雲上 笛 具志堅里之子
里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山里之子
銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼
垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第三唱曲
青山曲 二絃 安里里之子 三絃 濱元里之子
四絃 森山里之子 洞簫 具志堅里之子

第四唱曲
新囀 提箏 垣花里之子 三絃 森山里之子
月琴 具志堅里之子 胡琴 安里里之子

之子
琉歌 三絃 森山里之子 三絃 濱元里之子
子 寬政年錄

寬政八年十二月九日
一琉球人登城、音樂被聞召御暇被下之、拜領物有之、吸物御酒御菓子被下候に付、

帝鑑之間 拾人勤
御給仕 手長 內組頭壹人
殿上之間 同 斷
同斷 同 同
柳之間 同 同
同斷 同 同
被下物に付 手長 拾五人勤
西丸被下物に付 同斷 內組頭貳人
同斷 同 斷
右頭組共出勤 同斷 內組頭壹人

(朱書)但此度者、吸物御酒御菓子被下候に付、明和元申年之通、人數出勤、御徒方萬年記、同日出御中、御次に着座せし本多豊後守助受、本多伊豫守忠齋不敬の事ありしにより差扣仰付らる、同日大目付御目付、きのふ音樂の差引宜からさるによて、御前に出る事をとめらる、

寬政八年十二月九日、封廻狀、申渡之覺、

木多豊後守 名代 堀三左衛門
本多伊豫守 名代 奥田主馬

今日琉球人音樂に付、御表出御之内、御次着座之内、ぬき入袖に而罷在作法不宜不埒之儀に思召候、依之差扣被仰付之、

右於戶田采女正按するに、老中氏數、宅同人申渡、大目付松浦越前守相越、

十二月九日 大目付 安藤大和守
同月十日 池田筑後守

昨日琉球人音樂之節、三曲濟候を五曲濟候と心得、琉球人會釋致候段、危忽之至不調法に而候、依之御目通差扣被仰付之、

右於新番所前溜、采女正申渡、

御目付
矢部彦五郎
松平田宮

昨日琉球人音樂之節、三曲濟候を五曲と心得、大目付に申達候段、龜忽之至不調法にて候、依之御目通差扣被仰付之、

右於同席同人申渡、兵部少輔侍座、以上、寛政年録、
同月十二日、使者東叡山御宮に參拜す、此日、吹上にて、いひ御内覽あり、同十五日江戸を發す、

寛政八年八月廿一日、御目付達書、

寶曆二申年十二月十九日、琉球人上野御宮に參詣之節、御徒頭永井内膳組共勤番被相勤候に付、御固場所繪圖面有之候哉、御糺否御申聞可有之候、以上

八月
矢部彦五郎
松平田宮

同年十二月十一日、井伊兵部少輔盛阿彌を以渡御書付、

明十二日、琉球人東叡山御宮參詣に付、御徒頭壹人御宮廻り勤番可被致候、以上、御徒方萬年記、
寛政八年十一月廿九日、對馬守渡、

御目付に
奥平大膳大夫

黑門、文殊櫻、
所々出人 弓拾張 鐵炮貳拾挺 鐵貳拾本
御宮 相馬因幡守

所々出人 弓五張 鐵炮拾挺 鐵貳拾本
本坊表門前 間部若狹守

所々出人 弓五張 鐵炮拾挺 鐵貳拾本
琉球人東叡山御宮に參詣に付而、右之通可被相勤候、

右之通、申渡候間可被得其意候、

十一月
同年十二月九日、對馬守渡御書付

大目付に
御目付に
琉球人上野御宮拜禮之節、相詰候面々長袴着用之事、

同年十二月十日、御目付廻狀、
一明後十二日、琉球人上野御宮拜禮に付、出役之儀同後兩人罷越候様、且御用向者只今迄之通、彦五郎田宮取扱可申旨、對馬守殿鍋三郎右筆尾崎鍋三郎を以被仰渡候、

同月十一日兵部少輔渡、

御目付に
御目付壹人

明十二日、東叡山御宮に琉球人參詣之事候間、申合可被相勤候、誰被勤候哉書付可被差出候、

十二月十一日以上、寛政年録、

寛政八年十二月十二日、琉球人上野拜禮罷出道筋、半藏口より代官町、竹橋神田橋御門通、筋違橋上野、右行裝於吹上上覽所、御臺所御透見有之、姫君方御同様、女官日簿抄、柳營年表略録、

寛政八年十二月十五日、琉球人歸國江戸發足、近世史、

寛政八年十二月晦日、琉球人松平豊後守芝屋敷より歸國、如官日簿抄、

同月十九日、老中安藤對馬守信成、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、其後大目付御目付等にもまた賜物あり、

寛政八年十二月十九日、

御座之間
安藤對馬守

時服七

右琉球人參府御用相勤候付、於御前拜領之、

同月廿日

金壹枚つゝ、
奥御右筆
尾崎鍋三郎
古川吉次郎

右琉球人參府御用相勤候付、於奥被下之、

同月廿五日

時服三
大目付
安藤大和守

同
池田筑後守

時服二
御目付
矢部彦五郎

同
松平田宮

右琉球人參府御用相勤候付被下旨、於芙蓉之間

老中列座、采女正申渡、若年寄中侍座、

御徒目付
大久保元次郎

銀三枚宛
村田兵左衛門

栗田喜兵衛

福岡久右衛門

右同斷に付被下旨、於燒火之間若年寄中出座、兵部少輔申渡、

同九丁巳年四月十二日

銀七枚宛

御勘定組頭 岡松八右衛門

小出 大助

御勘定 成瀬久右衛門

銀五枚宛

中村與兵衛

支配勘定 上野 權内

銀貳枚

右琉球人參府之節、宿々御用骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、對馬守申渡、以上、寛政年

通航一覽卷之十九

琉球國部十九

○來貢 文化三年

文化三丙寅年二月七日、大目付二人、御目付二人、琉球人參府御用を命せらる、老中御用懸は、土井大炊頭利厚なり、これより前、命せられしなるへ

文化三丙寅年二月七日

大目付

伊藤河内守

神保佐渡守

琉球人參府御用取扱

右於新番所前溜、大炊頭申渡之、

御目付

土屋長三郎

仙石次兵衛

琉球人參府御用取扱

右於同席、駿河守按ずるに、若年寄榎村家長、申渡之、

同年三月十五日

御目付

黒川與市

琉球人參府御用取扱、按ずるに、此月四日土屋長三郎佐渡奉行に轉せしによりてな

通航一覽卷之十八終

右於新番所前溜、兵部少輔按ずるに、若年寄井伊直朝、申渡之、文化三年

同年九月二日、かれ參府程近きにより、御座敷向御目付見分あり、十月廿二日、また道筋を見分す、同廿四日登城の時、出仕の輩下馬供廻等、及び御禮御暇の時御前に出さる輩、衣服の事御目付より達す、十一月八日、同時出仕の輩、妄りに見物する事を禁せらる、

文化三年九月二日、御目付廻狀、

一次兵衛與市、琉球人參府前に付、御座敷向其外見分有之候、

同年十月廿二日、同斷、

一琉球人參府に付、道筋次兵衛與市明日見分被相越候、文化三年

文化三年十月廿四日、御目付達書二通、

一琉球人登城之節、四品以上萬石以上共、下乗内侍二人、草履取一人、萬石以下侍一人、草履取一人、雨天之節傘持一人召連、御玄關前冠木御門之内者、雨天之節手傘相用候事、
一御玄關より出仕之面々、御玄關前冠木御門外に

而、草履取相殘し、御玄關前迄召連候供廻り、草履取臺部屋口御門内相拂差置候事、

一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内一切入間敷候、

尤部屋有之面々、挾箱内入申可事、

一中之口登城之面々、供廻中之口御門内片寄せ差置候事、

一下乗所に相殘候出仕之面々、供廻并乗物共、御本丸より退散之分者、登城候與直に小笠原伊豫守屋敷前相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸に罷越候面々、供廻者登城候與直に京極備中守屋敷後相拂差置、西丸下乗所に相殘候供廻之儀も、同所に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸に罷越候面々、琉球人下乗橋邊迄退散を見合、蓮池御門西丸御裏御門通、中之口より罷越、退散之儀者、外櫻田邊迄罷越候を見合、御玄關中之口より致退散候事、

但、右之面々供廻者、西丸御裏御門外に相拂差置候事、

一大手下馬所に相殘候供廻者、登城候與直に相拂、

酒井左衛門尉屋敷脇に差遣置候事、

一内櫻門下馬所、并西丸下馬所に相殘候供廻者、主人退散之最寄次第、和田倉御門内馬場際、并外櫻田御門外上杉彈正大弼屋敷脇、松平備中守屋敷前に差置候事、

一西丸の出仕無之面々者、退敷之儀大手最寄之方者、琉球人内櫻田邊迄罷越候を見合、内櫻田最寄之分者、琉球人西丸大手御門入候を見合退散之事、

一出仕之面々供廻、御徒目付御小人目付致差引候事、

右之趣、伺相濟申候、依之申達候、以上、

十月

同日

琉球人登城、並御暇之節、御目通に罷出候者之外、殿中殿斗目半袴着用之事、

右之通、伺相濟申候、依之申達候、以上、

十月

仙石次兵衛

黒川 與市

同年十一月八日、大目付御目付達書、

琉球人登城之節、出仕之面々猥に見物致候儀者

勿論、殿上之間御廊下邊に一切罷越不申候様、大炊頭殿被仰渡候、依之申達候、以上、

十一月

伊藤河内守

神保佐渡守

仙石次兵衛

黒川與市以上、御徒

十一月朔日、松平島津、中將齊宣參勤御禮あり、同十三日琉球人江戸に著す、前例琉球人の着府は、大抵島津氏と同日なり、此時異日たるは、其故ありしにや、同十六日、上使を以て齊宣に苞米を賜ふ事、例のことし、

文化三年十一月朔日、已上刻御表に御出御、月並御禮相濟、

御白書院

參勤

銀馬代巻物二十

松平薩摩守

同人家來

巻物二銀馬代

岩下佐次右衛門

同

講良谷 助文化

文化三年十一月十二日、攝津守按ずるに、若年渡御書付、

寄堀田正教、

御目付に

一琉球人明十三日江戸着之事、柳營日次記、

文化三年十一月十三日、琉球人江戸着、此節道筋品

川片町通り、田町一丁目より松平豊前守屋敷東角、

辻番所を廻り、夫より松平薩摩守屋敷へ入る、雜事

文化三年十一月十六日

上使伊藤河内守

松平薩摩守

米二千俵

右琉球人召連參府に付被遣之、柳營日次記、栗園漫抄、

同月廿日、西丸にをいて登城の習禮あり、其後使者御

席拜見、及ひかの獻物手長の事、かつ御禮の時、衣服

刻限の令あり、

文化三年十一月廿日、御目付廻狀、

一琉球人參府に付、明日於西丸習禮、並御座敷爲見

分大炊頭殿御越に付、次兵衛與市被相越候、

同年十一月廿一日、堀田攝津守達、

御目付に

一來る廿三日、琉球國中王使者登城御禮申上候

節、出御以前に、使者御禮之席致案内見せ可被申

候、通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間に相

廻り、詰候席々に可罷在候事、

一琉球人自分御禮相濟候は、早速殿上之間に參候様、可被致候事、

右之通、可被得其意候、西丸に而も同様可被心得候、

十一月以上、文化年録、

文化三年十月廿七日、御目付達書、

琉球人獻上物、登城前日松平薩摩守家來差添持參、

直に大廣間に飾附候間、其節御玄關手長御徒御差

出可有之候、且西丸に獻上物之儀も御本丸に准し、

諸事寛政度之通、御心得可有之候、以上、

十月

仙石次兵衛

黒川 與市

十一月廿日、攝津守三阿彌を以渡御書付、

御徒之者

琉球人獻上之物有之候間、二十人羽織袴着之、來廿

二日五時、御城に罷出連候様可被申渡候、

十一月

同日近江守按ずるに、若年渡御書付、

御徒之者

大納言様は、琉球人獻上物有之候間、二十人羽織袴

着之、來廿二日五時過、西丸に罷出運候様可被申渡候、

十一月

同月廿一日、御目付違書、

明廿二日、琉球人御本丸西丸に獻上物、松平薩摩守家來大廣間に飾附候間、先達而申達置候通、御心得可有之候、以上、

十一月廿一日

仙石次兵衛
黒川與市

同月廿二日

琉球人獻上物手長

遠藤三左衛門組共

文化三年十一月廿二日、大炊頭攝津守殿渡御書付、

高家
小山新三郎組共以上、御徒方萬年記

鷹之間詰同嫡子
御奏者番同嫡子
菊之間縁類詰同嫡子
芙蓉之間御役人
御本丸布衣以上之御役人
法印法眼之醫師

明廿三日、琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時登城、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

但、法印法眼、西丸に罷出に不及候、

十一月廿二日

同日

溜詰
御譜代大名同嫡子

高家
鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子
菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人
御本丸布衣以上之御役人

右之面々、琉球人御禮之節、御本丸相濟連池通り西丸に仕候様に、向々に可被達候、

十一月御禮日次記、御徒方萬年記、制令通葉

同月廿三日、中將齊宣豊後守齊興、使者讀谷山王子を率ゐて登城す、已上刻大廣間に出御、讀谷山拜謁して、中山王尙願の襲封を謝し奉る、獻物あり、畢て西城に登り、慎徳院殿に拜謁す、また獻物あり、廣大院殿にも、物を

獻する事、例のこゝし、例

文化三年十一月廿三日

琉球人登城に付、溜詰、御譜代大名、高家、鷹之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰、右父子共布衣以上御役人法印法眼之醫師登城、

一從琉球國中山王自分之代替に付、使者讀谷山王子差渡候に付登城、

一讀谷山王子御立關階之上に至時、大目付二人自注伊藤河内守、神保佐渡守、同向、案内に而殿上之間下段着座、從者出前次間列居、下官之族者、御立關前庭上に群居、

一松平薩摩守同豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、

一出仕之面々各長袴、
一中山王書簡、大目付二人に而受取之、

讀谷山御禮之次第
一已上刻大廣間出御、御先立、御上段御厚疊三疊重、以大總付之、御着座、御刀掛、御着座、

一御簾掛之、
一御後座に、御側衆御刀之役同公、

一御下段西之方、上より三疊目通より、松平讃岐守

井伊辨之助老中順々着座、

一西之御縁類に若年寄同公、

一西之御縁之方に疊敷、高家、鷹之間詰之四品以上列座、

一南板縁に、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、番頭芙蓉之間御役人列候、

一二之間北之方、二本目三本目之柱之間より、御襖障子際東之方に、四品以上之御譜代大名列候、

一二之間に、御譜代大名同嫡子、三之間に、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師列居、

一薩摩守豊後守、御次御襖之外際南向着座、
一讀谷山殿上間より大廣間、大目付二人案内に而、二之間御譜代大名前西に向着座、

松平薩摩守
右出座、御下段御敷居之内に而御目見、御奏者番披露、御中段迄被召出、今度琉球之使者遠路召連、大儀に被思召之段上意有之、老中御取合申上之、御次は退座、

松平豊後守
右出座、御下段御屋敷居之内に而御目見、披露同

前、退座過而老中召之、讀谷山御前可差出旨被仰出、於御次間御誼之趣、薩摩守に老中達之、但、讀谷山御禮之内、薩摩守豊後守御襖之外扣罷在、

一 中山王より所獻之品、出御以前より南之板縁東西より御目通順々に並置、

一 讀谷山自分之進物も、同事に並置之、

一 獻上之御太刀目録、御奏者番持出之、御中段下より二疊目置之、中山王と披露、讀谷山出席、御下段下より四疊目に而奉九拜る、退去、御太刀目録御奏者番引之、

一 老中召之、讀谷山儀、遠境相越大儀被思召旨被仰出之、於御次之間御誼之趣、薩摩守に老中傳之、則讀谷山に薩摩守達之、御請申上、其趣老中に薩摩守述之、

一 讀谷山重而出席、自分之御禮於板縁奉三拜、御奏者番披露、退座、大目付二人案内而殿上間同列下段着座、薩摩守豊後守も殿上間退去、

御太刀 銀馬代卷物二 松平薩摩守家來登人 川田伊織
右於板縁奉拜台顔、御太刀目録御奏者番披露、退

去畢而御次間之御襖障子老中開之、御敷居際立御、御譜代大名、其外一同御目見相濟而入御、一老中殿上間に相越向、讀谷山會釋有之、則退座、其後大目付差圖に而讀谷山退出、大目付二人御玄關階之上迄送、先達而從者順々退出、但、老中送無之、

一大御番より出人百人、大廣間四之間勤仕、中山王獻上物、

一 御太刀一腰 一 御馬代銀五十枚 一 中央卓二脚 一 石人形二躰 一 籠飯一對

一 鳥芭蕉布五十端 一 薄芭蕉布五十端

一 練芭蕉布五十端 一 太平布百疋 一 久米島綿百把 一 泡盛酒五壺

讀谷山王子獻上物、

一大官香十把 一 壽帶香五箱 一 鳥芭蕉布十端 一 練芭蕉布十端 一 泡盛酒二壺

文化三年、中山王所貢於儲君如左、
儀刀一口 馬代白金五十錠 車子二
壽山石偶人二 剃金飯籠一 織紋蕉布三

十四 練芭蕉布三十匹 薄芭蕉布三十匹
太平布五十匹 久米綿五十把 阿滑

默喇酒三壺、
所貢於妃、

鬘五 石手鑑二 玉硯屏一對 螺鈿卓
子一 剃金飯籠一對 縮緬五十匹 自注、内紅

練芭蕉布五十匹 阿滑默喇酒三壺 自注、一匹は、此方にいふ一反なり、物部氏聘使記にも、匹とす、終にその儘に記すのみ、祝儀草、

琉球國王代替に付、文化三年來朝人數姓名并道書、

正使 讀谷山王子 副使 小録親方 贊儀
官 久志親雲上 樂正 譜久村親雲上 儀

衛正 古波藏親雲上 掌翰史 外間親雲上
正使使贊 諸見里親雲上 同 野崎親雲上

同 名護親雲上 同 小波津親雲上 同
渡度次親雲上 副使使贊 板良敦親雲上

同 濱元親雲上 樂師 當間親雲上 同
多嘉山親雲上 同 東風親雲上 同 嵩原

親雲上 同 同惡平親雲上 樂童子 渡具知里
之子 同 佐久真里之子 同 仲吉里之子
同 玻名城里之子 同 本部里之子 同

伊江里之子

右二十四人は、登城之節御立關より上る、其外御立關へ上り不申候、都合九十餘人のよし、登城并上野御宮拜禮之節は、途中も管絃有之、御三家廻り、御老若廻りは、人數も少く管絃も無之、

登城之節道筋、

芝松平薩摩守屋敷より、將監橋増上寺表門前、夫より通町芝口橋きわより左へ、幸橋御門より入り、薩摩守屋敷前脇、松平大膳大夫屋敷脇前通り、日比谷御門八代洲河岸龍之口水野出羽守屋敷脇通り、大手御門登城、

御本丸より西丸に登城、并退出之節道筋、

内櫻田御門より、植村駿河守屋敷前通り、西丸大手御門より登城、退散之節、同所大手御門より、青山下野守屋敷前通り、外櫻田御門上杉彈正大弼屋敷脇通り、松平肥前守屋敷脇通り、薩摩守屋敷に立寄、夫より御本丸に登城之道筋之通、雜事記、

文化三年十一月廿三日、琉球人登城に付、溜詰御譜代大名、高家鷹之間詰、御奏者番、菊之間椽頼詰、右嫡子共、布衣以上之御役人、西丸共長袴、法印法眼

之醫師共、裝束に而五半時登城、今已上刻大廣間に出御、松平薩摩守、同豊後守御目見、琉球人中山王使者召連太儀思召候段、上意有之御次退去、自分代替に付、中山王使者讀谷山王子出座、御上段におゐて御目見、献上物數多有之、次に御板椽に而薩摩守家來一人御目見畢而、御次一同御目見、夫より琉球人西丸に登城、大納言様御表出御、御目見献上物等同斷、
但、琉球人御本丸御目見相濟、西丸登城之節、出仕之面々西丸に罷出、法印法眼者不能出、山本氏筆記

通航一覽卷之二十

琉球國部二十

○來貢 文化三年

文化三丙寅年十一月四日、音樂の時御徒給仕手長の事、同十四日御暇の時、同賜物持運ひの事、同廿七日同時、かれ西丸にも登城せるにより、御使番以下御同所にも出仕すへきよしを、みな御目付より達す、同廿五日御暇の習禮、及び御座敷見分として、老中土井大炊頭利厚西丸登城により、掛り役人も同しく登營す、其後出仕の輩衣服刻限等の觸あり、
文化三丙寅年十一月四日、御目付達書、

- 帝鑑之間 松平薩摩守 松平豊後守 給仕 進物番
- 殿上之間御下段 給仕 中山王使者 進物番
- 柳之間御次 給仕 從者 小十人組
- 右琉球人音樂被仰付候節、御菓子吸物御酒被下

通航一覽卷之十九終

候間、前々之通御徒手長御申渡可有之候、依之申達候、以上、

- 十一月 黒川 與市 仙石次兵衛

同月十四日同斷

琉球人御暇之節、拜領物前々之通、大廣間より御玄關迄、御徒手長御申渡可有之候、依之申達候、以上、

- 十一月 仙石次兵衛 黒川 與市

同月廿七日同斷

御使番 十六人
御徒頭 四人
小十人頭 二人
御船手 二人
西丸御徒頭 四人
西丸小十人頭 三人
右者、琉球人御暇被下物之節、御本丸相濟、西丸に御詰有之候様、大炊頭殿被仰渡候、尤御臺所之儀も、於西丸被下置候、依之申達候、以上、

十一月

仙石次兵衛 黒川 與市已上、御徒方萬年記
文化三年十一月廿四日、堀田攝津守按するに、若渡、御目付に

琉球人の御菓子吸物御酒被下之、
帝鑑之間 饗應奉行 津田山城守 給仕 進物番
殿上之間下段 饗應奉行 寶賀登岐守 本多因幡守按するに、山城守登岐守は、御書院番 給仕 進物番
柳之間 饗應奉行 黒川與市 本多嘉平次按するに、嘉平次は小十人頭なり、 給仕 小十人
右、來ル廿七日五半時登城、右之通相勤候様、可被達候、
十一月 同日御目付廻狀、
一琉球人御暇之節之習禮、并御座敷見分として、明日西丸に大炊頭殿御越に付、次兵衛與市可被相越候、

同月廿五日堀田攝津守渡御書付二通、

御目付に

十一月廿七日表向五半時揃、

十一月廿七日

御城中所々勤番、

中之御門 朽木五郎左衛門

御臺所口前

渡邊喜右衛門 塀重御門

溝口孫左衛門已

上、文化年録、

文化三年十一月廿三日

溜 御譜代大名 詰

同 嫡子

來ル廿七日、琉球人音樂被開召御暇被下候間、長

袴着用登城候様可被達候、

十一月廿三日

同月廿六日、大炊頭渡す、

高 家

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁頼詰同嫡子

芙蓉之間 御役人

御本丸 布衣以上御役人

西丸 法印 法眼之醫師

明廿七日琉球人音樂被開召、并御暇被下候間、長

袴着用五半時登城候様可被達候、

同日於西丸も被下物有之候間、布衣御役人計、御

本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

十一月廿六日、御徒方萬年記、

同月廿七日、松平島津、中將齊宣父子、讀谷山王子を携

へて登城す、已上刻文恭院殿、及び慎徳院殿大廣間に

出御、音樂を聴せらる、時に御所望あり、畢りて中山

王尙頼に上意賜物の事を、讀谷山に傳へしめられ、同

人にも賜物あり、御暇を下さる、また齊宣父子、及び

讀谷山ならひに従者、齊宣家人にも飲食を賜はる、

文化三年十一月廿七日

一琉球人音樂被開召候に付、溜詰御譜代大名、高家

鴈之間詰、御奏者番、菊之間縁頼詰、右父子共布

衣以上御役人、法印法眼之醫師登城、

一琉球人音樂被開召、且御暇被下候付而登城、

一讀谷山王子御玄關階之上に至る時、大目付二人

出向案内、殿上之間下段着座、從者同所次之間列

居、下官之族は御玄關前庭上に群居、

一松平薩摩守、同豊後守登城、殿上之間下段座上に

着座、

一出仕之面々各長袴、

一大廣間御下段御次之御襖障子取拂、二之間北之

方二本目三本目之柱之間より、御襖障子際東之

方、四品以上之御譜代大名列候、大納言様御厚

着座、

一御簾掛之、

一御後座に御側衆、御刀之役伺公、

一御下段西之方より三疊目通りより、松平讃岐

守、井伊辨之助、老中對馬守順々着座、

一西之御縁に、若年寄青山大膳亮、小笠原近江守伺

公、按ずるに、大膳亮幸完、近江守

一御前之御簾揚之、中奥御小姓役之、

一御簾卷上、音樂始、畢而琉球人相退、御簾垂、其後

又琉球人罷出、御簾卷上、二度目音樂始候事、

但、入御之節御簾垂候に不及、

一音樂始御奏者番勤之、

一樂畢而、琉球人殿上之間に退去、過而薩摩守豊後

守、着座より直に進出御目見、老中御取合申上

之、御次間へ退去、畢而入御、

殿上之間に退去、

一入御以後、大廣間二之間老中若年寄、北之方御襖

障子際に附、東之方順々列座、于時薩摩守豊

後守先達而、右之席南之方着座、其後大目付二人

案内に而、殿上之間より讀谷山、大廣間三之間御

敷居際西に向着座、對老中一禮各會釋有而、讀谷

山御敷居之内に出席之節、薩摩守に隨ひ、二之間

中央迄罷出、此時中山王代替に付、遠路使者差上

御喜悅に被思召候、中山王に白銀綿被遣之由、上

意之趣老中傳達之、薩摩守讀谷山一禮有之、

白銀五百枚 綿五百把 中山王に

右之被遣物、最前より大廣間御下段に並置之、御

襖障子明置之、讀谷山に爲見、畢而大目付二人差

圖に而、四之間に讀谷山退、御襖障子御同朋頭兩

人に而内之方より閉之、

白銀貳百枚 時服十 讀谷山王子に

右西之御縁より進物番持出之、大廣間三之間、上より一疊隔而中通東之方に並へ置之、大目付二人案内に而、則讀谷山二之間中央迄出座、于時白銀時服被下旨老中傳之、一禮有而三之間に退去、拜戴之畢而、大目付二人差圖して四之間に退座、被下物御車寄之方に進物番引之、過而、

白銀三百枚 從者惣中
時服三宛但時服は席不出、 樂人共々

右白銀、西之御縁より進物番持出之、三之間東之方御敷居際に置之、此時讀谷山二之間中央迄出座、白銀從者惣中に被下之、且今日樂相勤候に付而、樂人の時服被下旨、讀谷山に老中傳之、讀谷山一禮有而四之間退座、白銀之臺御車寄之方に引之、讀谷山殿上之間に退去、大目付二人令案内、一老中の薩摩守豊後守一禮有而、殿上間に退座、一殿上之間に而、中山王に被遺物之目錄、并老中よりの返翰、大目付二人持參に而、讀谷山に相渡す、

一高家鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、三之間南之方敷居際後にして、西之

方より東之方に折廻し着座、
一御奏者番、暨番頭、芙蓉之間御役人、布衣以上之御役人、南之御縁西之方より御車寄東之方に折廻列居、

一薩摩守豊後守、帝鑑之間に而御菓子吸物御酒被下之、老中出席及挨拶、
一讀谷山王子に、殿上之間下段に而御菓子吸物御酒被下之、老中出席及挨拶、

一從者に、柳之間に而御菓子吸物御酒被下之、
一薩摩守豊後守家來へも、於蘇鐵之間御菓子吸物御酒被下之、

一御玄關腰懸、并於下馬腰掛、下官に強飯被下之、
一讀谷之退出、大目付二人御玄關階之上迄見送、
一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所に出勤、

一大御番より出人百人、大廣間四之間に勤仕、

萬年春 鎮納 多嘉山親雲上 笛 渡具知
里之子 笛 波名城里之子 鼓小銅鑼 佐
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
第二奏樂
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

風風吟 鎮納 多嘉山親雲上 笛 渡具知
里之子 笛 波名城里之子 鼓小銅鑼 佐
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻

慶皇都 鎮納 多嘉山親雲上 笛 渡具知
里之子 笛 波名城里之子 鼓小銅鑼 佐
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第三奏樂
關元霽 胡琴 本部里之子 三絃 波名城
里之子 四絃 仲吉里之子 洞簫 渡具
知里之子

第四奏樂
新囃 提箏 本部里之子 三絃 渡具知里
之子 月琴 仲吉里之子 胡琴 波名城
里之子

第五奏樂
琉歌 三絃 渡具知里之子 三絃 波名城
里之子 文化年録

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第二奏樂
賀聖明 鎮納 多嘉山親雲上 笛 渡具知
里之子 笛 波名城里之子 鼓小銅鑼 佐
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第三奏樂
樂清明 鎮納 多嘉山親雲上 笛 渡具知
里之子 笛 波名城里之子 鼓小銅鑼 佐
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第四奏樂
歡樂歌 三絃 渡具知里之子 琵琶 佐久
真里之子

第五奏樂
想郷歌
春佳景 洋琴 伊江里之子 三絃 波名城
里之子 琵琶 佐久真里之子 二絃 本
部里之子

第一奏樂

文化三年
 恭依台命奏樂儀注、
 一初設列樂器奏樂、自一章至二章、畢撤去樂器、
 一次提出樂器、唱曲畢提收樂器、
 一又次同前儀、奉唱琉歌儀注、
 一提出三線唱曲畢、提收三線、

第一奏樂

萬年春 鑼 多嘉山親雲上 笛 渡具知
 里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐
 久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
 鑼 本部里之子 插板 伊江里之子
 第二奏樂
 賀聖明 鑼 多嘉山親雲上 笛 渡具知
 里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐
 久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
 鑼 本部里之子 插板 伊江里之子
 第三奏樂
 樂清朝 鑼 多賀山親雲上 笛 渡具知
 里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐
 久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子
 第四唱曲

歡樂歌 三絃 渡具知里之子 琵琶 佐久

真里之子

第五唱曲

想鄉歌 洋琴 伊江里之子 三絃 玻名城

里之子 琵琶 佐久真里之子 二絃 本

部里之子

第一奏樂

風風吟 鑼 多嘉山親雲上 笛 渡具知
 里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐
 久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻
 鑼 本部里之子
 第二奏樂
 慶皇都 鑼 多嘉山親雲上 笛 渡具知
 里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐
 久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 插
 板 伊江里之子
 第三唱曲

關元霽 胡琴 本部里之子 三絃 玻名城
 里之子 四絃 仲吉里之子 洞簫 渡具
 知里之子

新囉 提箏 本部里之子 三絃 渡具知里
 之子 月琴 仲吉里之子 胡琴 玻名城

里之子

琉歌 三絃 渡具知里之子 三絃 玻名城
 里之子

歡樂歌

人家樂賞端陽同歡同樂那佳辰邀衆友各帶着酒肴
 葵花妍榴噴火奇然熱鬧雨過桑畦執賦膏我等在此同
 賞着快活惟由我天家新雨霽民康物阜我遊觀的好又
 想鄉歌

書窓外月影斜孤牀的人不得合眼寂然挑燭自獨自獨
 自道在琉球風氣暖到京都霜雪相交地異時殊客心
 客心動思量起父母年高奉王命敢畏劬勞願王事不
 悞不悞不悞辨我鄉國隔斷重洋天家恩渥溼海路海
 路靜又
 春佳景

春氣偏敷物色新江山妍韶萬里正堪憐花開三月天濃
 芳爛熳鮮草如茵桃似大柳含煙又香羅士女戲要鞦韆
 春將歸幾時又來前行咏上林春蝴蝶對對的穿花把兩
 翅掘金衣惜春殘花弄管絃玉樓人沈醉倒在太平天又
 關元霽
 好的是新年又新年陽和着了物妍賞元霄驚山燈萬盞
 處處是管絃又天星移下照着坤乾撞罷鐘就把更來定
 一更鼓兒天又三五良霄月華輝娟關元霽就在門前兒
 站笙簫度無邊遊子佳人香羅新舞百技神燈千炬紅燭
 聯二更鼓兒又士女遊行夜不禁到處鳳簫羯鼓盡羅綺
 金五好弛禁又都城錦繡之夜值千金花市周遊忘却回
 家心三更鼓兒發又人醉笙歌風度羅紗九陌蓮燈煥月
 下芙蓉花匝路轉香車又繁華此夕自古雖佳而今春富
 貴尤是稱了佳
 新囉

瑞雪晴紫雲初浮日邊江山萬里呈祥光欣逢熙洽時風
 翰飛降恩膏流海島五穀皆豐發處處衢弄管絃天恩不
 可名顯是千秋百世本支發秀永奠鴻業金甌萬歲太平
 頌聖明高樓春色正芳鮮只見榮光燦燦明一則福二則
 祿三則壽黃金積堂珠充斗門闌喜氣如春畫看世上誰

能得勾丹桂芳名清百品遐齡真罕康寧三多共馳湊永歲綿代天長地久絲楓漫筆、

文化三年十一月廿七日音樂被開召御暇被下候に付

帝鑑之間 松平薩摩守 同豊後守

殿上之間御下段 讀谷山王子

柳之間 從者 松平薩摩守家來

蘇鐵之間 按するに、栗園漫抄には、松平薩摩守家來河田伊織、其外家來あり。

右於席々、吸物御酒御菓子被下之、

一御玄關前腰掛大手下馬腰掛にて、下官の強飯被

下之、これにて、栗園漫抄あり。

帝鑑之間 松平河内守組共

御給仕 十人 手長 内與頭一人

殿上之間 坂部善次部組共

御給仕 十人 手長 内與頭一人

柳之間 設樂長三郎組共

御給仕 二十八 手長 内與頭二人

右之通、御役相當候、鬘斗目長袴着用、組之者鬘

斗目半袴着用罷出相濟申候、御徒方萬年記、

同月廿九日、老中若年寄の宅に參る、同晦日東叡山御

宮に參拜す、山内警衛あり、十二月四日御三家方に廻る、同十九日江戸を發す、

文化三年十一月廿九日、御老若廻り、此節は人數も

少く管絃も無之、右御老中方若年寄衆に罷越道筋、

芝松平薩摩守屋敷より將監橋、増上寺裏門前より

通町、芝口橋きわより左に、幸橋御門に入、薩摩守

屋敷前脇、松平肥前守松平大膳大夫屋敷脇前、日比

谷御門八代洲河岸、馬場先御門前より右に、西尾隠

岐守屋敷脇前、土井大炊頭、安藤對馬守、松平伊豆

守に罷越、夫より辰之口小普請方定小屋前通り、堀

田攝津守、水野出羽守に罷越、和田倉御門内に入、

土手通り青山大膳亮、井伊兵部少輔、牧野備前守、

小笠原近江守、植村駿河守に罷越、夫より青山下野

守、京極備中守に罷越、外櫻田御門上杉彈正大弼

屋敷前、松平大膳屋敷脇通り、夫より元之道筋之通

り、芝薩摩守屋敷に入、雜事記、

文化三年十一月十八日、土井大炊頭渡御書付、

御目付に

黒門 文殊樓 所々出人 奥平大膳大夫

一弓十張 一鐵砲二十挺 一鍵二十本

御宮前 所々出人 井上河内守

一二之間御譜代大名同嫡子、三之間に布衣以上之

御役人、法印法眼之醫師伺公、

一西之御縁之方に疊敷之、高家鷹之間詰之四品以

上列居、

一南板縁に鷹之間詰同嫡子、御奏者番、

一菊之間縁類詰同嫡子、番頭芙蓉之間御役人列候、

一出御以前より、薩摩守豊後守大廣間御下段上よ

り五疊目通、東之方着座、御向縁に疊敷之、讀谷

山御縁御敷居之際東之方に伺公、琉球樂人者御

向列居、

一已上刻、大廣間公方様大納言様出御、御先立、御

上段、御厚盤三疊重、以唐鏡包之、四

本坊表門前 所々出人 太田攝津守

一弓五張充 一鐵砲十挺充 一鍵二十本充

琉球人東叡山御宮の參詣之節、右之通可相勤旨

相達候間、人數等可被談候、

十一月

同月廿四日同人渡、

大目付 御目付に

琉球人上野御宮の拜禮之節、相詰候面々長袴着

用之事、

同月廿九日御目付廻狀、

一琉球人明日上野御宮の參詣に付、次兵衛與市被

相越候、以上、文化年録、

文化三年十一月廿六日、御目付達書、

來晦日、上野御宮の琉球人拜禮有之候間、着座并

固場所等、別紙繪圖面之通、按するに、此繪大炊頭殿

に伺相濟申候間申達候、以上、

十一月廿六日

仙石次兵衛 黒川與市

同月廿九日、堀田攝津守渡御書付、御目付黒川與市

達す、

一明晦日、琉球人東叡山御宮の參詣に付、

御宮廻御番可被致候、 御徒頭一人組共

十一月

同月晦日、

御宮廻御番 小笠原重左衛門組共

上、御徒方萬年記、

文化三年十一月晦日、琉球人上野御宮參詣道筋、芝松平薩摩守屋敷より、將監橋増上寺表門前、夫より通町芝口橋際より左に、幸橋御門に入、薩摩守屋敷前脇、松平肥前守屋敷脇通り、井伊掃部頭屋敷前、御堀端通り半藏御門に入、竹橋御門出、平川口御門前民部卿殿屋敷前通り、神田橋御門出、水野壹岐守屋敷脇通り、稻葉丹後守屋敷左に、戸田越前守屋敷前、筋違橋御門出、御成道通、上野黒門文殊樓通り、御宮の參詣、夫より文殊樓の出、凌雲院前通り、本坊に罷越、夫より薩摩守宿坊圓覺院に立寄、罷歸候節、元之道筋より筋違橋御門に入、須田町通日本橋通町、芝口橋増上寺表門前通將監橋、夫より芝薩摩守屋敷に入、落穂雜談一言集、

文化三年十一月晦日、琉球人上野御宮拜禮、途中も管絃有之、

同年十二月四日、琉球人御三家廻り、此節も人数少く管絃も無之、右御三家方の罷越候道筋、

芝薩摩守屋敷より、赤羽根橋、土器町、西久保八幡前、天徳寺裏門前、相良志摩守屋敷前通り、御堀端へ出、夫より虎之御門に入、松平官兵衛屋敷前わき、

井伊掃部頭屋敷後、永田馬場松平出羽守屋敷脇前、尾張殿御屋敷脇通り、井伊掃部頭中屋敷脇、喰違通り、紀伊殿赤坂屋敷に罷越、夫より御堀端通り、市ヶ谷八幡前より尾張殿に罷越、夫より八幡前通り、市谷御門外御堀端通り、船河原小石川御門外水戸殿に罷越、夫より御茶水聖堂前昌平橋に入、須田町通日本橋通り、芝口橋増上寺表門前通將監橋、夫より芝薩摩守屋敷に入、

同月十六日、琉球人江戸發足、雜事記、

文化三年十二月十九日、巳中刻琉球人江戸發足、片山氏筆記、

十二月三日、老中土井大炊頭利厚、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、其後大目付御目付以下、また御褒美あり、

文化三年十二月三日

御座の間

時服七

土井大炊頭

右琉球人參府御用相勤候に付、於御前被下之、文化三年十二月三日、御前にをいて土井大炊頭、

頭利厚、琉球人來聘御用相勤めたるに依て、時服七を賜はる、片山氏筆記、
文化三年十二月七日

時服三

大目付

伊藤河内守

同

神保佐渡守

時服二

御目付

仙石次兵衛

同

黒川與市

右者、琉球人參府御用相勤候に付被下旨、於芙蓉之間老中列座、備前守申渡之、若年寄中侍座、

金一枚充

青木忠左衛門
間宮平次郎

右同斷御用相勤候に付、於奥被下之、柳營日次記、
同月七日

御徒目付

竹内源左衛門

銀三枚充

野中新三郎

小田切彦兵衛

原田寛藏

右琉球人參府御用相勤候に付被下旨、於燒火之

間駿河守申渡之、同日植村駿河守渡、御目付に

銀一枚充、

御小人目付

八人

琉球人參府御用相勤候に付被下之、以上、文化年録、同四丁卯年二月十七日、去年琉球人參府、及び歸國の時、道中筋國役金の事により、大目付御勘定奉行より達書あり、同年三月廿三日、道中人馬御用を勤めたる御勘定組頭、及び御勘定に銀子を賜はる、

文化四丁卯年二月十七日、去寅年琉球人參府歸國之節共、道中筋國役掛り候よし、大目付御勘定奉行より達書三通出る、御徒方萬年記、
文化四年三月廿三日

銀七枚充

御勘定組頭
關川庄右衛門
芝與一右衛門

御勘定

河合徳左衛門

同五枚充

今村岩之助

重野長左衛門

琉球人參府之節、道中筋人馬繼立方御用骨折相

勤候に付被下之、
右於御右筆部屋縁類、大炊頭申渡之、柳營日次記、

通航一覽卷之二十一

琉球國部二十一

○薩摩國來貢

承應三甲午年十月廿三日、松平島津、少將光久より使者をもて、中山王尙質よりの獻物を捧く、こは去年參府の使者、歸國の御禮として、參府せしは、承應 薩摩國まて使者を渡し獻する所なり、時に老中に書儀を來す、
來簡所、回簡あり、寛文十二年九月十五日、天和三年八月十一日、正見なし、九月廿三日、また此事あり、但し、其前後見えざるは、たましく記載のめられたるにて、參府の毎度必ずありし事推してらる、猶來貢の條併せ見るへ

承應三甲午年十月廿三日、去年琉球人參候處、御馳走被仰付候爲御禮、薩州迄使差上候よしにて、大隅守殿以家來今日御城に上る、

目錄之覺

- 一 壽帶香五箱
- 一 香餅同
- 一 綾芭蕉布廿端
- 一 畦芭蕉布同
- 一 燒酎三壺
- 中山王尙質 慶安元録問記
- 復琉球國王、代執政、○承應三年十一月

通航一覽卷之二十終

六月八日之來書、頃日自薩州相達、就知去秋貴國之使者國頭遠來、納貢奉賀我貴大君、登營拜禮事畢賜暇歸國之時、所賜足下之件々如數拜戴、且國頭及其從者等亦蒙恩賚、足下欣歡之、聞今度遣使者屋富祖、到薩州奉拜恩惠之忝、而詳得其旨也、乃啓達御前快然、且謝余所寄之菲物、又被惠土宜、如別錄受之、其厚志可以喜之、其餘因薩州少將演之、不備、
羅山文集、○按するに、此返簡、原本に老中の名をのせす、

寛文十二壬子年九月十五日

- 一 官香十包
- 一 香餅五箱
- 一 香合、青貝、
- 一 細布十疋
- 一 綾芭蕉布十反
- 一 泡盛酒三壺

右者、琉球人去年歸國に付て、中山王より爲御禮、以使者薩摩迄差上候、依之、松平大隅守より使者市來八左衛門持參進上之、本多長門守按するに、請取之、柳營日次記、萬天日録、玉露叢、天和三癸亥年八月十一日、琉球中山王使者歸國に付、爲御禮中山王より獻上物、

- 一 細布十疋
- 一 綾芭蕉布廿反
- 一 練芭蕉布廿反
- 一 官香廿袋
- 一 香餅二箱
- 一 竹心

香廿袋 一泡盛酒五壺

右差上に付、松平大隅守より以使者差上之、柳營日次記、靈廟實録、

正徳二壬辰年九月廿七日、御代替に付、從琉球國中
山王、去々年兩使差渡候處、御禮申上品々被下之、
其上兩使并從者等迄拜領物被仰付、爲御禮、從中山
王使者以上間親方、當夏薩摩守國許迄書簡、并獻上
物到來に付、薩摩守より以使者差越候、如左、

- 一 龍涎香三拾袋
- 一 緞子貳拾卷
- 一 細布貳拾反、島十反
- 一 八重山島熬海鼠二匣
- 一 泡盛酒三壺

御臺様は 一くはん香貳拾把 一いろしゆす
三拾まき 一あはもり酒二壺

同年十一月十九日、琉球國々之返翰、薩摩守使者の
豊後守宅按するに、老中阿部正篤、相渡之、
同年十二月廿七日

時服貳宛

儒者服部清助
寄合 佐々木萬次郎

右琉球人返翰御用相勤候に付被下之、御日記、御徒方萬年記、
正徳五乙未年十月廿一日、御代替に付、琉球國中山

王去年兩使差渡候處、御禮申上品々被下、其上兩使并從者等迄拜領物被仰付候爲御禮、中山王より以使者屋部親方、今般松平薩摩守國元迄書簡、并献上物到來、依之、薩摩守より以使者、中之口迄獻之、左之通、

- 一龍涎香一箱 一緞子二十卷 一細布二十反
- 一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒三壺
- 一位様按するに、天英院殿、 一官香二十把 一色縵子三十卷 一泡盛酒二壺
- 一官香二十把 一色縵子三十卷 一泡盛酒
- 月光院様に 一官香二十把 一色縵子二十卷 一泡盛酒二壺
- 二壺正徳年録、
- 享保四己亥年九月廿三日、琉球國より去年品々被下之、爲御禮宮城親方を以、今度薩摩守國許迄書簡、并献上物差上、薩摩守より差出、
- 一龍涎香三十袋 一段子二十卷 一細布二十端
- 一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒三壺御日記、
- 享保十六辛亥年二月三日、竹姫君御入輿の賀慶とし

て中山王尙敬よりの獻物を、松平島津、中將繼豊使者をもて捧く、よて同十三日、有徳院殿惇信院殿より、彼王に物を賜はる、竹姫君は、享保十四年十二月十一日繼豊の邸に御入輿御禮あり、但し姫君他家に御入輿のときは、元文三戊午年、淡明院殿御誕生の賀儀と此事なし、元文三戊午年、淡明院殿御誕生の賀儀として、御誕生ありしは、去年五月廿二日なり、彼王より老中に書簡を贈り、殿有御誕生の時は、正保元年六月賀慶使江戸に來る、こは來實の條に出す、それより後は、江戸まで來買の事やみぬ、有徳院殿、惇信院殿、淡明院殿に物を獻す、八月廿六日、松平島津繼豊より使者をもて、これをたてまつる、九月十二日三御所より彼王、及び使者本部王子に賜物あり、明和元甲申年正月五日、孝恭院殿御誕生を賀し奉りて、實曆十二年十月廿五日御誕生なり、また獻物あり、この事、若君御誕生の毎度必ず今所見なし、

享保十六辛亥年二月三日、松平大隅守使者を以、去年就竹姫君御入輿、爲御禮儀琉球中山王獻物到着之趣に而獻上、

- 一龍涎香三十袋 一段子二十卷 一細布二十反
- 一稿細布二十端 一八重山島熬海鼠一筥 一泡盛酒壹壺
- 右依之、公方様より銀百枚綿五十把、大納言様より按するに、惇信院殿御事なり、下同し、銀百枚、同月十三日中山王に被下

之、享保年録

元文三戊午年八月廿六日

一竹千代様御誕生、爲御祝儀琉球中山王より献上物左之通、

- 公方様に 一壽帶香二十箱 一純子十卷 一細布十反
- 反内、島織五反、 一太平布十疋 一芭蕉布二十反 一八重山島熬海鼠壹箱 一泡盛酒二壺
- 大納言様に 一壽帶香二十箱 一純子十卷 一細布十反
- 内、五反島織、 一太平布十反 一芭蕉布二十反 一八重山島熬海鼠壹箱 一泡盛酒二壺
- 竹千代様に 一壽帶香三十箱 一純子二十反 一太平布二十反 一細布二十反 一芭蕉布三十反 一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒三壺
- 右、松平大隅守使者黒川設樂、宮之原甚五兵衛を以差上之、御日記、承寛年録、

元文三年、若君様御誕生に付、琉球國王より御祝儀申上候書面、

謹呈一翰候、公方様、大納言様益御機嫌能成御座、恐悅奉存候、然者去歲五月廿二日、於西九若君様被遊御誕生、奉稱竹千代様之旨、大隅守委細相傳承知仕、誠以目出度御儀不可過之奉存候、右之御祝儀爲可申上、使者本部王子薩州に指越、目錄之通献上仕候、尙大隅守可申上之條、宜御執成奉頼候、誠惶謹言、

中山王 尙敬花押

松平左近將監様
松平伊豆守様
本多中務大輔様落穂雜談一言集、○按するに、左近將監に乘邑、伊豆守に信祝、中務大輔に忠良也、

元文三年九月十二日

公方様より 銀百枚
同五拾枚
中山王 王に
中山王使者 本部王子に
右被下物、於蘇鐵之間松平大隅守使者小川瀬兵衛に銀臺引渡之

大納言様より

銀百枚

中山王に

同貳拾枚

本部王子に

竹千代様より

銀百枚 綿百把

中山王に

銀貳拾枚

本部王子に

右被下物、於西丸松平大隅守家來千頭文左衛門に引渡之、元文年録、承寛年録、

明和元年甲申年正月五日、若君御誕生に付、琉球國より薩州迄、使者を以獻上物有之、中山王并使者王子に被下物、薩州家來に老中申渡之、如官日簿抄、

天和元年辛酉年、去歲嚴有院殿薨御により、中山王尙真より弔使を薩摩に渡して、書簡を老中に贈る、回答あり、淨徳院殿逝去の時、淨徳院殿は、常憲院殿の若君にして、徳日逝去なり、弔使は明及ひ常憲院殿、文昭院殿薨御の時も、年貞享元年渡來す、これまた、毎度あるべき事なるに、自また此事あり、餘所見なきは、記載の乏しきのみ、

大樹薨御、按ずるに、此前文、同種訃音達隨邦、驚痛絶言語候、由是今度遣小臣上間親方到薩州、就于我太守中將光久恭述弔詞、以諸大老指南奏達所仰候、誠惶不宣、

延寶九年辛酉四月十四日 中山王 尙 貞判

進上

大久保加賀守殿

土井能登守殿

堀田備中守殿

板倉内膳正殿

按ずるに、加賀守は忠朝、能登守は利房、備中守は筑前守正俊の初名、内膳正は重通なり、

芳簡披誦、如示去歲仲夏八蒙遇國哀、百姓如喪考妣、可以推察焉、嗣大君治世、海内靜謐、兆民安所、武威弘宣、政教廣暉、可安遐想、今般遣弔使上間親方于薩州、述哀儀矣、太守光久傳達之、千里之厚情、豈不謝之哉、書中之趣、具達於尊聽、莫介于懷、恐々不備、

天和元年辛酉十月十三日

從四位下 豐後守 安倍 正武

從四位下 侍從兼筑前守 紀 正俊

從四位下 侍從兼加賀守 藤原 忠朝

回復中山王館前 貞享元年甲子年來簡、

竊聞、去歲閏五月貳拾八日、貴國幼大君薨逝、訃音到日、驚慟仰天、玆遣小臣保榮親方于薩州、憑于我太守光久、謹述哀詞、伏願、三大老憐察切達台聽、誠惶不宣、

貞享元年甲子五月四日

中山王 尙 貞判

進上

大久保加賀守殿

阿部豐後守殿

戶田山城守殿按ずるに、山城守は忠昌なり、

同老中返簡、

芳簡披閱、晤語惟同、如示去歲閏五月、我幼大君不幸早世、官僚慟哭、衆黎悲泣、可以察焉、遠差使于薩州、就太守光久告弔、千里厚誼、多謝多謝、敷奏以言、台慮有安、勿勞遠聽、言不盡意、恐々不乙、

貞享元年甲子十月十五日

從四位下 侍從兼山城守 藤原 忠昌

從四位下 侍從兼豐後守 安部 正武

從四位下 侍從兼加賀守 藤原 忠朝

答復中山王館前以上、溫知柳繁祿監、

寶永六己巳年來簡、

謹呈上一簡、今歲己丑孟春十日、先大樹薨御、訃音達隨邦、驚痛絶言語候、由是今度遣小臣大宜味親方到于薩州、就我太守少將吉貴、恭述弔詞、以諸大老之取捨、奏達所仰候、誠惶謹言、

寶永六年己丑六月四日

中山王 尙 貞

土屋相模守殿

小笠原佐渡守殿

秋元但馬守殿

本多伯耆守殿

大久保加賀守殿

井上河内守殿

同老中返簡、

信書遠來、仍承、特差使者大宜味親方、到于薩州、弔慰國哀、事達上聽、被嘉其厚誼候、餘悉州守少將可有傳說候、恐々不備、

寶永六年己丑十月

井上河内守源 正岑

大久保加賀守藤原忠增

本多伯耆守藤原正永

秋元但馬守藤原喬知

小笠原佐渡守源 長重
土屋相模守源 政直琉球紀事

正徳四甲午年七月十九日、文廟薨御、從琉球國中山王申來付而、今朝大和守按するに、老中久世重之、宅に、薩摩守使者呼之、中山に返簡、并薩摩守に奉書渡之、御日記、

○來貢等に付、島津氏御手當拜借、

正徳元年辛卯年五月十五日、松平島津、中將吉貴を召て、琉球國先年飢饉、しかのみならず、王城焼亡ありしかとも、吉貴助力をもて、去年賀慶使參府せしむるにより、明年の參觀御免の旨恩命あり、自後來貢使の事によて、御手傳御免、及び御手當拜借等の事あり、

正徳元辛卯年五月十五日

琉球國去己年按するに、元祿十四年なり、飢饉、其上中山王居城焼失、打續大變有之處、薩摩守以助力、去年琉球之兩使先例不相替召連參府仕候段、旁以太儀被思召候、依之、來辰參府御用捨被仰付、御日記、

天明八戊申年九月十一日

松平豊後守

右此節御用も相勤度旨、相願候事に候得共、近年琉球人召連致參府候に付、彼是物入多にも可有之候、

此度京都御造營御用等有之候得共、右御用者莫大之儀、御手傳被仰付候而者、急速皆上納に相成可爲難儀哉に候、近年諸方不作等之趣も有之付、此度者外々御手傳之儀被差上、御造營并御材木御買上等、公儀皆御入用被仰出候、右に付而者、御物入多之儀に而、御手當筋御手簿に及候而者、如何に候間、兼兼相願候儀に候間、上納金被仰付候、且琉球人召連候砌、并申立候趣意尤之儀を以、御用捨被成下、年割を以三四年に上納可致候、右を以御手當御手簿にも無之時者、規模之至り候、猶懸り越中守按するに、老中松平定信、可談旨被仰出候、

右御黒書院溜にをいて、老中列座牧野備後守按するに、貞長申渡之、柳警日次記、

寛政六甲寅年閏十一月六日

松平豊後守

右者、琉球國中山王代替に付、來々辰年使者召連候様被仰出候處、其方領分城下火災打續、損毛等も有之、追々多分之用費相重り、來々辰年召連候手當難澁之旨、且琉球國も凶年後々も有之、其方より參府之手當被致儀之由、右之儀も差支、旁迷惑之趣、段

段申立、拜借被相願候、前々琉球人召連候に付而者、右體拜借之御沙汰に不及、尤通例領分火災、并損毛等、且又都而拜借可被仰付候儀も無之候得とも、先頭上納金をも被致候以後之儀に候得者、打重候時節、其手當可爲難儀申立之趣、無餘儀相聞候に付、格別之譯を以、米壹萬石金貳萬兩拜借被仰出候、返納之儀者、來る巳年より十ヶ年賦に上納可被致候、委細之儀、御勘定奉行に可被承合候、

右於御白書院縁類、老中列座伊豆守按するに、松平信明、申渡之、寛政年録、

文化二乙巳年六月四日

松平薩摩守

名代 松平豊後守

琉球中山王代替に付、來寅年使者被召連候に付、拜借被相願候、此儀者難被及御沙汰候、乍然外國に懸り候儀に付、格別之儀を以、金壹萬兩米壹萬石拜借被仰付之、

右御白書院縁類において、老中列座下野守按するに、青山忠裕、申渡之、柳警日次記、御徒方萬年記、

片山氏筆記、
文化三丙寅年三月廿六日

松平薩摩守

名代 松平豊後守

琉球人召連參府指懸り、屋敷三ヶ所類焼、按するに、此町より出火の時なり、可爲難儀被思召候、依之、金壹萬兩拜借被仰付之、

右於御白書院縁類、老中備前守按するに、文化年録、申渡之、御徒方萬年記、

天明五乙巳年九月朔日、琉球國飢饉により、松平島津、中將重豪に、米壹萬石金壹萬兩恩借を命せらる、文化十四年丁巳十二月廿七日、彼國また凶荒により、金五千兩を松平島津、少將齊興に借させらる、

天明五乙巳年九月朔日

松平薩摩守

名代 島津淡路守

領分琉球國、近來凶年打續、其上大風等に而作毛不熟、一統之飢饉可及飢者多有之、追々手當も被申付候得とも、彼國手廣之儀に付難行届、殊に異國之儀故、御手當之儀被相願候、依之、米壹萬石金壹萬兩拜借被仰付之、

右於御白書院縁類、老中列座出羽守按するに、水野忠友、申渡

之、柳營日記、御徒方萬年記、
如官日簿抄、
天明五年九月

御勘定奉行に

松平薩摩守

領分琉球國、近來凶年打續、其上大風雨等に而作毛不熟、一統之飢饉可及飢者多有之、追々手當被申付候得とも、彼國手當之儀に付難行届、殊に異國之儀故、御手當之儀被相願候、依之、米壹萬石金壹萬兩拜借被仰付候間、可被相渡候、上納之儀者、例格之通可被致候、

九月御書付留、

文化十四年丁巳十二月廿七日

松平豊後守

名代 島津筑後守

琉球國連年凶災、去年者餓死之者其も有之に付、被相願候趣達御聽候、對外國不容易儀に付、金五千兩拜借被仰付之、委細之儀者、御勘定奉行可被承合候、

右於御白書院縁類、老中出羽守列座下野守申渡之書付相渡之柳營日記、片山氏筆記、

○貿易

按するに、此國の商船足利家の時より、攝津國兵庫に來りて貿易あり、薩摩にての貿易久しき事は、いはずして知るへし、猶初卷平均に辨す、

慶長十五庚戌年、中山王尙寧駿府城にて、東照宮に拜謁の時、琉球は薩摩の附庸たれば、爾後商船の往來自由たるへしと命せらる、文會雜記によれば、貿易の品は、の國産のみならず、唐國の産物も雜りしなる、同十六辛亥年、尙寧歸國の時、島津家久より彼國に商船着岸の掟書を授く、貞享三丙寅年十二月十五日、其通商の金高を二千兩に定めらる、是より後、金額増減の事記載乏しく、毎歲銀八百貫目つ、琉球に渡るさあり、こは金にして一萬三千三百三十三兩二十目さなる、然れば貞享丙寅已來運連其高増して、かくなりしにや、猶後證を俟つ、

慶長十五庚戌年、琉球王駿府に登營御目見の時、琉球は今より薩州の屬國たらしむ、然る上は此已後商船の往來通路心のまゝたるへしと仰渡されしかは、琉球王つ、しんで御請申上る、島津琉球軍精記、○心のまゝさあるは、即ち薩摩の事にして、他國の往來をゆるされしにあらざるへし、島津家久より、中山王に渡す書付の内、如舊規形判無之商船着岸之時は、被相究少も自由

無之様、番衆被附置、此方わ可有注進事、薩州舊傳記、中山王來朝の條に載す、原書年月を記さ、れども、尙寧歸國の時授けしものなれば、慶長十六年なる事、推て知るへし、

貞享三丙寅年十二月十五日、松平薩摩守へ老中大久保加賀守渡す書付、

薩摩大隅兩國より、琉球に年々商賣之儀、向後金高二千兩可限之、其上に金銀堅遣間敷候、但、諸色之内差而不入品者、一切不調様、自今已後可被相心得候、以上、

十二月十五日、御日記、

貞享三年十二月十五日、松平薩摩守琉球國賣買の金高員數被仰渡、甘露齋、

某年十一月朔日、小瀬復庵手簡之内、按するに、原書年ふに、正徳享保の頃なるへし、一語一言にも、これをせ末に、加賀所藏白石と贈答せし小瀬氏なりとあり、

外國へ金銀出申候儀、長崎一口迄のやうに皆存候へとも、朝鮮琉球へ毎年公儀を歴出候事有之候、銀每歲貳千貫目つ、朝鮮へ渡申候、琉球へは八百貫目宛渡申候、十ヶ年に正銀貳萬八千貫目、外國之貨に成申候、先年御吟味之事に而、能承候に、慶長已來外國へ露顯之上に而相渡候吹出銀十分之内七八分も相渡申候、金子は夫に合せ候

得者、相渡候所すくなく御座候よし被申候、以上、名山藏手簡附錄、

琉球より織物等持渡候譯者、琉球國金銀無之國にて候處、大唐之王、并官人どもへは、銀子を進物仕候に付、按するに、前文に唐國封王使渡海の事、及び琉球より唐國入買の事を記す、此進物は即ちそれらの時用ふるなり、琉球人薩摩へ參り、町人共に銀子を借候、町人共の銀子迄にては不足いたし候得者、御藏銀を拜借仕持渡り、唐にての進物に仕、其餘銀を以糸巻物杯を買來り、鹿兒島又は京都へ差上せ相拂、其代銀を以前年の借銀を相辨、又借銀いたし唐へ持渡、年々右之通仕候に付、鹿兒島に糸織物等有之候、御藏銀之返上には、右織物等を差上候に付、御藏に唐織有之事に候、

薩摩より中山王城下迄貳百八十里、又は三百里と申傳候、船路之故道之程合不相知由候、薩州よりは春二月三月、また九月十月に琉球に相渡申候、琉球よりは五月末より七月中に渡來申候、琉球よりは年に一度、薩州よりは秋春兩度ならては、絶て通融無御座候、以上、薩州舊傳記、薩州揖宿郡山川湊より、大隅國馭後郡屋久島まで

海上三十六里といふ、尤難海なり、三月より六七月時分迄の間、琉球國より薩州に至る交易船通行す、諸國の廻船絶て用なき所なり、旅衣集草、琉球へは、薩摩山川の湊より涉る、山川は琉球は眞南に當る、二月三月九月十月の北あなぢの風を用ゆ、戻りには六月七月のませ風を用ゆ、潮行早く東へ片汐なり、琉球へ渡るには、東のやくるをきらふ、山川より七島其外島々をつたひて行けども、島島の間々浪高く、乘にくきに依て、日和を考へ、すくに乘なり、直乘には三百里といへり、島々をつたひては二百二十里餘といへり、四夷八蠻船行記、近頃中山傳信録を見るに、琉球へは中國の冊對使も商船に乗りて行く、琉球は中繼をして薩州へ唐物をうるとなり、夫ゆへ長崎の外より唐物たぐさんに日本へ渡るは、皆琉球より薩摩へ取次て得る故と、或老師語りたまへり、文會雜記、琉球より薩摩へ貢する船を、楷船とて琉球の用役上乗りし産物を積み、薩摩の琉球假屋といふへ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其船を琉藏役といふ、楷船とは琉球の用船なり、本唐へ貢するを進貢

といひ、其船を進貢船といふ、進貢船は矢倉を揚げ、狹間を明け砲を置、弓鐵砲等を備ふ、是海賊の用心なり、進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除きて狹間を塞き楷船といふ名目になり、琉球國の官船とし、薩摩へ行通ふ船とす、春先楷船といふは春より乗る、夏立楷船といふは夏より乗るといふ名なり、船印木綿の四半紺地三巴の紋なり、是琉球國王の印なり、楷船薩摩へ通ふには、海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁もあるか故に、狹間を塞き武器の備なし、船中用心の爲に刀一腰を入れる、尤改切手あり、改の次第那覇官の物奉行那覇の里主へ出す、此兩官第一薩摩へ通路の事を司る役なり、里主は取分那覇の總司にて重き官のよし、外に里主といふあり、それとは別なり、右兩官より三司官へ差出し、三司官より薩摩の侍琉球在番奉行へ出し、其改を受、其切手を琉球假屋の役人へ見せ、改めさする事なり、假屋とは薩摩に在る琉球の屋敷なり、在番として親方も詰居り、假屋守りとして薩摩の役人も詰る事なり、此方に限らず、諸の荷物悉く其通の改方なり、大島筆記、

薩侯の城下に琉球人の旅館あり、琉球屋敷といふ、常に來り居る球人は、薩摩言葉をいふとなり、其人常服は拾のみにして、綿衣は絶て着せずとなり、また西國の或商人物語れるは、琉球に商に往く船は、薩州より切手を請取て發す、彼國に着ても渡口の浦に、清國の番所ありて上陸協はず、渡口の別方にも浦あり、この所には薩侯の番所在て、この所に乗入切手を出せは、廻上陸を免す、この邊の住家總て遊女の若き婦にして、我が商到れば毎に配偶をなし、夫より婦に憑んで彼國と貿易す、彼國禁にして我と商賣成す、思ふに清國に憚ならん、困てこの若き婦女の事に及ふか、球俗誠に直實、この婦女のことも、不信の事會てあらず、中山傳信録を閲するに、以上の事見へす、但曰、久米は在那覇、亦名大門村、洪武中賜閩人三十六姓居之、不他徒、故名唐營、亦稱營中、後改唐營、この文に據れば、是等か清國の番所と云しものか、那覇は清國の渡口なり、以上、甲子夜話、享和二壬戌年十二月廿七日、松平島津、中將齊宣を召れ、去る寛政十二庚申年、清朝より琉球に持渡りし藥

種器財等賣捌の事、願の旨は御免なく、其費用手當として、金一萬兩賜はる旨、老中松平伊豆守信明これを傳ふ、琉球國志略に、清の嘉慶五年彼冊對使琉球に至りし事見ゆ、則我寛政十二年なり、然ればは此時の事にして、前に載る文會雜記に、冊對使し南船に乗りて行きあり、一語一言に彼使渡來の時、其薩摩の費等夥しく、殊に其持渡れる品強て賣渡し、琉球にて止事を得ず、買取る事なるよし見えれば、此時其品買受、これを賣捌きて其費を補はん事を乞ひたるに、齊宣より願ひしなるへし、其事畢竟貿易に係れるより、唐國往來の事なれども、略して、こゝに収む、享和二壬戌年十二月廿七日 松平豊後守 先達而被申達候通、琉球より薩州に送越候藥種之儀、於此方取捌候儀者、御制度に相障難成筋に候間、彼國に差戻候様に被仰出候、右費用手當も可有之候付、金一萬被下之、右於御白書院縁類、老中列座伊豆守傳達之、書付渡之、享和二年十二月廿七日 松平豊後守 去々申年、琉球國に清國より持渡藥種器財類候儀に付、奉願候趣有之候、依之、金壹萬兩被下之、右御白書院御縁類老中列座、伊豆守申渡之、書付相

渡、柳營日記、

通航一覽卷之二十二

琉球國部二十二

○唐國往來

按するに、琉球事略によるに、琉球の漢土に通せしは、我文中元年、明の洪武五年明主の招諭によりて七月中山、山南、山北の三王各使して朝貢し、封爵の事を請ひしより始れり、我弘和三年、明の洪武十六年明主、勅令文冊を三王に授く、是より三王皆明朝に請ふて、其封を嗣ぎ、冊封使等の事あり、中山王尙巴志、山南、山北を併せて、明主につかふる事いよく、謹む、其孫尙忠達の時、我實德二年、明の景泰元年より、三年に一度朝貢し、貢使百五十人に過へからずと議定あり、清朝にいたりても、冊封は舊のこまく、進貢は、則進貢船、接貢船ありて渡海せり、其事くはしくは、下の正徳年中島津氏より琉球に尋問の條にあり、但し、琉球は本邦の屬國たるに、かく漢土に往來せしは、其來る事の久しく、しひのみならず、小國にして、彼土に隣り、薩摩よりも遠海を隔たれば、其勢實に已む事を得ざるを以て、

慶長十一丙午年九月、島津少將家久より、其頃琉球に渡來せし明の冊封使に書牘を贈り、その商船薩摩に來りて、通商せん事をはかる、こゝし明の萬曆三十四年に當りて、正使夏子陽、副使正誠なり、同十二年福建省泉州府の商船薩摩に入津す、これ東照宮御代にいたりて、唐船渡來通商の事記録に見えしは、慶長五年なり、

慶長十一丙午年九月、呈大明天使書

通航一覽卷之二十一終

日本國薩摩州刺史藤原家久、謹上書大明朝天使兩老大人鈞座下、伏以、天使奉詔命、不憚萬里鯨波、遠至琉球小島、我雖未接光霽、望盛德於千里之外矣、先是、華人茅國科、在朝鮮與日本者三四年矣、我恭敬皇朝之餘、遣船并差喜右衛門尉、送還於中華之地、未審國科勇健否、迄今令人起此思矣、今幸官船招喜右衛門尉、忻甚々々、想是兩地不通商船者三十餘年、頗爲慊矣、恭惟、天使兩老大人感我恭順之誠、自今以往、年々使中華商舶來於我薩摩州、阜通財賄、何幸如之、然則、皇恩德澤當永矢而弗諼矣、謹此拜獻金屏二双、小篋三重二箇、伏乞、各々笑納、臨楮不勝瞻戀、仰祈尊照、不宣、

日本慶長十一年九月 日

藤原家久國師日記

慶長十六年辛亥年、琉球國中山王尙寧、薩摩國を出て本國に歸る、これ東照宮台徳院殿よりの恩免あり、かつ明主よりも請ふ所あるによりてなり、證は、中山王來朝の條にあり此時島津少將家久、渡唐船の事を尙寧に達す、島津家久より中山王に渡す書付の内、毎年渡唐船之儀、時分相違之故海路不易候間、自今以後は、以番賦船頭被相定、若時分はつれに、渡唐

又歸帆仕候は、可相懸其科候事、薩州舊傳記、但し、全條にあり、文は、中山王來朝の

慶長十八癸丑年、少將家久仰を奉はり、中山王尙寧に命して、書を福建軍門に贈らせ、日本明朝互市の事はからしむ、其後家久か父、宰相入道惟新よりも、尙寧に書牘を贈りて、其成否を尋問せしか、終に事調はず、異國日記尙寧の書牘の末に、癸丑春三月とあり、癸丑は慶長十八年にあたり、然るに、琉球國志略等に、尙寧より其事を彼國に達せしは、萬曆四十年十一月とす、萬曆四十年は、慶長十七年なり、されども今異國日記に従ふ、

先年按するに、此事元和七年六月十二日條、薩摩より琉球へ書の案を遣し、大明へ如此書を遣候へと申遣候へとも、琉球より如此書を大明へ遣し候事は、不成よしなり、其書の案、板倉伊賀守殿の内、惣持候を伊州被爲見候、此書の心も、唐と勘合調度との文言なり、右の書案を寫し置、如左、

與大明福建軍門書

中山王尙寧、上書大明國福建軍門老大人閣下、恭審小邦去日本薩摩州者、僅三百餘里、以故三百年來、以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖畜夫、緩其貢期、是故、薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者、誠天之所

した、當時此浮説ありしなるへければ、姑く存す、

慶安三庚寅年、厦門鄭彩より、厦門は、福建省泉州府の屬島な族にして、明主より征虜、琉球國に書牘を贈り、日本にはか大將軍建國公に封す、琉球國に書牘を贈り、日本にはかりて、其武器及び火藥等を送入あらん事を求め、かつ其便宜を得て、みづからも日本に乞ひ、其力を借りて清朝を伐んとす、證は、唐國福建省臺灣府之部、鄭氏援兵願、并風説の條にあり、延寶癸丑年九月廿五日、松平島津、少將家久、按するに、御父家久の時、元和三年九月賜はりたり、使をもて琉球國の献物を捧ぐ、これ寛文十庚戌年、臺灣人洋中にて、清朝貢税の琉球船を奪掠せしにより、入津の臺灣船より贖銀を收められ、中山王に賜はりしによりてなり、臺灣國主鄭經、この事を時渡さざりしか、こゝし去年その國に漂到せし陸奥國相馬のものに衣食を與へ船を仕立て長崎に護送す、長崎奉行官命を得て、其船主に賞銀二十貫目を與へ、かつ其國拘留の琉球人を、歸國せしむべき旨を諭して歸帆せしむ、同二年寅年鄭經が臣、楊英より長崎奉行に書翰を來たし、琉球人の事によりて申す旨あり、かの銀子を返進す、その事は、唐國福建省臺灣府之部、漂流の條にあり併せ見るべし、同年其貢船、また臺灣人に妨げられしか、辛ふして福州に着岸す、その頃、靖南王耿精忠明朝に歸屬して、福建に據り使して琉球に硫黄を求め、琉球よりも使札を送る、然るに精忠既に清朝に降りしかば、其使者清人に捕はれ、日本又は臺灣に赴きたらんとすの責問に

遭ふ、同五丁巳年、再び使者を渡して、其故を陳謝し歸國する事を得たり、

延寶元癸丑年九月廿五日、琉球國貢税之小船、於大清之地海塘山、爲賊船被爲破却、依之、彼賊船東寧之輩、按するに、清の順治十八年、我寛文元年鄭成功、臺灣の國人を逐て、これに據り、其子鄭經の時東寧と改む、康熙二十一年、我天和二年鄭經の子鄭克、清朝に降りて、爲過料銀子三百貫目被召上之賜中山王、仍爲御禮薩州迄、以使者品々上獻之、御日記、人見私記、延寶元年九月廿五日、去戌年琉球之廻船、阿蘭陀之内、按するに、蘭人の臺灣を逐れば、寛文元年の事トシテイ人奪取之、其後トシテイ人長崎に入津之節、爲過料銀三百貫目公儀に被召上、其銀子琉球國に被下に付、爲御禮薩摩國迄從中山王献上之品々、一 太平布百疋 一 芭蕉布五十反内、綾織貳拾五反 一 細布拾疋 一 縮布拾反、按するに、東日記、玉露、玉露、三才雜錄、 一 硯屏玉一双 一 八重山煎海鼠一箱 一 池盛酒三壺 右之通、松平大隅守より、以使者差上之謁老中、柳營記、慶安元録問記、東日記、玉露、三才雜錄、 延寶二甲寅年、從琉球國、大清へ貢納之船歸帆仕往

還之様子申上候覺、

一 琉球より大清へ貢納之船大小貳艘、去年丑三月三日琉球出船、小船は同十九日福州之湊之内、閩安鎮と申所に着仕候、大船は十七日官塘山と申島に繋ぎ、同十八日湊口五虎門を志乗候處に、定海と申島より賊船大小十三艘漕出し、鉦太鼓を打、関の聲を揚、石矢火、弓、鐵砲を射懸打かけ、帆燒を擲かけ、礫を投入候間、琉球よりも石火矢弓鐵砲にて防候、後には右の船共にて、琉船を取圍四方より漕寄、鍵長刀を以て突掛り候、琉球人も鍵長刀にて防ながら、湊口を心懸、船を乗候處に、順風能五虎門近く成申候に付、賊船は引退候、琉球船之垣廻散々被打破候得共、船は無恙、同申之刻閩安鎮へ入津仕候、琉船中に士壹人、水主四人討死仕候、手負上下廿四人、何れも淺手ゆへ死不申候事、

啓手之者之由候、此等之旨於福州、琉球通事謝必振と申者物語候事、

一 去年三月、福州へ着船仕、北京へ琉球使者參勤之儀相伺候處に、早速可罷上旨申來候、此飛脚往還に日數押移、漸同年十月十一日、琉球使者多賀眞親雲上、喜友名親雲兩人、上下廿人にて、福州罷立、當正月廿日北京へ參着致候由に御座候、我々共は福州に殘居申候事、

一 右福州へ殘居候琉球人共、相談仕候は、大清戰國に罷成、北京往還之通路無御座候間、北京へ罷在候琉球之使者、福州へ罷下候儀、今程成申間敷候、我々共福州へいつとなく相待申候儀如何存候、第一琉球よりも無心許可存候間、先我々共歸帆仕、北京に罷在候琉球使者へは、重て迎船可遣と各相談仕琉球通事謝必振鄭表と申兩人へ申聞候得は、尤之儀に候、此以前にも、右之通北京へ參候琉球人福州へ遅く罷下候時は、福州へ居殘候琉球人は、歸帆候例も御座候間、其通可然由申候に付、靖南王へ訴訟申候趣は、

一 北京へ參候琉球使者罷下候を、いつとなく相待

可申義如何に候間、福州へ殘居候琉球人は、先歸帆可仕候事、

一右北京に罷居候使者、福州へ罷下候刻、福州之御關所へ參懸候は、御通し候て、從琉球迎船差越候迄、福州に被召置可被下事、

一向後琉球人、福州に逗留仕候時分は、如跡々不相替用物賣買御免被成可被下事、

一從琉球罷渡候者には、如先規飯米被仰付可被下事、

右之通、兩人之通事にて訴訟申候處に、四月十八日に、右之訴訟如願被申付之旨、靖南王返詞に申開候、乍然此頃は、軍勢過分に抱置被申候に付、兵糧手つかへ之由にて、飯米は不被渡候事、

一五月二日、靖南王へ琉球人召寄應被申候、同日琉球人へ之書翰相渡、福州に罷居候琉球人共は、不殘可致歸帆候、北京に罷居候琉球人使者、福州へ罷下候は、關所無口能差通、福州に可召置候間、心安可存由被申開候、同八日靖南王之役人布政司と申人より、名なり、傳注官の琉球へ之添狀被渡候、琉球通事兩人へ致相談候は、唯今亂國に罷成候

間、猶以海賊可有之候、今程從琉球船を渡候儀、海上氣遣に存候、如何可仕哉、兩人之存寄をも承度と申候得は、兩人之通事申候は、右之通亂國にて海賊之氣遣尤に存候、長崎は毎年便宜有之事候間、大清國相治候様子能々承合、貢納船差越可然由申開候間、右之通致約束歸帆仕候事、

一五月十七日福州致出船、同廿二日琉球之地へ着仕、六月二日琉球那覇へ着船仕候事、

以上、

寅七月廿日

同五丁巳年春、琉球渡唐船之者共申上候覺、

一三月十日琉球那覇津出船仕、同廿五日唐之津口五虎門へ走入候處、番船參候を見候得は、疑人にて候、内之様子相尋候處に、大清に立歸候由申候、閩安鎮へ致着船、通事を船より下し案内申達候、則去丑之年按するに、即延寶元年進貢使之義相尋候處に、南京之内蘇州と申所へ罷居申由申候事、

一四月十四日、船より官屋へ下候て、琉通事謝必振鄭表、去年上將軍より按するに、靖南王琉球へ硫磺所望使者陳遊擊事相尋候處に、彼陳遊擊儀、琉球

より歸帆候節、福建上將軍儀、辰九月十九日降參仕、最早福建は、韃之大將康親王入城之由、福建之内連江縣にて承及候に付、則琉球より上將軍への咨文燒捨、乗船荷物等打捨、はし船より陸へ上り、髮を剃韃之躰にて福建之脇に忍參候處、連江縣と羅深縣との境之關番、林寅廷と申もの見付不審に存搦捕、福建按察司と申役人に相届、於彼所穿鑿候に付、上將軍より硫磺爲所望使者琉球へ差越候處、硫磺無之由にて不相達歸帆候通申候得は、籠舎申附、定て長崎又は臺灣へ參候哉と稠敷及穿鑿候間、琉球へは參候、右兩國へは不參候由申候處、何之證有之哉之由申に付、上將軍より琉球へ遣候人數書爲見申、その上銀子三十貫目餘差出、致詔言赦免有之由候事、

康熙十二年癸丑は、延寶元年に當り申候、その頃福建の靖南王大明方にて、清國と合戦の用意に、琉球へ硫磺を求めに船を渡し候により、琉球よりも使者を相添、靖南王へ書翰を遣し候、琉球の使者いた福建へ參着せざる内に、靖南王清國へ降參ゆへ、琉球の使者韃韃に滞りて、年を経て琉球へ不罷歸

候、延寶五年丁巳の春、琉球より又福建へ船を渡し候、その時の使者船中にて、福建の様子を見開候へは、船附の番船の體、皆韃韃人にて候ゆへ、始て靖南王降參にて、福建も韃韃領になり候事を存し、さて丑の年渡海の使者の、捕はれて在る所をも存候と聞え申候、

延寶四年丙辰の九月、靖南王清國へ降參ゆへ、延寶五年の春、渡海の琉球人も韃人の體に成り申ゆへ、清國の都へ參り、先年ごらはれて居申候琉球の使者の詔言いたし、前後兩度の琉球人、共に歸國仕候と聞え申候、

延寶五年、按するに、清の福建布政司より琉球に致す咨文、

福建處等承宣布政使司爲訪詢清朝事、康熙拾陸年參月貳拾玖日、准琉球國中山王世子尙咨稱、照得甲寅伍月内、前年在閩貢使趨回本國、切切告稱、福建靖藩主叛君猾夏無名出師、伏思、我祖先王蒙清朝高恩、封立藩王、是以、與舉國臣民、即慮朝廷驚動、切恐天下煩擾、本欲飛越而同心戮力、恨奈海山萬里不能如意耳、爲此特遣正議大夫使

者都通事蔡國器、毛自彬、曾益、倪定基、鄭明良等官、前詣福省、探訪安否、移咨貴司、請乞察照施行等因到司、准此案照、先為進貢事、康熙拾貳年參月貳拾陸日、准琉球國中山王世子尙咨開、照得敵國遵依會典、兩年一次朝貢、查康熙拾壹年該應循期、擬合進貢不敢愆越、為此虔備方物、海缸貳隻、遣官坐駕、率領水梢、每缸均幫上下員役、共不盈貳百人數、解運方物、前赴福建布政司投納轉解、赴京進奉、為此遵將常貢煎熟硫磺壹萬貳千陸百斤、馬拾匹、海螺殼參千個、外屢蒙皇恩無異覆載、但敵國窮乏愧無寸報、又將土產紅銅壹千斤、大小火爐貳個、絲烟貳百匣等進上、據此合行遣官營解、前赴福建布政司投納、外理合備咨告投、今遣耳目官吳美德、正議大夫蔡彬、都通事程泰祚等官、資咨捧表赴闕、外其缸貳隻煩乞移咨轉達禮部、及來夏風汛先賜遣歸而赴京、貢使官伴俟後貢缸隻替換駕歸、為此移咨貴司知會、仰祈察照施行等、因到司准此又為進貢事、康熙拾貳年捌月初捌日、奉巡撫都察院劉案驗、准禮部咨主客清吏司案呈、奉本部送禮科抄出、該本部顯覆、福建巡撫劉

顯前事、內開該臣等議得、福建巡撫劉疏稱、琉球國先到貢缸壹隻、於竿塘外洋被賊攻打、署閩安副將軍遊擊化守登官兵出哨引進、聽候部議等語、其進貢人役于竿塘外洋被賊攻打着傷、併官兵出哨引進緣由聽兵部議覆、外據稱琉球國應於康熙拾壹年貢期、拾貳年參月拾捌日、至閩將貢物及來使准其來京、其進貢硫磺留於福建、督撫照例收貯、臣部移文工部、俟應用處使用、至於貢馬拾匹內壹匹倒斃無容議等、因康熙拾貳年陸月貳拾捌日奉旨依議、欽此欽遵抄部送司奉此相應、移咨前去煩為查照、旨內事理、欽遵施行等因到院、准此擬合就行、為此備案仰司、備照咨文奉旨內事理欽遵查照等因奉此、又為進貢事、康熙拾貳年玖月拾貳日、奉巡撫都察院劉案驗、准兵部咨職方清吏司察呈、奉本部送兵科抄出、該本部覆、禮部尙書哈口等題前事等、因康熙拾貳年陸月貳拾捌日奉旨依議、欽此欽遵抄出到部、該臣等議得、禮部覆、福建劉疏稱、琉球進貢人役、於竿塘外洋被賊攻打着傷、併署閩安副將軍遊擊化守登官兵、出哨引進緣由聽兵部議覆等、因查該撫疏稱、閩安鎮左營、把總柯

美出哨五虎門、瞭見外洋有賊艘拾餘隻、與琉球國貢缸對敵、奮勇架砲攻擊、賊缸隨即奔潰大洋而去、引帶貢缸等語、又琉球國都通事程泰祚報稱、本國耳目官吳美德等百餘人前來進貢、至竿塘外洋遇賊船大小拾餘隻、前來攻打、被賊用砲打死隨伴肆人、被傷貳拾餘人、本船正在危急、幸有閩安鎮官兵船隻、出五虎門外巡哨、架砲衝打久攻、各賊船遂奔逃大洋、官兵船隻引進鎮口等語、查琉球國進貢船隻、在外洋與賊船攻打、經出哨官兵遇救引進、無有勦獲應無容議等因、康熙拾貳年柒月貳拾參日、奉旨閩安鎮官兵見貢船被賊攻打、即前往救護引進可嘉、着再議具奏、欽此欽遵抄出到部該臣等再議得、覆禮部一疏內議、琉球國進貢人役、在外洋與賊攻打、經出哨官兵遇救引進、無有勦獲應無容議等因、具題奉旨、閩安鎮官兵見貢缸被賊攻打、即前往引進可嘉、着再議具奏、欽此查叙功之例、照武職官員斬獲賊寇多寡議叙、把總柯美並無斬獲賊寇之處、不便議叙相應、仍照前無容議等因、康熙拾貳年捌月初壹日奉旨依議、欽此欽遵抄部送司、案呈到部、合咨貴院、煩為欽遵查照

施行等因到院、准此擬合就行、備案行司備照咨文、奉旨內事理欽遵查照施行等、因奉此又為劄請循例體恤柔遠以廣皇仁事、康熙拾陸年肆月拾玖日、奉巡撫都察院、牌案准禮部咨開、奉御前發下紅本、該本部密覆、福建總督卞密顯前事、內開該臣等議得、福建總督卞密顯、內開琉球國難彝雜氏等拾貳名、照例給口糧銀兩暫為家養、顯明前來應仍照例給與銀米家養、又稱該彝既無原來缸隻、作何遣發回國、聽候部議等語、查康熙拾參年江寧巡撫馬伍、因琉球國貢使吳美德等奉勅歸國、途次蘇州、因閩省逆賊告變難以前進、即於蘇地覓館暫棲、俟逆賊蕩平之日、令其歸國等因具題奉旨、該部知道等因在案、今應俟福建地方平定之日、江寧巡撫琉球國貢使吳美德等遣發回國、題報到日令其遣發起程、又該督疏稱、琉球貢使吳美德等原坐缸貳隻留同來李切銘等住於閩驛、於康熙拾參年伍月內、靖藩打發回國、福建並無存留缸隻、今難彝雜氏等、應俟吳美德等到閩邊界之日、或遇伊國進貢、或有來接缸隻、一同帶回伊國、若無進貢來接缸隻、將吳美德等并難彝雜氏等、令該督撫酌量撥給

紅隻、發回伊國可也等因、康熙拾陸年貳月貳拾陸日密顯、本月貳拾玖日、奉旨、吳美德等應即發往閩省、令該督撫酌議、一併發遣回國着再議具奏、欽此欽遵於本日密封到部、該臣等再議得、福建總督即密疏內稱、琉球國難彝雜氏等拾貳名、照例給口糧銀兩、暫為察養顯明前來、應仍照例給與銀米察養、又稱、該彝既無原來紅隻、其貢使吳美德等原坐紅貳隻、同來李切銘等已打發回國、福建現無紅隻等語、今查、琉球國貢使吳美德等現在江州蘇州府、臣部移文江寧巡撫、照例沿途撥給驛遞夫役食物發往閩省、應俟吳美德等到閩之日、令該督撫將雜氏等拾貳名一併酌議、如可遣回伊國、即速撥給紅隻遣發、如有難以遣發之處、該督題請之日、別議具奏等因、康熙拾陸年冬月初拾日密顯、本月拾貳日奉旨依議、欽此欽遵於本日密封到部、欽此相應密咨前去、煩為查照旨內事理、欽遵施行等因到部院、准此擬合就行、為此備案行司備照咨文奉旨內事理、即便欽遵查照彙詳通報等因、奉此又為稟報事、康熙拾陸年貳月貳拾肆日、奉巡撫部院楊案驗、本年柒月貳拾肆日准禮部咨開、奉

御前發下紅本、該本部密覆、福建巡撫楊顯前事內開該臣等議得、福建巡撫楊疏稱、琉球國彝官蔡園器等坐紅壹隻到閩、臣行藩司驛道查稱、該國世子尙真差來、探問天朝提音、並接康熙拾壹年貢使吳美德等歸國、有帶執照咨文等語、查康熙陸年拾月內、臣部具題嗣後如有彝文投到該督撫者、即行將原文開閱議題、今該撫將執照咨文開閱而未經議明、具題殊屬不合、其來探問天朝提音、世子尙真非係特行、達部咨文無容議、又查、本年參月內臣部顯覆、福建總督即密題一疏內稱、琉球國貢使吳美德等現在江南蘇州府、臣部移文江寧巡撫、照例沿途撥給驛遞夫役食物發往閩省、應俟吳美德等到閩之日、該督撫將琉球國風飄至雜氏等拾貳名、一併酌議、如可遣回伊國、即速撥給船隻遣回、如有難以遣發之處、該督題請之日別議具奏等因、具題奉旨依議、欽遵咨行、福建總督江寧巡撫在案、今該國既有接取紅隻、相應移咨、該督撫將前來貢使吳美德、及飄來雜氏等拾貳名、一併速行遣回伊國、通詳速報施行等因奉此、又為報明歸國事、奉巡撫部院楊批、該本呈詳查得、進貢彝官吳

美德等并飄風雜氏等、遵奉部文俟吳美德等到閩之日、或遇伊國進貢、或遇有來接紅隻一同帶去等因、今琉球國現差蔡國器等、駕紅來閩接回貢使、查吳美德等原赴京、官伴貳拾員名除在蘇物故官伴共參員名、已經回閩返國、官伴只壹拾參員名、并飄風雜氏等壹拾貳名、接貢官伴玖拾參名內、摘出存留在驛官壹員伴五名、實摘回返國官伴捌拾參員名、以上三項返國官伴水梢通共壹百拾陸員名、一同遣發回國、至該彝啓行之日飾行閩安鎮、派撥兵紅護送出境以防不虞、以示柔遠者也、玆據該應詳覆造冊、前來相應據轉、伏候憲臺察奪批示、以便遵行等緣由奉批如詳、俟彝使定有行期、先行通報繳冊存查等因奉此、今准前因合將歷奉部文、并貢使跟伴遣回緣由備叙、明白合就咨覆為此理合備由、移咨貴國、請為察照施行須至咨者、

右 咨 琉球國中山王世子尙

康熙拾陸年貳月廿一日

印

咨

清朝事

右福建道より琉球へ遣す狀一通、松平大隅守所に留て公儀へ獻せず、大隅守より吉良上野介義央寫置を借て寫す、以上、華夷變態、

通航一覽卷之二十二終

通航一覽卷之二十三

琉球國部二十三

○唐國往來

正德四甲午年、中山王尙敬、松平島津中將吉貴に書を贈りて、別改の銀を渡せし事を謝す、これ清朝の貢物正金銀を用ふるにより、先に尙敬より請ふ旨ありて、吉貴官に願ひ、改鑄せしめられしなり、

正德三癸巳年七月朔日、井上河内守に按するに、老中正等、間部越前守御用人按するに、御側渡之、

元祿銀者、當時此方にて吹出候儀も無之候得とも、琉球の相渡候銀子之事者、去年薩摩守願之趣前御代按するに、文昭院殿、達上開、且亦琉球封王使のために有之上者、按するに、彼國に封王使渡來せしは、享保四年の事にして、清の康熙五十八年なり、願之通、先元祿銀之位に吹替可被仰付候條、可被得其意候、以上、

七月正徳新令、

正徳三年七月廿五日、覺

元祿銀三百三拾九貫目

水伯者守印
水因幡守印
中出雲守印

鈴木九太夫殿
都筑藤十郎殿
大岡源左衛門殿
神保甚三郎殿
以上、竹橋餘筆、○按するに、鈴木九太夫以下四人、皆御金奉行なり、

正徳四甲午年四月廿八日

謹奉一翰奉表謝恩之事、敵國進貢大唐、古來未嘗違其例、故皇帝世世褒拜有加無少者、本蒙貴國之福澤而所致也、奈何近年古銀爲新銀、是乃中山之一艱險也、其所以者、大唐貴古銀不貴新銀、是故、每歲進接貢使按するに、琉球より入唐船に、進貢使接貢の號あり、次條に詳なり、到彼二者大不得其志、幾將廢貢典、寡夫甚畏之、若廢貢典、彼必生疑、若不可廢則貢用不給、進退惟谷、危急存亡之秋也、是以、向煩尊君、再三有所願望、辱垂容恕、遂祈江都、既自客歲惠賜以別改之銀、感銘之至不知所謝、欽惟、江都之仁覆貴國、貴國之慈救寡夫、廣大之恩只獨喜之而已哉、永傳萬世不堪感激者也、茲以小使

右者、琉球國の遣候銀之由にて、今度松平薩摩守願に付、銀座にて吹立相渡、新銀を引替申等に候、依之、銀座より明廿六日、右之銀相納等候間、請取可被申候、薩摩守方は渡方之儀者、追而可申談候、以上、

巳七月廿五日

萩源左衛門印
杉彌太郎印
水因幡守印
水伯者守印
大岡守印

按するに、大久保大隅守、水野伯耆守、水野因幡守は御勘定奉行、杉岡彌太郎、萩原源左衛門は御勘定吟味役なり、但し御金奉行の宛名を脱せしなるへし、
同年十月十八日、覺

銀四百貳貫目

松平薩摩守納

右者、琉球の相渡り候引替銀、御遣方は可被相渡候、以上、

巳十月十八日

萩源左衛門印
杉彌太郎印
大岡守印

佐渡山、具別録之菲薄、按するに、別恭奉謝鴻恩之隆、伏視方、正徳四甲午年四月廿八日
中山王 尙 敬

中將様琉球國聘使記附録、

琉球にては、正金銀を遣へり、故に今の銀は四割引にす、按するに、今とあるは、寶曆十年唐へ遣はすときは、二年より云へるなるへし、本唐へ遣はすときは、薩摩國へ願ひ申て吹直し、慶長銀の位にして通用するなり、大島筆記、

同年仰によりて、松平島津、中將吉貴より清朝の冊封、及び琉球より進貢等の事を中山王に尋問す、彼其始末を告報す、この事、琉球事略に載る明朝より來歴、及び琉球客記、琉球冊封使一件の帳も、概して因に引用す、正徳四年御用に付、島津帶刀殿より按するに、吉貴被相札候琉球國之由緒、

一中山王卒候て、三年の喪服相明候後、大唐より上下六百人、勅使を琉球へ差渡し、前王之廟所に勅使相越し祭を致し、其後、城に勅使登り、王に封せられ候勅諭をのへ、冠衣服を渡し候、常には中山王より隔年に、大唐之都へ使を遣し、上表と申候て、大唐王へ使者を以、狀を捧げ申候、大

唐之王よりも、直に返翰を給候、右使者大唐王へ目見致し、使者并末々まで大分拜領物仕、旅宿并道中船中ともに、殊外懇成馳走にて御座候、一琉球より織物等持渡候譯は、琉球國金銀無之國にて候所、大唐之王并官人ともへは、銀子を進物仕候に付、琉球人薩摩へ参り、町人ともに銀子を借候、町人どもの銀子までにては不足致し候得は、御藏銀を拜借仕持渡、唐にての進物に仕、其餘銀を以、糸物杯を買來り、鹿兒島または京都へ差上せ相拂ひ、其代銀を以、前年の借銀を相辨、又借銀致し唐へ持渡、年々右之通仕候に付、鹿兒島に糸織物等有之候、御藏銀の返上には、右織物等を差上候に付、御藏に唐織有之事に候、薩州舊傳するに、琉球事務によれば、この外官に晋呈の書付あるへけれども、今所見なし。琉球冊封の事、大明洪武年中に始れり、それより後、其國王嗣を立て貢使を進らせて、封を請ふに及て、給事中一員行人一員を冊封使となされ、玉帶蟒衣極品の服色を假さる、閩の三司其使の料大船貳艘を作る、凡其價各貳千五百兩餘を費す、黃屋二層を作りて、詔書を安置し、貯ふる所の器

用そこはくを以てす、冊封使福州に至て、南海の神を祭りて船に登る、彼國に至時、其王法司官一員をして數千人を引具して、其船を那覇港に引入れしめ、其國の衆官大小官百餘員をして、龍亭を迎恩亭に迎へ拜せしむ、自注、龍亭は、詔書を藏め、天に上りしきなる典を申す。使館にみちひき至りて、自注、迎恩亭より彼迄、龍亭を五里計ありといふ。中堂に安置し、衆官また禮を行ふ事始のこし、三日ごとに大臣一員をして安否を問ふ、冊使まつ先王を祭るの禮を行ふ、其廟は國門の外にあり、自注、服の裝束なり。天使廟に至るとき、世子素衣黑帶して、門外に拜す、祭訖りて後、中堂に於て酒を行ふ、次に封王の禮を行ふの日、世子衆官をして館門の外に候せしめ、詔勅をみちひき王宮に至る、其國門館を去る事三拾里、路殊に峻し、門を去る事五里の外に牌坊ありて、其扁を中山といふ、自注、牌坊とは、我國のつれの門のこき、これよりして路にして、額を打所なり、扁は則額なり。平らかにて、左右は石を疊て墻とす、世子この所に出て、龍亭を迎拜して國門にみちひく、自注、世子の冠服の事見え、一書には烏紗帽、紅袍、玉帶たるよし見ゆ、其國の人の申す所、封王の禮行はれざる間の冠服といふものは、一書の説に、其門をは歡會門と云、門を入れば則王相同し。

宮なり、宮門は三層にて、一層ごとに階あり、正殿は山の巔にあり、龍亭を殿の正中に設けて、これを拜す、自注、王妃等に賜る所の物の禮終て別殿に宴を設く、第一條に見えしこし。禮終て別殿に宴を設く、自注、これ冊封使の儀、後日にまた拂塵の宴を設く、の塵を拂ふの儀、後日に天使を迎へて、天界圓覺等に遊はしむ、其後王始て天使館に至る、後日に餞行の宴を設く、行に臨て黄金を以て送贖の禮とす、已にして冊封使に登る、王または是を護送せしむる事、初迎ふる事のことし、又王親長史等をして、表を進りて恩を謝すといふ、自注、冊封使の例、棺二ツを作りて船にのす、其棺の前に、天朝使臣の柩といふ字を刻み、また銀の牌を釘にて打、これは福州より彼國へゆく海路、殊の外に險なれば、もし風波の難の恐れかたき時に、冊封使各その柩に入て、釘にて閉置、船覆り何れの地にも流れ寄らん、其所の人この銀を取て、この棺を拾げん、其後の使其棺を求て載歸へさためなり、されば此使に於ては、人還りて後に、海路の事を申すに、聞人皆々事故なく、還る事を要買せずといふものなし、是によりて、彼國に使を遣はる人、事無益なり、たゞ其國の使の來れるものに、書を渡し遣はさるへし、諫め申せし事なり、然れども既に代々の例となりし事なれば、其事をさし見たり、今大清の代となりし以後、其使臣の記載未だ傳はらず、自注、但し琉球人の申す所を併按ひし事とも、又進貢使の例、大明の例、其進見辭見皇太子、並寮官等参見の儀、其餘藩國使臣の例に同

くして、又其儀註する事長ければ是を略す、唯今大清の代に至て、其國進貢の例、前代の時に同しからざる事もある、自注、大明の時、三年一貢なり、今年に隔年一貢とあれば、毎年一貢なりと云、○按するに、薩州舊傳年と云へるは誤りにや、閩廣の人に尋問しに、其答ふる所のものに見えし所は、琉球國大清に貢する事、福州より入る一年を全貢といふ、其船二艘、次年を折貢といふ、其船一艘、來る事は冬至を期とし、去る事は端午を期とす、琉球館を福州に設けて是を待つ、其貢官は二員、正使耳目官と云ひ、副使は大夫といふ、其使來る時は、福建承宣使司より轎傘執事等を以て是を迎へ、筵を設け通船の人悉く宴賞ある事、其差あり、其貢物は、正銀、漆器、海味土産の類なり、十二月に京師に達す、唐官一員是を護送し、朝廷宴を設けて優待せらる、自注、これ其次第は、薩摩より進る所、其交易の例、船數を定められて、銀額をは定められす、金貢の年は拾餘萬、折貢の年は唯五六萬を用ふ、是は福州の港淺くして、大船進みかたき故に、少しき船を用ふ、船少しきにして、多く載る事かなひかたき故なり、其國の人買ふ所の唐貨、細物は絲網

綾緞等、粗物は紙藥蘇木、其銀は老板元銀二ツ寶を用ふ、白注、老板は我國の古銀、元銀は我國の元字銀をいふ、折買の時五六萬といふは、銀六拾貫目にて、折買の時五六萬といふは、銀六拾貫目を用ふる事を見たり、これよりさき、猶其國の使福州の政官に送る所の例萬金を費す、康熙十七年白注、本朝元祿十一年なり、巡撫官張仲舉一槩に蠲免せしかは、其國の人彼徳を感じて今に至るまでこれを祀る、琉球國事略、

一琉球の進貢船は、兩艘にして、其第一の船に、百貳拾人、第二の船に七拾人計乗る、接貢は一艘にして百人計乗る、年々春三月頃臈ひして、那覇港に碇を起し、四拾八里を経て白注、日姑米山の下に波濤渺漫として數日山を見ず、風順なるときは、七八日を過すして、福州の内五虎門といふ所に至る、那覇よりこの所まで四百里餘あり、五虎門より内は、一條の川にして、其濶さ三百間計の所もあり、また百間餘の所も有、兩岸は民家にて田疇もあり、

一此川を登る事五里計にして、閩安鎮といふ所に、船を司る官人出迎ひて船を改、川口通事とい

へるもの此所より琉船に乗、夫よりしてや、漕ゆけは、官盤墩といふ所に至る、水淺くして大船は自由ならず、小船をもて其荷を琉館へ送り、原船は鴨母洲といふ所につなぎ置く、川口通事は是より琉人を引て琉館に入る、

一琉館は、大保境といふ所にあり、清朝より營築せり、薩藩の琉館より狭少にして、其製頗る精緻なり、瓦をもてふく、上に樓あり、板をもて床とす、其下は土間なり、た、其廳堂のみ瓦をしけり、一清人の琉館を守るものを把門官といふ、文武兩人あり、武官は刀を佩ふ、各屬官五六人あり、館の大門と二の門との間に其官舎有、晝は門を出て遊觀する事を許す、夜は事幹ありても出る事を許さす、

一進貢使春三月頃福州へつき、琉館へと、まる事七八ヶ月計にして、秋冬の交九月末十月初の頃、正使副使以下の官員貳拾人計り北京に赴く、その餘は皆琉館に残りて、明年貢使の歸るを待、一貢使北京へ赴く時は、延平府、建寧府、衢州府、嚴州府、杭州府、嘉興府、蘇州府、鎮江府、揚州府、濟

南府白注、山東、等を経歴す、建寧府より衢州府までは陸行す、嚴州府より揚州府までは水行し、山東は陸行す、歸程は山東より別路を過て水行多し、途中往來見る所の山川極て奇絶なり、
一每省護送官出て貢使を送る、僕從五六人涼傘を取て隨行す、
一每省樂を奏して貢使を迎送す、水路のときは、正使の船に伶官來りて樂を奏す、
一貢使陸行のとき、大小官員皆轎にのり、其僕從は馬にのり、或は車に乗る、
一貢使關を過るとき、抱關人銅鑼をならし、抱をうつ、
一貢使の往來は乘傳なり、路費皆諸省の官府より出つ、其宿する所は、公館にして饌具甚た美なり、
一福州を九月十日頃起程し、四十日餘を経て十一月十二日頃北京に至る、其路程六千里餘あり、唐山里
一北京には琉館なし、賜謁宴賚の禮終るまで客亭へと、まる、其間四十日餘也、

一大和殿と云ふ所にて、清帝に拜謁す、其殿甚た高大なり、早朝は蒼茫として、物のあやめもさたかならず、日登りて後、はしめて玉座を見る、
一中山王より清帝へ、硫黃壹萬貳千六百斤、紅銅三千斤、錫千斤を貢す、
一清帝より中山王へ、錦八疋、織金緞八疋、織金紗八疋、羅緞八疋、綿拾貳疋、緞拾八疋、羅拾八疋を賜ふ、
一正使副使へ、羅緞三疋、緞八疋、羅八疋、緞五疋、裏二疋、布二疋宛を賜ふ、
一北京都通事、存留通事へ緞五疋、羅五疋、緞三疋宛を賜ふ、存留通事は福州琉館へ留るものを云ふ、
一使者の僕從へ、緞三疋、布八疋宛を賜ふ、
一朝鮮琉球安南緬甸の四外國、其次席をもて清帝に拜謁す、
一吏部尙書の宅にして、兩度宴を賜ふ、初て京に至るときを下馬宴と云ひ、國に歸るときを上馬宴といふ、其禮、先卓子の上に、香を焚き茶を賜ひ、後酒饌をたまふ、其盛華豊精なる事云ひ盡し難

し、宴終て後、其卓子上の器皿をたまふ、各みつからこれをたつさへて歸る、

一貢使清國に歸るときは、接貢船に乗る、

一貢使清帝へ拜謁のときは、琉服をもちゆ、中山王冊封使を迎ふるときには明服也、むかし祖先の

とき、明帝の賜ものたるをもて、國王は是を服する事を許す、陪臣は是を服する事を許さず、

一琉球冊封のとき、正使は漢人なり、副使は漢人なり、即周煊は漢人なり、金魁は漢人なり、琉客譚記、

に、此書は、寛政八年來朝の使者告る所を、島津氏藩士をして筆記せしむるものなり、○按する文化五戊辰年、按するに、清の嘉慶十三年に當る、中山王尙書の冊封の時也、

冠船附諸事勤方、并勅使方々被差越候次第、

六月十五日
一今夜五時分、慶良間島の冠船渡來之相圖火相見得候事、

同十七日
一兩勅使并副使乗合之船一艘、參將彈壓官、其外附添候ものとも乗船壹艘、今月十一日唐出帆、海路無滯參將乗船者、昨十六日八時分那覇着船、勅使乗船者那覇近乗參候砌、向風相成、其日難乗入、

撰舟差出、今日入相時分那覇川口挽入候、
附、勅使乗船に接冊大夫渡具知、
船頭佐事水主とも琉人七人為案内者乗せ付、參將乗船へも、右存留小渡里之子親雲上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、
一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅使へ進物被遣候品員數別冊有之、
但、使者船屋形並鳥居立、櫓に風見旗付、其下に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、
一二接之使者、五男壹人、正議大夫壹人小舟漕出、右同斷、
但、舟飾同條同斷、
二三接之使者、三司官壹人、久米村紫金大夫壹人小舟漕出相迎候、
但、舟飾前條同斷、
一此時進物無之、
一勅使乗船那覇湊内被乗入候付、當役使者にて祝物被遣候、品員數前條同斷、
附
一副將の者、都通事壹人船元相迎祝物被遣候、品

員數別冊有之、

一參將彈壓官の者、入津之當日右同斷祝物被遣候、品員數別冊有之、

一寛政十二申年冠船之節者、遊擊都司巡捕官渡來有之候處、此節者副將參將彈壓官渡來有之候、尤彈壓官者、巡捕官同前にて、副將參將者遊擊都司より上官之由候得とも、取持方等之儀者、三人とも同様、申年例通申付候、且千綱壹人把綱三人者、比年海賊相増専為防方、先例より加増被別渡、取持旁之儀者、惣而右三人より輕き方申付候、

一國王迎恩亭に被罷出、使者を以勅使下船被致候様被申達、夜九時分下船有之候節、並勅詔、勅書、誥命文、諭祭文、海神諭祭文等通堂崎に差卸、龍亭載拜領物者彩亭載候て、先に相備被罷通候、國王中途に被出迎、兩勅使も下轎にて禮儀有之相濟、迎恩亭に龍亭彩亭居ゆ、兩勅使龍亭左右に被立、國王より惣役を以、皇帝安否被相伺濟而、龍亭に向、國王並三司官以下諸官三跪九叩頭仕、勅使旅館に被相越候間、三司官以下諸官先相備罷通、龍

亭彩亭旅館に居三司官以下三跪九叩頭仕退去、
附
一詔勅拜禮之時樂有之、
一參將乗船者、昨日入津有之候得とも、船中人數今日勅使一同下船有之候、
一兩勅使に下馬飯肴卓食卓一宛、當役長史を以被遣候、
一副將參將彈壓官にも右同斷、都通事を以被遣候、
一勅使以下末々まで、毎日賄料遣候、品員數別冊有之、
同十九日、
一冠船兩艘之船神菩薩龍亭に勸請仕、中途行列にて、上之天后宮に安置被仕候、
一兩勅使孔子廟並上之天后宮初て參詣被致、以後朔望其外にも折々參詣被致候、
同廿七日、
一兩勅使安否為尋、四時分國王勅使旅館に被差出、二門内にて下轎、兩勅使露臺軒之下出迎、互に一揖、高館屋に被申入、一跪三叩頭之禮儀にて着座、勅使より茶馳走有之、八時分被罷歸候砌、禮儀如

最前、
但入津之當日、詔勅迎之禮式相濟、歸掛け旅館
の被差出安否被相尋、先例候通、此節者勅使船
中草臥にて對顔難成由有之候付、今日被差越
候、

閏六月十五日、

一兩勅使崇元寺に被差越、尙成王に王爵追封、尙温
王尙成王に諭祭文執行付、勅使旅館に爲迎、三司
官一人、王舅一人、其外諸官差越、兩勅使に一跪
三叩頭之禮儀濟而、節並誥命文、諭祭文龍亭載、
香奠緋銀彩亭載、三司官以下右に向、三跪九叩頭
仕、四時分勅使發駕、三司官以下先備罷通、
一尙成王神位廟前庭假壇に致安置、國王門外被差
出、龍亭彩亭被相迎、諸官を率三跪九叩頭之拜禮
濟而、國王先達而被罷歸、尙成王神位之側被立
扣、

被燒、庭にて諸官を率三跪九叩頭之拜禮濟而、本
之座に罷歸、捧誥官廟内に入副使より誥命文被
授候間、宣讀官一同宣讀臺に登、誥官にて誥命文
開展、宣讀官讀之畢而、國王瘞坎に被差寄、誥命文
之寫被燒收濟而、捧誥官誥命文廟内に捧入副使
に授け、本之通臺之上に相直し、國王諸官を率、謝
恩之拜禮三跪九叩頭被仕、引次尙成王神位之前
に罷歸、一跪三叩頭被致相濟、正使節被取揚、執
事人節之衣を迎、最前之通臺之上に相直、
一尙温王尙成王、神位庭前庭假壇に安置致し供物
相備、神社之側に國王被立扣、兩勅使廟内左右に
被立、國王廟前庭にて諸官を率、諭祭文に向ひ三
跪九叩頭被仕、濟て本之座に被罷歸、捧軸官廟内
に入、勅使より尙温王に之諭祭文被授候間、宣讀
官一同宣讀臺に登、兩勅使神位之前に被罷出燒
香祭酒有之、勅使廟内に被罷歸、引次捧軸官にて
諭祭文開展、宣讀官讀之畢而、國王瘞坎に被差
寄、諭祭文之寫、并香奠元寶紙被燒收濟而、捧軸
官諭祭文廟内に捧入、如本臺之上に相直し、國王
諸官を率、謝恩之拜禮三跪九叩頭被仕、本之座に

被歸候、尙成王に諭祭之禮式も右同斷相濟、兩勅
使兩神位之前に被罷出、一跪三叩頭有之、濟て兩
神位廟内に安置致し候、左候て神位に兩勅使拜
禮被致候、爲返禮國王一跪三叩頭被致、勅使より
も又以返拜有之、旁相濟勅使并國王着替被致、惣
役を以山門に被申入、互に一跪二叩頭之禮儀相
濟、國王相伴にて二十碗之料理馳走有之、七時分
勅使被罷歸候付、國王門外被罷出、節に一跪、兩
勅使に者一揖にて被相送、

附

一尙成王に追封規式之時、樂有之、
一兩神位に、銀貳貫目、素緋白疋香奠有之、
一副將參將彈壓官に者、攝政相伴にて拾六碗之料
理馳走有之、
一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫
相伴にて右同斷、
一右外之人數に者、正議大夫以下都通事相伴にて、
拾貳碗之料理馳走有之、
一右之謝禮早速三司官を以被申達、禮物者當役長
史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一副將參將彈壓官に者、久米村惣役を以謝禮被申
入、禮物者都通事を以被差遣候、右外之人數に
者、禮物長史を以銘々相届候、品員數右同斷、

八月初日

一冊封之禮式執行に付、勅使旅館に爲迎、三司官壹
人、王舅壹人、其外諸官差越、兩勅使に一跪三叩
頭之禮儀畢而、節并勅詔勅書龍亭に載、拜領物者
彩亭載、三司官以下右に向、三跪九叩頭仕濟而、
四時分兩勅使發駕、三司官以下先に相備罷通、國
王守禮門前被差出、龍亭彩亭相迎、諸官を率三跪
九叩頭之拜禮濟而、城之庭に先に被相越居、
龍亭彩亭奉神門内に居、兩勅使下轎、執事人節之
衣を迎正使に授、勅詔勅書者副使に授、拜領物者
捧幣官捧之、勅使並右役々闕庭に登、銘々臺に相
直、勅使左右に被立、右役之者闕庭之下に引、宣
讀官宣讀臺之下に立、國王闕庭に登、香を被燒庭
に退出、諸官を率三跪九叩頭被仕候、右濟而捧詔
官捧勅官闕庭に登、副使より勅詔勅書被授候間、
宣讀官一同宣讀臺に登、捧誥官捧勅官兩人にて
勅詔勅書開展、宣讀官讀之、國王諸官平伏にて聽

開仕濟て、勅詔勅書闕庭に持登副使請取、如元臺に被相直候間、國王諸官を率、右同斷拜禮有之、亦國王闕庭に被登、正使より、拜領物被授妃に之拜領物者、副使より被授候に付被頂之、三司官にて最前之通、臺に相直し、又國王庭にて右同斷拜禮相濟、又國王闕庭に被登、詔勅者傳國之寶仕候間被留置度旨、川口通事を以被申達、尙温王代之詔勅入披見、副使より新詔勅國王に被相渡候間、被頂之如元臺に相直、又庭にて右同斷拜禮相濟、正使節被取揚、執事人節之表を迦、最前之通臺に相直、左候て詔勅拜領物取收、

一右相濟、兩勅使本殿二階に被登、先代皇帝より被下置候額拜見被仕、

一右旁相濟、勅使并國王着替被致、惣役を以北宮に被申入、互に一跪三叩頭之禮儀にて着座、茶馳走相濟又以互に着替有之、貳拾碗之料理并圍碟馳走濟而、七時分勅使被罷歸候付、國王歡會門外罷出、節の一跪、兩勅使の一揖にて被相送、

附

一國王の拜領物卷物三拾疋妃の拜領物卷物貳拾

疋、
一冊封規式之時、樂有之、料理馳走之時者、樂并琉歌三味線有之、

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同斷、品員數別冊有之、

一副將以下料理馳走方、右同斷、
同八日

一冊封之禮式執行被致候爲謝禮、四時分勅使旅館に國王被差出、二門内にて下橋、兩勅使露臺軒之下出迎、互に一揖高館屋に被申入、一跪三叩頭之禮儀にて着座、兩勅使に之進物披露有之、茶相濟互に着座被致、勅使より貳拾碗之料理、并圍碟馳走、七時分被罷歸候禮儀如最前、右進物品員數別冊有之、

但、料理馳走之時樂有之、
同十五日

一爲仲秋宴兩勅使被申入、八時分城に被差越候付、紫巾官二人、耳目官二人歡會門外、三司官二人、王舅一人廣福門前一跪にて相迎、兩勅使奉拜門内にて下橋、國王北宮之前相迎、互に一揖有之、

北宮に被申入一跪三叩頭にて着座、茶相濟着替被致、二十碗之料理并圍碟馳走躍被申付、夜入候て舞臺に座敷相直し、火花見物有之、夜入五時分被罷歸候砌、禮儀如最前、

附

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數に者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一副將參將彈壓官に者、不快之由にて不被差出候付、都通事を以、各旅館に拾六碗之料理被相贈候、

一副將以下末々まで進物被遣候、品員數別冊有之、
一兩勅使より躍人數に品物被遣候、以後躍見物之節者同斷、
九月三日

一兩勅使辨之嶽爲見物、四時分被差越候に付、島原親方宅に申入、宜野灣王子并攝政三司官王舅、其

外役々出合、拾貳碗之料理致馳走、濟て右人數同心にて辨之嶽に差越し、攢盆并右持參之提食籠致馳走、夫より讀谷山王子宅に申入、拾六碗之料理馳走、躍等見物被致、入相時分被罷歸候、
同六日

一兩勅使末吉社檀爲見物、九時分被差越候付、與那原親方宅に申入、前條之人數出合、拾貳碗之料理馳走致し、右人數同心にて末吉社檀に差越、攢盆并右持參之提食籠馳走致し、夫より宜野灣王子宅に申入、拾六碗之料理馳走、躍等見物被致、入相時分被罷歸候、
同九日

一爲重陽宴、兩勅使被申入、此時城近有之候堀にて爬舟漕させ候付、國王兼而棧敷に被差越居、九時分兩勅使被差出候付、國王棧敷階下にて被相迎、座敷に被申入、互に一跪三叩頭之禮儀畢而、茶并攢盆馳走爬龍舟見物相濟、國王先達而城に罷歸被待居、追付兩勅使被差出候付、禮儀并料理馳走方、都て仲秋宴同斷、躍等見物有之、六過時分被罷歸候、

附

一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
一勅使以下末々まで進物被遣候後右同斷、品員數別冊有之、

一千綱以下末々まで馳走方、仲秋宴同斷、
一副將參將彈壓官の者、不快之由にて不被差出候に付、仲秋宴之通料理被相贈候、

同十九日

一兩勅使爲餞別被申入、九時分被差越候に付、禮儀之次第亦者馳走方、躍等諸事仲秋宴同斷相濟、入相時分被罷歸候、

附

一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、

一千綱以下末々まで馳走方、仲秋宴同斷、

一副將參將彈壓官并把綱二人者、不快之由にて不被差出候に付、副將參將彈壓官の者、仲秋宴之通料理被相贈候、

同廿二日

一兩勅使爲暇乞、九時分城元の被差出候付、互に禮儀有之茶馳走相濟、王子、三司官、紫巾官、耳目官罷出、勅使の一跪三叩頭仕、引次副將參將彈壓官千綱把綱罷出、國王の打三躬之禮儀可仕と有之候處、國王依挨拶一揖禮有之、國王も半揖にて對顏濟て、勅使國王被致着替、料理馳走躍等見物、都而仲秋宴同斷相濟、勅使暇乞有之候付、先例之通眞和志殿の國王先達而被差越、兩勅使被申入、攢盆差出送酌有之、六時分被罷歸候、國王番所階下三司官、王舅、紫巾官、耳目官門外罷出禮儀有之、

附
一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、

一副將以下馳走方、仲秋宴同斷、且被罷歸候、副將參將彈壓官者、客屋に申入先例之通、攝政相伴にて攢盆差出送酌有之、千綱把綱の者安國寺に申入、紫金大夫相伴にて、右同斷送酌有之、

同廿五日

一每月朔日十五日には、右之外當役壹人、長史壹人使を以進物被遣候、品員數右同斷、
一仲秋重陽之節供には、兩勅使の當役、副將、參將、彈壓官の都通事、千綱把綱の者通事親雲上を以、進物被遣候、品員數右同斷、

一七宴其外進物被遣候節、爲謝禮勅使、並副將參將彈壓官千綱把綱より、相公與申小姓分之もの兩人つ、供壹兩人つ、相附、川口通事並久米村長史通事案内にて、城の差越候付、勅使使者者上座にて、耳目官壹人、長史、川口通事相伴にて、拾碗之料理、副將以下把綱使、並供唐人者、同所下座にて通事相伴にて、八碗之料理馳走引出物等遣候、引出物左に記す、

一銀子貳拾目、勅使使者、並川口通事の壹人分、
一同拾匁、副將參將彈壓官使の右同、
一同八匁、千綱把綱使の右同、

一勅使旅館の、國王爲暇乞九時分被差出、二門内にて下轎、兩勅使露臺軒之下出迎、互に一揖高館屋に被申入、一跪三叩頭之禮儀にて着座、兩勅使の進物披露有之、茶相濟互に着替被致、國王より二十碗之料理、并圍碟馳走致し、舊例之通國王より金骨扇子一本つ、手自被進、躍等被申付、六時分被罷歸候、禮儀如最前、

附

一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、

一副將の者、於親見世攝政相伴にて、圍碟并十六碗之料理馳走致し、參將彈壓官の者、不快之由にて不被差出候に付、各旅館の右同斷、料理被相贈候、

一千綱以下末々之もの者、依申出先例之通、振舞料差遣候、

一兩勅使着船より、毎月朔日、五日、十日、十五日、廿日、廿五日六度つ、三司官壹人、五男壹人、紫巾官五人、紫金大夫壹人、久米村惣役耳目官壹

一同壹夕、供唐人右同、

十月朔日

一冠船兩艘之船神菩薩、上之天后宮より龍亭に勸請仕、中途行列にて乗船有之候、

同日

一兩勅使乗船に付、正使節副使海神諭祭文高館屋に被持出、臺に相直、兩勅使一跪三叩頭被仕相濟、龍亭二臺之前に相直、執事人にて節並海神諭祭文龍亭に載、兩勅使發駕、國王迎恩亭に被待居、龍亭迎恩亭に相直、兩勅使左右に被立、被王諸官を率龍亭に向ひ、三跪九叩頭之禮被仕、且勅使付て皇帝安否被相伺候付、回朝代奏者返答有之濟而、互に一跪三叩頭之禮儀有之、八時分兩勅使船に被差越候付、國王も一同通堂崎まで被差越、勅使に禮儀有之、正使節副使海神諭祭文持乗船被致候付、國王節に被相向禮儀有之、又勅使に禮儀有之、引次王子三司官以下諸官、於通堂崎に勅使に禮儀有之候、

但、節拜禮之時樂有之、

同五日

一今日四時分冠船兩艘、謝恩船返船四艘立にて、那

霸川出船仕候事、

一右に付、三司官壹人、表史壹人使を以て、進物被遣候、品員數別冊有之、

一三司官二人、惣役長史壹人小舟漕出相送候事、

但、船飾入津之時同斷、旗之字者恭送之二字書調候、

一耳目官壹人、正議大夫壹人、長史壹人、小舟漕出右同斷、

但、船飾前條同斷、

同日

一冠船兩艘、謝恩船返船四艘立にて、去五日那霸川出帆、同日七時分慶良間島之内安護之浦に潮掛有之候處、同九時分歸唐出船仕候段、飛船到來有之候事、

附、冠船兩艘返船者歸唐致直乘謝恩船之儀、者十月九日久米島に致沙掛、同十六日歸唐出船仕候段、久米島より飛船到來有之候、

一勅使乗船には、護送大通事崎原雲子親雲上、并船頭佐事水主二十人乗せ付差渡申候、

一參將乗船には、佐事水主五人乗せ付差渡申候、

勅使滞在中、左之通申渡候、

一把門官と申久米村之者九人、勅使旅館本門外左

右之番所に晝夜詰居、内外より之用事通達仕候、

一火矢打人毎日同所詰居、朝晩并勅使外に被罷出候節、火矢打申候、

一樂人同所詰居、毎日朝晩樂仕候、

一用開役首里那霸久米村之者に申付、那霸に役所相立詰居、勅使以下唐人用事相達候、

一辻平等役與申右同斷詰居、勅使以下に毎日野菜肴等相渡候、

一大臺所役と申右同斷詰居、勅使以下飯米酢醬油之類相渡候、

一天使館當與申右同斷詰居、惣客人宿々迄、掃除并入置道具等相調候、

一物奉行壹人那霸に詰居、毎日飯米野菜肴、其外諸事差引方申渡候、

一惣横目按司壹人、親方壹人、中取筆者等相附那霸に詰居、諸事締方申渡候、以上、

冊封之時、勅使獻立并卓之圖、
但、七宴とも大概同格、

小碟、瀟天門、

小碟、酢、

小碟、地漬蕪、

初段大碗四、

一毛蟹燕窩、赤玉子、

一ふかひれ、小豆、木の子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

四段宮碗四、

- 一大かい、烏心豆、木の子、ろくろ、底、かや芋、
- 一田にし、鶏肉、赤玉子、木の子、
- 一色半へん、烏心豆、木の子、底、肉丸め、
- 一炒豚足、れん肉、赤玉子、
- 一點心、蘇餃、
- 一湯、紅かい、
- 一湯、岩茸、

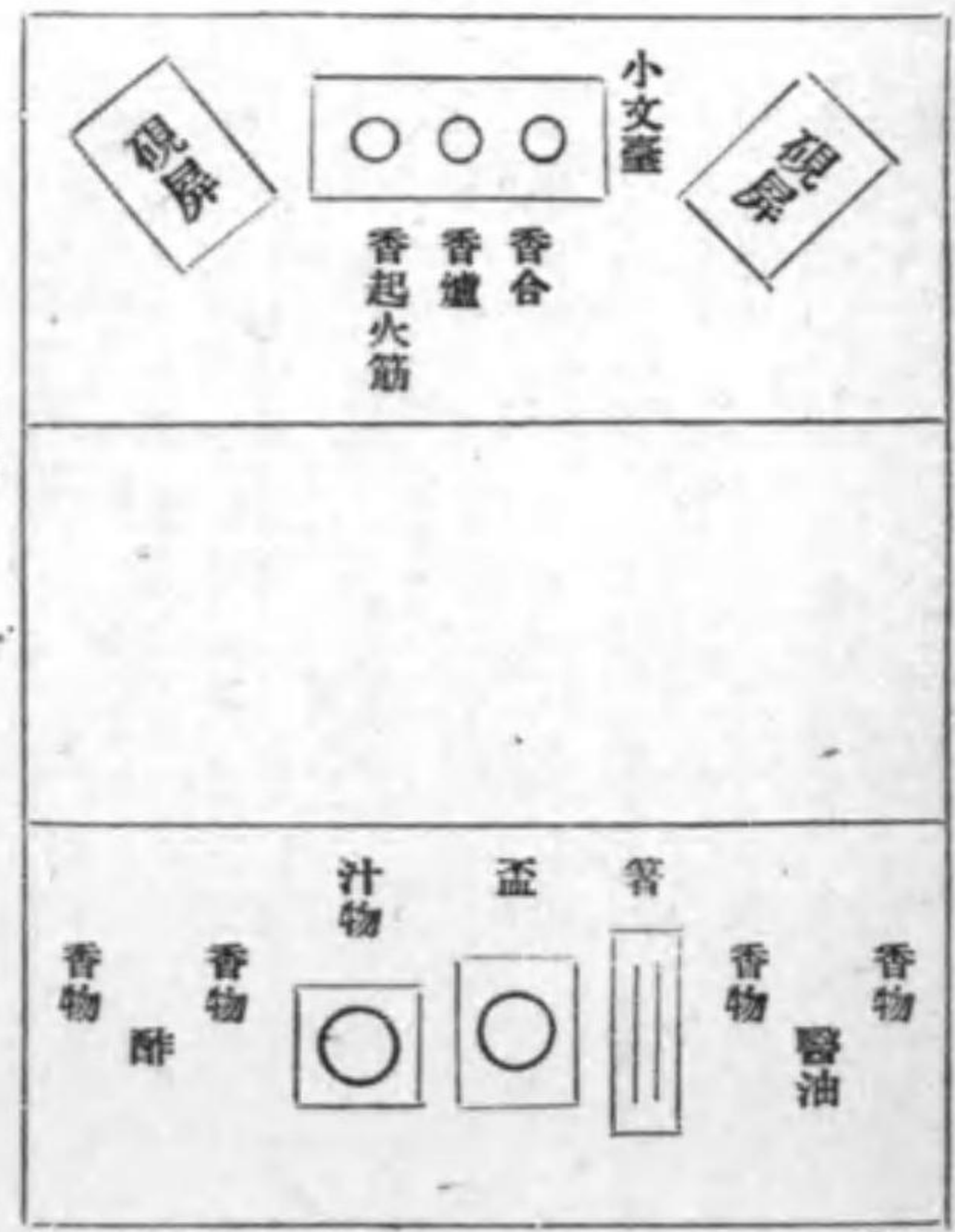
五段鉢四、

- 一蛇、烏心豆、紅かい、
- 一炒鶏、青笋、しめじ、
- 一赤染肉、木の子、
- 一拌和菜、あさかい柱、火腿、寒天、青笋、赤玉子、鶏、松菜、辛子、小豆び、
- 一蒸魚、烏心豆、赤玉子、
- 一食、一湯、小漬くり、
- 一湯、せん糸瓜、

菓碟十六、

- 一桔餅 一冰糖砂 一花生仁 一瓜子
- 一荔枝 一芭蕉實 一銀魚 一葡萄
- 一龍眼 一馬蹄 一さびひ 一蓮根
- 一千小豆び 一萬密漬 一燒鶏 一燒肉

食卓



肴卓

全豚	全羊	全羊	全羊
鹿筋	羊肢	猪肢	豚肢
鴨	海蛸	海蛸	庭鳥
干魚	干魚	干魚	干魚
紅螺	烏賊	烏賊	紅螺
海老	海老	海老	海老
海螺	海螺	海螺	海螺
饅頭	光餅	金花	饅頭
油餅	木餅	木餅	油餅

六宴には、金花飾無之、
右者勅使一人分、
但、相伴之國王は着卓無之、
册封之時、副將、參將、彈壓官、千綱把綱客唐人
獻立、并卓之圖、
但、七宴とも大概同格、

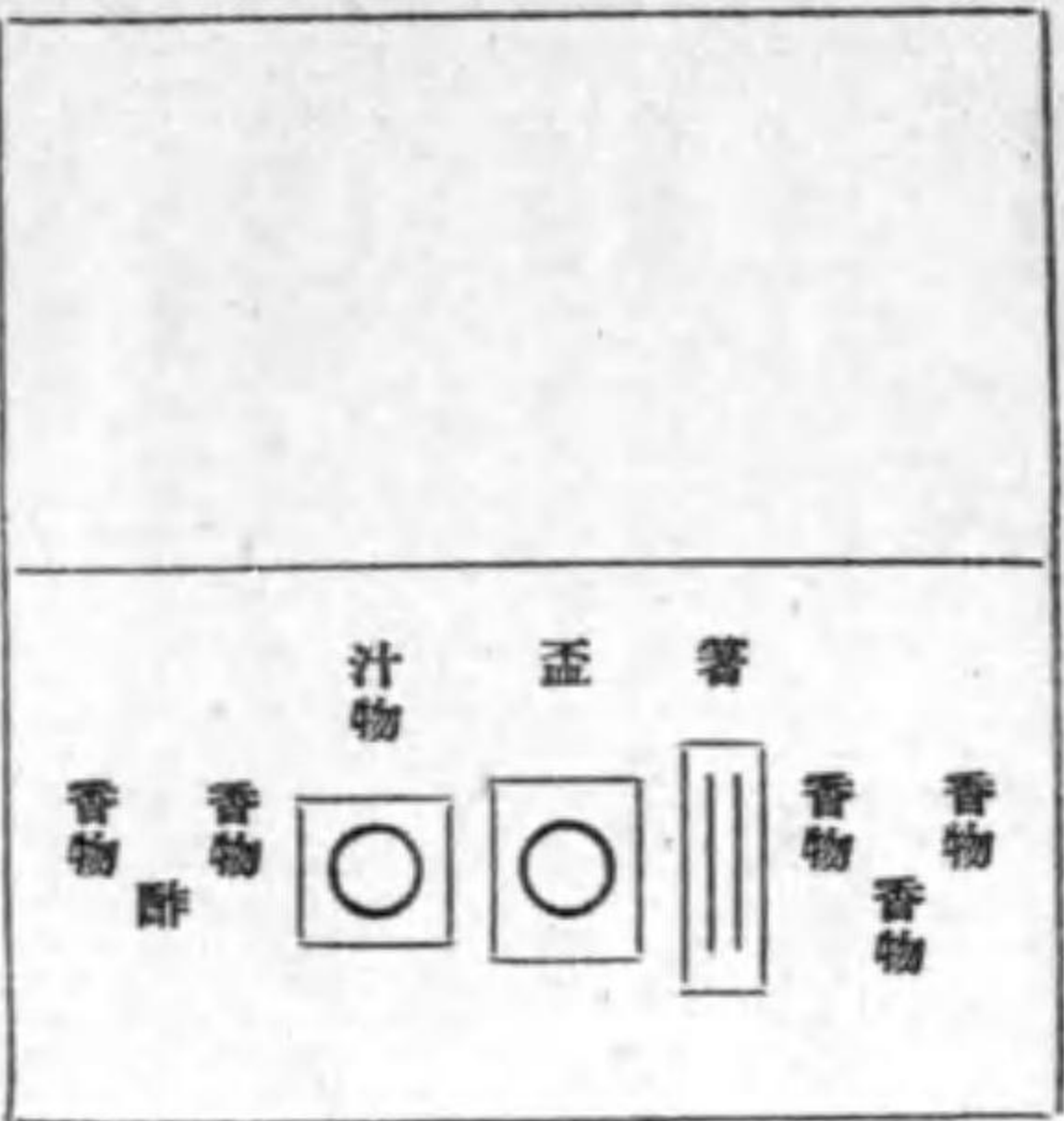
- 小碟、渣天門、
- 小碟、奈良漬瓜、
- 小碟、酢、
- 小碟、醬油、
- 小碟、地漬大根、
- 初段大碗四、
- 一燕窩、玉子、鶏皮、烏心豆、
- 底、鶏糸、
- 一ふかひれ、小豆び、木の子、
- 底、肉糸、
- 一清炖うつら、烏心豆、赤玉子、
- 底、つみ入、
- 一刺参、かや芋、干竹の子、鶏皮、
- 底、肉糸、
- 一點心、黄米糕、
- 一湯、てらさ、
- 一湯、紫のり、
- 二段大碗四、
- 一鴨、生竹の子、小豆び、木の子、
- 底、炒肉、
- 一烏心豆、火腿、赤玉子、
- 底、炒肉、
- 一鹿筋、烏心豆、干小豆び、火腿、
- 底、炒肉、
- 一蒸荔枝、

- 一三鮮、大漬くり、紅かい、生竹の子、
- 一炖鹿肉、烏心豆、赤玉子、
- 一點心、芋粉餅、
- 一湯、川小豆び、
- 一魚、烏心豆、小豆び、
- 底、肉丸め、
- 一大豆ひ、烏心豆、
- 底、海貝、
- 一大かい、烏心豆、木の子、ろくろ、
- 底、かや芋、
- 一炒豚足、れん肉、青笋、
- 一湯、山東粉、
- 一點心、肉火焼、
- 一湯、川のり、
- 一湯、淺地あめ、

三段宮碗四、

- 一蛇、烏心豆、赤染肉、
- 一炒鶏、青笋、しめじ、
- 一木の子、紅かい、
- 一炒鶏、赤玉子、
- 一拌和菜、あさかい柱、火腿、寒天、青笋、鶏、
- 一蒸魚、烏心豆、赤玉子、
- 一食、一湯、小漬くり、
- 一湯、せん糸瓜、
- 乾盤九、
- 一馬蹄 一瓜子仁、
- 一花生仁
- 一干小豆び 一砂糖漬生姜、
- 一漬やくか
- 一蒸荔枝、
- 一砂糖漬生薑、
- 一れん根、

一燒鷄、
食卓



肴卓

猪肢	鴨	海老	饅頭
豚肢	榮螺	饅頭	油餅
羊肢	紅螺	干魚	油餅
鹿肢	庭鳥	干魚	饅頭

六宴には、銀花飾無之、
右者、副將、參將、彈壓官、千綱把網客、唐人一人分、
但、千綱把網客唐人わ者、肴卓無之、
冊封之時、全廩給事廩口糧月糧獻立、
但、七宴とも大概同格、
小碟、地漬瓜、
小碟、地漬立田、
小碟、醬油、

- 初段大碗四、
一似燕窩、海粉、赤玉子、
一牛筋、海粉、木の子、
一海鼠、海粉、赤玉子、
一蝦、海粉、木の子、
一點心、色付高麗餅、
二段宮碗四、
一蒸ふた、海粉、みくり、
一やくかい、海粉、紫のり、
一蒸あひる、海粉、赤玉子、
一猪、海粉、赤玉子、

- 底、薄し、
底、せへん、
底、葛肉、
底、蕪頭、
一湯、米素麩、
底、薄肉、
底、あげ魚、

一點心、大まき餅、

一湯、糸鷄、
川のり、

三段鉢四、

一白片羊、海粉、赤玉子、
一煎鶏、海粉、赤玉子、
一拌

和菜、海粉、骨し、赤玉子、
一蒸魚、海粉、赤玉子、

一食、一湯、短尺、まぼ、割仙木、

右者、全廩統一人にて臺一、半廩給二人にて臺一、
口糧月糧者、四人にて臺一つ、以上、

冠船、附拜領物并献上物帳、

一銀貳貫目 一素絹百疋

右尚温王尙成王神位に諭祭之時香奠物、

一鱗緞貳疋 一青藍緞各參疋 一藍素緞參疋

一閃緞貳疋 一衣素緞貳疋 一錦參疋

一紗肆疋 一羅肆疋 一細肆疋、

右國王の拜領物

一粧鱗壹疋 一青藍緞各貳疋 一藍素緞貳

疋 一閃緞壹疋 一衣素緞貳疋 一紗肆疋

一錦貳疋 一羅肆疋

右妃の拜領物

一金拵刀貳腰 一銀拵刀貳腰 一刀貳拾腰

- 一鎗拾本 一長刀拾振 一金之屏風貳双
- 一馬具壹通 一具足壹領 一金扇子百本入箱
- 拾 一金砂子扇子貳百本入箱貳拾 一銀扇子
- 二百本入箱貳拾 一綿子貳百把 一白練芭蕉
- 布三百端 一白細上布百端 一金鶴一對但、銀
- 岩形壘共、内、一雄鶴兩目八百七拾五匁、一同銀臺兩
- 目四百九拾五匁、一雌鶴兩目八百六拾六匁、一同銀
- 臺兩目四百七拾九匁 一銅五百斤 一錫五百
- 斤、

右謝恩献上物、以上、琉球冊封使一件帳、
享保四己亥年三月、中將吉貴より清朝の政令、及び風
俗等の書付をたてまつる、この事、先に仰の旨あるに
よりてなり、證は、唐國北京の部政令

通航一覽卷之二十三終

通航一覽卷之二十四

琉球國部二十四止

○漂着

昔年より琉球船漂着の時は、何國にても島津氏に引渡し、薩摩より歸國せしむる御制度なり、年代所見なし、後の事なるへし、證は、海防之部、慶安二己丑年七月六日、唐船一艘薩摩國山川に擱す、漂着す、こは先に渡唐して抑留せられし琉球人を、清朝より護送ありし船なるよし、八月松平島津、薩摩守光久より注進あり、證は、唐國往來の條にあり、寶永二己酉年秋、琉球人駿河國清水浦に擱す、延享二己丑年夏、また陸奥國に漂着す、寶曆六丙子年六月廿六日、肥前國五島に擱す、漂着す、よて長崎に挽送り、奉行より同所詰島津氏開役に引渡す、同十二年四月廿二日、薩摩國附大島にあり、大島の薩摩附たりし證、大島筆記、中陵漫録等に由り、安永四年八月八日、大島船頭等より國附大島船頭云々記したり、漂着、それより薩摩にいたり、扶助ありて歸國せしむ、安永四己未年五月、志摩國鳥羽浦に擱す、漂着す、文政二己卯年五月十三日、

常陸國川尻村に多珂郡に漂着す、同年六月十日、水戸殿より松平島津、中將齊興の家人に引渡さる、寶永二年乙酉の秋、琉球人駿州清水浦に漂着す、大筆記、

延享二己丑年夏、琉球人逢難風奥州へ吹付られ候、依之、陸を江戸へ來り、薩摩屋敷へ被渡候由、用物宰領役 上運天親雲上 同筆者 伊良皆親雲上 同荷付手代役 古波藏親雲上 同瀨名波藏親雲上 上運天親雲上家來 比賀仁屋 上間仁屋 島袋仁屋 金城仁屋 棚原仁屋 大城仁屋 伊良皆親雲上家來 東忍納仁屋 内間仁屋 鉢嶺仁屋 新垣仁屋 古波藏親雲上家來 宮平仁屋 瀨名波藏親雲上家來 山城仁屋 眞言宗 元昌、以上、續談海、寶曆六丙子年七月十七日、五島より當六月廿六日、五島領に琉球船壹艘人數拾六人令漂着由にて、右之船人當沖高鉾島の前に挽來る由被相届に付、松平薩摩守開役平田元右衛門に被相渡之、長崎志、長寶曆十二壬子年、琉球國潮平親雲上以下五拾貳人、大島浦漂着之次第、

一拾五端帆楫船壹艘、但、長拾壹丈九尺、横貳丈七尺三寸、以下潮平親雲上主従 潮平親雲上 宜壽須里之子親雲上 照屋里之子 潮平子 家頼 上地 同 東恩納 同 大田 手代 諸見里筑登之 同 崎間筑登之 僧 祖願 以下船頭主従 船頭 高良西村 柁取 當間 久米村、佐筆 具志堅、西村、年五拾六、 同 大城、西村、年三拾八、 同 末吉、泉崎村、年五拾二、 同 平安名、西村、年五拾二、 同 高江洲、西村、年三拾八、 同 前里、渡嘉瀨間切渡嘉瀨村、年四拾四、 同 新垣、西村、年四拾九、 定加子 照屋、東村、年四拾五、 同 山城、若狹町村、年四拾壹、 同 島袋、西村、年三拾四、 同 手登根、若狹町、年四拾九、 同 古波藏、渡嘉瀨間切渡嘉瀨村、年四拾八、 同 喜屋武、座間味間切坐間味村、水主 富盛、西村、年貳拾九、 同 手登根、若狹町村、年三拾三、 同 大嶺、西村、年貳拾五、 同 西平、西村、年拾九、 同 石川、渡地村、年貳拾、 同 仲井馬、渡嘉瀨間切前村、年三拾、 同 富里、渡嘉瀨間切前村、按するに、交名の内、富里四人あり、また仲村渠三人ありて、其年齢村名等相同し、其故詳ならず、 同 古波藏、渡嘉瀨間切前村、年三拾貳、 同 新城、渡嘉瀨間切前村、年貳拾六、

同 小嶺、渡嘉瀨間切前村、年貳拾、 同 平良、座間味間切前村、年貳拾、 同 宮平、座間味間切座間味村、年貳拾四、 同 平良、座間味間切阿佐村、年貳拾九、 同 慶留間、座間味間切阿意村、年貳拾八、 同 喜屋武、座間味間切阿意村、年貳拾八、 同 渡慶須、座間味間切阿意村、年貳拾九、 同 富里、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 仲村渠、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 金城、渡嘉瀨間切阿波連村、年貳拾九、 同 平良、座間味間切阿佐村、年貳拾八、 同 仲村渠、座間味間切阿佐村、年貳拾九、 同 當間、座間味間切阿佐村、年貳拾九、 同 仲村渠、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 富里、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 富里、座間味間切渡嘉瀨村、年貳拾九、 同 富里、座間味間切渡嘉瀨村、年貳拾九、 同 船頭雇 長嶺、若狹町村、年貳拾九、

右寶曆十二年四月廿六日、本琉球那覇の湊を出、同國運天の津に入る、自注、那覇より二十里餘の所、總して里數三十六町を一里と立るの數なり、天氣悪く毎度出戻りし、七月十三日運天を出しに、十五日の晩より十六日まで、大風に逢ひ檣切流し、柁折れ荷物大半はね、屋久島を自注、屋久島は、薩摩山川見懸て乗りしに、西南風あらく、其間已に淪没せんとせし事度々なり、辛ふして三日三夜子丑の方へ流

る、柁も折れしゆへ、帆の切れなどを船へ付ひかせ、兎角して漸く霧の中に島山を見付ぬ、何れも何國やらんと疑ひけるに、潮平謂るは、山の圍ひ本唐の様に見ゆと、船中に十九年前元甲午年、延享奥州へ流されしとき、乗りたるもの壹人あり、城なり、山其時分流さるゝ内、見覺へたる方角彼是を考ふるに、多くは日本四國邊の地なるへきよしいふ、さらば流すに心得ありとて、艫より入れは櫓の在所等、日本の船と殊の外違ひ、異様に見ゆへしとて、官藏、自注、船中上の居所官藏の居所の入口の上に穴を明け、八帆の柱を立櫓のごとくし、艫の飾を切流し艫逆しに流し入れり、是少しにても異様に見えぬ様にこのことなり、廿一日柏島沖より入りしを、柏島の役人見付船を乗懸尋しに、薩摩守の内本琉球の楢船なるよし答へ、其事の様をいひ、碇入るへき所などを頼みしにより、引船を出し大島の西大渡島へ引き、廿二日大島の湊へ入れ、碇を卸させしなり、此船は楢船とて琉球の用役上乗りし産物を積、薩摩の琉球假屋といふへ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其役琉球役といふ、潮平親雲上則ち其役なり、親雲上は頭役とて、物頭の

格なり、楢船とは琉球の用船なり、本唐へ貢するを進貢といふ、其船を進貢船といふ、進貢船は矢倉を揚げ狭間を明け、砲を置弓鐵砲等を備ふ、是海賊の用心なり、進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除き狭間を塞ぎ楢船といふ名目に成、琉球國の官船とし、薩摩へ行通ふ船とす、春先楢船といふは、春より乗る、夏立楢船といふは、夏より乗るといふ名なり、船印木綿の四半紺地三巴の紋なり、是琉球王の印なり、公私の荷物多くはねたれども、此印は恙なく持つけ、禮日等には艫に飾れり、楢船薩摩へ通ふには、海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁もあるか故に、狭間を塞ぎ武器の備なし、船中用心の爲に刀壹腰を入る、尤改切手あり、九月廿五日首途の御祝とて、御料理遣はされたる夜、彼是御懇意の至、此度の御恩惠御禮も申盡しかたしとて悦合り、程なく歸國す、大島筆記、○按するに、文中薩摩に到着の事所見なければ、結文を見て其到着、かつ扶助等ありし事推して知るべし。

安永四乙未年五月、志州鳥羽浦に琉球人漂着す、近世東西略史、
文政二己卯年五月十三日、常州多珂の郡川尻村に

漂着の琉球船、其由を尋候に、十三日雨中早天に、川尻村海面汀近く漕入船の繋り場、何にて可宜哉と仕形を以漁船に問候由、漁船大きに驚き、大畧に磯間かゝり場指圖いたし候由、夫より異國人貳人陸に上り、庄屋藤左衛門宅を尋ね候趣、日本言葉遣ひ候由なり、時に七十五歳に相成候老母有之候を見て、ナンヂヤと申候由、庄屋の妻ヲヤと答候得は、いくつになると申候由、七十五になると申候へは、我等もヲヤハ八十五になると申て、涙を浮へ手を合て我を案し候事にも可有之と申仕形を致し候由、殊勝なる事に有之候、其後茶を出し候へは、茶臺へ式禮有て茶を飲候様子、此方の人に異る事なし、何を給へ候やと申候へは、不分様子に付、仕形にて見せ候得者、至極悦ひの様子見えけるにより、肴もなくと申候へは、シケヂヤカラと申候由、此二人の中、壹人は船頭當銘と申ものにて、此ものはかり日本の詞を遣ひ候なり、右漂着の節漂流人より差出候訴状、覺、

私共乗船之儀、中山壬年貢米積越用八重山島に相渡り年貢積入、閏四月十六日彼島より出帆仕

候處、次十七日逢大風、梶本木波に被打折、十死一生之涯に相成、大櫓切捨、風謐當御地漂着仕申候間御改被仰付可被下候、以上、

卯五月十三日

琉球船主
泉崎村堤筑登之船主
當 銘 印

右印は、丸印にて此方の印に相違無之候、但し龜抹なり、

夫より石神官府へ訴に相成、翌十四日未明に川尻に相詰候郡吏は、清水嘉右衛門、太田傳次右衛門、扱其夜那奉行佐々木彦吉、并調役市村仁右衛門等拾人相詰る、則官議を以、右船頭并水主拾壹人川尻村公官の炭藏明き居候を、屋根をふきかへ野罾を結び、一方口に木戸を作り、諸役人番所まで一々同月十八日迄に出来、是へ爲引置候也、扱又石神より詰の後、十五日に水府發足の人々、先鋒將萩登之助、横山甚五左衛門組の同心各二十人つゝ、監曹川方佐左衛門史館より筆談として、大竹與兵衛宇佐美久五郎皆晝夜を不別、川尻へ相詰也、

夫より船を汀に引寄、積入候俵物等を改、不殘此方引揚候由、積入の品は、粟、小麥、玄米少々有之候

由、異國船と申は、琉球國泉崎村仲村渠筑登之と申者の船にて、船頭東村當銘、とし四十三、水主は同村國吉とし二十三、玉城とし三十五、大城とし三十五、比嘉年三十七、島袋年三十一、宮城とし二十九、金城とし三十二、小橋川とし三十一、山城とし三十三、高江州とし三十四、嘉敷とし二十八、以上十二人、船は九反帆、馬艦と申船之由、清朝嘉慶二十四年卯四月十六日、八重山島といふ所より、出帆いたし候由之處、其翌十七日、大風にて辰巳の沖へ被吹流、夫より南風に吹替り、東北へ相走り、十二日より按するに、廿二日北風にて此濱面に漂候由、其中彼の誤寫なるへし、中山王大美殿と申殿の普請材木樑木數百本積入候よし、是又漂流の中不殘海中へ投入、此度は唯送狀はかりにて、所持の材木一本も無之、右所持之送狀十二通有之、皆同手跡同文言、唯小麥の數かはり候計りなり、其寫、

送狀 御用意御藏

粟十五石六斗七升六合六勺

但、一俵に付絃懸計飛入にして、二盃小升、

五升斤目八十三斤、俵皮九斤、

右御用意爲御物多配分を以、九反帆馬艦船主泉崎村仲村渠筑登之之船頭當銘、船より積登申候、運賃米は當所に而相渡申候、以上、

卯四月十七日

仕上世役浮海目差
譜久山にや印
沖間與人印

右通相違無御座候、以上、

卯四月十七日

八重山島頭
石垣親雲上印
同
大濱親雲上印
同在番筆者
潮平之親雲上印
同在番
具志堅親雲上印

右見届差登申候、

卯四月十七日

同在番
喜舍場親雲上印

御物奉行所

按するに、八重山島出帆を四月十六日と記して、此送狀に、十七日とあるは、時日符合せず、姑く疑を存す、
一人物皆柔和に相見候、髪は平生丈け長く蓄ふる由に候得共、此度漂流寒苦に因て、神明を祈り各

髪をたち詰候由也、此方の山伏のごとくまとひ居候也、古來は丸に惣髪に有之處、明朝敗滅の後、今の清朝北狄の餘胤を以、中華を猶し風俗を革め、皆鼠辯の姿に成候に付、琉球人をも是非に其風俗に改めんと命令に付、不得止事中を始めて候由、今は中そりを加へ候なり、惣髪相見え候、
一衣裳は、イセウと唱へ、皆からむしにて作り候由、至極の龜布なり、仕立はるりを廣くして、一面に幅廣に縫立候、帯は一は、ものを、よりなしに前にて兩膝に詰ひ下げ、常に手拭の様なる物を腰に挟み居候なり、
一積入候諸品、金碇三ツ、木碇貳ツ、金碇は三ツ足に有之由、木碇は此方の方言に山太郎と申碇に少し替り、大概似寄候由丹後といふ手桶芭蕉繩二房、砂仁繩貳房、白米壺人壺石つ、傳間船壹艘、味噌壺壹荷、菜櫃壹つ船を引上候はごりへ上置候、太細廻り壹尺位にも見え、木の皮を以制し候様子、香氣も少々有之間、もし是を砂仁繩とも申候哉、

一船長さ拾四五間、横四五間、深さ一丈壹貳尺、清朝福建州の船に似寄候得共、削方制作至て龜抹にて、危様に相見え候、帆柱三ヶ所中、壹ヶ所作り附、居所舳にあり、竹をかき附、上に宮を張る様子、屋根中棟通り三尺程明き、赤き木を帆板にかき、宮を其次にかけ、潮除の様子、舳に石灰ぬりに赤き丸あり、艦に黒板に白き半月の如き丸あり、水つき石灰塗り、敷板異なる事なし、ホケ左右に藥研の縁の如く開く、帆柱押の木に船板あり、觀音の札なり、

同年六月十日薩州より右漂流人迎の役人川尻へ着一昨八日江戸出立之由、

高三百石

馬廻り
四本孫左衛門上下六人

高百五拾石

留守居添役
河野新大夫上下五人

高百石

目付役
小田善兵衛上下貳人

人数拾六人

外に
足輕 三人
琉球人漂流聞見圖説、○按するに、江戸注進及び歸國の月日等をもら

○漂流、并異國人漂到、

本邦の船、琉球に漂流の時は薩摩に送り、唐國及び朝鮮の船は、其本國に送れる御規定なり、自餘の異國船は、より長崎に送れる例なるへし、長崎覺書に載る寛永十四年漂到の黒船にてしられたり、

將軍家よりの御掟にて、本唐朝鮮の船は本々へ送り、日本の船は薩摩へ送る事なり、紅毛鞆靴の船は、又外に御掟あるよしなり、大島筆記、○按ずるに、此書は、薩摩戸部其照寶曆十二年薩摩領大島に漂着せし琉球人潮平親雲上等に聞る所を筆記せしなり、

某年陸奥國の船、琉球運天港に漂流す、大島筆記に、年代に注せることく、寶曆十二年大島に漂着せし潮平親雲上より聞たるよしにて、潮平彼國に在りて、漂流人を扱ひし事見えたるは、寶曆十二年前の事なり、安永三甲午年三月廿四日、また尾張の廻船漂流す、薩摩より在番の士二人出て、漂流の故を尋問し、扶養を加へ上陸を許さずして薩摩に送り、それより大坂に護送あり、後尾張殿より彼藩士二人に謝物を贈らる、

琉球運天の津へ、奥州船漂着し、潮平親雲上其用方にて參る、首里より二十四五里の所なり、奥州もの言語通しかたきのみならず、運天の者も、同じ琉球

人なれども通しかたき、彼是不自由にありしよし語れり、大島筆記、

尾州の商人に、大坂廻船を持しあり、自注、長者町紙屋州大坂松本町政之助、理兵衛、船頭攝貳拾五歳、其外九人、去る安永二癸巳年霜月十九日、米及び材木を積て、城西堀川より出船し、志州鳥羽へ着、自注、十一月廿一日、日和を見て、ともづなとき紀州里の浦へかゝり、夫より大坂へ志て乗り行く、自注、十一月廿八日、明方より風いみしくして、いたつらに吹放され、浪にたゝよひし、同じ港を出し船三四艘しはらくみえしか、行るも知らずなりぬ、たゞ九人乗りける船の者ども、消なんとする命つきせすして、百二十日はかり海上に日を送りし、其間風静りて、磁石針を以て考ふるに、日も月も大方北の方に見えぬ、扱はかきりなき南海こそいと、心ほそく、念佛なんどとなへ、せめては陸地あらん所へつきて、水のみ死せば、うらみは残らしと祈誓しける、かゝるに大きな鳥鴈のごとくにして、背黄に羽は薄黒の色にして、つはさ大よそ一丈四五尺もありなんど見ゆるか、二羽來りて船にとまる、扱は島も近きにこそと、うき中にも嬉しく米あらひてあたへけ

れども、是をはむけしきもなく、くれに飛去りあしたに又來る、其頃よりは海中も静にあたゝかなる

事暮春のごとし、ごかく日をおくりし程に、西北の方に山はるかに見え初たり、いそき乗りつかはやとおもへども、帆は先にふきやふれ、楫たへて力なし、されどもさほなんを以て、漸に漕行程に一地

に至りつきぬ、人あれども言語たしかに聞得ず、やや琉球國なる事を聞て悦び、年時をさふに、甲午按ずるに、即ち安永三年なり、三月廿四日なる由云、船の漂流せしさまこまゝと聞て、日本國より居をく番所に告へし

とて、食物を送りていたはれり、かくて薩摩侯の家人自注、佐合太郎左衛門、田島市兵衛、事の次第を問ひ聞、其後船中にさし置き、船のまはりに垣結ひて、陸にあかる事なかれ、毒蟲自注、はめありて、人をそこなふとてかたく制しける、日ごとに飲食を送りておろそかならず養ひ侍りし、夏を過秋に至りぬ、七月十一日出船し、薩摩かた山川の湊に至りつきぬ、爰にて侯より命して船を修し、大坂におくり給ひし、

九人の内一人は船中に而死す、薩摩にても船よりはあけさりしか、盂蘭盆の日を幸ひに、更に告

て寺院にまふて、船中にて死せし者の追福なごせしと云々、

十一月尾州へ歸り來る、十二月廿八日、我公より按ずるに、尾張薩摩の家人佐合氏等に時服二つ、賜りし、殿なり、薩摩の家人佐合氏等に時服二つ、賜りし、是は琉球にして漂船の者どもいたはり侍りし故と

なん聞えし、鹽尻、

寛永十四丁丑年、琉球に南蠻船一艘漂着到、則薩摩に來たし、それより長崎に送り獄に置く、寶永三丙戌年九月二日、松平島津、少將吉貴より、去月大島に漂着の阿蘭陀人諸尼利亞人を長崎に護送あり、享保二十乙卯年十月十一日、朝鮮船永良部島に漂到、其地出帆してまた大島に漂着せしか、明年元文元丙辰年三月三日、彼島より歸帆せしめし旨、同年六月廿八日、松平島津中將繼豊か老臣より、長崎奉行細井因幡守に注進す、其後清朝の船も漂到す、大島筆記に、二十三年前このみへることく、こは寶曆十二年より算へしなれば、元文五年寛保元年の間なるへし、

寛永十四丁丑年、琉球に黒船一艘漂着す、薩摩へ送り來、薩摩より長崎へ送來、則入籠被仰付候、長崎覺書、寛永十四年八月に、日本へ罷越し申候南蠻船一艘

琉球へ漂着す、薩摩番のもの捕之、さつまへ進越し候を、早速長崎へ送られける、伴天連六人日本人三人也、奉行馬場三郎左衛門神原飛騨守詮義有之候處、日本に邪宗を弘むべきために、しのひて来るよし白状す、依之長崎の牢に入おかれ、落着不分明なり、此時九州中に出され候御奉書略之、古集記、長崎事始細見録寶永三丙戌年八月、琉球之内大島と申所へ異國人六人漂着、松平薩摩守殿より長崎に御送り、九月二日着船、奉行所にて御詮議有之候處、三人はエゲレス、二人はフランゲ人にて、疑敷儀無之、イスバンヤに被捕、彼國を逃去、アソント申所より漂流いたし候よし、承寛稗録、

元文元丙辰年六月廿八日、松平大隅守老臣より長崎奉行細井因幡守へ注進、
 一筆啓上仕候、琉球國之内永良部島に、去年十月十一日異國小船一艘致漂着御碇候付、早速役人共罷出見届候處、男十八人女十人、内貳人は幼稚者乗組、朝鮮人の似寄候、故漂着候次第出所等相尋候得共、言語文字相通不申候、然共朝鮮と申儀者相聞得、漁船遭逆風漂來之體に而、船具衣類之外積荷も無之、

飯米拂底候故食物を爲取、宗門之儀相改候處、何も疑敷儀無之候付、介抱申付、船具之内破損之品修補爲相調、同月廿四日出帆、同日同國之内徳之島に致漂着候、於彼所も飯米野菜薪等相渡置候所、同十一月三日致出帆、同日同國之内大島に漂着御碇候付、早速出帆申付度候得共、右島より者洋中難海順風も無之時節罷成候付、右之者共よりも日和見合出帆可仕と願候體相見得候故、爲致滯船介抱申付置、船具并船修復用之品望候通相渡、當年三月三日彼島より直歸帆申付候、滯船之内番人等堅固付置、不依何色商賣不申付旨、此節中山王より申越候、右之旨爲可申上如此御座候、取附別紙差上申候、恐々謹言、

六月廿八日

堀四郎大夫與昌判
 種子島彈正久基判
 島津木工久豪判
 島津主殿久貫判

細井因幡守様參人々御中、公事餘筆、

本唐の船も、二十二年前琉球に漂着す、其時唐船へ塗る石灰の仕來を見るに、琉球國にて年來せし石

灰よりは、仕様かはり有て、彌船の爲堅固になるよし、大島筆記、

通航一覽卷之二十五

朝鮮國部一

按するに、この國唐堯の時に當り、檀君なるもの、はしめて開基して君となり、國を朝鮮と號す、よりて是を大始祖の廟と稱するよし、朝鮮國史畧、輿地勝覽等に載す、開田耕筆に、朝鮮國初の主を檀君といふ、其妻尊の朝鮮へ渡り給ひしさいへる處、對馬にての語也と云ん、其書の朝鮮へ渡り給ひしさいへる處、對馬の西北にて、飛前と名號こそ、私按、素尊一旦新羅へ渡たまひしさいふことは、神代記中一書の説に見え、されとも夏商を経て、その世紀考へ知るへからず、周にいたりて、箕子の封國となりしより以降、或は郡府となり、或は三韓起り、或は三國鼎峙す、その間また渤海任那をはじめ、卓淳、耽羅、肅慎、多福島等の諸部落、大小強弱の異なるありといへども、各自に酋長あるものなり、高麗にいたりて、終に諸韓を一統せり、いま朝鮮國史畧、蕃國傳、三韓紀畧、日韓提要、朝鮮年代記等の諸記を參互合考して、その大概をこゝに述ぶ、
 周武王の時、箕子封を受けて國を後朝鮮と稱す、四十代の孫箕不秦に屬し、その子箕準、漢高祖の初年燕

通航一覽卷之二十四終

人衛滿に迫られて南に奔れり、よて衛滿その國に據りて、なを朝鮮と號す、滿の孫右渠漢詔を奉せざるにより、武帝これを滅ほし、その地を分て四郡とす、樂浪、臨屯、玄菟、眞蕃是なり、昭帝また改めて二府を置く、平州都督府、東府都督府是なり、然れども、令行はれずして、三韓並ひ起り、馬韓は西にあり、その始祖箕準は衛滿を避けて南遷し、國を建て五十四國を統ふ、相傳る二百餘年にして、百濟王温祚に并せらる、辰韓は東にあり、蕃國傳に、秦の七人よて秦韓と稱し、また辰韓と辨韓は南にあり、二韓は始祖す、古の辰國なりとあり、辨韓は南にあり、彼を避て韓に入る、年代等詳ならず、統國各十二、その子孫ともに新羅に降る、この時に當りて、新羅國、高句麗國、百濟國また漸々興起し三國鼎立せり、新羅は東南に、高句麗は北に、百濟は西南にあり、新羅の始祖朴氏赫居世は、辰韓に據りて國を徐羅伐と稱す、實に宣帝五鳳元年なり、二十二代知大略立て、始て王と稱し國號を新羅と定む、第四世脱解の時、國を難林と號し、のち斯盧新羅、新羅の三稱互にして定名なし、このにいたりて、はしめ二十九代法敏の時、百濟高句麗の二國を吞噬し、九州に分ち、郡縣四百五十を置けり、始祖赫居世より三氏相續き、脱解より昔氏九代にして、十二代令味郡立てより金氏とる、

合せて五十五主、共に九百九十二年にして、後唐廢帝清泰二年高麗に降る、高句麗は高氏、高句麗、或は通なり、始祖を朱蒙といふ、故の辨韓の地に據りて國を建つ、漢元帝建昭二年に當れり、新羅建國に後、國事二十年なり、を前部、後部、上部、下部、南部、西部の六部と定む、其後若人國を奪ひ、北沃沮を并せ、南濊貊にいたり、南扶餘に接す、朱蒙より高氏相承る二十八主、すへて七百五年、唐高宗總章元年唐のために滅ほさる、百濟の始祖温祚は、高句麗朱蒙の次子なり、河南に奔り、馬韓の會より百里の地を得て國を建つ、漢成帝鴻喜三年に在り、高句麗に當る、はしめ十九年なり、濟と稱し、また百濟と改め、扶餘を氏とす、温祚立て二十六年、遂に馬韓を并はす、その子多婁にいたりて、國や、昌盛、東新羅を極め、北高句麗に接し、西南大海を限り、東西四百五十里、南北九百里、五堡障を置けり、温祚より相傳へて三十一主、六百八十一年にして、唐高宗顯慶五年唐に降る、また渤海國は、新羅の叔世に起る、その始祖大祚榮は、高句麗王高氏の支別なり、その國亡ふるこき、榮州に奔り遂に自立して王と稱す、唐開元元年玄宗より封爵

を請て、渤海郡王となる、肅慎濊貊沃沮等の數國を并せ、南新羅に接し、東北靺鞨にいたり、廣袤二千里、都督刺史等を置く、子孫十餘代二百十餘年にして、契丹國主のために滅はさる、これ後唐明帝天成年に在り、高麗國は新羅の季世に、弓商叛して王と稱す、其部下王建なるもの、その黨のために權尊せられて、衆を領し尋て新羅を滅し、諸韓を統一して國を後高麗と號す、東岳岳に都し、南京西京を定め、すへて十道三京四府百十八郡を置けり、三十二代恭愍王逆臣のために弑せられ、養子辛禡嗣く、その子辛昌の時、權臣李成桂昌を廢して、王氏の支族瑤を立、四年にして成桂瑤を貶黜して、終にその宗祀を絶てり、始祖王建後梁末帝貞明四年國を建しより、王氏相承る三十三主、四百七十五年にしてほろふ、時に明太祖洪武二十五年なり、その年李成桂自立して名を旦と更たむ、これを恭獻王とす、李旦すなはち明朝に請ふて、國を朝鮮と復號す、是より李氏相繼て一統せり、風俗等諸記に載せたるもの探録すといへども、高麗國以前の事は、當今にあつからされは、こゝに收めず、初めかの國より朝貢の

事、蕃國傳に、神功皇后攝政元年、后親から新羅國を征討し給ひ、かの國王面縛して降り、質を出して再び叛情なきを示す、實に後漢獻帝建安六年にして、新羅第十代奈解の時にあり、これを視て、高句麗國十代山上王、百濟國五代肖古王ともに神后の軍門に詣り、永く藩屏たらんを請ひ、また質を入る、是よりして三國朝貢を廢せず、新羅は四十代憲德王の時、我弘仁五年に絶つ、及ひ任那國もこの時より貢を獻せり、その後新羅の叔世に當りて、齊明天皇七年より耽羅國、天武天皇六年より多禰島、聖武天皇神龜元年より渤海國等各朝貢あり、また伊跋國、卓淳國、肅慎國等を撃ち從へり、のち高麗國起るに及びて、絶て通信なしと載す、今の朝鮮國となりて、後圓融院永和三年將軍義滿の時より、かの國隣好を修し、互に信使往來ありし事、槎客使覽等に見ゆ、後陽成院文祿慶長の間、豐臣關白征伐の後隣交絶えしを、東照宮御深慮ありて修好し給ひ、慶長十二年通信使來聘ありしより今にいたれり、三韓紀畧、日韓提要等に、その國土は漢城に都し、封疆は東南西の三面は渤海にして、西北は鴨綠江に抵り、北は女眞に隣り、

遼東の東南に在りて、正に日本と對し、た、一海を隔てり、東西二千里、南北四千里、異國出契によれば、六丁なり、隣好始末物語解、及び海東諸國記等には、の國の一里は、本邦の一里なりとあり、然れば諸記に我里程にして、東西二百里、南北四百里とするもの多ければ、一里を八道に分ち、中を京畿と十里とするを得たりとすへし。八道に分ち、中を京畿といひ、東を江原、西を黃海、南を全羅、東南を慶尙、西南を忠清、或は、清洪道に東北を咸鏡、或は、永安道、また咸鏡道に作る。西北を平安といふ、八十二郡五十一府二十一州百七十五縣を分統す、諸記に、郡四十或は四十一とし、府三十三或は三十三とし、州五十八、縣五十八ありて、その數合はす。道に觀察使、兵馬、水軍、節度、節制等の使あり、府に府使、或は府尹あり、州に牧使、郡に郡守あり、縣に縣令、或は縣監ありと記す、また天和風聞記載雨森東五郎筆記に、朝鮮國朝拜の規式は、正月元日及び冬至なり、その儀正三位格の輩にと、まり、其已下を庭拜といひ、名署をさ、け庭拜して退く、また朝會とて正月十五日にあり、もし故あれば別に日をトす、其日國王朝に臨みて百官の高下によらず、國政につき存意あるもの、本日直奏のよし、毎月朔望兩度望闕の禮あり、八道諸郡またしかり、大赦の事、太子誕生、立太子、および入内等の時行はる、よし、また進豐宴と稱して、國中

靜謐豐年等打續きたるときこれを催し、また國王朝に臨み百官相賀す、其日音樂等ありと載す、韓事品彙に、これ享保十年朝鮮國和館の番手小田切四郎國都より兵衛より、宗對馬守の間に對へし書なり。國都より北京まで三千二十九里、或は三千五百里あり。東萊府より平常十三日、その行程九十九里なり、北京よりの勅使は、雙方の吉凶によりて定數なし、朝鮮より北京に使者の次第、皇曆使は毎歲八月都を立て、十二月歸朝す、冬至使は毎歲十二月都を出て四月歸朝す、此兩使は定例なり、謝恩使は勅使の後、毎度これを遣す、或は冬至使、謝恩使兼帶の時もあり、賚咨官は臨時の使者なり、其餘進賀使、進香使、告訃使、雨森東五郎筆記に、國王薨去の時謚を請ふの使者、及び承襲を請ふの使者あり、北京より冊封使とて、國王即位勅許の使者來るよしとあり、奏請使、辨誣使等の使者、また臨時に遣すよし、國禁は北京より朝鮮へ、武具軍書角黃色の卷もの端物類を出すを禁制し、また朝鮮より人參銀等私に持行を禁せり、これを犯すものあれば罪科に行ふ、刑罰は杖罪斬罪等なり、以前は謀叛人などの大罪は火刑に行ふもありしよし、火刑は鍊を燒きて直に身に熨するよし、多は杖罪にて、亂杖刑問打髻捧草などいふ杖罪の科あり、此外高貴の人の重罪

は毒死を命するよし、朝廷より以下官人の頒祿及び從者の事、正一品一科四季に、中米十四石、糙米四拾八石、紬六疋、正布十五疋、春秋に田米二石、春冬に黃豆二十三石、夏秋に麥十石、春は楮貨十張、三韓紀略に、楮貨一張は米一升に準すとあり、從一品二科は、中米十二石、糙米四拾三石、紬二疋、正布十五疋、田米二石、黃豆二十一石、麥九石、楮貨十張なり、かく正從一品一科九品十八科まで頒祿あり、兼官の輩は、朔布とて毎月俸銀あるよし、朝廷方舉家二百人許もあり、その行列及び正一品の輩は、平橋子に乗り、判書并に正從二品の輩は、詔軒といふ車に乗り、朝廷方は凡二十人餘も從へ、判書等は同十餘人のよし、都郡文官の地頭、此方送使接待に出る時は乘輿なり、其外馬上にて往來す、地頭萬戶惣して一村を指揮する人、日本譯官にても堂上役に仕はる、時は、蓋を持たずるなり、東萊府使は衛祿米とて、諸郡に公役より貯へ置し月俸米あり、其俸毎月十五俵、外に諸征等凡一年に三十貫目餘所務のよし、釜山僉使の月俸は、公米十五疋なれども番船中船宛行の公米、和館贈答の入費銀、及び炭薪の殘分、其外釜山浦廻米改、

また魚漁連上等彼此にて三月全く相務る時は、凡銀五十貫目もあまし得るよしと載す、異本朝鮮物語に、諸臣下の類族ニツに分れ、南方といひ西方といふ、猶日本の源平のことし、今國政をとれるは南方なり、また西方より出て勤るもありて、其事南西にかきるなり、官人より下賤にいたるまで、衣服は異なれども何も無刀なり、尤武官軍官の輩は、表方勤仕の時計り、劔を負武具も帶す、劔を負たるを見るに、劔にてはなく本邦の刀なり、造りも本邦のことし、これを背に負ひ、もし拔時は左手にて上げ、右手にて拔よし、鎗を持せ行をみるに、皆拔身にして都て鞘はなしとあり、また此書および雨森東五郎筆記、韓事品彙、隣好始末物語解等に、その人智源沈にして其俗獷犖なり、文藝を嗜み武備を勵み賞罰を嚴にし、儉朴をたつとふなり、書籍は有來のもの新たに編集あれども、その人の死後ならては梓行せざるよし、武藝は馬を乗事本邦にまされり、その稽古には、溝をほりて乗馬の奔送を制し、馬上の諸藝講肄するよし、弓術は唯一流なり、武器は弓を第一とすれども、本邦の大弓のことはなし、及第

には専ら弓を以てす、刀鎗の術もあれども、これをもて及第の事なし、勿論その精き術あるを聞ず、甲冑及び兵器の類、何も本邦の如く造作す、寛文中長崎の賈人、密々に武具を大分朝鮮に渡す、寛文七年の條に詳なり、彼國本邦の武具多くなれり、尤文祿慶長の役に捨りし武具、又漸々持渡りし武具残り、また彼これを利用なりとて追々作りしにより、本邦のこく用ひ來るよし、陸陣船戰共毎年稽古し、殊の外兵事訓練と相みえ、釜山などにも、船戰等修行の躰なり、軍船は釜山浦にある番船二艘、中船二艘、同浦の内開雲浦豆毛浦の萬戸預りの番船中船各一艘、その浦々に三月より八月まで、これに乗組の人馬軍官砲手都訓導以下すへて七拾三人、番船一艘にのせ置き、また射夫砲手以下すへて二十一人中船にのせ置なり、各浦の番船人數これに準す、但し九月より二月まではその半減なり、さて朝廷勤仕せし人の子孫にても、器量なくして及第ならざるものは庶人となる、されども世にこれを名家の子孫と唱へ、三代までは士閑良といひて及第する格なり、三代其事に及はされは、名號どもに廢

り、終に農民となるよし、農事檢視は毎歲敬差官なるものを、都より八道に指下して點檢あり、凶年にはその貢をゆるす、麥作は貢税の沙汰に及はざるよし、早魃等には雨祭りす、都にては最初五六品の輩これを行ひ、雨ふらされはまた參議參判判事等追々に祭りて、猶降されは國王親からこれを務む、鄙にては地頭これを祭り、勿論巫覡の祭もあるよしと記せり、金鷄雜話に、かの國漆工拙し、故に漆ぬるの法を學ぶ事を望む、梨子地の器物は殊に懸望せり、傘もなきゆへ、ひそかに取て往くものあり、扇筆竹扇墨眞鍮の器これらの類多し、何れも巧妙を盡したることなく、多くは質朴にして拙作なり、されども唐山の風に近くして俗氣少しとあり、また韓事品彙に、都にては肆店の商賣また擔ひ賣もあり、藥種端物其外袖等種々積置て商賣す、また毎日未明より終日魚菜の市あり、賈人の家は二階作り多きよし、和館には門前に立、魚菜等商賣す、各道の府には朝市あり、其外は日を定めて、諸郡に大市立、近郷より出て交易す、運上は十分一のよしと載す、雨森東五郎筆記、及び韓事品彙等に、彼國元來

箕子の子孫數十代相續せし故、聖人の徳化おのつから國中に及び、美風を慕ひ風俗古今替りなし、蒙古起りて天子となりしかは、やむ事を得ず元に順從せしか、明の太祖天下統一統の時、速かに胡服を改め剃額を禁してより以後、明の年號を用ひ、いよいよ君臣の禮義を執行ふ、後また清に至りて、漢土も一般胡服剃髮と成しに、朝鮮は猶明の制度を替へざるにより、其命ありしに剃髮胡服の事、たどひ滅國に及ぶとも従ひかたしと捍言して濟しとなり、おもふに朝鮮などは、羈縻の州とて正朔をうけ、君臣の儀式を行ふのみにて、諸侯王のときにもあらず、かつ胡人の質は、苛禮細節に拘はらざるゆへなるへし、國王は袞龍の袍服なり、その冠服は北京より來る、常服は自國の細細極品のよし、かの國にて鶴鯉は出世のものとして、みたりこれを食せず、鯉は大にして額に星あるを食す、魚は鯛、鱸、鱔、青魚、石頭魚、魴魚、廣魚、灼魚、鮭、松魚、銀口魚、烏賊、鮑、白蛤、紅蛤、蛸、小鰈、海參等の類を食す、鳥は鶏、雉子尤嗜めり、他鳥は賞翫せず、柑の類本邦より渡る外になし、濟州に毎歲進呈となる金橘あ

り、是柑子の類のよし、寒國にして鳧雁多し、鹽漬にして大口魚ごとも、年々對馬より浪華に送る、價も廉なり、干鱈生鱈も來る、干鱈は性や、堅牢、生鱈は腸をさり深雪の中に埋むと、故に性脆にして鹽なし、胡桃海松子も多く來ると記す、落穂雜談、一言集追加、韓事品彙、異本朝鮮物語に、朝鮮は至て貧國にて、元山多く良材少し、故に家屋の造作簡末なり、都下繁華なれども、大牀本邦郷町の如きよし、その町々家造りは、座敷といへども、多くは板敷にて、客來の時蔭などを敷なり、またくつろご唱へて、座敷の南座を土にてぬり、其上に相應の物をしきて、爨火の煙りその下にめくらしめんかため、石組などにて道を付、煙をやり温暖を満しめ、老人は四季ごもに多分其席に就て居れり、彼いふ、此くつろ有て以來、その人短命なりとこそ、名におふ釜山浦といへるも、民家五六百軒に過す、都下の家屋も本邦のこくせきて建す、故に火事も多くは一軒燒のよし、火災の時は、修城焚火司の職役屬吏を率ゐて揮塵し、その近邊のもの同しく防けり、總して都にては、夜行を禁し、たゞ正月十五日の夜、蹈橋

といひて夜中往來をゆるし、其餘は毎日酉の下刻はかりに、諸方の烽火都に達するとき、鐘をつき往來を止む、是より公用のものは、印札もて往來す、冠帯の輩は札なくしてこれをめざる、捕盜聽禦禁衛の職役夜中廻りて嚴重にし、胡亂のものはこれを捕ふ、鷄鳴の後より往來を免すよし、その踏橋の夜は、貴賤隨意に出遊し、橋上にて月を賞す、殊に若年の輩は橋を踏とて東西に逍遙し、夜中賑々しとぞ、男子笠を着してよりのち、相應の職役を勤るゆへ、本邦の元服に同じ、婚姻の事、國制に男は年十五、女は十四にして初て相營む、されとも父なきものは制より早く整ふ、婿いりの日は、都鄙ともにいかほど華麗なるもこれを禁せず、よりにて都邊はさらなり、庶人といへども冠帯なとし、従者も力に應し多人數を従へり、婿いりの時は、尊屬と號し雁一羽婿に先たちて持たせ、婿なるもの婦の家に至るとき、これを正面に飾る、婿これにむかひて四度半拜す、婦婿に對して四度半拜し、婿また四度半容拜す、其後盃酒の禮等あり、其盃は小瓢を二つに割り、内に漆ぬりておの／＼紅緒を給へり、これを互

にこりかはせとす、婿の盃を婦に與へ婦の盃は婿に贈る、規式終りて後、房親禮とて祝事あり、その日婿婦を家に伴歸りて、舅姑に見えしむ、もし故障あれば婦の家に滞留し、其後携へ歸るもあるよし、子なきものは、同姓の中近親の者を選び、もしなければ親遠くとも同姓より養子とす、同姓なきもの異姓より立るといへども、養子と唱へず、これを収養といひて喪を行はず、期年の服のみ、同姓の養子は親遠くも三年の喪を行ふよし、孝子孝婦等勝れしものは、公儀より白米木綿の類、其ほどに應して褒美あり、むかしは至孝なるもの、門前に、公儀より碑をたて孝道の次第を銘して、末代孝子の家と相知る如くす、その家今猶存せるよし、先祖は忌日に祭る、必三日潔齋し、誕日にも祭る、また秋夕と唱へて八月十五日、都鄙ともに魚肉珍味を墓所に供してこれを祭れり、都に佛寺なく、各道には數多あり、又山城を構へし寺、八道のうちにまゝあり、此寺には僧將と稱し、頭分の僧あり、これらの類には、朝廷より官位および金印等を渡し、武備を兼て常に講習するなり、かの國儒道ゆへ、俗人の葬式に

出家は預からず、出家の渡世は田島等所持のもの多し、その所持なきものは、種々の細工又は日雇紙など漉き營むもあるよし、かの國は金銀殊の外少く不如意なり、金銀山も大分あれども、山中へ深く掘らざる故、一圓に出す錢も少けれども、近年は鑄出して粗多くなりぬ、錢の銘は常平通寶なり、他の銘あるをみず、都には東萊などのごとく娼婦なく、諸郡にはあれども、何れも官婢なり、都にても高貴の婢など、自ら營み居れるは娼婦のごとし、時により都より諸郡に令して、娼婦の容貌よく器用なるものを選びて上すへきとの事あり、是は女醫の稽古の爲のよし、禁中及び公家の婦女は、男醫診脈等ならざるゆへ、女醫あるよしなりと記載す、

○修好始末 從慶長四年 至同五年

按するに、隣交の大意は、前に辨するごとくなれども、もと宗氏かの國と和親貿易ありしに、故に釣命により、中間にありて毎にその事を主とされり、猶貿易の條併せ考ふべし。

慶長四己亥年、是より先、豊臣太閤朝鮮國を征伐し、文祿元年四月に一旦和議に及びしか、事破れて再舉ありしより八月、隣交中絶す、東照宮元よりこれを快とせられず、是年宗對馬守義智に懇命ありて、好和再興

を議せしめらる、よて義智明年に至るまで、州使三度に及びてこれを謀れども、使者一人も還さず、同五庚子年また使者を遣す、こゝにをいて彼邊將よりはしめて答書を來す、

日本朝鮮御隣好之儀、文祿元壬辰年、朝鮮陣以後中絶仕居候處、慶長四己亥年、當對馬守按するに、高祖父對馬守義智、從權現様蒙仰候者、朝鮮者隣國に而古より通交有來り候處、按するに、事は實、馬の條に詳なり、不慮之一亂に而通交相絶候事、不宜儀と被思召上候間、對馬守以才覺和好可相整候、彼國可致同心趣に候は、公命と可申候、同心無之若敵對之仕形有之候は、其儘に者難被閣候、可被向御馬候間、其旨相心得候様に被仰付、被成下御暇、對州に罷下り候、按するに、貞上、及び朝鮮記これに同して慶長六年に係り、また朝鮮物語に同七年とせしは、さにも誤りなり、以後以御書彌無事相整候様に、可入精之旨被仰付候、依之、慶長四年初度に者梯七太夫と申者、二度目に者吉副左近、同五年三度目には柚谷彌助彼國に差渡候得共、一向に承引不仕候、子細者對州之儀は古より年久敷通用仕來候處、秀吉公無故兵を起し、無罪人民を數多殺し、對馬守先鋒仕、王都を破り陵墓を發

き、朝鮮及亡國候遺恨難忘、按するに、異本朝鮮物語に、朝鮮之時分、國人死失し、其以後今に至りても、朝陣之時分、國人死また往古之人數には合ひ不申由と載す、其上萬事大明之差圖受候得は、私に通交難成よし申切候而、御代替を曾て實と不存、前後都而三度迄使者を遣し不申、書翰之返答も不仕候、日本朝鮮修好本末、朝鮮通交大記

日本主君家康公、島主義智及柳川調信に命して曰、日本朝鮮和交の事古來の道也、然るを太閤一亂の後其道絶しぬ、通好は互に兩國の爲也、先づ對馬より内々書を遣し尋ね試み、合點すへき意あらは、公儀よりの命と申すへしとあるは、對馬より私かに書を渡す、朝鮮より云く、馬島は古來朝鮮と相通し、勘合の船を渡し、按するに、勘合圖書の事、嘉吉三年なり、詳かに貿易の條に見ゆ、商賣の道を通し、島主は島を保ち、其外は家業を相樂む事久し、然るに太閤無故して、兵を起し罪無き生靈を殺す、馬島先鋒となつて、王京を破り王陵を崩す誠不同戴天讎也とて、對馬の使を殺す事兩回也、朝鮮講和書契、○按するに、下の朝鮮通交實書に、使者も殺之由風聞とあるは是とす。慶長四年東照神君、召義智君被命朝鮮通交之事、於是梯七太夫被仰達朝鮮之處、留不歸之間、被遣吉副左近、是亦久不歸、同五年庚子、袖谷彌助遣朝鮮

令請通交之處、留不歸之間、重被遣石田甚左衛門、漸得返翰歸了、本州編略略、慶長五年庚子春、義智公遣武田喜兵衛於朝鮮、使視邊海之事勢、喜兵衛搶海邊賤卒歸也、同年以袖谷彌助爲使、贈書於朝鮮請通交、彌助亦不歸矣、亦遣石田甚左衛門、於是邊將與回翰於石田返之也、朝鮮、本州編略略、慶長五年武田喜兵衛を朝鮮に遣し、時勢を見せしむ、喜兵衛邊海の朝鮮人一人捕へて歸る、同年袖谷彌助を使として書を贈り通交を請ふ、彌助又終に歸らず、又石田甚左衛門を遣す、此時邊將返翰を石田甚左衛門にあたへて返す、白石叢書、勝國之主、按するに、豐臣家をさす、侵伐朝鮮前後七年、聲言報先世之仇、然其禍亦慘矣、自注先世之仇、言高麗王我國初乃命氏誘導元兵寇我西邊也、我國初乃命對州、與朝鮮和講復修舊好、先是州使者、數往朝鮮而不得回、初州使梯七太夫久之不回、次吉副左近、亦次袖谷彌助皆不得回、慶長五年冬始得報書而還、蓋是之時、彼亦既厭上國留屯將士驕傲尤甚、欲與我渝平以紓其患、州使石田甚左衛門始得報還、其書不題姓名、相傳是彼邊將所報也、國書復讐紀事、太閤秀吉公朝鮮征伐之後は、不通の手切と成也、

義智公東照君之蒙御意、通交之御請あれども、日本は共に不戴天讎なりとて、使者三人まで殺し不返、其上にても義智公使を被使、通交之求やまず、四度目の使者石田甚左衛門初て返簡を取歸る、日韓提要、

慶長五年四度目には、石田甚左衛門と申者使者に而、書翰を遣候得は、漸此時使者をも遣し、返翰を差越申候、日本朝鮮修好本末、朝鮮通交大記、

慶長五年明の萬曆二十八年、彼國其邊將をして始て我に復せし書に、羊陸相交、古人所譏而有問不答、亦云非禮、玆布遠情、以報惠書、貴邦敵邑隔海爲鄰、世結懽好數百餘年、貴邦曾無鹽奴鬻婦之忿、而遽馳無名之兵、先侵與國之境、使廟社丘墟生靈魚肉、按するに、魚肉、東方兼合、編には、無肉に作る、若爭曲直則將軍亦無辭矣、兵連禍結十年于茲、糜爛之慘兩國相當、要和之說或可勉從、但皇朝之於敵邑、視之如子、不唯救難於一時、使經理提督諸將官領兵留屯、于今不撤、故謀無輕重、事無大小、必皆先稟於皇朝、聽其處決、況講和之事、不可不待準可而輕決於兩言、戊戌以後所送之价、按するに、諸記みな慶長四年とあり、この書戊戌とあれば、慶長三

年よりの事と聞ゆ、ふしんなり、天將帶去至今不還、故久闕回音、以致貴邦之恠訝爾、非有他意於其間也、古語曰、信不由衷、實無益也、設使敵邑不惜一使再尋前好、而貴邦之無信猶夫前世、區々盤血只欺鬼神、誠能以信爲本、有如皎日、毋踵前失、要爲永好、則天朝自有解紛之舉、而敵邑亦遵香火之約矣、是まて續方策編同し、

和文

羊陸相交る古人の譏る所にして、しかも問あつて答へざるも、亦禮に非ず、因て遠情を伸て、以て惠書に報ゆ、貴邦我國海を隔て、隣を爲し好みを結ぶもの數百餘年、曾て一言の忿りなくして、遽に兵を起し隣國の境を犯し、廟社をして丘墟、人民をして魚肉たらしむ、若曲直を以て是を論せば、將軍も亦詞なからむ、兵禍の久しき既に拾年に及て、其殺傷の慘兩國相當れり、今和を要るの事、或は勉て從ふへし、然も天朝の我が國に在ける、是を視、こ子のここくす、但難を一時に救ふのみに非ず、また經理提督の諸將官をして兵を領し、留て我國を鎮めしむ、因てまよその事、必先是を天朝に申し其處決を承く、況此和を講ずるの事、是を天朝に訴へ其許ざるを待すして、輕しく兩國の私言に決すへむや、戊戌年以來遣る所の使价、皆天將是を帶去れり、故を以て久しく回音を聞き、貴國の怪みないたすのみ、他意あるに非ず、古へにいばく、誠信の心なくして盟をいたすは、終に益なしと、たとひ敵邦をして、一价を通し書好を修めしむとも、貴國の信なき、なを前日の如くならば、其盟

をいたす、徒に鬼神を欺くに過ぎざるのみ、貴國もしよく誠信を以て本とし、永く好みを結ぶに心あらば、天朝のつから是に處てするの道有て、敵邦また其盟の約に従はむ、朝鮮通航大紀、

慶長四己亥年東照大君、對馬守義智に命し給ふは、日本隣睦を修する事、其年已に久して、一旦干戈におよぶるは、誠にゆへなきのいひ也、凡好一通、交りをむすふは兩國の益なり、たかひに中頃のうらみを忘れて、なかく隣交をむすふべきの條、其旨彼國に通すへしこの御事なり、ひそかに按するに、豐臣太閤の逝去其間もこれなく、翌年早速和好の儀仰出され、兩國の益なりとの給ふ御深慮のほご、いかゞと察するに、第一は日本に近き異國朝鮮にしくはなし天下の理、二致なければ、一郷一里に住居する者も、強をならへたる比隣には、其したしみ殊に厚き道理にて、春秋傳親仁善隣國之寶也といへば、好みを結ぶ給ふも其道理一致なるにや、第二には、壬辰の變に、日本より彼國先王の墳墓をも掘くつし、書翰にも不共戴天之讎といへるはさなれば、時節をうかゞひ、大明の援兵をこひ、復讐の舉これありては、開國御草創のはしめ、さばめてなされかたきの勢もこれあり、其上彼國と和好を結ばれ、使命の往來これあるときは、御威光異國にも達したるさ相見へ、國內の人心を服し、大小侯伯は申におよぼす、遠國邊地までも推戴の心をいたし、泰平をとなふべき端さるはしめられたるにや、第三には、既に新羅の日本をせめ、高麗の元朝の先導たる股のかんかみ違からず、されば朝鮮さかされて隣好を結ばれ、彼國の事變を察し、且は我國武勇の盛なる事、自然と漢土にも達し、又は辱亡爾寒の患ひなからしめ給ふ

事、保國永久の策と思召されたるにや、隣交始末物語解

通航一覽卷之二十五終

通航一覽卷之二十六

朝鮮國部二

○修好始末、從慶長六年 至同八年

慶長六年丑年、宗對馬守義智、去年朝鮮國邊將よりの返書を得、猶和睦のため、此夏使臣井出彌六左衛門をして、往年の俘囚を送り還し、釜山浦にて彌六左衛門、かの官吏と接待問答して歸國せしか、秋冬の間また彌六左衛門等を遣はして其事を相はかり、かの禮曹參議東萊府使と書の往復あり、

宗義智始て、かの邊將の返翰を得、彌和睦のため、慶長六年丑年井出彌六左衛門と申者、使者として壬辰の擄れ對州に有之候を送遣し候處、於釜山浦知司譯院事朴大根と申官人罷出接待仕、和交之儀問答いたし、彌六左衛門罷歸候、按するに、此年義智より、この使者の歸國は七月なり、(日本朝鮮修好本末)

慶長五年此頃我州連りに和を求む、かれ和好をもてめは、宜く先俘擄を還し、其後此事を議すへしといひし故、慶長六年萬曆二十九年夏、公按するに、義智

し、井出彌六左衛門智正をして、俘を彼國に送り、また是を諸州に求めて陸續に還されたり、是より先、公柳川調信と相議し、武田喜兵衛をして、彼國の邊民一名を搶へ來り、按するに、前年の事なり我國和を求るの意を諭し歸らしめ、夫をして和好の便を致さしむ、此時また其邊民を還されたり、此年彌六左衛門をして和を求められしのを、攷事撮要に記して、對馬島倭平義智、連遣橘智正副還被擄男婦、來要和好、乞通開市、遣柳根具由奏聞、并咨禮兵二部軍門等衙門とあり、朝鮮通航大紀、

慶長六年公、井出彌六左衛門智正をして、とらはれを朝鮮に返し送る、

按に、此年より慶長九年まで、返す所の男女凡一千七百二人也、井出彌六左衛門智正は、皇明從信錄に見えたる橘智正也、津島記略、

慶長六年義智公、以井出彌六左衛門智正爲使、遣於朝鮮副還俘擄、且還武田善兵衛所擄來之賤卒、以益請通交、智正到釜山、知司譯院事朴大根接待之、其後義智公與調信等相謀、求俘擄於諸州牧守、漸次還之朝鮮也、韓錄、白石叢書、

慶長六年、朝鮮國禮曹復對馬島主書、
 朝鮮國禮曹參議鄭暉 奉復日本國對馬州太守平公
 足下、使至得足下書、具悉貴國近來消息良慰良慰、
 自古兩國之交、不論勢之強弱、誠如來教、所云如於義
 之曲直安有不辨者哉、以此推之、其曲安在、直又安在
 耶、足下所謂上古泛樓船揚旌赴貴邦數次者、又指
 何代而言耶、羅濟按するに、新羅以來雖有邊徼偶發之
 患、是不過島嶼間寇掠之徒耳、其有傾國興兵無故
 侵、是如壬辰丁酉之甚者乎、按するに、壬辰は文祿元年、
丁酉は慶長二年なり。孤
 寡抱怨、神人共憤、足下論此其不憚於心乎、古今天下
 強弱何常、足下獨不見吳越之事乎、黃石公云、柔能
 制剛、弱能制強、兵家之勝敗未易言也、今者聖天子
 命、留精兵二十餘萬分置八道、屯耕教練、敵邦事無
 大小、皆稟天將處分、不敢毫有自擅、倘足下悔禍表
 誠以求後福、則天朝水陸諸將必因其可驗之實、而轉
 稟天朝有所裁處、豈非兩國之幸也、來書所謂時運務
 急者、恐不在敵邦而在足下矣、幸足下勉之、餘在柳
 川平公處答書、不宣、
 萬曆廿九年八月日禮曹參政鄭暉、
 朝鮮國禮曹復柳川調信書、

朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、信
 書與被擄人口俱至、備審誠款、上年報書亦已兼悉、
 第天朝諸將留在國中、天將不見許、則敵邦無自擅之
 理、足下勿以遲報為訝、貴島與敵邦雲水相望、而島
 中良材皆我國之土產、則縱敵邦不以父母之邦自居、
 而貴島寧忍負而絕之、二百年來敵邦於日本世篤隣
 好、視貴島之人有如內地赤子、時節朝聘賞賜優渥及
 足下之身、超授二品重秩、按するに、柳川三代略記しよる、
彼國嘉喜大夫の位を授けしよる、
ふなる。敵邦之命似於足下不圖、而其待足下則至矣、島
 中宵翹草木孰非國家之所涵育哉、昔年足下來言、關
 白新立、要尋舊盟、敵邦信足下之言、遣使通好使价
 纒返、兵戈大起、按するに、慶長元
年再役をさす。而足下為先鋒嚮導、
 既久京城追至平壤、是未知足下誑敵邦耶、關白脅足
 下而然耶、敵邦何負於足下、而足下忍負之如此、其
 後足下與沈遊擊稱和、乞遣天使、聖天子視天下如一
 家、時遣兩冊使、而敵邦又過信足下之言、遣信使過
 海德至厚也、日本待天使無禮、及肆桀逆冊使甫旋、
 衆軍繼後、足下首謀指揮諸倭、將襲我舟師、足下之
 子按するに、豐前
守知永なり。與攝津行長為先鋒、再犯全羅道、是未
 知足下誑天朝及敵邦耶、關白脅足下而然耶、天朝之

至恩、敵邦之厚義、何足下不忍而自絕之如此、戊戌
 之冬、按するに、慶
長三年なり。水兵天將陳都督與敵邦邊將、摧破倭
 船於南海岐洋觀音浦、約束天朝諸將、欲追擊歸師問
 罪貴島、而敵邦以禍本不全出於貴島、懇請而止、足
 下負敵邦、而敵邦終不絕貴島之意、想足下亦有聞
 矣、聖天子甚怒日本蔑冊使而動兵甲、飾兵部留名將
 及精兵二十餘萬、分置敵邦八道、以為數十年屯耕教
 練之計、至今天將等皆以貴島為罪、昔乃謂敵邦誤親
 貴島勾引兵禍、此蓋以足下及足下之子、再為先鋒嚮
 導、故再來諭有之、對馬島守在大坂、待報朝鮮和不
 和之事、而後載運軍糧、云敵邦所不為自擅之事、足
 下欲脅而成之耶、以足下之力可止日本之兵、則雖講
 和如前日、而述而背盟、又如前日、足下先既誑而負
 之、又將再誤耶、敵邦惟天朝之令、而天將說稱對馬
 島累誑天朝及朝鮮、非有異常忠款、而其言尤不可視
 聽、云敵邦獨能擅斷乎、雖然無拒將來、不追既往者、
 聖人之心也、包荒含垢、詩人革面者、王者之道也、日
 本若能以誠信相與、而貴島亦且大如懲悔表著其非
 常忠悃、固所以自効於天將、而得全轉奏天朝、則人
 所欲天必從之乎、斯時也、惟敵邦惟皇朝、是從前日

之事、何可提起再論、唯在足下盡誠意耳、貴使久留
 慮足下懷疑、請于天將賞米先送來書、則天將轉報於
 天朝、上司如有處置、當遣人報知、不宣、
 萬曆廿九年八月日
 朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、別
 紙所論要時羅等、按するに、國書復讐紀事に、按察使羅、要時羅
譯生與四郎、嘗在兵間、為小西行長屢使于朝鮮者、蓋州之
也。始到敵邦、天將輒即拿送天朝、其後處置非
 敵邦所知、蓋往年日本待天使無禮、反動兵戈、天朝
 深怒其桀逆、拿問要時羅等、足下豈不聞乎、自古無
 殺使之國、敵邦粗議此義、要時羅數輩殺之何快於敵
 邦、留之何損於日本、而敵邦強留不放歸乎、其無此
 理、想宜諒之、不宣、
 萬曆貳拾玖年捌月日、 禮曹參議鄭暉、
 對馬島主與朝鮮國禮曹書
 日本國對馬州太守豐臣義智、謹稟朝鮮國禮曹大人
 閣下、僕雖在大坂以調信之信、達吾內大臣家康、怪
 之重命僕歸去、督貴國之信、是以去七月中旬歸島、
 于時橘智正歸來出示貴版、蓋誦再三珍書重中曰、敵
 邦事無大小、皆稟天將處分、不敢毫有自擅、倘足下
 悔禍表誠以求後福、則天朝水陸諸將必因其可驗之

實、而轉稟天朝有所裁處、豈非兩國之幸云々、僕謹以聞之、太閤在日家康常諫撤兵、讒臣強拒之、及其薨之日、或日解納家康之諫、故陋邦改非求和、所謂豈非兩國之幸、陋邦無貴無賤人心短戚也、所冀下無遲延惟幸、因茲再差橋智正、漏洩心事、餘在調信之書、萬萬恕宥、恐惶不宣、頓首謹言、以上、方策新編、

日本國豐臣調信謹白朝鮮國把總孫公足下、伏以、西遊東還跋涉之勞、推以圖之、事勢如何逐一示之、余先日以貴國去秋報章之旨、馳稟槐門家康君、君命曰、汝止上京速決和交成不成來、天朝群議未決、以緩大事則太不可乎也、和交若不能成、則貴國請早示其實、莫巧言緩延、只速開成不成之事、蓋是家康君之意也、古來愚慮者保國、聰敏者誤國、恐足下慎之、餘在智正口布、不宣謹言、朝鮮講和書契、

慶長六年云々攷事撮要に記して、對馬島倭橋智正等又來、脅和調探天兵有無、移咨萬軍門、按するに、國に、萬軍門は、明の經書復讞紀事朝鮮通、理萬世徳なりとあり、乞差遣天朝委官嚴詞開諭、交大紀、朝鮮國禮曹參議鄭暉奉復日本國對馬州太守平公足下、信書再至、益審足下倦々之意、修好曲折前書粗悉之、敵邦事無大小不能自斷、俱稟天朝處置、實足

所知也、足下既知事情、又何用忙哉、舊好若諧、則涵育並利、安民息爭、乃王者之事、豈以已往爲介懷哉、和之易成如可以任意、則不必待足下煩諭、而敵邦已自決矣、往年日本失禮冊使、重致聖天子之怒、近又零賊頻發、益忤軍門那老爺之心、和事之漸遲者、皆是貴國之所自爲、而今乃責速成於敵邦、足下已深察此等事、而有此事乎、其未能深察乎此、而徒勤往復乎、敵邦竊惑焉、曲在貴邦、則據何狀而爲辭於天朝、雖有辭而天將豈輕許之、若貴邦革面改心所爲、曲而自取信於天將、則和事不勞而得、不煩而成、此其利害遲速、皆在足下自己求之者、幸與柳川平公熟諒而處之、和成爲兩國之幸、足下與柳川亦蓋愆而流名、其不美耶、統惟照諒、不宣、

萬曆二十九年十二月初一日、朝鮮講和書契、慶長六年明の萬曆廿九年、此年禮曹參議鄭暉平調信に復せし書あり、その書左にしるす、朝鮮國禮曹參議鄭暉奉復日本國豐臣平公足下、去夏刷還人口、委致信書、敵邦具悉足下之意、亦據各人說稱、日本自關白逝後、國中不靖、而家康公有悔禍之意、對馬島與足下深量利害、要講舊好、此與前

後走回人所言相符、敵邦與留守天將同議、即將此意及足下書、稟報軍門那老爺曰、日本之事既如彼、對馬島之欲通歡亦如此、請撤移防海天兵、休養其力、以觀對馬島所爲、更議進退、軍門批回曰、日本事情曾因福建往來飛報已爲聞知、今據所稟亦然、當依之處之、但此聞海上零賊竊發、深慮朝鮮亦爲對馬所賣、敵邦與留守天將再稟、海上零賊必是小島下倭所爲、對馬島方要講和、必不作此事、於是軍門命海防諸將移住內地、使之更寧對馬島形止、敵邦庶自此而事可諧矣、今見來書、果如軍門那老爺所料、足下亦潛搶海邊無知鹽卒、以問國事、敵邦豈知足下作如此屑々兒戲事乎、按するに、この鹽卒とあるは、去年の使者武田喜兵衛抽へ來り、今年送り還す處の賤卒の事をいふなるへし、如此之輩、縱擄去數萬無損、刷來數萬無益、貴邦按するに、貴邦は敵邦の誤寫なるへし、下戶賤卒得與聞於國中之大事乎、自擄自還、只見其反覆之狀於天朝、今此來書非是要和、乃自絕於天將、曾謂足下有長慮、而處事乃如許耶、自壬辰以後天朝謂、敵邦誤親貴島、勾引兵鋒、其後天朝將官經理國事、細微猶不得自擅、况此等大事乎、細看來諭、一向督脅敵邦事勢、足下知之、既悉何亦有此意、倘此言徹於天朝、則徒激天怒、而反有害

於知事、足下爛熟商量其不謂然乎、爲今之計不在多言、唯在足下痛改舊愆、能盡其誠意、以取信於天將、則不煩於敵邦、而知事可成、如蒙天朝分付、則上司委官前日與足下面講者、必將來蒞、幸足下以事成爲期而加勉焉、苟有其誠、焉有不成事之理也、前書已達於天朝、而回諭尙未到、報音今日來、則敵邦明日差飛船報知、惟足下俟之、不宣、

和文

去夏人口を還し、よつて舊書を承く、敵邦まさに足下の心を盡せり、日本關白の逝してより、國內靜ならず、家康公福を悔るの意あり、且對馬島主足下と深く利害を量り、舊好を修めん事をもちむ、前後人口のいふ所と同じ、敵邦よりて留守の天將と相議し、その所聞及足下の書を以て、是を軍門那老爺にまふし、かつ海を防ぐの天兵を内地に移し、對馬島のする所を見て、是か處置をなさんことを請ふ、那老爺答ふるに、日本の事情福建人の報するによりて、既に是を聞けり、宜く請ふ所のこまは是に處すへし、但聞此頃猶海賊の發するありて、朝鮮また對馬の爲に欺かれん事を慮るのみ、依て再まふすに、海上の小賊、必是小島下倭のする所ならむ、對馬島今まさに和をもとむ、おのつからこゝにいたらしむ、愛を以て軍門始て海防の諸將に命し、しばらく内地に移住し、もつて對馬のする所を察せしむ、今來書のいふ所をみるに、果し、那老爺の料る所の如

その誤りは姑く捨て、昨今年尋て使者來りし事明らかし、よめて決断して兩年の事とす、かく一使をわへて事情を探問し、猶決著のため、明年また兩使渡來せしものなるへし、

慶長八癸卯年、朝鮮の鄭同知按するに、朝鮮講和書契に、鄭同知は、知金に、兪知の顯倒な、孫文或對馬に來り、日本の御政道を尋ね問て、和陸の事の信偽を、慥に聞届たき由申ければ、義智和陸の御内意相違あるへからざる旨を兩人に申開す、其頃朝鮮王の所縁なりける金光といへる者、生口となりて薩摩にありけるか、朝鮮へ歸らんとて對馬へ立寄逗留しける内なれば、義智委細に金光にもいひ含めて、兩使に添て歸國せしめける、其時筆談蘇長老記之、朝鮮物語、

慶長八年朝鮮人來聘、兪知中樞府事全繼信、錄事孫文或、窺請通交之誠否、且欲知日本時勢也、韓錄、柳川調信才覺を舞し、九州中國四國に擄はれ、歸國を望む者を賄賂を以て、招きよせ送り歸す、又王の一族金光と云人薩摩にあるを招き渡す、其時對馬の使井手彌六左衛門、朝鮮訓導朴大根と云もの相對して、度々書を通して後、次第に對馬の革心致忠、特に内府家康有道の主君なりと云事を聞て、萬

曆三十一年癸卯、日本慶長八年鄭兪知錄事孫文或を馬島に渡し、日本の時勢を探問す、金光歸國の時、馬島在留の中蘇長老を頼み筆談の事、

對馬島主家臣柳川調信奉命、通諭歸客金光足下、數年大亂緣由無之他、日本塞貢路者年久矣、因茲庚申按するに、天正に庚申の年なし、然れば、憑朝鮮通書契、要開甲申の誤り歟、甲申は天正十二年なり、貢路、朝鮮不聽之、因循歷年者又久矣、及吾太閤執國政、要借路於朝鮮直訴之、朝鮮遮路故及鬪戰、不日而到平壤、於是沈遊擊、入吾營問起兵緣由、僕以前事答之、沈遊擊約之、以天使過海之義以去矣、然後沈遊擊再入營曰、天使在順安、身自行伴來云々、僕待之則天兵出國營、僕又通書於沈遊擊要講和、沈遊擊得々來西江、僕相逢一哭以尋舊約、沈遊擊重伴謝用梓徐一貫等來、號天使過海、謝徐面于太閤、直問口中之言以歸矣、其言皆難達天聽之事也、是以謝徐閉口、何況於沈遊擊乎、僕謂沈遊擊曰、若取太閤不中之言、以訴天朝、是僕教太閤遂過也、如之何而可乎、僕所思無他、天朝欽差冊封之使、過海俾群臣授職、則恐大事全乎、沈遊擊達此言於兵部尙書、於是天使過海、太閤頂戴冊封、以稱萬年萬年萬萬年、羣

臣亦戴朝冠、而大事已成矣、爰有一佞臣、讒曰、雖擒朝鮮二王子、應請還國、朝鮮俾一王子過海伸謝者是道也、纔差一介使臣伸謝、蓋不是蔑日本者乎、是以太閤再發兵、然則和議只止于王子一件而已、貴意如何、自雲曰、先師筆談先在貴府之日、寫以呈覽、故不記于此、朝鮮講和書契、

玄蘇與金光書

按、金光朝鮮王戚、被擄在薩州者、義智以請、乃命薩州附全繼信孫文或而還之、事癸卯冬云、又按、國書復號紀事係事壬寅者恐非矣、

癸卯我慶長八年、當明萬曆三十一年、床話書與朝鮮歸客金公足下、自注、依島主義智柳、川調信之所望者也、余按、倭史曰、人皇第七代孝靈帝四十五年己卯、秦始皇即位、既而好仙、就日本求長生不死藥、日本又就求五帝三皇書、始皇送之、後二十五年始皇焚書坑儒、故孔子全經存于日本爾云々、余以謂日本所通用文字、纔有四十八、稱之曰假名、國人先是未視中國書、豈得輕下肯而解意乎、韞櫃藏之而已、後至應仁神帝時、就百濟國求博士傳經史、無貴無賤通習中國文

字、佛經儒教、諸氏百家書次第相逐來、人果知儒有五常、佛有五戒、日間月學、遂作文明之國、於是中國指日本、爲東方君子國、寔華也及其季運、國屬艱虞、公戰私鬪、拋文籍業于戈者、一百餘年于茲矣、不知中國之貴、不覺善鄰是宿、君子之國變作猛獸之國、爪長牙利者與盛、爪短牙鈍者喪亡、可慙焉可悲焉、近來有平秀吉、始不知何名、身長田畝之間、氣凌雲漢之外、國王聞其爲人、召授衣冠、一日九遷領關白職、而伐一百餘年不庭輩、戰必勝攻必取、六十六州不日臣服矣、於是海南諸島、或遣使臣獻方物、或付商客供地產、可謂草木亦識威名者也、一朝命義智曰、聞昔朝鮮差信使過海、前有鄭後有申、按するに、鄭は、鄭夢周、申は、申叔舟にして、嘉吉元年來りて義教の喪を弔せし事、機客使覽にみゆ、人稱美二使曰、使哉使哉、事猶在耳、可尙焉哉、爾來日本雖差信使、朝鮮闕使者久矣、汝速超海誘使復舊則可也、是以己丑按するに、天正十七年なり、義智身自超海、余及調信亦從後、廷議紛然、不能速決、翌年庚寅、以義智爲南針、黃金許三使、按するに、黃允吉、金誠一、許震之なり、過海、又其翌年辛卯、余及調信護送三使超海、同年秋八月歸國、翌年壬辰果及大亂、吁是誰愆乎、二使過海、而隣交不絕

者久矣、按するに、此二使は三使過海而隣交已變者速也、即ち鄭申をさす、蓋其所見如何如何、今也孔丘の三使をさすなり、盜跖、共塵埃不足強論可否、東高閣焉、吾槐門家康公、任太閤秀吉公遺命、多年乞和於貴國、貴國未示諾不諾之事、只賜義智及調信報章、必曰好事緩嫌事急、想是以大器晚成也、孰謂之非乎、雖然義智及調信決不知畢晚成功、而爭抑留猛獸超海乎、其故何也、拙匠若刺指出血、大器果不成、不成則義智及調信罪科難免、足下久作客、熟知日本時勢、凡所見聞不遺一毫、請稟諸閣老、以信使過海為和交之驗、乃是足下忠貴國者莫大焉、余所思在茲、但足下意、祖二使耶、祖三使耶、併在眼中而已、古云、開清商而謂之角、非彈絃之過也、聽者之不聰矣、見和壁而為之石、非壁之賤也、視者之不明矣、慎之慎之、吁人之與人戰者、是重義而輕命也、與獸戰者是非勇也、而忘逃也、是亦能辨之、余年近古稀、餘命有幾乎、治亂興亡雖不關泉下人、而為憂兩國蒼生之憂而云爾、憐察朴壽永卿、語未悉通、因是手自錄呈床話、煩貴眸、李閣老及全僉知共辱諷刺於千里之外、其亦以是語之、癸卯冬十一月日、日本國沙門仙巢老人、仙巢稿、

御代替り候と申儀も、一圓實とも不存、和交之儀不相調候に付、伺上意朝鮮陣中に、諸國の捕參候朝鮮人數百人度々に送返し、其上薩摩に被捕居候金光と申者、彼國王之一族之由承及候に付、是又伺上意返渡候節、於對州筆談を以、兩國和交之儀委細申合、使者相添為致歸國候、金光於彼國、權現様御代に成、日本御治世之趣、御仕置等之儀具に申傳候に付、漸書翰請取、通交之道少々相調候、貞享宗對馬守書上義智公家老柳川調信と御相談にて、俘擄を國々に求め段々送り返し、益通交を求む、俘擄を送り還す一件、對州より誠を届けらる道にて、其上權現様政道正しく、太閤秀吉公の仕方にかかひたると申も、俘擄を送り還し、漂民を送らる、上にて、朝鮮も自然としらる、様にこの事也、朝鮮にも此一事を以て、感せられたる事返簡にみえたり、白石叢書、先是、朝鮮人金光所擄在薩摩州、義智公與調信相謀、請金光於島津義弘公、而招之對州、至是將使之歸朝鮮、義智公使玄蘇與金光、筆話以告和好之事、於是金光、全繼信、孫文或歸國、是時本國海賊船、到朝鮮暗捕唐浦漁人而去、故開城府留駐天將李總兵

等、不信和好之請、亦加藤清正令家臣三人刷歸人口、致書契于福建金軍門、清正書辭甚慢、其家臣之所稱、與孫文或所稱不同、是以廷議不一、同年十二月孫文或馳到釜山、接待對州使臣、細言此間事、且贈書於對州使勸勵、期於和好之成矣、韓錄、白石叢書、以下慶長七年に於て、使者姓名の誤りは、既に本文に辨す、○按するに、此書慶長七年壬寅秋、遣全繼信孫文或等來到于州、州刷得薩摩州所擄金光等、附使而還、金光朝鮮王戚、被擄在薩摩者、義智以請、乃命薩州而還之、撮要云、三十年壬寅橋智正三次出來、察問天兵有無、情形難測、願得兵水將一員、量帶選鋒數百、督同本國邊將訓練兵卒、使聲聞遠播等情、須付賀至使臣金功奏聞于帝、三十一年癸卯、對馬島遣橋智正刷還被擄男婦數百餘名、來求和、國書復號紀事、慶長七年、明の萬曆三十年、朝鮮僉和全繼信錄事孫文或我州に來り、和好の事を議す、是よりさき、朝鮮國王の戚金光、薩摩のために擄にせらる、公是を求めて玄蘇をして、和を要むるの事を書し示し、且神君講和の思召を諭し、繼信等と同しく歸らしむ、朝鮮通交大紀、

宗義智按するに、前文は慶長六年に係りて、井出彌六左衛門使の事を記せり、公儀の申上、諸國の擄はれ來居候朝鮮人數百人を段々送返し申候、殊朝鮮國王之一族金光と申者、薩州に被擄居申候を申請、於對州僧玄蘇長老筆談を以、金光に申合候は、從公儀和睦之儀被仰掛候得共、未相整、事於延引者、義智共に無首尾に候、貴殿久鋪日本に被居候而、當御代に成、御靜謐之趣御仕置之次第能被存候間、被致歸國候は、念頃に被告候様にと申合候、慶長七年之春、朝鮮より講和之使者として、全繼信孫文或兩人對州に參、義智の對面仕、和睦之實否をも伺ひ歸國仕候、則金光も同前に送還し申候、此時日本之海賊、朝鮮之唐浦に渡り、竊に漁民を捕來候、此惡事によつて、開城府之押に參居候大明之李總兵など、和睦之望を誠と不仕候、其上加藤主計殿壬辰之亂に、被捕置たる朝鮮人を被送還候とて、其家臣より相添遣し候書翰、甚不敬に候而、朝鮮人致腹立、彼是に而和好難整延引仕候、日本朝鮮修好本末、年に係し、こゝに於ては、○按するに、此書兩年に年代を誤れり、

通航一覽卷之二十六終

通航一覽卷之二十七

朝鮮國部三

○修好始末 從慶長九年 至同十一年

慶長九甲辰年七月、朝鮮國よりいよく隣好談判のため、また僧松雲、及び孫文或對馬國に渡來す、よて宗對馬守義智、即老臣柳川下野守を使者として御旨を窺ひ、十二月かの兩使を率ひて京に上り、御上洛を待奉る、

通交之道少々相調候、乍然此上にも彌日本之様子爲可承届、慶長九年甲辰之秋、從彼地松雲大師并孫文或と申者差渡候、貞享宗對馬守書上、

慶長九年甲辰、明の萬曆三十二年、朝鮮孫文或僧惟政をして、同じく來り和好の事を議せしむ、朝鮮通交略 島記

慶長九年の秋、孫文或再び其國の僧松雲と共に使して、さきに義智かつかはせし使と自注、則同じく對州に來る、殊號事略、自高麗爲使淨雲大

師と云僧來、家康公關東に下向し給ふ後京着す、依之翌年春迄在り、官本當代記、創業記

慶長九年

朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平公足下、橘使至遠承惠書、慰謝良深、前日所要之事、曾令孫文或面稟軍門矣、文或自蜜雲今纔回來、塞老爺以爲馬島嚮款之誠、固已領之、但日本素無誠信、向年兩冊使之去、非但不奉詔勅、待之亦不以禮、今雖要和、安知後日不爲反覆如前日也、決不可輕信其言而遽許其請、我國雖欲勉副、而誠不可違越天朝擅便行之、但貴島與我境密邇、世致誠款、豈可以日本之故并與貴島而絕之哉、日本若能自此更輸誠意、終始不變、則帝王待夷之道、自來寬大、天朝亦豈有終絕之理哉、唯在日本誠不誠如何耳、幸將此意細陳于內府公、何如、千萬勉之、自貴島出來倭子前後二十三名、或言饑饉敢丐生活、或稱厭避徭役舉家逃來、此輩情雖可憐、義不可容留、並附船尾還送、橘使且往來勞苦、畧以米斛獎遺耳、餘在葆真大師弟子松雲及孫文或口宣、不具、

萬曆參拾貳年未月日

禮曹參議成以文

異國出契、○按するに、この書朝鮮通交大記に収むる所と大同小異なり、いま其是非を辨し、たければ兩存す、

慶長九年、禮曹成以文公に復せし書あり、金光を還されし事、および我州人持來るの物貨、しはらく其貿易を許すの事を載たり、其書左に記す、朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平公足下、橘使至遠承惠書、并刷還被擄男婦五十名、慰謝良深、前日所要之事、曾令孫文或、面稟軍門矣、文或自蜜雲今纔回來、塞老爺以爲馬島嚮款之誠、固已領之、但日本素無誠信、向年兩冊使之去、非但不奉詔勅、待之亦不以禮、今雖要和、安知後日之不爲反覆如前日也、即且詭遣金光、裝成虛套、肆行哄脅、而比得撥報、亦言荒唐船隻、出沒於防踏及甥妹島之間、云情形所在、尤極難測、決不可輕信其言、而遽許其請、如日本執此爲費、復逞猖獗、則天朝但當水陸夾攻以示威靈而已、仍差偵探委官、絡繹出來、沿途飛撥、更加整飾令將大小事情星夜馳報、此則橘使之所目覩也、我國雖欲勉副、而誠不可違越天朝擅便行之、但貴島與我境最爲密邇、世輸誠款、而近且刷還人口、前後不絕、可見貴島革心向國之意也、豈可以日本之故并與貴島而絕之哉、齋持物貨、往來交易、

姑且許之、日本若能自此更輸誠意、終始不怠、則帝王待夷之道、自來寬大、天朝亦豈有終絕之理哉、唯在日本誠不誠如何耳、幸可勉之、餘在孫文或口宣、不宣、萬曆參拾貳年七月日、

和文

橘使至り書を惠まる、前日もとむる所、既に孫文或をして、面り是を軍門にもふさしむ、塞老爺おもへらく、馬島和をもとむるの意是を領せり、但日本もさより誠信なし、向年兩冊使之至る、勸意をうけざるのみならず、冊使を待こし又禮を以てせず、今和を求むといへども、いつくんそ其後日の反覆、また前日のことくならざるをしらむ、且金光を遣り虚謀を構へ、專いつわり脅す、また此頃聞く、來歴審ならざるの船あり、防踏甥妹島の間に出沒す、其情形尤測りかつたし、輕しく其いふ所を信し、是か和を許すへからず、日本もし是を以て兵端とせば、天將宜く水陸夾み攻め、以て國威をしめすへきのみ、よつて偵察官をして、更に嚴しく心を用ひ、大小の事情速に是を馳報せしむ、是橘使の見る所也、我國天朝の意に違ひ、擅にもとむる所に從こあたはず、但貴島に至ては、もつとも我國と相近し、久しく誠款をいたして、近頃又連りに人口を刷還す、日本の故を以て、貴島をあはせて絶へむや、よつてもたらし來る所の物貨、姑くこれか貿易を許す、日本若よくさらに誠をいたし、終始怠らずは、天朝の夷款をまつ、其道おのつから寛大也、いかむそ終に其和を絶に至らむ、此事たゞ日本の誠不誠にあるのみ、餘は孫文或か口宣に附せり、朝鮮通交大記、

慶長九年、孫文或并松雲大師釋惟政といへる兩人、和議の相談として來り、對馬守義智二使を對州に召め、家臣柳川調信を以て其よしを言上す、彌二使を召つれ上京すへきの命ありて、其年十二月京師に達す、朝鮮記、隣交始末物語解、慶長九年十二月、義智君先導朝申兩使上洛、此時以井出彌六左衛門被爲裁判役了、對馬編略、慶長九年講和使釋松雲惟政大師、錄事孫文或、秋七月二使到本州、而議和好之事也、太守義智公留二使於本州、以家臣柳川調信爲使、報之江戶也、東照君命調信曰、義智須伴二使到京都、調信受命歸州矣、於是義智公與玄蘇調信等、同伴二使發對州、十二月到京都、待東照君入京都焉、當是時而本國海賊船、到朝鮮侵卯島每島斜敷島等地、故天將未信和好之事也、韓錄、白石叢書、慶長九年七月、日本之様子彌爲可承屆、朝鮮より再孫文或松雲大師を差渡候故、義智兩使を對州に留置、其旨家臣柳川權之助を以て、按するに、權之助は調信ともこのころ下野守と稱せり、御案内申上候得は、急き兩使を召列、京都へ罷登相待候様にこの上意に付、義智兩使を

伴ひ、玄蘇長老柳川權之助を召列候て上京仕候、此頃日本之海賊船、朝鮮之卯島、斜敷島、其外之諸島へ渡り、其所々を侵し候故、彼國又々不審に存、和好之儀を誠と不仕之由に御座候、日本朝鮮修好本末、慶長九年、朝鮮の僧松雲大師、并錄事孫文或對馬に來りて、義智に逢て彌様子を尋問、和睦の儀御許容なるへきに於ては、江戶へ罷り下り、朝鮮王忝く存せらるゝの趣御禮申し上へし、若なを滞る事あらは、對馬より先づ歸るへしとの義なりと云々、義智即ち對馬に留め置、家老柳川下野守調信を江戶へ遣し、其をもむきを言上しければ、家康公仰に云、來年秀忠公御同道にて御上洛あるへし、其節京都にて朝鮮使者の禮を御受あるへし、按するに、是まで朝も前後の事勢によれば、是等の鮮聘考同し、されども記載趣意頗る異なるに似たり、對馬守松雲を召連罷上り、京都にて待ち奉るへしと仰出さる、調信急き歸國して、義智に上意の趣を申し聞せ、松雲にも語りければ、安堵の喜をなす事限なし、即義智并調信對馬を發足し、松雲并錄事同道にて上洛す、其頃朝鮮對島往來書簡の役人たるに依て、蘇長老も同道す、十二月廿七日京都に着ければ、板倉伊賀守奉て、本法

寺を旅宿と定め、按するに、權客便覽には、紫野大德寺と載す、今その是非を辨し、たし、馳走す、此寺にて越年す、方長老蘇長老の弟子なるゆへ同道せり、朝鮮物語載方長老口上覺書、流芳院殿平朝臣前下野刺史傑岑宗英居士、亦宗家同姓、而更始號柳川、慶長甲辰秋八月、朝鮮差松雲惟政大師、及兪知孫文或二使遣本島、告曰、日本若有誠心、奏于天朝可講和好云々、居士入京欲開將軍、則頃日遊東武、居士相逐去、奏二使之言、將軍曰、汝速伴其使入京、則面陳心事、居士奏命、即辭東武、即下舟以將軍之命傳二使、亦復相伴入京、屢待將軍歸駕、仙果稿載流芳院肖像發并序文、慶長九年十一月、高麗より松雲大師と申僧、金孝舜と申唐人二人來朝仕、將軍様江戶に御下向以後京着す、翌年春迄在京す、是は先年彼國の番手として、大明朝より番手を置申候、彼軍勢狼藉不可勝計、高麗王是を迷惑申候て、大明の衆皆歸國申候様に、日本より御斷可被下候よし、御侘言のために渡り申候と聞へ申候、此時大聖庵の圓耳出合候て、互に佛法のせんさく仕候て、筆談共に御座候由、慶長書、慶長年録、慶長見聞録案紙、慶長小説、○按するに、これらの書使者の姓名も異に、その記載も混淆して誤りに似たれども、姑ら

く參考に慶長九年、今年朝鮮使人僧松雲孫文或金孝舜來聘して、文祿の朝鮮征伐にとらわれ、渡海の者を原免せられん事を乞ふ、公これを赦し朝鮮に歸らしむ、武家事記、慶長十乙巳年二月十九日、東照宮伏見に御着城、三月四日對馬守義智かの使者松雲孫文或を率ゐて、伏見に登營し、義智釣命により、兩使ととも、兩使拜謁畢りて、特に本多佐渡守正信承允長老して、和睦の事を仰せ含めらる、兩使拜諾して歸國す、時に義智に兩國通交の事を命せられ、加恩を賜はる、加恩等の事、宗氏朝鮮國御用御加増の條に詳なり、此年また俘囚若干を刷還せしめらる、慶長十乙巳年二月十九日、天晴、將軍家康自關東至伏見御上洛、慶長見聞書、慶長十年の春、義智等松雲孫文或を召連て、伏見の城に參り、朝鮮の使を御前に被召出、其後本多佐渡守正信承允長老等を以て、兩國信好の事を仰下され、我國に捕はれし朝鮮の男女二千、按するに、一千三百餘人と共に其國に還さる、國朝舊章錄、慶長十年三月、家康公秀忠公御上洛、按するに、台徳院伏見に着かねて伊賀守に板倉勝重なり、仰付られ、朝

鮮の使者に御上洛の行列を見物せしむへしこの事に依て、松雲録事等大津の追分まで按ずるに、續本朝通鑑に、遠坂日岡の問に到るに罷出拜奉る、按ずるに、日記摘要に二月廿一日伏見へ入御、此行列路次に裝を盛にして、朝鮮人にみせしめ給ふ、供奉の人數、都て十萬人といふ記す、

家康公は伏見に御座あり、秀忠公は京都に御座あり、按ずるに、台徳院殿伏見より二條の館に渡御ありしは、三月廿九日なれば誤りなるへし、本多佐渡守允長老御使として、松雲に對面和議相定まる、按ずるに、諸記兩御所に拜謁せしこと記す、いへども、當年天下を秀忠公へ御讓あるへし、朝鮮の使者、此度は伏見へ來り御禮申すへし、近年の内に急度信使を渡し、秀忠公へ御禮申し上へしと云々、是に依て、四日義智調信等松雲録事を同道して、伏見に參り登城御目見、按ずるに、諸記多く拜謁の後、正信に對して御暇を賜りける、此度は秀忠公へは御目見に不及して、三月廿七日出京、四月十五日對馬へ歸着す、朝鮮物語、按ずるに、續本朝通鑑に、松雲留洛之間、林忠選進軍あり、慶長十年宗對馬守新智松雲孫文成を携て、伏見に來り公に謁し土宜を獻す、公曰、近日天下を右大將に讓らんとす、近年又朝鮮來貢使を率て江戸に赴

へしとなり、慶長日記、

慶長十年、明の萬曆三十三年二月、神君台徳君上洛、命して公をして惟政文成等を率ひ、拜謁を山城伏見城に賜ふ、且執政本多佐渡守及び天龍寺の僧承允をして、公に諭して惟政等と和好之事を議せしむ、此事を政事撮要に、萬曆三十二年按ずるに、我慶長九年なり、七月橘智正等留駐海上、投降倭子連續出來、情形叵測、遣僧人松雲于日本、爪探賊情、刷還本國被擄人口一千三百餘名、致家康意曰、我於壬辰在關東、不曾于預兵事、朝鮮與我實無讐怨、請與通和、具由咨報于遼東撫鎮各衙門と記せり、朝鮮通交大紀、

慶長十年二月十九日、朝鮮來貢使僧松雲孫文成和を乞、於伏見城奉拜神祖、獻方物、修好被命、松雲紫衣を聽し、歸朝の暇賜、且依乞男女虜一千三百餘歸す、柳營年表略錄、
慶長乙巳仲春、將軍歸駕漸入京、少焉於伏見華第面于二使、其待遇之厚、不言而可知矣、然二使雖歸國、未報和好之事、不審々々、居士按ずるに、柳川下野守をさす、依跋涉之勞、嬰疾病之厄、醫方無驗、謂令嗣智永曰、死期在近、沒後汝莫怠于朝鮮和事、則別有何追福乎、仙果編載流芳

院宵儀
井序文

寶永七年巡見使に答ふへき簡條書の内、

一、朝鮮陣以後、御通交相始候次第御尋之節、權現様御代私高祖父對馬守に被仰付、隣交之儀相働候様に被仰付、使者差渡候處、秀吉公朝鮮征伐之遺恨に而承引無之、然共御意重く候付、色々々に申掛、其上公儀に被申上、日本へ捕置候朝鮮人又數百人送返候、其内國王之一類有之候に付、和交之儀申合指返し申候、其後和交之儀相調、唯今迄致連續候、自是以來百廿年餘に罷成候、對藩政事問答、

慶長十年二月、權現様台徳君様被遊御上洛、御參内之後、按ずるに、御上洛の後、台徳院殿の御參内は、三月廿九日に宣下して、東照宮に四月十日なれば誤りなり、下の韓録に、將軍宣下の御參内とせし、於伏見朝鮮之兩使御目見被仰付、權現様より本多佐渡守殿承允長老を爲上使、義智を以兩使に被仰合候は、好を通し交を結は兩國之益也、互に中頃之恨を忘て、長く隣交を可被結と之御事に而、和交之儀具に被仰掛候處、兩使謹而御請申上安堵仕候、又義智に被仰付、彌兩國之通交を掌り、可爲日本之藩屏候、自今三ヶ年に一度宛參勤可仕と之上意に而、御加増拜領被仰付候、其後御暇被

下之、兩使を召列對州に罷下り、朝鮮に送還し申候、然共和睦之返答も不仕、無心元存候處、翌十一年七月漸禮曹參議成以文より返翰を以申越候、日本朝鮮好本末、白石叢書、

慶長十年春二月、東照君台徳君共入京師也、此時台徳君任征夷大將軍、參内之後、於伏見城引見二使、其後東照君以本多佐渡守釋承允爲上使、而告和好之事也、義智公使之傳於二使焉、東照君亦命義智公曰、汝掌兩國之通交、而爲本國之藩屏、自今以後許每年之參勤、須三年一參勤以述其職、乃加賜二千八百石地也、義智公遂伴二使歸州、使家臣護還也、此時二使相約曰、和好成則可差信使云、此時二使入京都寓于大徳寺、韓録、
慶長十年、宗對馬守松雲等を召つれ京都へ參着す、按ずるに、この書及び朝鮮通交簡條書等に、御目見畢て、本多の春上意の、こと記せしに誤りなり、御目見畢て、本多佐渡守を御使として、朝鮮和睦の評定し給ふ、來年天下を台徳院様御讓可被成候、按ずるに、この年四月十六日御辭職の勅許、及び將軍宣下なれば、近年の内使者を江戸へさし上この書また誤りなり、近年の内使者を江戸へさし上へし、松雲は出家也、使者にはいたさず、官人を差越へきの旨あり、朝鮮聘考、

先年秀吉公時代、高麗國より亂取日本へ召具し來る者數千人あり、殊もつて關東に多かりき、慶長十一年丙午の年、朝鮮國の僧松雲日本へ渡り、江戸へ來て、按ずるに、この書慶長十一年とし、また江戸に來るさいふは誤りなり、此者共歸國の御詫申により、皆高麗へ歸し下さるゝ、よろこぶ事限なし、見聞軍抄、

慶長十年、明の萬曆三十三年、公井手孫六左衛門智正をして和を求めしむ、攻事撮要に、對馬島倭遺橋智正來求和ごみえたり、

請令廟堂量處留兵便宜筭、李德馨、

伏聞、中朝統撤戍兵、諸將啓行、今之爲百姓所苦者、莫甚於天兵、而天兵一朝捲回、其小快於眼前則有矣、日後元氣索然、異症橫發、則未知國家將何以善處耶、倭賊南邊蕩然連歲無竊發之警者、只是藉天兵聲勢耳、今者無他計、而盡撤賊之生心侵軼在朝夕矣、既無備禦之方、又乏權變之謀、婢柯姑息苟度時月、兵單而益蹙、糧匱而益竭、若此而終稅駕於何地也、竊念、對馬島密邇釜山、爲水路咽喉、其距五島、日岐島、平戶、薩摩等處、亦不如釜山之近、則馬島之於我爲害迫矣、彼綠地瘠生薄、素資于開市、則一日未嘗

忘本國、豈其邈然而無意於我乎、高麗之季、倭患歷歲不絕、恭讓朝朴葦嘗往討本島、本朝獻廟亦遣將往征、其後許其納款、賜圖書定船數、羈縻往來、邊境寧謐、赤子得休養生息於聖澤之中、今過二百年、先王爲民而取此夷者、計固至矣、曩在戊戌冬、臣跟隨天將在順天、聞賊兵退、妄意國家於對馬島終難絕矣、但壬辰兵起、本島爲嚮導、必我天兵盛集、聲罪示威、然後庶有所懲、懲而靡之、則得於處事之權矣、用是冒進所懷、仍具揭於天將、會黃慎亦爲此陳疏、而廷議不同、務在持重、遂致差失事機、良可歎也、數年以來朝家規畫、尙無定計、紛々漫々消費光陰、言及防備、俱曰無可爲矣、精神不强肢體日解、折衝禦侮、未聞其責至於欲說計而緩禍者、即云、時議方以此爲非、難可行、噫安危存亡機關至大、不早決處座待噬臍、儻邊上有警而內地瓦解、則此時始定論議而能捍禦乎、賊首既死、舉兵再來、非臣淺慮所及、若馬島之倭、擇駕數十船、出沒視我、則必以乞和之得不得而決矣、此乃近睫之火、迫膚之災、其可忍乎、今若國亡、而此事不可行、則已矣、儻機過而始講、或既動而後、我反欲行計、則操縱伸縮益出于彼賊、而差悔其矣、

亟宜決定主意以爲方便、且如爲之當開奏天朝、奉旨乃行、詳陳此賊形勢、及先王爲民開市、天將遣使退賊、近日賊之累遣使乞和曲折一々、明白敷奏天朝、仍請留一枝水兵圖完此事、使許和之令出於天將、或責刷還被擄人自效其誠、量定約條、以中其心、則南邊之事庶有歸宿、且遣使退賊、雖天將所諱、而許款緩兵之舉、實其外爲大言、而內深欲者善辭、而達之天朝、亦必以此計、爲不得已、豈不爲區處乎、

和文

伏て承はる、中朝盡く留兵を遣し、諸將をして發行せしむと、今百姓の苦しむ所のもの、天兵より甚しきはなし、今天兵悉く入り歸る、眼前に在て、一時の快きを得さいへとも、然も日後若不善の變あらば、また何を以て、是に處せむ、倭賊ひこたひ退き、連年我邊をわがすの患ひなきものは、唯我國かの天兵の勢をかるによるのみ、今他の良計なくして、天兵をして盡く還り去しむ、賊の再び我を犯す、恐くは旦夕の間にあらむことを、竊にもふ、對馬島釜山に近して水路の要地たり、彼五島、壹岐、平戶、薩摩等の處を去る、却て我釜山の近きにし、さるるときは、馬島の我にむける害たること迫れり、且彼地瘠食艱く、たゞ貿易をたのみとするときは、おのづから一日も我國を忘れざるへし、高麗の末倭患累年不絶、依て恭讓王の時、曾て朴葦をして是を討たしむ、わが朝獻廟又將をして往き征せしめ、其後終に其和を許し、圖書を給し、船數を定め、

以て是を驅し來往せしむ、我邊境をして寧謐、百姓をして安堵せしむるもの、今二百年に過たり、先王の此夷を取する、その謀事誠に至れり、臣戊戌の冬にあつて、天將に隨ひ順天に在の時、賊兵の退くを聞て、よつてもふ、我國對馬島に於て、終に是を絶に難からむ、但壬辰年兵起るの時、本島は嚮導たり、姑く天兵の力をかかつて、彼を威し明らかに其罪をかそへ、これに威震を示し、彼をして深く風し伏せしめ、其後は和を許し、よつて是を驅さば、誠にそのことに處するの宜を得たりとすへし、依て所懷を陳し、且是を天將にもふす、黃慎亦此ことを陳せり、然も此時廷議同しからざるを以て、終に此機を失ふに至れり、誠に嘆つへし、數年來朝家の處置今に至りてはまた定まる所なし、若早く是を決することなく、その邊上事あつて、國內騒動するに至り、初てよくその議を定め是を防ぐへけむや、今賊首既に死す、其再び兵を擧て來るや、臣が淺慮の及所にあらずといへとも、馬島の倭人その數十船に駕して、我を窺ふを察するに、是和の成不成をもつて、その計を決せむとする也、誠に眉に近きの大膚に迫るの災さいひつへし、是をわもはさるへけむや、若彼にして再び我をわがさしめ、其やむことなきに出で、我よりして是に和をもさめしめば、其操縱伸縮の權、彼に在て我はつかしめたる益多からん、宜く急に主意を決し、此賊の形勢、及び我先王市を開くの事、且天將をして其使を遣り、賊を退けしむること、又近日賊の累りに和を請ふの曲折をもつて、盡く明らかに天朝に奏し、姑く水兵一軍を留め、此ことの始末を完成せんことを請ひ、且其和を許すのこゝろをして、天將より其令を出さしめ、またこれに其廣を遣し、誠を致さむ事を責め、其後宜し

きを量り、約條を定め、以てその心に満しめん、希くは邊境のこ
定むることを得む、其使を遣り賊を退るの事に至ては、天將外
れをいふことを諱さいへども、其實深く欲するものなり、今もし
能是を天監に達し、この計そのやむことを得ざるに出る事をし
は、いかむそ我爲によく、是に處する事なからむや、(朝鮮通交大
記)

慶長十一丙午年、是より先、かの國よりも、しはく、
使者ありて、交好漸く成るへきに及て、この秋かの禮
曹成以文より義智の許に、書を贈りて求むるむねあ
り、よて義智また使を馳てこれを言上せしに、東照宮
御喜悅ありて、使者に御羽織等を賜ふ、終に其請ひに
より、かの國王に御書を贈られ、また往年犯陵の罪人
を送らる、こゝにおいて調和全く整ひ、冬にいたりて
いよく信使來聘あるへきよし、義智使して言上す、
また使者及び朝鮮の使者にも賜ものあり、明年正しく信
使來聘の事、
下條に
詳なり、

慶長十一丙午年、朝鮮國禮曹參議より書翰を以て、
對馬守義智方へ申來れるは、我國日本において好
を通する事、二百年になんくこす、おもはさり
き、壬辰の年秀吉ゆへなふして兵を動かし、はつか
しめ先陵におよび、至痛心にあり、ひさしく猶いま

たわすれず、我國にありて誠に先みつから好みを
通するの理なし、但右府こくく秀吉のするこ
ころに反すといふ、いまもしまつために書をいた
し、犯陵の賊を縛送せば、我國また相報するの道な
からんやといへり、早速其趣井手彌六左衛門を使
として言上す、東照大君歡喜なめならずおほし
めされ、即時に井手彌六左衛門を御前に召出され、
御召被成たる御羽織、ならひに白銀頂戴仰付られ、
右の御羽織ならひに白銀、于今對州之庫内におさ
め、永く鎮家の寶となれり、則其年東照大君より、
彼國主へ御書翰をつかはされ、ならひに犯陵行賊
を捕へこれをわたす、朝鮮物語、

其後義智、公儀に此節和交相整可申勢相見え申候
故、則彌六左衛門を直に駿府へ差越、按するに、江戸途
の誤りなり、
御案内候處、殊外御満足被遊候と之御事にて、彌六
左衛門を早速御前に被召出候て、被成御召候御裕
羽織、自注、金入之箱織珍裏、
いさの様にもへ申候、銀子拾枚被成下候由に御
座候、御羽織御銀子今有之候、慶長十一年七月禮曹
參議成以文より、返翰を以返答申越候、返翰別紙に
有之、按するに、朝鮮通交大記
に載するところはなり、義智右之返翰を以、御案内

申上候處に、從權現様御書翰を朝鮮に被遣、彌御
通交を御乞被遊候付、彼國能得心いたし通交相整
候、日本朝鮮修好本末、

丙午春、禮曹報書、因請果欲通和先致國書、州乃遣
橋智正、具狀以聞、乃附以國書、

攻事撮要曰、三十四年丙午春、撫院差原任遊擊劉興
漢、來到本國邊上偵探倭情、無論緩急、不時飛報、冬
日本國源家康修書通好、遣回答使呂祐吉慶暹等如
日本國、偵事機、乃具由奏聞、○按、是時國書承允所
選、美、按するに、
新井君美、因求葉本於圓光及金地等藏、而竟無
所得矣、國書復號記事、

慶長十一年、明の萬曆三十四年、此年七月彼國禮曹
參議成以文をして、書を我が州に送り、和好の事神
君先彼國に御書をなされ、且先王の陵を犯すの賊
を執へ送られ候へ、我が國亦是に報ゆるの道なか
らむやといひしゆゑ、公其書を呈し、又其陵を犯す
の賊なりとて、我州罪人を縛送せられたり、よりて
翌年その回答として、彼國通信使を渡せしなり、此
年禮曹參議成以文我州に送りし書左に記す、
朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平

公足下、伴來忽承惠書、可想貴島在中間周旋致誠之
意也、良慰々々、我國於日本通好垂二百年、不意、壬
辰之歲秀吉無故動兵、辱及先陵、至痛在心、久猶未
忘、在我固無先自通好之理、但聞、右府盡反秀吉所
爲云、今若先爲致書縛送犯陵之賊、則我國亦無相報
之道乎、惟在貴島著實完事而已、更須勉之、不宣、
萬曆參拾四年七月日

和文

使をして書を惠む、よつて貴島中間に在て、兩國の爲に周旋する
の誠をみつへし、わが國日本に於て、好みを通するの事、既に二百
年なり、おもはさりき、壬辰年秀吉ゆへなくして兵を動かし、我先
王の陵墓を辱かしむるに至らむとば、此痛み今に至て、いまた忘
れざるものなり、但聞、右府盡く秀吉のする所をあらたむと、今
もしよくまつ其書を致し、且陵を犯すの賊を縛送せられ、我國
また相報るの道なからんや、但貴島實によく此事を完成するにあ
るのみ、宜しく是を勉むへし、(按するに、この書また陳倭情詞を
載す、其文中修好の事に關係すれば参考のため連記す、)

李德馨倭情を陳するの筋あり、この筋子、己酉年以
後の筋と見へたり、よつて姑く類聚して左にしる
す、

陳倭情筋

伏以、臣伏聞、憲府以備邊司許令與倭開市、忘深警弛大禁、而啓他日無窮之患、請有司堂上推考色郎罷職、大義凜然令人起歎、第其間利害有未能釋然者、此賊之爲萬世必報之讐、三尺童子所共知也、既不能斥絶、而與之羈縻、則開市終可閉乎、法官既不許之、則果哉未之難矣、往在辛丑年、天兵纔撤南徼蕩然、馬島倭子橘智正持書出來、中外人心騷動靡定、及見禮曹修答書契、有即爲許和之意、臣適膺體察之命而在邊上、晝夜商度疆事、不許則目前無捍禦零賊之勢、欲許則非但讐怨通天、纔許之後、種々難處、不得已羈縻遷延、以冀十餘年無事、而爲自強之計矣、但雖欲爲此計、我國氣力毫無依據操縱者、必須藉重天朝、陽開陰闔、以絕其哄脅之端、然後處事之權我可議矣、遂改撰書契、拜包禮曹答書、陳達其狀、謬蒙先王獎諭施行、其後馳稟萬軍門、得其諭帖、遣人馬島、覘探賊情、乘機善導以過數年、不幸而金光來肆悖說、朝廷輕遣惟政渡海、又不幸而馬島誑稱械送犯陵賊、朝廷輕遣通信使、失此二策、臣語及此事、每切嗟咄暨乎、奸賊玄蘇持假書來我、而我乃依舊例許和、警諸若基局已了矣、按するに、下文は宗氏賀交の條にゆつる、

和文
臣伏て聞、司憲府啓すらく、備邊司倭に許し市を開くこと、其仇讐を忘れ、大禁を弛へ、他日窮りなきの患ひをひらくなり、堂上官耶應に至て、各其罪を正すへしと、誠に大義凜然たり、但我國倭と絶ことあたはず、終に是を羈すの計ひ用ひざることを得ざるまきは、是に許して市を開かざることあたはず、辛丑年天兵纔に還り、馬島の倭橘智正書をもたらし出來るのとき、禮曹の答書、連に是に和を許すの意あり、臣時に邊上に在て、是をちもふ和を許さる時は、目前海賊を防ぐに計りなく、是に和を許す時は、たゞに仇怨を忘るゝの蓋へきたるのみならず、また後來處しかたきの患ひあらむことを、然も既に是を絶ことあたはざる時は、しばらく是を羈すの計を用ひざることもあたはず、但威を天兵に借り、其我を脅すの端をたつて、其後漸に和を許す、是其事に處するの權を得たりとすへし、依て禮曹の書契を改撰し、且此事を啓聞す、先王臣がいふ所に依て、施行せらるゝことを蒙れり、其後萬軍門に申し、其諭帖を得て是を馬島に送りいたし、以て機に乗し是を導き、數年を過て纔かに其和事をなさんと計りしに、不幸にして朝廷金光が悖説を信じ、輕しく惟政を遣り、其後不幸にして馬島誑りて、陵を犯すの賊なりとて罪人を縛送す朝廷よつて通信使を遣らる、また奸賊玄蘇が假書を持し來るに及て、舊例によりて是に和を許さる、是若を著て局既に了しに警ふ、誠に悔へからざるのみ、(朝鮮通交大記)

慶長十一年、朝鮮禮曹參議成以文贈書於義智公、義智公以朝鮮之所告、啓聞東照君、於是東照君贈書於

朝鮮、述欲和好之旨、朝鮮王李昭得東照君之書、決通交之事也、韓誌、本州編略、
義智公家老調信と相談ありて、井出彌六左衛門を使者として、諸國に有之俘擄を御請被成、幾千人ともなく、數年之間に歸さる、夫より彼國よりも此方の誠信を知り、東照君よりの御書簡被遣は、通交あるへしとなり、又陣中先王之陵を掘たる者送られよとなり、依之朝鮮の書簡を江戸へ被上、墓を掘たる者朝鮮に被遣、其後東照君より御書簡渡り、通交の事相濟たる事なれども、數年の間義智公誠の御意をつくされたる故也、義智公御勤功は限りなき事なり、東照君以來隣國誠信の結なれば、昔とは違ひたる事也、日本朝鮮誠信は、對州より通交ある事なれば、萬事を大切になされず、脱カバ不叶儀なり、其上對州は、朝鮮に年久き交なれば、御懇切之御届なく、ては難叶、義智公御通交御請ひ被成時、對州は征伐之先鋒被成たりと恨る事あり、然れども義智公にも至極の御届被成たる事あるにより、後には合點いたされたる事也、其子細は、天正十九年陣前に御直に朝鮮御渡海大事の兆を御告あり、朝鮮承引

なくして及大亂、其後大事の御届被成、誠信ある事を彌被仰渡たること也、其上陣中に、兩王子恙なく免れ歸られたる事も、義智公御志をつくされたる故也、是も朝鮮へ御告げ被成、彼國よりも感したる返答あり、ケ様に陣中にも御志をつくされたるは、對州兎角朝鮮を捨て難叶、土地なれば、遠き慮り被成たる事なり、其誠を感し和睦相濟、日韓提蒙、朝鮮之書物輿地照覽と申内に、朝鮮國之儀、日本と和好不仕候而者不宜、兎角以來末々迄も、和好之心得可然と有之候、是を以て考るに、日本と不和好なれば、朝鮮のため惡敷儀多有之と存候、異本朝鮮物語、慶長十一年十一月六日、高麗與日本有入魂は、明朝の番手可引取の由に付て、自高麗使者可渡海由、從對馬以使者江戸へ被申、自大御所刀銀、按するに、義智の使にたまひし、其上九州にて米千石彼使按するに、朝鮮の使にたまひ軍同刀銀被下歸國也、官本當代記、被下、自將慶長十一年、對州の宗義智使節を以て言上して曰、先達て鈞命を蒙ふる、朝鮮國王和を整ふへくんは、信使來聘すへしと相達する處に、是を承服し、大明より遣し置守護の兵を返し、信使を渡海せしめ、既

に着岸すといふ、神君欣然として對州の使には、御刀を授けられ、雞林の信使に、米穀千石を鎮西にて與らる、武德編年集成

丙午家康因義智致意曰、壬辰之事、身在關東無所與知、況今盡反平賊之惡、實非讐怨、又獻犯陵賊、冬遣呂祐吉慶暹丁好寬、方策新編載日觀要攻、寶永七庚寅年巡見使に書上の内、覺

日本朝鮮和好之儀、慶長四己亥年從東照宮様、私高祖父對馬守義智に被仰付候節、好を通し交を結ぶは、兩國之益也、互に中頃之恨を忘れて、永久可被結隣交之旨被仰掛、和好相整候様に被遊、御領至而深き思召數々被成御座候由申傳候、其節は朝鮮陣相止候翌年之儀と申、大坂御陣之前之御事に候に付、按するに、關原御陣の誤りなり、秀吉公恩顧之諸大名も多く、衆議區々成時節に候へは、難被安御心勢も有之、右和交之義急義智に被仰付、何卒可入精之旨御書迄被成下、重々蒙上意候、依茲以使者四度迄遣書翰之所、三度迄は使をも還し不申、尤返翰も不仕候、四度にいたり、初而使者を還し遣返翰、壬辰之擄等之義申越候に付、様々に手廻し仕、彼國の虜等數百人

送りかへし、其外別而盡心力候に付、御神慮之通に和交首尾克相整へ、朝鮮國より之信使誘引仕候、御當家に相改り候賀儀を申上させ候へは、兼而如御神慮、異國迄も無其隱、日本一統之御響を以、被含疑心候諸大名、及遠國邊土之面々迄も、悉く心服仕、忽被唱太平候由に御座候、右兩國之益に被仰越候義、先は朝鮮國之事、日本へ信使を渡し隣交を篤く仕候ゆへ、北京之幕下に而は御座候へ共、國王終に北京來朝と申義無之、衣冠諸事共に古來之通被差置候、左も無之候は、とく北京のこころ頭を剃、戎服をも可着處に、古來之冠服少も改り不申候段、偏に日本御隣交之御影に而候へ者、朝鮮國にも別而忝不存候而不叶義御座候、扱又時として北京より難題を申掛、北京帝之末子を養子に可遣坏と被申越義有之由に候へは、左候は、朝鮮王之血脉も相絶、國亡目前之ことに御座候に付、達而被致辭退、若不相叶候は、朝鮮之滅亡此時に候間、日本へ加勢を乞申候間など申義申候に付、北京も輒自由に不計之由に候、此等之義則朝鮮之益と申へく候、右之譯御座候に付、朝鮮人北京へ罷越候節は、何角

に付日本武勇之剛強なる様子を段々申立、北京人之心を劫し、其上元之世祖朝鮮を先導として被侵日本候へ共、日本之武勇之勝たる上、神國に付神風起り、兵船を覆し悉く利を失ひ、逆も日本の武勇之猛強成義様々説話仕候故、化京人も辟易仕候、日本之望を相止居候由御座候、若右之通に無之、朝鮮及亡國、北京人朝鮮國へ入込み、唇盡齒寒道理に候ゆへ、日本之御爲至而大切なる御事に可有御座候所に、中に而朝鮮より何角と取あやし候に付、本朝之御爲にも宜御座候へは、此段も即日本之益と申候事に而御座候哉と奉存候、右之外にも、兩國交易をいたし有無を通し、就中人參等は衆藥之内に而、專人煩を救ひ候主義之義候へは、旁以隣交者當國之益と被仰掛、御通好之道篤く被仰付候段、誠に至而深く至て遠き御神慮と承傳候程之者、乍恐感戴不仕候者無御座候、右之段之譯に御座候へ者、大清韃韃其外胡族迄も無其隱、兩國御隣交誠信之信使之義候故、至而重き事之段、聊以凡慮之不及所にて可有御座候、然る所、天和信使之節、風説に上之御物入之段者不申及、諸大名に至迄海陸之御馳走、何角

と入目大分之事に候へは、指而益も無之御事に、無用之御費之由申觸、頃年之信使之節にも、同前之取沙汰等有之由に御座候、尤此段一通り御尤に聞候事に候へとも、大根元之大義を不存ゆへに而可有御座候、然上は、彌御隣交之道篤く被行之、就中對州屏之武備嚴重なる様に被仰付、朝鮮國不及申、大清韃韃其外之胡族迄も相響、日本武威之熾なる所を恐入申候様に被連候は、彌本朝之御爲、過之候御事御座有間敷哉と乍恐奉存候、以上、

月日

右之御和交之義、御深慮之數之内に秘事之由御座候、御取捨之儀は御吟味次第に可被遊候、對藩政事問答

通航一覽卷之二十七終

通航一覽卷之二十八

朝鮮國部四

○宗氏通信御用參勤御暇并家格、御加増

按するに、宗氏通信使同道參勤、及び御暇等の事は、分て信使贊導拜禮、并御暇等の條に出す、併せ見るへし。

慶長十乙巳年、是より先、宗對馬守義智鈞命によりて、朝鮮國和親再興を慶ひ、こゝにいたりて、かの國より講和使として孫文或等來り隣交畧整ふ、事は修好に詳なり、よて義智に、以後兩國通信等の事を命せられしより、宗氏世々これを掌とる、この時、參觀の事も三年に一度たるへき旨懇命あり、寛永十二乙亥年、對馬守義成のとき、老臣柳川豊前守逆訴の事にて罪科に處せられ、義成罪なき事分明なるにより、本任の命を蒙りて歸國す、下條併せみ正徳元辛卯年七月、對馬守義方に平生とも薙刀持たしめ、また信使の式には、乘轅及び供奉の老臣等も、諸大夫に准すへきよし免許せらる、この年、信使來聘には前式を改められ、諸事嚴重にせらるるによりてなり、○下の腰封及び老臣叙爵、并拜謁等の條併せ見るへし。

慶長十年乙巳二月、東照神君台徳大君於伏見城引

見信使、接遇甚厚云々、按するに、台徳院殿にも拜謁の、こゝく記せしは誤りなり、事は修好始末に詳なり、以本多佐渡守主并承兌長老爲上使、被仰和好之義義智君、曰汝既掌兩國之通交、而爲本國之藩屏、故自今以後令許每年之參勤之間、三年一度致參勤、以可述其職云々、本州編略。

慶長十年、和交之義具に被仰掛候處、朝鮮之兩使按するに、孫文或、謹而御請申上安堵仕候、又義智に被仰付備松雲なり、候者、其方義彌兩國之通交を掌り、可爲日本之藩屏候、自今以後隔年按するに、前書によるに、不及參勤、三ヶ年按するに、この年、藩屏の事により、諸藩政事問答に載する、寶永七年巡見使に、書上の簡條及び交隣提議に載する、享保十三年兩森東五郎書中に、その事を論せり、今因に、こゝに附す。一度宛參勤可仕之上意に而候、修好始末、

朝鮮國より對州之儀を、はん國と申候由、御聞被成候、如何様之譯に而候哉と御尋被成候、右之段不存事に候故、儒者へ相尋候處、朝鮮國より對州之義を、はん國と申候義終不承、書籍にも見當り不申候、然者對州之義は日本藩屏之地に候故、日本人心得違にて、右之通爲申にて可有御座候哉、朝鮮國より藩國と可申様無之由、儒者共申候、對藩政事問答

古來朝鮮之書物に、敵國と有之候を、敵國とは對禮

の國に候と申字義に候段、其心得無之、ケ様に御誠信を以、隣交を被結候へ共、朝鮮には今に舊怨を忘れ不被申、日本をかたきと被書と相心得、又御國より朝鮮の爲、海賊を被防候と申事を書述候とて、對州は朝鮮の藩屏と申言葉は、家來の主人に對し申言葉に候所、心付無之候人有之候、ケ様之事我々式粗學の人には、今以其弊難免事に候、文字を得と讀分け不申候ては、了簡も夫に應し申事に候へは、兎角御國之義他國とは甚違ひ候事にて、學問才力の勝れ候人を御持不被成候ては、如何程に上に心を御盡し被成候ても、御隣交之筋難立可有之と存候、學力有之人を御取立被成候義、切要之事に御座候、交隣提議、

慶長十八癸丑年、公按するに、對馬守義智をさす、參觀、島津記略、

寛永三年丙寅十一月、公按するに、對馬守義成をさす、下同し、始て書を禮曹にいたし、回掉の事を告られたり、朝鮮通交大紀、

告還事例

太守自江戸歸時、遣使者於朝鮮、告本邦之平安、且問善隣之安否、是禮也、不可欠者也、此例輪番書稿

有之、第取舊例與近例、而備考證焉、

寛永三年丙寅告還使者橋成次、寛永九年壬申告還使者橋成供、元祿三年庚午告還使者正官吉賀兵右衛門、封進小宮儀兵衛、韓録、

朝鮮より對馬殿へ一年間にして、使者參り申候、當年參り候へは、亦來々年參り申候、對馬殿江戸より下着候と、早速朝鮮へ知せ候而、使者を差越被申候、是を告還使と申候、對馬殿より口上も、御無事に候哉承度候、此方も國元へ罷歸り候、東武相易儀無之由申達せられ候、亦朝鮮使者を請而參り申候、朝鮮よりも口上に、御歸御無事に候而珍重に存候、東武御靜謐之段目出度由之口上に相當り候、使者上上官二頭上下百人計之人數、船壹艘に而參申候、兎角九十日計之逗留に而罷歸り候、其間對馬殿より段々馳走に而候、異本朝鮮物語、

寛永十二年乙亥三月十二日、諸閣老召義成君子土井大炊頭主之宅、被傳台命、義成與調興之故數次糺明、昨日殿中自糺明而、義成之無罪詳達上聞、依之、所領之州郡無相違可知行、又今年之間、當使信使來聘之由也、義成君頓首、同十四日殿下召義成君子

殿中、自被仰曰、義成與調興之事故數爲糺明、且吾自糺明而、知義成之無罪、職掌如舊、兩國通交之事益盡心裁判之、若有可啓之事當啓之、勿敢怠惰、義成君敬拜台命、同年八月四日、義成君受暇命、有懇懇之恩言、同五日義成君奉捧誓詞、同年十月義成君歸國、州中上下開眉悅了、本州編略略、寬永十二年七月、箇條を按するに、法令を公に賜ひ、且暇を賜ふ、十月公歸國、津島記等、

寬永十三丙子年、朝鮮國禮曹參議趙緯韓、奉復、日本國對馬州太守平公閣下、音耗久曠、係懸方動、專价枉書、詞意鄭重、就認行施好、還島服帖奠、區々欣幸良不自已、每念兩國修好、迄垂三紀、貴島信義益篤、條約不渝、此誠上天之所以垂祐、生靈之所以獲祉者也、不意、橫逆之端出於僚貳、致令行李久淹、江戶、尋常遡念不敢少弛、按するに、柳川豐前、今聞、貴國大君明燭姦情、洞雪冤狀、黜罪伸枉、咸得其當、治理之公平、政刑之嚴截有如此者、豈惟貴島式固藩屏、亦使敵邦永結隣權、太平之福、自今更始、逸慄風聲、欽尙無任、槎使之回單、此申慰、餘容別差候間、此不枚悉、統希崇照、不宣、

崇禎九年正月 日
禮曹參議趙緯韓、異國日記、
宗對馬守義成、江戶參勤をよひ歸國のいとまたまはる時、上使をたまはり、或は米穀を拜領し、或は吳服白銀を給はり、あるひは御馬をくたさる、江戶伺候の間、或は御菓子をたまはり、あるひは御鷹の鳥をくたされ、或は召に應じて登城し、御茶をたまはる事、又これあり、寬永宗義成譜、

慶安元戊子年、公始て參觀の事を禮曹に告られたり、朝鮮通交大紀、

告太守參勤例
慶安元年十一月、太守義成公遺書於禮曹告參勤、書略、有異事則可告留守者云、在輪番栢西堂書稿、韓錄、明曆二丙申年五月、朝鮮遣二譯官于對州、賀義真君按するに、義成の、來州、

萬治三庚子年、義真君始還州、告朝鮮以大浦權右衛門被爲使了、以上、本州編略、

寬文十二壬子年正月十四日、宗對馬守へ上使とし、久世大和守を按するに、老中、以て、白銀貳百枚、並小袖三十被下之、是は去冬朝鮮國出火の節、彼地に

有之對馬守屋敷類火に依て、例年より早く御暇被下に付てなり、萬天日録、

寬文十二年閏六月廿五日、
朝鮮國禮曹參議金益良、書を日本國對州の太守平公の閣下にたてまつる、時節者しはく、かはり、おもひやるのこゝろふかし、承り聞、東のみやこ參勤られ、歸國無恙のよし誠によろこはしきこと常よりもまさされり、これによつて通事官をさしつかはし、いよく無事の様子をうけたまはるへきため、かろき音物さしそへ誠の志を表す、こひねかわくは、領納せられよ、不宣、

壬子の年六月日

禮曹參議金益良、慶延略記、○按するに、この原文今所見し、

天和元辛酉年巡見使に答ふへき箇條書の中、

御家中騎馬數御尋候者

九十騎ほど御座候、併部屋住右の内へ入、對州田地無之國にて候ゆへ、他所の騎馬とは各別、尤在所にては妻子育申程の義に候へども、他所へ召遣候時は不足候に付、江戶へ召つれ候刻も、別て合力申付

候、右侍共遺様之事、

- 馬廻り拾六人 大小姓拾人 歩行之者三拾人
- 人 中間二拾人 〆七拾六人 朝鮮
- 馬廻り四人 歩行拾人 中間拾人 〆貳拾
- 四人 鰐浦改所 外に夫貳人
- 馬廻り貳人 大小姓貳人 歩行拾人
- 中間貳拾人 〆三拾四人 田代 外に夫四人博
- 多
- 馬廻 壹人 大小姓壹人 中間貳人
- 〆四人 外に夫壹人 長崎
- 馬廻り貳人 大小姓貳人 歩行四人
- 中間貳拾人 〆貳拾八人 京 外に夫四人
- 大坂
- 馬廻 貳拾四人 在郷侍貳拾四人 中間四
- 拾八人 〆九拾六人 貳拾四間、但壹人二侍貳人、外
- に夫貳拾四人、但、中間兩人之内、夫壹人ツ、
- 馬廻り四人 大小姓四人 歩行八人
- 中間八人 〆貳拾四人 浦廻り貳組 外に夫貳
- 人 水夫三拾六人、貳人船頭、貳人上乗、
- 貳人扱取、十二人水主、

侍壹人 夫三人 四人 風木屋敷番
 外に在郷侍貳拾四人
 合馬廻り五拾三人 合大小姓貳拾人
 合歩行者六拾貳人 合中間百八人 合夫六拾人
 合水夫三拾六人 高合人數三百九拾壹人
 内、三百八拾三人は又者、馬廻り上下七人ならん、大小姓上下三人ッ、歩行貳人之内、夫壹人、
 右之通に召遣候、相殘る馬廻り對馬守江戶參勤之
 供、其外は在所留守番に召置候、二萬石の身上には
 馬廻り過候へども、對馬守義朝御手長仕候、其上
 異國の堺目にて御座候へは、人遣方々に入申候、如
 此に無之候はては、御奉公難勤御座候、夫に付家中
 扶持取分限に過ぎ召仕候事、
 譯官渡海之事、
 對馬守入國之刻、渡海仕公方様御機機克被成御座
 候や、並對馬守東武首尾能御暇被成下、入國之嘉儀
 として罷渡り候、殊に朝鮮筋之義、若相替儀も可有
 御座候やと存、譯官に對面いたし具に承届、江戶參
 上いたし候、譯官渡海之刻、兩使に相附候人數上下
 八十九人程參り申候、馳走の入目銀子八拾貫目餘

入申候、以上、對馬國記、
 天和二壬戌年九月四日、宗對馬守按するに、義以下同し、歸中
 被召之、朝鮮人御用之儀精入候段、御感被思召、且亦
 朝鮮御用之儀、向後堀田筑前守按するに、正後この頃加判御免、執事と稱せり、
 可請差圖旨被仰渡之、柳營日次記、
 貞享三丙寅年八月九日、宗對馬守被召、朝鮮國通用
 の御用被仰付、甘露齋、
 寶永六己丑年四月六日、
 一參府に付上使被遣之、
上使奏者番石川近江守
 宗 對馬守御日記、按する
 一西丸白書院出御、參勤御禮、
に、參勤の時は、奏者番上使たる事例なり、
 照布貳拾疋、金馬代、人參五斤、虎皮五枚、龍紋貳拾卷、
 參勤之御禮、
 御臺様へ進物、 銀拾枚、
 大奥女中へ、 銀三枚二枚一枚つ、送之、
御日記、
 寶永六年四月十二日、宗對馬守に朝鮮御用向之儀、
 先頃以書付相達候通、彌可心得旨、於白書院縁類

老中河内守按するに、井上正岑、傳達之、但參勤御禮相濟以後達
 之、御日記、
 寶永六年六月朔日、御白書院出御、
銀三百枚、時服三十、御腰、青江代金貳拾枚、御馬被下、
 宗 對馬守

按するに、是より後、參勤御禮の事違例に似たるの外は引用せず、但し献上拜領物等は、互に異なるのみ、
 同四甲午年正月十五日、御白書院、
舊冬類焼二疋、此御腰御刀光忠代金貳拾枚、銀三百枚、時服三十、御馬被下、
 宗 對馬守

朝鮮之儀、諸事先格之通被仰合、按するに、宗兵御暇このるれとし、必その事見え、柳營日次記、御日記、
 寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき箇條書の中、
 御家中騎馬數之儀、御尋被成候は、百六十騎餘も
 可有御座哉、對馬守儀朝鮮之役儀付、所々役目に召
 遣候付、分限に過人數多く御座候と可申上事、對藩
 政事問答、
 正徳元辛卯年七月、文昭大君免許令持薙刀于義方
 君、是宗家平日被令持薙刀之始也、又就信使所役之
 日、乘輿可勤之、且老臣等准諸大夫、着束帶衣冠可
 供奉之由被下台命了、今般大樹君因故太閣之例、改
 貴大君被稱日本國王了、諸事日本俗禮不被用之、被
 用古例云々、本州編略略、
 正徳三癸巳年十月十五日、御白書院出御、
人參五斤、虎皮五枚、龍紋貳拾疋、照布貳拾疋、金馬代、
 宗 對馬守

正徳五乙未年十一月朔日、
 一月次之出仕有之に付、已刻白書院出御、
人參五斤、虎皮五枚、照布貳拾疋、龍紋貳拾卷、金馬代、
 宗 對馬守
 一位様へ銀十枚、
 月光院様へ同二千疋、女中より上る、柳營日次記、
 御日記、
 享保二丁酉年七月廿八日
御刀城州國行代金三拾枚、銀三百枚、
 宗 對馬守
 但朝鮮人來朝御用付、來年不及參府候、在邑可
 仕旨被仰出候、
按するに、老中久世重之なり、御暇の時、老中上使たる事また例なり、
 享保三戊戌年十二月朔日、已上刻白書院出御、
銀三百枚、時服三十、
 宗 式部
上使水野和泉守

右侍從被仰付、始而御暇に付被下之、柳營日記、
寛保元辛酉年三月十五日御白書院縁類、

宗 對馬守

右之通御暇に付被下之旨、老中列座伊豆守申渡
之、按するに、御日記に御暇中、柳營日記、
に付、御目見無之とあり、御日記、

寶曆十二年六月朔日

宗 對馬守

御刀雲州盛久代金拾五枚、

朝鮮國之儀可入念之旨、御誕有之、寶曆年録、
寛政三辛亥年二月十五日、御白書院、
柳營日記、

宗 對馬守

御刀備前師光代金拾五枚、

朝鮮國之儀被仰出之、寛政年録、
文化十四丁丑年二月廿八日

宗 對馬守

御刀高田友行代金拾五枚、
初而御馬被下、

慶長十乙巳年春、對馬守義智の勤勞を賞せられ、肥前
國基肆養父西郡のうちにて、二千八百石加恩の地を
賜ひ、この加恩の事、對馬國記等に、慶長十二年とし、朝鮮物語には、
今多分に、其内千石は老臣柳川豊前守に頒與すへきの
命あり、次條併せみるへし、隣交始末物語によるに、寛永十三年
の頃、また加恩の密旨ありし故ありてその事終に止り、

正徳元辛卯年十一月、對馬守義成に故の柳川豊前舊
領の地を返し賜はる、これ即豊前の父、豊前守に頒賜の地に
られしころなり、
事は下條に見ゆ、
して、寛永十二年豊前遠流の後、没收せ

文化十四丁丑年二月、對馬守義質に肥前國松浦郡、筑
前國怡土郡、下野國安蘇郡都賀郡の内にて、拜領地名の
書に載せされし、今の藩、新規二萬石の地を賜ふ、
事に關するを補ふ、

文祿四年乙未四月二十六日、太閤賜薩摩國出水郡
一萬石地于義智君、依之以早田七左衛門被爲代官
云々、依連年之戰功拜領云々、慶長四年己亥正月
二十五日、東照神君以薩摩州出水郡之采地、代肥前
基肆郡養父郡之地賜之、依之以古藤三郎左衛門被
爲代官、慶長十年乙巳加賜基肆郡養父郡之内二千
八百石云々、本州編略、

文祿四年當對馬守義智、高祖父對馬守義智へ、朝
鮮陣連年之依戰功、於薩州出水郡壹萬石之所を、從
秀吉公被下之、慶長四己亥年從權現様右之地を、肥
前州之内、基肆郡養父郡之内に御引替被下候、其後
慶長十乙巳年、義智へ朝鮮和交儀を相働候様にと
被仰付、其節基肆郡養父郡之内に而、貳千八百石御
加増被成、其内を千石家來柳川豊前守智永に遣候

様に、本多上野介より義智方へ御狀を以被仰下、
則園部按するに、朝鮮物語に田代とあり、こゝに千石之所を
智永に遣置申候、對藩政事問答、

慶長十二年四月、祖父對馬守朝鮮之信使召連、江戸
參上仕候段、御悦喜に被思召上にて、從權現様基肆
親父郡之内二千八百石被下置、對馬國記、○按するに、こゝに、
はふしんなり、

慶長十年松雲來朝の時、義智に肥前の田代にて加
増二千石を賜はる、同十二年三使來朝、事畢て後秀
忠公より肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶
長十年に賜る所を合せて三千石なり、但し三千石
の内、千石を柳川に、按するに、下野守調信の、とらせよ
と仰出さる、朝鮮物語、○按するに、この書記すこゝろま、蒼老
相傳へていへるは、寛永十三年の砌、肥前の内唐津
御加領としてなし下さるへきの密旨これありたる
所に、官儒朝鮮の學士權儀と筆談之上に、對州の人
朝鮮に渡りたる時、朝鮮よりの款待いかやうにい
たすやと尋ね有けるに、學士答ていへるは、慶尙道
三百萬石有るの所を以て、接應するの旨書に述、其
趣上へきこしめされ、扱は對馬守事日本にて類も

なき大身なりと上意有之、御加領之義相止、印月江
の畫軸頂戴仰付られしと申傳ふ、朝鮮學士のいへ
るは、對州よりの使者供給の雜用、並に日本と通路
有之に付、官人を東萊釜山に下し置、其外所々役所
をかまへ、役人をあておける用費、みな慶尙一道よ
りこれを辨する事をいへり、彼國對州の所屬なら
ねは、一道の賦税を對州へ送るへき道理あらんや、
つら／＼案するに、對州は日本藩屏の地に住すと
いへども、元來米穀甚すなき國にて、土産の穀内
を以ては、一州中人民の食用も基肆養父の賦税を
加ふといへども、兵馬そなへ武備を設くへきやう
これなき故、東照大君の御時より、朝鮮との交易を
さしゆるされ、其所務を以て對州基肆養父兩所領
の不足を補ひ、諸士をやしなひ人數を設け、異國鎮
衛の當職を勤め來れり、しかりといへども、武備は
兵馬を主とし、兵馬は土地より生ずれば、土地なく
して武備相整ふへき様これなし、交易は日本朝鮮
和好相談の時は、交易も相續すへけれども、隣好斷
絶のときか、又は漢土朝鮮より兵禍おこりたる時
は、交易も自然と斷絶すへければ、たとへ日頃大勢

の人数ありとも、交易の餘利を以て備へおきたる人数は、當用の益に立ざる道理にあらずや、まして生しかたきの金銀を以て異國へ渡し、我國のたからを失事、誠にをしむべきのはなはたしきに似たり、是によりて對馬守義智、東照大君より交易を免させ給ふ始め、銀貨の交易を獻し奉り、土地頂戴の願ふかきのみならず、日本國天下後のためにはかりても、永代不動の土地を賜り、異國へわたり、すたりの銀貨にかへられ、永く對州をして、外國藩屏の職をつくさしめ給ふは、保國經遠の策いつれか是にしかんや、かたしけなくも大猷大君の加領なし下さるべきやの密旨有て、對州の武備たしかなるべきの時節到來の所に、學士の一言にて、事烏有に歸し、日本國天下後代の大計にさまたけある事、まことに對州の不幸のみならんや、對藩政事問答載、隣交始末物語、

正徳元辛卯年十一月十三日

宗 對馬守

今度信使來聘に付、御例改り候事共多有之處、精力を益し候故、諸事無滞相濟候段御感に被思召候、殊近年勝手向不如意之旨被及開召候、朝鮮之御用相

勤儀に候得者、爲御加恩柳川豊前舊領之地返し被下旨被仰出之候、
右之趣、御禮之前按するに、この日對馬守御暇賜も、その拜禮をさすなり、御黒書院於溜間豊後守按するに、老臣、中阿部正喬、申渡之、
同年同月十五日
舊領拜領之御禮
宗 對馬守
錦百把、金馬代、
文化十四丁丑年二月廿八日

宗 對馬守

朝鮮國凶年以來、交易差滞難儀之由、被申立候に付、去々年御手當米被下候處、此以後入送米等如元可相成程合も難計趣相聞候、其方儀代々朝鮮之御用相勤候故を以、格別之御手當も數度被成下、其度度相達候趣も有之、容易に難及御沙汰事に候得共、亡父對馬守當地聘禮之御用、多年相勤入送米其外國用相減し候をも厭はず、聘事順成致し候儀共被思召、此度之究迫難被捨置、出格之譯を以御手當地方貳萬石被下候、塲所之儀は追而可相達候、
右於御白書院縁類、老中列座大炊頭按するに、土井利厚、書付相渡之、以上、柳營日記、
慶長十年春、對馬守義智の老臣、柳川下野守の子某も

叙爵を命せられ豊前守と稱す、同年九月豊前守家督のとき、この春義智に加恩のうち千石の地、かれに願與すへき旨命ありてこれを領す、慶長十二年、朝鮮國王先夫を授る事、朝鮮物語等に見ゆ、同十八癸丑年豊前守死す、義智其子權之助に家を嗣しめ、東照宮に拜謁せしむ、本州編略に、今津島記略に、是より義智請ひ奉りて、御用便宜のため權之助を常に駿府にをき、元和二丙辰年四月、對馬守義成の時乞て叙爵せしめ、また豊前守と稱す、同書に、慶長十八年權之助家督の時、芝番頭と稱せしこと記せども、國師日記によるに津島記略に、この年せしを得たりとす、また芝番頭とあるも、他の所見なり、寛永八辛未年柳川豊前守逆意を企、義成の事を執政の許に訴ふ、よてしはく、僉議ありて、同十二乙亥年三月十一日、遂に大猷院殿御前にをいて、事故を糺明し給ひ、豊前守横逆に究りて流罪に處せられ、この年豊前守知行分千石は、及ひ其黨與のもの、極刑等各差長崎御代官所に收めらる、あり、義成は冤罪により本任の命を蒙る、正徳元辛卯年七月、信使來聘の時は、宗氏乘輿且老臣等諸大夫に准し、束帯衣冠供奉を免許せしめ給ふ、證は前にあり、同年十月自今朝鮮人同道參府の時は、老臣拜謁の事、願の旨に任せらる、享保三戊戌年十一月、對馬守義誠襲封御暇の時、老臣三人拜謁を許され以後例となる、襲封の時、老臣

拜謁の證は、襲封の條にあり、○前條及び對馬國以前庵輪番の條併せ見るへし、
慶長十年二月、神君台徳君朝鮮の孫文或釋惟政に伏見に見へ給ふ、二千八百石の地を公に按するに、義賜ふ、自注、肥前基肆、此時柳川景直自注、調信か子、五位諸大夫に任す、九月家臣柳川調信死、子景直按するに、景直のち智永と稱す、家督をつく、此時執政本多上野介、按するに、公に書を遣し、今度加増の二千八百石之内、千石を柳川景直に賜はれど、公從之、調信は佐護の生れ也、卑賤より起て大役を得る、又此節大功ある諸老臣の及ふ所にあらず、然ども恩遇の厚きをたのみ、漸臣子の節を失す、我州主を視る事、長官と次官との間の如し、州人調興か好悪は、調信か時より起るといふ事も又まことなり、津島記略、
慶長十年、松雲錄事孫文或御目見事畢て、本國に歸り此由を申しければ、朝鮮國王満足し、此度の報恩に調信に、嘉喜大夫の位を授け衣冠を贈る、對馬守は朝鮮の官位を受へき身にあらされは、其儀に及はずして、柳川を賞しけるなるへし、慶長十二丁未年此度先例に依て、柳川豊前守景直嘉喜大夫に任

す、朝鮮物語、

慶長十八癸丑年、家臣柳川智永死、子調興家督、此時調興申て曰、臣か父祖代々公儀拜謁を免し給ふ、例の如くにせんと、公曰、我召連るを待へしと、調興先駿河に行、今年公參觀調興を神君に謁し奉らしむ、或人公にいへらく、對州は遠方ゆへ公儀の義詳に知れ難し、恐らくは事を誤らん、調興を御城下にとめて、公儀の仰を承ることにして可ならん、公尤なりとて執政本多上野介に申て曰、調興を公に任せ、公儀の事を見習はしめんと、上野介許諾す、つゝに調興を駿府にとむ、津島記略、

慶長十八年、柳川豊前守智永死、於是義智君使其子柳川玄蕃頭調興自注、後就豊前守是也、嗣家、調興奉拜兩御所、依之、請參勤之節可被召連之由有仰之處、先可到駿府之旨申之間、即副江内左馬柳川河内被遣之、義智君後參勤令諸閣老、使調興奉拜東照神君、布施元甫老被申義智君曰、對州遠幕下之間、以調興於被留置者、令知公儀之爲便宜乎、義智君然之、請本多上野介主、使調興居幕下云々、本州編略、

元和二丙辰年四月台德君繼統、公按するに、公は對馬守義成をさす、下同し

台德君に江戸に謁し奉らる、叙從四位侍從、公家臣柳川調興か官を申させ給ふ、則五位諸大夫に叙す、津島記略、

寛永三丙寅年十二月、柳川豊前守調興忘主恩曰、調信千石、智永領二千石、皆是大猷君所賜也、非對州之家臣之間、請得大樹君印、義成君不許之云々、謝其罪守家臣之禮、同二十一日、調興以花房右馬助主告義成君曰、二千石家督印受之大樹君、時義成君曰、義智加増一萬石之内、而所與之千石之印、調興拜受之大樹君、則予爲調興似所奪千石、故不許之、於二千八百石之内千石者、就閣老本多上野介主指揮與之間、於此千石者難制止歟、於一千石之内千石者、決不許之由被仰、同二十七日花房右馬介主瀧善貞老被來義成君之亭曰、先日仰之趣告調興之處、調興曰、一萬石之内千石印受之義成君、二千八百石之内千石印受之大樹君、願之由被申之間、義成君曰、調興所申不違則可免、若再發橫逆言者、誰人雖被仰不致許容之由被仰出云々、其後寛永十一年、於京都義成君家督御判書從大樹大君拜受之、此時被收彼千石云々、自注、閣部是也、本州編略、

寛永八辛未年、家臣柳川調興公を執政に訴ふ、此後執政諸大臣、しはく調興か申出たる趣を公に問ふ、津島記略、

寛永八年二月十日、調興告義成君曰、所受於太守之田祿及歲船今日還納之、太守義成君易不許之、調興謝罪云々、義成君以寺田與左衛門爲使、被仰調興設虛辭之由于閣老土井大炊頭主按するに、利勝、云々、同十年癸酉五月十二日、諸閣老召義成君子酒井阿波守主按するに、老中忠行、宅曰、與調興之事故具達上聞之處、大樹君仰曰、上洛在近、可供奉還御之後、可有糺明事故之由也、可被承知此旨云々、義成君拜命、同十一年甲戌五月、調興還妻自注、宮是也、于義成君了、按するに、下の朝調興の妻は即義成の妹なり

同年七月大猷大君上洛、義成君供奉、同年冬諸閣老召義成君與調興被問是非云々、同年十一月就義成君與調興之事故、自大炊頭主横田角左衛門、自伊豆守主按するに、老中松平信綱、篠田九郎左衛門遣對州、被止對馬朝鮮往來之船了、同十二年乙亥正月、横田篠田兩士伴預事故之輩到江戸、本州編略、

寛永十一年大猷君上洛、公供奉、十二月執政家臣横

田角左衛門篠田九郎左衛門州に來る、此時州船登山往來をとむ、

同十二年二月横田角左衛門篠田九郎左衛門、此度の事に預る人を江戸につれ來る、執政諸大臣しはしは事を問ふ、津島記略、

寛永十二年三月十日、宗對馬守と陪臣柳川豊前守日來出入に付、度々評定有之、然者明十一日於御前可對決旨被仰、因茲參勤之國主并御譜代之面々可令登營由、御諛之趣大炊頭讀岐守按するに、酒井忠勝、伊豆守より觸遣之、

同月十一日、
一 巳刻大廣間出御、宗對馬守柳川豊前守公事之義、
三 反於御前被召決畢、依之尾紀兩亞相、水戸黃門御參、諸大名不殘羣參なり、

一 宗對馬守柳川豊前守昨日對決之儀被聞召、今日於御黒書院、御譜代衆被召出、被仰聞按するに、このしめに十二日の文、上意之趣、豊前守申掛段々儘成證據無之間、切腹雖可被仰付、權現様台德院様至御當代被召仕候者之儀に付而、津輕の御預有之なり、七右衛門儀、對馬守豊前守幼少之時より、悉

七右衛門非儀仕來謀書雖捧之、其身仕義候間、是以證據に不被思召候間、父子とも被所斬罪畢、一方長老謀書案文仕義曲事に思召之間、斬罪雖可被仰付、依擅命書之間、南部に流罪被仰付之、一對馬守此度者、被成御免本住被仰付、以來朝鮮之通事廉直に可仕、若重而非義於有之者、其節者改易可有之旨、御前に被召出右之趣所被仰聞なり、同月十四日、已下刻御黒書院出御、宗對馬守御前へ被召出、今度公事出入之儀被成御赦免候、段々御直に被仰聞、暫御前に祇候、御譜代大名不殘登城、御勝手之方伺公、入御之後伊豆守傳仰之旨、獻廟日記、寛永十二年三月十一日大猷君殿中にて、公と調興と對決せしむ、調興か黨松尾七右衛門僧玄方も同く對決、十二日諸大臣公を土井大炊頭屋敷に招き事をのふ、將又柳川調興を津輕、僧玄方を南部に流す、自注、偽書の事、支方も同謀の疑あり、此故に流罪、松尾七右衛門及子一角を江戸に於て誅す、

同月十四日大猷君、公を殿中に召し直に命を給ふ、此日執政大臣命を傳へ、島川内匠及子某、松尾七右衛門か次男某を對州にて誅せしむ、流芳院住持玄

吳を自注、流芳院は、對州に有、調興曾永髮に舞、支吳偽書を修す、秋田に流す、玄邵等を追放、又宗讚岐知順を召し、簡條を渡し給ふ、公に簡條之通可被行との由なり、津島記略、

寛永十二年三月十一日大猷大君、召義成君、方長老、調興并乙名松尾七右衛門智保于殿中、自糺明事故、對辨十餘、調興智保横逆之企、一々露顯之間、義成君之無罪詳達上聞了、本州編略、

寛永十二年、義成家臣柳川豊前守調興と爭訴の事ありて、三月十二日仰によりて登城し、御前にをいて對論す、調興か申所明ならずして言語遂に屈す、則命有て、調興を奥州津輕にながし、義成本領安堵し、及朝鮮接待の事もこのことし、時に義成年三十二、寛永宗義成譜、

寛永十二年三月十二日、按するに、日次誤りなり、宗對馬守柳川豊前公事於御前對決、尾張大納言殿、紀伊大納言殿、水戸中納言殿、仙臺中納言、加賀中納言、島津其外日本國中大名小名大廣間伺公、公方様上壇に御簾を上出御、古今稀成御規式也、柳川方より言上す、双方度々及對決事一時半被爲聞各退出、御三人方は御談合之躰也、

同十三日、又被爲召之、御直に、

津輕の御預

柳川 豊前

南部の御預

方 長 老

御成敗

七右衛門父子

右之通被仰付、是對馬守と豊前守と物言ひ也、自注、五十年過、真享元年十月朔日、於津輕柳川豊前死去、爲檢使御徒目付酒井彦太夫、今井三郎右衛門被遣之、七十七年過、正徳元年辛卯年十月、右柳川豊前領宗對馬守被下之、○按するに、人見私記に、真享元年十月廿二日、柳川豊前守死骸檢使津輕へ、徒目付今井三郎右衛門酒井彦太夫被遣に付、朱印傳馬及

寛永十二年三月、今般調興一件有台命而、被定流罪之輩、柳川調興、自注、津輕、方長老、自注、南部、宗讚岐守智順、自注、最上、流芳院、自注、秋田、又被追放郡首座、又被定死刑島川内匠及子、并松尾七右衛門智保及子一角也、四月十六日於對州被誅之了、本州編略、

寛永十二年四月、仰により州船發向、往來を免さる、十六日島川内匠及其子某、并松尾七右衛門か次男某を對州に誅す、津島記略、

寛永十二年三月、智永子柳川調興對馬守曾祖父義成に對し横逆を企、同月十一日公事御裁許相濟、調興流罪被仰付、同年八月園部按するに、肥前國某肆郡にあり、千石之

所、御代官所に被仰付、末次平藏殿に相渡申候、對藩政事問答

寛永十二年義成君受嚴命、以吉田作右衛門爲使者、調興領園部千石被付末次平藏主、本州編略、

寛永十二年十月、公吉田作右衛門を長崎に遣し、調興か知行園部を末次平藏へ渡す、自注、園部の地、本多上内千石を柳川智永に賜らしむ、調興野介先公をして、割て公義より御黒印を賜ふところなり、十一月公島雄貞右衛門大浦新兵衛を、肥前平戸に遣し、調興及僧玄方か諸財を松浦肥前守に渡す、此等の事命令のケ條に載られたり、按するに、この年七月御暇、是月公大浦權左衛門を三根郡吉田村に誅す、調興に黨する故也、初調興か訴訟の事起りしより、彼黨皆公に不敬放埒の事甚し、途中にて公に逢とも公をあなとり不敬なり、州臣の子弟調興に仕る者多し、落去の後前非を改しめ、器量次第に仕ひ給ふ、調興いまた敗れざる時奸惡甚し、連判吉川藏人某、按するに、下の朝鮮物語、調興には、吉田藏人とあり、調興か異心を察し、しはく、觀面に言論し、曾而用捨せず、調興害ありとて、其黨大浦權左衛門島川内匠等と相計り、本多上野介命なりとて公に讒す、公誠なりととして、先づ佐須郷あれ村に流す、藏人配所に

おゐて討手向ふと聞、奸人の爲に殺さるゝ事を怒り、鐵炮を以打殺さんぞとす、來使の姓名を問へは津江太兵衛也、藏人歎して曰、太兵衛は忠義の士なり、一時の怒りを以忠義の臣を殺すへき様なしとて、禮を以迎へ入れ、君命を聞て死す、公後にさとりて悔給ふ、其外々様のたくひ多し、其黨松尾七右衛門常に惡を助く、自注、大浦權左衛門、初は津島記略、

寛永十二年十一月、唐坊佐左衛門遣朝鮮、令告事故決斷及職掌采地一依舊之事、且被返調與官職衣冠、及調與送使以訂菴流芳院送使之銅印、同島雄貞右衛門大浦新兵衛爲使者、方長老調與等家財被付松浦肥前守主、各所蒙嚴命也、本州編略、

寛永十二年先生五十三歳三月、預聞宗對馬守義成柳川調與朝鮮書簡眞贋論之事、從諸執事啓達之、而後幕府直聽以決之、調與被罪、羅山文集、○按するに、始末を載す、參考のためこゝに附す、朝鮮物語に、柳川代々の

宗對馬守家老は、吉田平田杉村等也、柳川は元來浪人にて、諸國を見たるもの也、義智父義調代に、柳川下野守調信對馬へ來りしを、さかしかりしに依て、取立て使ふ、其比ひ秀吉公九州に發向し、島津

を征伐す、九州の大小名使者を秀吉の陣中に獻す、對馬よりも使者を獻すへしと談合す、遠島の事なれば、公界へ出て義智の名代を勤んといふ者なし、柳川下野守新參なれども、諸國經歷の者ゆへ、家老なみに取立て、使者として秀吉の陣中に遣す、首尾よく調て歸り、義智本領相違なく、秀吉へ禮申すにより、柳川國中に威強くなりて、對馬守は在國し、柳川は在京して、國へ時々歸り、萬事仕置せるに依て、自ら直參の様に成來れり、秀吉へも家康公へも御目見申し、松雲來朝の時も、柳川江戸對馬に往來し、直に釜山浦へも渡りて、兩國和交の義を調けるに依て、大なる事計り對馬守より申し遣し、少々の事は、朝鮮の取次みな柳川か心に任せり、對馬より朝鮮への送使船毎年貳拾艘、柳川も元來家老なみに壹艘を領しけるか、威強くなるに依て、三艘を領す、ゆへに朝鮮にも其名隠れなく、嘉喜大夫の位を授けたり、慶長十年松雲來朝の時、義智に、肥前の田代にて加増二千石を賜る、慶長十二年三使來朝、事畢て後、秀忠公より、肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶長十年に賜る所を合て三千石也、但し

三千石の内、千石をば柳川に取らせよと仰出さる、對馬は小國にて元來二郡なり、然るを分て八郡とし、其内一郡を柳川知行す、柳川如此威勢強しといへども、調信景直二代は、對馬守を大切に思ひ、公儀をつくろひて己か財寶をも惜まず、對馬守事の乏しき時は、自分の物を添て補ふ、義成幼少にて父に離れけれども、柳川よく守立しに依て、公儀かはる事なし、調與幼少より證人となりて、在江戸する故、奉行役人へ能取入て、義成たま〜江戸參勤の時、柳川指圖次第公私を任するゆへ、柳川家人朝鮮の事を自由に行ふ、釜山浦の倭館に附置對馬の代官も、柳川か家人なり、對馬守知行も大方柳川か家人代官す、朝鮮の送使船にも柳川申遣す用所は、柳川江戸にて奉行役人に頼まれたる用所なりとて、申し遣すに依て、對馬守用所は、滞ることあれども、柳川か申し遣す事は早く相調ふ、送使船は對馬より釜山へ渡す商買船也、此船釜山浦へ着て、毎月和館にて市を立商買す、對馬は小國なるゆへ家人等送使船を知行とす、信使來朝の時、其前年柳川御暇を給りて歸國し、朝鮮へ申遣し信使を

同道し、對馬守相與に江戸に下向し、信使歸國の時、柳川對馬の鰐ヶ浦まで送ること毎度例也、然るに寛永元年調與京まで送り、江戸に御用ありと稱して國へ赴かず、大徳寺の旅宿にて暇乞しければ、信使等兩國往來の事に、先例を背くこと不届也、然るに於て御返簡請取まじき由を申し、事既に大ひに成りて如何なりければ、和談をつくろひて、此度は柳川に代りて方長老鰐ヶ浦まで送るべきに定りぬ、元和三年信使來朝の時、義成は十三歳、調與十四歳也、共に幼少なるに依て、何角の事對馬家人島川内匠と、柳川家人松尾七右衛門談合し執行ふに依て、御返簡を私に書改め、王の字を書入たること、義成も調與も知す、其後對馬守は折々の參觀計りにて、柳川在江戸し公儀に狎たり、或時對馬守母方の舅吉田藏人と云者、使者と成て江戸へ來り御目見申し、老中へも出入し首尾よく歸國す、柳川か家人密談しけるには、此者江戸に往來せば、自餘の家人には遠へり、國にて威重く成なは、柳川家の妨なるへしと、讒言をかまへ、藏人公儀への使たるに依り、往來の間、過分に對馬守か金銀を盗み使ひて

私曲多しと、對馬へ申し遣す、藏人は是は虚説なれども、己此云ひわけをするならば、家中の騒たるへし、兎角家の爲よき様に然るへしと、對馬守母と談合し、對馬の府中を立退て蟄居す、對馬守猶若輩なるうへ、柳川は義成妹婿にて親しき間也、且は公界に狎たる者なれば、糺明に及す、其頃布施元豊と云者あり、家康公の御時より象戲の御相手にて、御側徘徊す、柳川と親しかりける故に、對馬守事の取次仕るへき由仰に依て、朝鮮信使來朝の時も其事に預り、柳川か家人元豊を使、老中へ藏人の事をさへ、元豊か狀を取て對馬へ遣し、藏人か惡事老中へも聞て、對馬守爲笑止也と申し遣すに依て、藏人切腹す、是より柳川いよく恣まなり、然れば義成と不和の本は是より始る、朝鮮禮曹への書簡は、對馬守も柳川もみな方長老に書しむ、但對馬守書簡は、清書も方長老弟子ともに調させ、古川右馬介に渡して、對馬守まへにて印を押して遣す、柳川か書簡は、草案計りにて渡、柳川所にて清書、果首座と云者方長老處にて學問す、柳川是を扶持して書簡を清書せしむ、或時に果首座清書を持て、方長老に見

せけるを讀て見けるに、草案に無之ことあり、是は如何にと問へは、毎度加様に侍ると申す、自是心付て不審なること多きに依て、折々對馬守にも氣の付やうに、雑話の端に耳に入る、柳川家人等にも意見を加へ、調興にも逢時は、私曲無様にと諫めけれども、さらぬ躰にもてなし年月を送る、方長老己れ目付にはあらねども、公儀御存にて、對馬守柳川か書簡を調れば、此ことあらはれば同罪に處せらるへしと思ひ、三度まで國を立退んとせしか、對馬守さまに留め、其上渡海の船を留めけるゆへ、すへき様なく、蘇長老以來よりのなしみも闕れば、危ふみなからうかかと打過ぬ、方長老朝鮮に赴し時に、對馬守と内談し、東萊に到て通事崔判事に賂ひて、密に日本よりの書簡を書留たる冊子を借て見れば、柳川方より遣す書簡、方長老草案に違ひて、様々の私曲を書加たり、方長老草案には、對馬守を日本國臣對馬州太守從四位侍從平義成と書き、柳川を日本對馬州柳川調興と書くこと例なり、然るに偽て柳川高官を書加へ、松尾七右衛門まで偽り、官位を書て書簡を遣す留書あり、書中私曲

の條々、日本の爲然るへからさることのみ多し、方長老仰天すといへども、少しも知らぬ體にて冊子を返す、對馬へ歸て後、密に義成に語る、是よりして義成毎中氣遣ひし、釜山浦に置處の柳川か家人を改め、對馬守家人を倭館に遣し置、對馬并に田代の代官をも、柳川か家人を取替て、對馬守家人を代官とす、是より柳川私曲成難きに依て、いよく不和也、又柳川江戸にて奉行役人の親しきに内談し、對馬守へ申しければ、對馬にての知行一郡をは返進申すへし、公儀より拜領の田代千石にて各に罷成り度と云々、義成同心せず、柳川重て、然らば所領悉く返進申すへき間、主從の名を止られ、身の暇を賜れと申けれども、義成同心せず、事既に大ひに成ければ、藤堂和泉守并傳長老あつかひに入て和談せしむ、對馬守申しけるは、調信景直時の如く奉公の勤あらは、相替らす召使ふへしこのことにて、暫無爲になりぬ、其後對馬守江戸へ參勤すへしとて、進物の爲に馬鷹を朝鮮へ取りに遣す、方長老書簡を調ふ、是より少し以前、柳川より申し越す由にて、在國の家人方長老頼みて書簡を調へ、馬鷹を

求めに遣す、對馬守參勤程近くなるまで所望の馬鷹來らす、柳川か所望の馬鷹は先に申し遣すに依て早く來れり、對馬守喜びす、方長老を呼て書簡を何と書き候や、柳川か所望の物は來て、義成求る處の物は、いまた來らす、發足の日限已に迫れりと、不平の體なり、方長老是は書簡の難には非ず、申し遣す前後に依て遅速あり、御所望の馬鷹も程近く參るへし、調信景直か時より、對馬屋形に指當て事欠る物あれば、自分の物を以て補ふ先例也、今調興か馬鷹到來幸也、先つ是を屋形の御用にせらるへしと、方長老其趣を柳川か家人に斷りければ、是は調興自分の用に非ず、江戸にて約束の御方あれば、屋形の御用といへとも成かたしと申す、方長老色々云合て、半分を以對馬守に渡す、對馬守發足の跡にて馬鷹渡りければ、借て遣す數ほど柳川か家人に返して、其外をは路次にて對馬守に追付やうにとて發遣す、加様の事積りて又不和也、其後義成在國の砌り、江戸より松尾七右衛門かりそめの使に對馬に來りけるを、義成穿鑿すへきことありとて留置て、四五年も江戸へ歸さず、何角尋ね問ふ、私曲

とも漸くあらはれければ、七右衛門とても大事に成へきと思ひ、柳川方へ申遣す條々ありと聞ゆ、寛永十年癸酉比、家光公來年御上洛あるへしこの御觸あるに依て、供奉の爲義成江戸に參勤す、夫までも表向主従の義替る事なし、翌年仰に曰く、對馬守は御上洛東山道より上洛すへし、柳川は供奉すへしと公儀相定る、其砌り柳川訴狀を老中へ捧げ、對馬守朝鮮筋の義に付、私曲條々有之ゆへ某を隔心し、前々の如く何角の相談に不及、却て某を私曲ありと公儀へ訴ふとの内存也、然るに於ては力及はず、對馬守私曲をも言上すへしと云々、御上洛の前なれば、暫く御裁許に及はず、對馬守は上洛す、此時方長老も江戸に來て御目見申し、御暇給りて對馬守と同道上洛しけるか、朝鮮の馬藝上覽あるへきむね、堀田加賀守奉て仰せ出さる、依て京より方長老を對馬國へ歸し、書簡調へて申し遣す、對馬守上洛の跡にて、柳川其妻を離別して、對馬守か江戸の留守平田將監方へ返す、此事京へも國へも聞へ、家中騒動す、對馬守も返答之目安を調て、御裁許を待ち奉る、然れども御在京の内は其沙汰なし、江戸

へ還御の後、諸大名は御暇下さるゝと云へども、對馬守は在江戸す、其年の冬より井伊掃部頭、土井大炊頭、松平伊豆守等仰付られ、双方訴る處を聞届て言上せしめらる、先年按ずるに、前文に元和三年朝鮮への御返簡私に書改けること、主の字の點を削て王の字とすること、對馬にて進物を加へ別副を書改ること、條々争て柳川方より、皆義成か所爲也と申し、對馬守方よりは、柳川三代朝鮮の事をさばくに依て、私曲は皆彼か所爲也、己は存せすと申す、是に依て、大炊頭郎從横川角左衛門、伊豆守か郎從篠田九郎左衛門上意に依て、對馬に赴き國中にて穿鑿を遂、方長老、松尾七右衛門、果首座、其外證人に成へきものを召連れ參るへしとの仰にて、横田篠田急に發足し、對馬にて數日糺明し、方長老、松尾、果首座以下數輩召連れ、船中にも一人つゝ、間を隔置て、内談せしめず、江戸に歸る、此往來の中に、寛永十一年甲戌暮て、翌年乙亥春酒井讚岐守若狭より參府、掃部頭大炊頭に相加て双方對論せしめ、穿鑿數度に及へり、其事繁多なれば記すに及はず、大なる訴なれば、直に聞召し御裁斷あるへしとて、三月十一

日大廣間に出御あり、尾張殿、紀伊殿、水戸殿を初めとして、仙臺中納言政宗、以下諸大名、御譜代御家人悉く仰に依て伺候し聽聞す、對馬守をは讚岐守召連て下段に出づ、方長老其後に有り、柳川をは伊豆守召連て出す、松尾七右衛門其後にあり、柳生但馬守、井上筑後守、加々爪民部少輔、堀式部少輔二人定分れて双方の傍にあり、掃部頭を以て御使として仰出さるゝ旨ありて、双方對論條々の段々上聞ありて、柳川か私曲明白なるに依て、津輕に流罪せらる、但し幼若の時分の事なるに依て、死罪一等を赦さる、松尾七右衛門父子は斬罪せらるゝ、果首座は由利へ流罪せらる、方長老は松尾か申に因て、主の字を削りたる罪、其上御前へ罷出る身に於て、累年私曲のこと能存しなから、江戸へ罷下る度度少も老中へ迄も申さるゝこと不届に思召れ、南部へ流罪せらる、松尾に比すれば、罪輕によつて死罪を赦さる、對馬守は幼少にて存せさる旨もあるへしと思召れ、相替らす朝鮮の取次仰せ付らる、島川内匠老病にて對馬に居けるを、父子ともに斬罪せらる、松尾か末子二人在國しけるか死罪せら

る、
右戊戌按ずるに、萬治元年七月六日、松平備前守宅にて談する處なり、方長老南部に謫居し、廿四年を経て今年大赦行はるゝに依て、御免を蒙て江戸に來る、七十一歳の老僧なれば、朝鮮對馬挨拶の次第并國都へ赴し様子、尋問ふへき旨申し渡さるゝに依て、三度會合し其語る處記之、
林春 齋朝鮮、
正徳元辛卯年十月十九日、覺
宗對馬守參勤之節、家來共只今迄御目見は不仕候、今度朝鮮信使同道仕候に付、朝鮮人之御用に懸り候家老共、御目見被仰付候様仕度旨願に付、向後朝鮮人同道參府之節計、家老共御目見可被仰付旨被仰出候に付、今日家老三人御目見仕候、以上、
十月
右此方より文言認之書付御前々差上之、正實令條、令條留
享保十三年雨森東五郎書上、
一御家老中、六位之官服被着候事、正徳年始り候、此儀其譯有之候ての事に候ゆへ、此後不相替候

様に有之度事に候、交際提議、

通航一覽卷之二十九

朝鮮國部五

○宗氏通信御用 襲封、御手當并拜信、
 元和元乙卯年正月、宗對馬守義智卒す、嫡子彦七郎に襲封、及び朝鮮國御用等先規のごとく命し給ふ、以降例となる、萬治元戊戌年四月、對馬守義直公裁を経て、襲封の事をかの國に達す、この事、また永元、元祿七甲戌年十一月、宗次郎義方に、兄對馬守義倫の遺領を賜はり、幼年により祖父刑部大輔義真に、かの御用等再接すへき旨命せられ、同十四辛巳年九月、對馬守義方に義方元祿九年十月、前代のごとく御用を命し給ひ、義真の接職御免あり、文化九壬申年十月、宗岩千代幼稚により、鴨坂中務大輔安董かの國御用および家政等、補弼あるへきむね命せらる、文政三庚辰年その事御免賜物あり、

慶長十八年巳年三月、宗對馬守義智江戸に參向す、台徳院殿其子あるを聞たまひて、富士の巢鶴二聯義成にたまはる、時に彦七郎と稱す、いまた拜謁し

通航一覽卷之二十八終

たてまつらるるさき、かくのごとくの恩惠榮幸といふへし、元和元乙卯年家督をつき、京都伏見にをひて、大權現台徳院殿に拜謁したてまつる、時に十二歳、本多佐渡守正信仰を承りて、對州并肥前の國の内田代の地悉くこれを拜領す、且朝鮮國接待の事等、皆義智か時のごとし、即對馬守に任す、寛永宗慶長九甲辰年、貞光君誕生、奉稱彦七君、後爲、元和元年正月義智逝、同年貞光君上京拜謁兩大君、有家督并朝鮮通交之命、被任對馬守、改名義成君、七月義成君歸國云々、宗讚岐守、柳川圖書、仁位民部、杉村采女、古川右馬、平田左京、岡一郎右衛門、吉川藏人、内野兵庫、大浦織部、吉村紀伊、柳川勘解由、幾度五郎兵衛等、沙汰州事及隣交之事問、先君之後室威徳院尼公決事了、本州編略略、○按するに、義成幼年にして、襲付ありしにより、補翼せし者なり、元和元年權現様台徳院様、先對馬守に家督被仰付候刻、於御前本多佐渡守殿上意を蒙、柳祖父按するに、義真よりいふ故に、義智は祖父なり、持來候知行無相違被付領知仕候、乍然肥前領分之内、千石家來柳川豊前に遣置候故、公儀へ上り、唯今末次平藏御代官所に罷成候、對馬國記、元和元年乙卯正月三日、公逝去、按するに、今年春對

馬守義成公封をつく、公初めの諱は貞光、後に義成と改む、先對馬守公の子也、先公逝する時、公十二歳、忌明て京都に登り、神君台徳君に謁し奉らる、此時家督を命す、執政佐渡守を以、朝鮮の役を命するよし傳へしめらる、四月神君台徳君大坂を攻給ふ、公を京都丹波口の守護とし給ふ、津島記略、元和二丙辰年、義成江戸にあり、仰によりて台徳院殿に謁したてまつる、御前に出、則父の例を追侍從に任せらる、仰にいはいはく、朝鮮の信使來朝する時は、たごひいまた參内せすといふことも、裝束を著すへしとなり、時に義成年十三、寛永二十癸未年八月三日、義成の嫡男彦滿丸五歳にして、將軍家及び竹千代君を拜したてまつる、時に御懇意ありて戲具をたまふ、寛永宗義成譜、本州編略略、宗義真、少名彦滿丸、按するに、本州編略略に、正保二年義真と稱す、播磨守、對馬守、從四位下侍從、隱居後刑部大輔、母日野大納言資勝卿女、寛永十六年己卯生、明暦元年乙未六月廿一日、叙從四位下、無官、任播磨守、是まで本州編略略同し、同三年丁酉十一月、繼父家督拜領二萬石、自注、内一十七石者、對馬之地也、其餘者、在壹岐一州之地、及肥前國內、同十二月廿七日、任侍從改

稱對馬守、改選諸家系譜、
 明曆三丁酉年十月二十六日、義成君逝江戶柳原之
 正寢、奉稱光雲院殿、壽五十四、送棺葬對州鐘碧岳
 云々、病中殿下、遣阿部豐後守忠秋主令問病、同年
 十月二十七日、按するに、前に十二月義真君蒙家督之命
 即日被任侍從、從四位下如元、自是稱從四位下行侍
 從兼播磨守平義真朝臣、其後補對馬守、本州編檢略、
 萬治元戊戌年四月廿九日、宗對馬守家督相續之儀、
 朝鮮國へ相達度之由に付、奉書被下之、

一筆令啓達候、貴國可爲靜謐と存候、本邦も別條
 無之候、貴大君益御機嫌克被爲成御座候間、可心
 易候、然者我等事、舊冬無相違家督并官位、義成
 同然に被爲仰付、重疊難有仕合可有推察候、殊朝
 鮮取次之儀、不相替如前、被仰付候、彌以誠信相
 互に可申通と存候、仍輕少之土宜、以別錄令進達
 之候、委細使者可爲演說候、不宣、
 月日

禮曹參判書簡銘々

右文言之心に書簡相認可遣之旨、豐後守按するに、老
 達之、御日記、
中阿部忠秋、

萬治元年四月廿九日、宗對馬守家督相續の儀、朝鮮
 へ相達度由達上聞候處、可申遣旨被仰付、人見私記、
 告大守承襲例格

元和元年正月三日、義智公逝去矣、同年之春、義成
 公襲封、上洛見東照君焉、同年之夏、本國有大坂之
 變、義成公雖少年率兵赴戰場、蒙命防禦丹波地方
 焉、國家騷擾之際、暫闕歲遣使、故無告承襲使者
 也、至太守義真公之時告承襲、明曆四年告太守義真
 公承襲使者、正官杉村又左衛門、封進早川三郎兵
 衛、元祿六年告太守義倫公承襲使者、正官樋口左右
 衛門、都船主小島孫兵衛、封進三浦貞右衛門、韓錄
 對馬守義真、居所對馬之府中并に肥前にも領あり、
 本知二萬石、國中米穀乏しく、壹岐肥前より來る、
 朝鮮之諸運上莫大なり、右運上米一石銀子一枚積
 りにして、四ツならし凡十萬石に及ふといふ、家來
 へ米を渡さず、朝鮮への渡海、百石に付何度遣すと
 いふことあり云々、武家觀感記、
 寛文十一年辛亥三月二十六日、義倫公誕生對州、母
 三浦氏、小字右京、諱義龍君、延寶五年丁巳始拜謁
 嚴有大君、時年七歲、同八年庚申十二月二十二日爲

令嗣、貞享元年甲子十二月二十五日、叙從四位下爲

右京大夫、時年十五、自注、實元祿五年壬申六月二十
 七日、常憲大君賜退休之嚴命于義真君、以病告老
 也、隱居對州稱刑部大輔、同日義龍君受家督之命、
 改名義倫君、又別號稱泰雲、同年十二月十七日、義
 倫君補對馬守、同十八日任侍從、自是稱從四位下行
 侍從兼對馬守平義倫朝臣、遣使于京都拜受口宣、本
 州編檢略、

宗義倫、少名右京、右京大夫對馬守從四位下侍從、
 始義龍、母京極刑部大輔高知女、貞享元年甲子十二
 月廿五日、叙從四位下任右京大夫、元祿五年壬申六
 月廿七日、義真隱居、改稱刑部大輔、自注、時四同年七
 月朔日、拜謝隱居之事、時獻御太刀金馬代、同日爲
 遺物獻御刀、自注、真吉代於將軍家、古今和歌
 集、自注、二條家於同夫人、同年六月廿七日、義龍繼父家
 督拜領、萬石、七月十二日拜謝家督之事、時獻御太
 刀、自注、重久黃金三十枚、綿百把、同十二月十八日、
 任侍從改稱對馬守義倫、自注、交義真、時同廿八日拜謝
 任官之事、時獻御太刀金馬代時服十領、改選諸家系譜、

告太守義真公退休事例

自古無告退休之例、權輿于茲焉、元祿五年告退休使
 者、正官平田隼人、都船主平田茂左衛門、封進澤田
 源八、韓錄、
 元祿六年癸酉四月十六日、義倫君始入對州居金石
 城、翌日參詣八幡新宮、其後詣印鑰社事、古國司似
 下國之儀、同七年甲戌、義倫君在江戶、受重病之
 由、七月六日夜飛脚到來對州、依之義方君、自注、時號根
 到江戶、九月出帆對州、即爲養君稱、次郎義方君、
 同年九月二十七日已刻、義倫君逝江戶柳原邸、壽二
 十四、奉稱靈光院殿、本州編檢略、
 元祿七年九月廿七日、義倫先父歿、時廿四歲、同年
 十一月廿八日爲遺物獻御刀、自注、來國光御壺、自注、於
 將軍家、古今和歌集、自注、飛鳥井雅親於同夫人、改選諸
 貞享元年甲子正月十九日、義方君誕于對州、母義龍
 君、按するに、義龍は同、小字岡次郎、其後依采地稱根尾
 次郎眞氏主、本州編檢略、
 宗義方、少名二郎、對馬守從四位下侍從、始義通、實
 義倫弟、元祿七年甲戌十一月廿五日、繼父、按するに、義
 家督拜領二萬石、十二月朔日、拜謝家督之事、同年

月二日改對馬守、近日誓詞被仰付之、同月六日江戶發途歸國、同年九月五日於在所、養父對馬守死去、柳營秘鑑脫漏、雜話燭談、

宗義誠、少名式部、對馬守從四位下侍從、始方誠、實義方弟、享保三年戊戌十一月、繼養父家督拜領二萬石、同廿八日拜謝家督之事、時獻御太刀自注、國宗、代金五十枚、御馬代黃金二十枚、綾百卷、家老三入平田直右衛門、杉村三郎左衛門、樋口久米右衛門、各以御太刀馬代奉拜台顏、且爲父遺物獻御刀自注、郷光佐、御壺自注、代五十貫、於將軍家、十二月十八日叙從四位下、自注、元無實、任侍從兼對馬守、同廿八日拜謝任官之事、時獻御太刀金馬代、改選諸家系譜、

享保四年己亥正月二十三日、方誠君入州、同年正月家老樋口佐左衛門直連被遣朝鮮、告受家督命歸州之由、同六年辛丑九月朔日、方誠君伴宗岩丸君、發對州到江戶、同七年壬寅十月廿一日、宗岩丸君逝江戶、時年十、自注、實八、同十五年庚戌九月、義誠君伴合胤義如君到江戶、同年十一月六日、義誠君於大坂逝、壽三十九、奉稱大雲院殿、十二月按するに、柳營日次記に、十一月の誤寫なる、飛脚來對州、本州編略略、

享保十五年十一月九日

宗 對馬守

右於大坂旅宿病氣に付、爲御尋從老中以奉書達之、御日記、

享保十五年十一月十三日、宗對馬守去る六日於道中就死去、以上使土井甲斐守、按するに、土井利治なり、爲御香奠白銀三十枚被下之、柳營日次記、

享保十五年十二月八日、宗主馬方熙主召江戶、依之乘船、同年辛亥二月二十一日受家督台命、且被蒙隣交依舊之命了、依之受定式忌服、五月十三日大樹君爲上使松平伊豆守主按するに、老中松平信祝、賜歸州之命、同十五日拜謁吉宗大君、同廿五日發駕江戶、本州編略略、享保十六年二月廿一日

宗對馬守弟 樋口 主馬

名代 龜井 因幡守

毛利 周防守

右故對馬守願之通、弟樋口主馬の家督被下之、對馬守實子彌市幼少に付、主馬家督被仰付旨、老中

享保十八年正月十九日

宗 對馬守

右養父民部大輔儀、願之通國許可能越與被仰出候、依之、縮緬五卷被下候旨、於御白書院縁類讚岐守按するに、老中酒井忠實、傳達、

同年四月十九日、宗民部大輔爲病氣養生、對州に到着付、爲御禮以使者干鯛一箱獻上之、於檜之間謁讚岐守、以上、御日記、享保十八年四月廿五日

宗民部大輔在所到着之爲、御禮使者吉村忠五郎御暇紗綾二卷被下旨、檜之間に而讚岐守申渡之、柳營日次記、享保元年丙申十月十八日、義方君男彌一君誕生對州、母樋口氏、同九年甲辰宗彌一君爲令胤、彌一君所居號之屋形、切藻淵之下、方誠君、未受家督已前、所住之地、而彌一君所住之宅也、同十五年正月二十六日、宗彌一君具足始、義誠君令授諱、奉稱義如君、同十六年五月十三日、令胤義如君爲令嗣之願、同十六日方誠君義如君就召登城、以閣老酒井讚岐守主、有病願之由台命、兩君拜台命、同二十三日義如君拜謁吉宗大君、自同二十八日勤月並出仕、同

列座左近將監按するに、松平乘色、申渡之、同年四月十三日、御黑書院家督之御禮、

御腰物長谷部、代金十五枚、三所物通乗作、金三枚、縮緬二十把、御馬一正鹿毛、

宗主馬家來

平田 隼人

樋口 孫左衛門

淺井 與左衛門

銀馬代

同年同月廿九日、御白書院、從四位下侍從被仰付 宗 主馬

同年五月朔日、御白書院、官位御禮、 宗 對馬守以上、柳營日次記、

金一枚 縮緬五卷

宗方熙、對馬守從四位下侍從、隱居稱民部大輔、享保十六年辛亥二月廿一日繼家督、四月十五日御禮、獻綿廿把、黃金三枚、御刀、自注、長谷部、代金十五枚、御馬、自注、鹿毛、同廿九日叙從四位下、同五月朔日改對馬守、任侍從、爲御禮獻卷物自注、金馬代、同十七年壬子九月十三日、隱居改民部大輔、同十八年癸丑正月十七日、依願在所隱居御暇、且賜時服五領、改選諸家系譜、

道長澤壹岐守、本州編略、
享保十六年五月十六日

宗 對馬守

右願之通、先對馬守實子甥彌市儀嫡子被仰付、
同年同月廿三日、御黒書院

金三枚、
縮緬五卷、初而御目見

對馬守養子

宗 彌市

綿二十把

粹御目見御禮

宗 對馬守

名代 長澤壹岐守

同年十二月廿三日、御白書院

對馬守嫡子

宗 彌市

四品

刑部大輔改

同十七壬子年正月七日、御白書院官位之御禮、四品、
卷物五 金馬代 宗 刑部大輔

同年九月十一日

對馬國一圓、肥前國之内、
一萬三千四百二十石餘、

宗 對馬守

名代 毛利周防守

右願之通、隱居被仰付、養子刑部大輔の家督無相
違被下之、朝鮮御用前々之通可相達旨、於御白書
院左近將監傳達之、

同年同月廿八日、御白書院家督御禮、

金三枚 綿二十把 宗 對馬守

隱居御禮

金馬代 縮緬五 宗 民部大輔

名代

長澤壹岐守

宗 對馬守家來

平田隼人

杉浦三郎左衛門

天津兵左衛門

銀馬代

侍從

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

從、改選諸家系譜、

寶曆十二壬午年、宗對馬守義暢、實對馬守義如二
男、兄義蕃多病に付、閏四月廿七日親類共被召、同
廿八日義暢家督朝鮮御用被仰付、五月十五月初見、
廿一日四品侍從對馬守、同年朝鮮國に使者を以家
督之儀申達、御日記、
安永七戊戌年三月七日、御白書院縁類、

宗 猪三郎

名代 松平備前守

織田大學

右亡父對馬守義暢願置候通、遺領無相違被下置、
朝鮮御用對馬守時之通可相勤旨、老中列座主
殿頭按するに、申渡之、柳營日記、
寛政二庚戌年十一月廿七日

宗 猪三郎

被任侍從

右被仰付旨、於御白書院縁類、老中列座伊豆守
松平信明、達之、
同年十二月朔日、御白書院、官位之御禮、
文化九壬申年十月二日

宗 對馬守

卷物五 金馬代

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 對馬守

宗 岩千代

其方、未若年之事に候間、朝鮮國御用筋者勿論、
家政之儀も、萬端脇坂中務大輔に相談可被致候、
其方家之儀者、朝鮮國御用専之事故、家來共召仕
方迄も、私ならざる筋合に有之、既に對州聘禮之
儀に付而も、彼是差もつれ候次第等も有之程之
事に候得者、別而重役人等進退之儀者、委細中務
大輔に申談之上可取計候、
脇坂中務大輔

同文言、右之通岩千代に相達候間、無遠慮可被世
話致候、柳營日記、

文政三庚辰年正月廿八日、脇坂中務大輔安董朝鮮
國御用、並に宗對馬守政令積年補勤勞たるに依
て、時服六賜はる旨羽目之間に於て、老中列座水野
出羽守演達せらる、是より以來は、朝鮮御用及ひ
對馬守補弼相心得に及はざる旨、老中演達す、
柳日
本玉代一覽後記、

萬治三庚子年、前年領國大火によて、對馬守義真に米
一萬石を賜はり、其後御用途不如意等にて、しはく
御手當米金を賜ふ、正徳元辛卯年、對馬守義成に拜借

金仰付られ、後交貿中絶等により請ひ奉り、またしはしは拜借あり、

萬治二年己亥十二月二十七日曉、對州府中火自丸山口多田近右衛門出火、及大火、家數合千七十八軒、早船四艘、橋八所燒了、死人十六人、謂之一番火事、未曾有之次第也、同三年庚子正月二十七日、嚴有大君召義真于營中、以闕老有台命、今般就領國大火賜米一萬石之旨也、義真君拜命、於肥前州唐津攝州大坂兩處賜之、本州編略、

正徳元辛卯年、朝鮮來に付、宗對馬守殿五萬兩拜借、屋敷造改めらる、中村氏筆記抄、

正徳元年二月廿七日、宗對馬守殿先頃より御不勝手付、今度信使御同道被成候に付、御拜借金御願之處、二月廿七日、御用番方使者被召、御拜借金五萬兩被仰付候由、月堂見聞集、○按するに、元正間記に、守承り候、金十萬兩拜借被仰付とあるは、誤りなり。寶永七年朝鮮人來朝御用代々宗對馬

天和元辛酉年巡見使に答ふへき箇條書中、

信使唯今迄幾度渡海致し候哉と御尋候者、

祖父義智代三度召連、先對馬守五度、按するに、慶長十二年の信使は義智同道し、元和三年、寬永元年、同十三年、同二十年、明暦元年五度の信使、及び寬永十二年馬騎御所望により、取者

等渡來の時とに、義成先容た以上八度、渡海一度之入目、凡千四五百貫目馳走之雜用入申候、かやうの儀に付て、先代より當對馬守に至り、大分借銀仕居申候、對馬國記、○按するに、この書混し誤りなり、寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一旅人吟味方御法之御尋之節、當國之儀、四五十年以來他國者段々入來、當國に而生増候者他國へ出不申と之兩様に而、府内之浮民甚相増、其上十二三年以來者、朝鮮と之交易之利分、其以前之様に無御座候、就夫府内之商賣も衰へ、生業成兼候者とも年々に多く成、其分に致し置候而者、以後に至り饑寒之憂も可有之哉と其所大切に存、四年以前旅人吟味と申新役を申付浮民減し候、浮民之内、病衰病身成者を救候法を立申候、尤其譯年寄之御老中迄申上置候、對藩政事問答、享保三戊戌年十二月朔日、於御白書院河内守按するに、老中井上申渡、書付渡之、

宗 式 部

朝鮮の信使來朝付而、亡父對馬守拜借之儀相願候、前々者無之事候、其上今度は諸事天和之節之通に

と被仰出候得者、旁以拜借等可被仰付様無之候、然共間近く來朝、對馬守も不幸之仕合、差當り物入も可有之故、正徳之年依願五萬兩拜借被仰付候、右上納金只今迄相濟候二萬七千五百兩を以、拜借被仰付候、以後之例に者難成事候、可被存其旨候、以上、

十二月御日記、

享保二丁酉年按するに、三年の誤りなり、十一月廿三日、宗式部家督被仰付、同年十二月朔日御禮之節、養父對馬守願に依而、金二萬七千五百兩拜借被仰付之、則正徳之例也、正徳より以前者拜借之儀無之、柳營日次記、雜話燭談、享保十七壬子年五月廿六日

宗 對馬 守

其方在所出火、家屋敷數多燒失に付、米一萬石被下之、委細者御勘定奉行被承合可被請取候、右之段、名代宗修理大夫に讀岐守傳達之、柳營日次記、享保十七年五月廿六日、

宗對馬守領分、對州府中家屋敷數多燒失に付而、米一萬石被下候、依之城詰御用米之内、松平隱岐守より三千石、阿部伊勢守より二千石、土井大炊頭より五千石可相渡候、委細者御勘定奉行に可承合様に

と、右三人の申渡候、尤對馬守へも、何れもへ可承合旨申渡候間可被談候、

一運賃代銀も被下候間、對馬守へ可被相渡候、

五月 但、日付無之、大成令、

享保十九甲寅年五月廿三日

宗 對馬 守

右國許家屋敷所々燒失に付、一萬石被下之、按するに、此事により、賜米あれば不審なれども、しはらく存して後勸をまつ、同年十二月廿日

宗 對馬 守

右被爲召、近年人參拂底に付、願之通金一萬兩拜借被仰付旨、御白書院縁頼に而、伊豆守按するに、老中松平信親、傳達之、以上、柳營日次記、

一、對馬殿知行之儀、對馬國一萬石田城一萬石柳川以上三萬石にて候、併家來之配りは、隅米五萬石程有之候、是は朝鮮之交易之利潤を以、家來配當も其通に被仕候、只今は朝鮮交易之利潤前々に違ひ、少分に罷成候故、對馬殿勝手も差詰り、不自由之趣に候事、

一、對馬殿根元知行高少に而、大概朝鮮之方交易之

利潤を以、物成として被居候事、此十箇年程跡には、
按するに、この書年代を記されども、前後の文によりて推考するに、享保改元頃の記なるへし、然れば、こゝに十箇年ほど跡とあるは、寶永四五年頃をさすなるへし、對馬殿之利潤、元祿銀にして三千貫目程も唯一年に有之候處、近年は少く相成、大體今は千貨目計も可有御座候、近年は朝鮮物高直に相成候、朝鮮にも本唐よりいろ／＼のもの買込候而、朝鮮物に交朝鮮ものと申候て、日本へも相渡候様に被成參り掛り候、唐之本が殊之外高直に相成候、夫故段々高直に成、何角六ヶ敷利潤欠け候て、對馬殿勝手、元よりは惡敷相成申候事、異本朝鮮物語、延享三丙寅年七月、御勘定奉行に、

宗 對馬守

近年交易利潤無之に付、勝手向差支難儀旨相聞候、依之、御勘定所より金一萬兩充、當年より年々相廻候間、向後勝手向入用等に迄迄、随分儉約相用、家來等迄奢かましき儀無之様被申付、被取續候事專要候、尤交易利潤段々有之様取計之儀心掛可被申候、金子請取方之儀者、御勘定奉行可被承合候、右之通、宗對馬守に相達候間、被得其意御金可被相廻候、

七月
 同年九月、御勘定奉行に、

宗 對馬守

朝鮮之信使來朝に付而、拜借之儀被相願候、近年交易利潤無之、勝手向難儀之旨相聞候付、先達而被仰付候品も候得共、未間も無之儀に付、按するに、この間、脱文あるへし、此度願之通、金三萬兩拜借被仰付候、以後之例に者難成候間、可被存其趣候、

九月

右之通、拜借被仰付候、返納之儀者、來巳年より十箇年に差上候積りに候間、可被得其意候、同四丁卯年三月、御勘定奉行に

宗 對馬守

朝鮮之信使來朝に付而、拜借之儀被相願候、先達而三萬兩被仰付候、然處不足に付、來年之御廻し金一萬兩當年相渡、來々巳年之御廻し金を來正月相廻し、來ル巳年より寅年迄十箇年之間は、一箇年に金九千兩宛相廻し被下候様にと被相願候、願之通被仰付候間、可被得其意候、

三月

右之通、被仰付候間可被得其意候、
 寶曆四甲戌年四月、御勘定奉行に、

宗 對馬守

座賣人參長之中絶に罷成候に付、拜借之儀被相願候、先年相達候儀も有之候に付、拜借之儀は決而不相成儀に候得共、差當り世上難儀之由相聞候に付、格別之思召を以、此度金一萬五千兩拜借被仰付候、此已後世上人參通用差支無之様、急度出精作略可有之候、且又上納之儀者、願之通當時御免被成候間、追而本銀相立候上に而、上納之儀可被相伺候、右之通、相達候間可被得其意候、以上、大成令續集、寶曆五己亥年七月初日、宗對馬守朝鮮國中按するに、この間、脱文あるへし、不勝手に付、憐愍之儀相願候趣上聞に相達、金壹萬兩充、當亥年より來丑年迄、三箇年之間被下置候旨、於御白書院縁類、老中列座西尾隠岐守按するに、老中忠直、申渡之、寶曆年録、寶曆五年七月、御勘定奉行に、

宗 對馬守

朝鮮交易、此節差滯利潤無之不勝手に付、國中之人民食用差支難儀に付、御憐愍之儀被相願候趣達上

開候、依之當亥年より來ル丑年迄三ヶ年之間、年々金壹萬兩充被下置候、
 右之通、宗對馬守に相達候間、得其意御金可被渡候、
 七月
 同八戊寅年六月、御勘定奉行に、

宗 對馬守

朝鮮交易差滯利潤無之不勝手に而、此節交易本銀之手段出來可致様無之、差掛り御役之用費不辨相成難儀に付、拜借之儀被相願候、此儀は難成事に候得共、差當り御役差支之趣に付、此度者格別之思召を以、金壹萬兩拜借被仰付候、上納之儀は、來卯年より五ヶ年賦に可有上納候、
 右之通、宗對馬守に相達候間、可被得其意候、以上、大成令續集、寶曆十二壬午年四月廿七日

御白書院縁類

宗 對馬守

右者、在所出火家屋敷數多燒失に付、米壹萬石被下

名代 松平大膳亮

之旨、老中列座左衛門尉按するに、酒井忠寄、申渡之、柳營日次記、寶曆十三癸未年四月四日

宗 對馬守

前々朝鮮人來朝之節、道中往來人馬割從公儀被仰付候得共、當未來來朝之節者、從大坂江戸迄、道中往還宿々人馬一式、其方引請に被仰付候間、被得其意、來朝歸國之節共、隨分順路に差支無之様、可被取計候、右爲入料金九萬七千兩可被下候、委細之儀は、池田筑後守、按するに、目付なり、大色安藝守、安藤彈正少彌、按するに、以上御勘定奉行、古坂與七郎、按するに、御勘定時味後、四月四日、大成令後集、

明和四丁亥年八月十七日

御白書院縁類

金一萬五千兩

宗 對馬守

長澤壹岐守

右願之通、拜借被仰付、先達而之拜借上納者、十ヶ年御差延被下旨、老中列座伊豫守按するに、阿部正右、申渡之、柳營日次記、

明和七庚寅年、近年朝鮮交易相絶候に付、相開候迄、大坂御金藏に而、銀三百貫目充年々御廻、安永

五丙申年三月四日交易及手切候に付、年々金壹萬貳千兩被下、御日記、安永五年三月四日

宗 對馬守

藤堂彈正忠

右者、朝鮮之交易相絶、御役儀手當者勿論、相續も不罷成候に付、御役儀相續相勤、國內相立候様被相願之趣、達上聞候處、是迄數度御手當も被成下候儀に候得者、難被及御沙汰事に候得共、此度者、交易爲被開、彼國に差遣候使者眞文を以申斷、全及手切候段被届聞召、永續爲御手當年々金壹萬貳千兩充被下置候間、可被存其趣候旨、於御白書院縁類御老中被仰渡候、令條錄、

安永八己亥年十一月、御勘定奉行に、

宗 猪三郎

去々年領分多分損毛有之、去年は皆無之損毛、家中扶助渡方、去々年以來滯に相成、其上祖父式部大輔卒去に付而、朝鮮國より弔詞之譯使去々冬上船渡海に臨、父對馬守卒去之儀被達候に付渡海相止、手當入用捨相成難溢に候處、其方家督被仰付候而、

從彼國驛使をも差渡、大造之入料有之上、孝恭院様

薨御被遊候に付、御弔慰之驛使差渡可申處、非常之儀相重、手當用費難取續に付而、彼是被申立、御手當之儀被相願候、兼而左様之覺悟爲可有之、先達而御手當被成下被差置候儀に候、孰にも差當候儀、此度有無之御沙汰不被及、誠格別之思召を以、金三千兩御手當被成下候間、被得其意御勘定奉行可被談候、

右之通、宗猪三郎に相達候間、可被得其意候、天明、集錄、

天明二壬寅年十一月九日

宗 猪三郎

織田 大學

右者、今般御養君被仰出候に付、朝鮮より對州まで御祝詞之驛使差渡候處、勝手向逼迫に而、右入料可取計手段無之候段、御手當之儀被相願候、先達而永續之儀に付、交易取開之儀も被仰出、此節取掛り罷仕候節之儀に付、格別之譯を以、入用金五千兩拜借被仰付候、是迄之拜借年延に不拘、來卯年より十ヶ年賦之御廻金之内可有返納候、

右於御白書院縁類、老中列座大和守按するに、久世廣明、申渡

文化二乙丑年七月十六日

宗 對馬守

朝鮮信使之御用數年彼國往復、及ひ此度對州迄來聘に付、別段之以思召、金壹萬兩被下之、

右於御白書院縁類、考中列座備前守按するに、牧野忠精なり、申渡之、以上、柳營日次記、御徒方萬年記、

文化六己巳年十一月十一日

宗 對馬守

織田 大學

右之通、被仰渡之、御徒方萬年記、文化六年十一月十一日、宗對馬守義功朝鮮人對州迄來聘の事、彼國と懸合の御用相整たるに依て、金子三萬兩拜借仰付らる旨、御白書院縁類に在いて、老中列座牧野備前守忠精傳達せらる、續日本王代一覽、後記、文化九壬申年七月四日

宗 對馬守

松平織部正

朝鮮信使於對州聘禮相整候御用向、年來物入有之候間、彼國入送米及減少、旁可爲難儀に付、格別之

思召を以、當申年より二十ヶ年之間、年々爲御手當金貳千五百兩充被下、且又寛政五年之拜借米壹萬石、去巳年之拜借金三萬兩返納方も、十箇年被差延候間、來ル午年より三十箇年賦に可有返納候、右於御白書院縁類、老中列座下野守按するに、青山忠裕、申渡之、

宗 對馬守

其方勝手向、年來不如意之上、對州限聘禮御用相勤、莫大之物入有之、其上朝鮮入送米相減、旁難儀之趣に付、此度御手當被成下候、朝鮮國交易筋相衰來候者年久敷事に而、右に而者安永以來格別之御手當も有之候處、常々心掛薄故、此度聘禮に付而も、分外之御手當等相願候次第に至候事、安永度勝手向取計方、段々相達候趣も不行届儀と被存候、外國に對し候御用向故、只今迄萬端出格之御沙汰も有之儀に候得共、此上之事は公儀に而も難被成下筋に候間、領分之收納、并御手當等之高に應し、在所勿論、江戸屋敷共出格儉約致し、萬事質素を守り、自分住居向暮方等、尙又被縮諸入用不及闕乏候様可被致候、且又在所百姓にも、怠惰之風多、農業

漁業等も精を入不申様相聞候、左様に而者、自然與國中彌可致衰弊候、此度者厚く教示を加へ、風儀相改勝手被直候様、可被心掛候、此上未熟之次第有之に在いては、急度御沙汰之品も可有之候條、可被存其趣候、

同人

此度朝鮮之入送米減少候に付、用米不足之儀も候は、在所最奇之御料所御收納米、此度被下金高に而買請可被仰付候間、其時々可被相願候、柳營日次記、文化九年七月四日、宗對馬守義功を江城に召れ、朝鮮使對州聘禮御用相勤、積年の物入難溢たるへきに依て、當申年より二十年の間、毎歲金子貳千五百兩賜はる旨、ならひに寛政五年の拜借米壹萬石、文化六年の拜借金三萬兩をは、三十年に返納いたすへきの旨、御白書院縁類に在いて、老中列座青山下野守忠裕傳達せらる、御徒方萬年記、續日本玉代一覽後記、文化十二乙亥年七月十七日

宗 對馬守

朝鮮國饑饉之由に而、對州に之入送米差滞、米穀買上方難及自力に付、願之通御手當米壹萬石被下之、

右於御白書院縁類、老中列座備前守按するに、牧野忠精、申渡之、

同十三丙子年九月十九日

宗 對馬守

朝鮮國入送之品々不差送、國內扶助難成候に付、當年も御手當之儀被相願候、彼國連年之仕向不宜間、貿易斷絶にも可及様子に相聞、難被捨置候間、猶又米壹萬石被下候、此上精々掛合を盡し、貿易取開候儀專要に可被取計候、被下候米之儀、委細御勘定奉行承合可被請取候、

右於御白書院縁類、老中列座下野守申渡之、以上、柳營文政六癸未年七月十八日、日次記

此度在所出火、侍屋敷數多燒失可爲難儀候、此迄拜借金多分之儀に候得共、格別之思召を以、金五千兩拜借金被仰付之、
宗 對馬守
名代 堀 丹後 守御徒方萬年記

通航一覽卷之二十九終

通航一覽卷之三十

朝鮮國部六

○對馬國以耐庵輪番

寛永十二乙亥年三月、宗對馬守義成の老臣柳川豊前守逆訴の事落着あり、事は宗氏通信の御用、老臣叙時に義成請ひ奉りしにより、命ありて永く五山碩學の僧、對馬國以耐庵に輪番とし、東福寺瑞長老の最初たり、朝鮮國往復の書翰を掌どり、かつ信使來聘にはその館伴たらしむ、同年義成より返却せし此慶長十四年支方の師たる、義成船條等の勲勞ありしにより、これ附與せし處の送使船なり、詳に貿易授職人送船使船等の條にあり、また約してこれを以耐庵に附し、是より以耐庵送使船と稱す、宗氏通信の御用、老臣叙爵、并拜謁等の條、及び貿易副使、并以耐庵使の條併せ見るへし、
寛永十二乙亥年七月、寶勝院福寺、隣西堂命を受けて我州に來り、兩國の書契を司る、以耐庵に住す、自注、耐庵支方、住持せし所なり、津島記略、
寛永十二年、寶勝院福寺、隣西堂受嚴命來對州、居以耐庵主聆文書之事、義成君依願也、是以耐庵爲輪住始也、本州編略、

按するに、支那長十四年朝鮮國に使たりし時、かの李某に以て前庵の記を需むる書あり、庵號の由來にあつかりしなれば、姑く參考に存す。

慶長十四年己酉、蘇長老在朝鮮之時、告宣慰護曰、予生日本天文丁酉之故、縮丁酉兩字自號前庵、此以書前庵記可給望之間、即書之送蘇長老云々、自注、丁酉年始結庵、故號以前庵之說其非也。今年以前庵建今之國分寺之地也、本州編、以前庵建今載せし、また誤りなるへし、

宣慰使大人閣下、余先是己丑按するに、天正十七年なり、奉吾國命超海之日、李老大人受宣慰之選、而自釜山至京城、辱視余猶朋友、余亦視閣老猶師父、至今未忘其厚意爾、余一日求仙巢記、閣老乃製以賜之、余歸後裝幅而掛著壁上、起居讀以消遣世慮矣、今也閣下亦視余、猶閣老視余、余亦視閣下猶視閣老、實是宿緣所感乎、仰冀、閣下製前庵記賜之、則畫錦未爲榮焉、余生于陋邦天文丁酉、乃是皇明嘉靖年中也、如今暮年縮于七十又三、合丁酉兩字自號前庵、閣下記以賜則齋之歸、又幅而掛著壁上、以與閣老仙巢記二難并見者、寔老後一快意也、頓首、亦復拜啓、余陋邦筑前州博多縣、扶桑最初禪窟、安

國山聖福禪寺僧也、對馬島前太守義調好學志道、聞其風適遊筑之亂、去寓居對馬、後亦豐臣太閤秀吉命兩國通文之事、不得退歸留滯者有年于茲、全非對馬之人也、歸便將投老於舊寺者必矣、是故對馬是非得失、不關我事、冀記中一切除對馬之事則足矣、餘付譯舌、不宣頓首、

四月十五日、仙巢稿、
驢山住籍序
海西對州下縣府城之東、驢山以前庵庵者、本朝賜紫

按するに、朝鮮物語によるに、皇明特賜本光禪師景轍和尚紫衣免許ありしに慶長なり、
插脚道場也、禪師乃筑前聖福法主、實天目國師十一世の孫也、始應對州府君義調公聘請、而寓居此州、後執役難林通講之文事、勤勞豐國東照之兩朝、而裨補其國家者不鮮矣、前庵者蓋所其宴居之處、以當生際丁酉之故自扁也、慶長辛亥十月念二日、世壽七十五坐化當山矣、大弟子規伯方禪師、繼領師席、該典文事、屢應鈞衡、登茲建長之名位、寬永癸酉之間、按するに、十年以丈室狹陋而不便辨道、再闢創之、室房齋厨重垣回磴、向之聳爾者、咸窮輪奐之美、而雄裝殆冠府內、未幾偶府君與家從、論懇鷄林機務於東武、事及伯師、

師不忍辨白、枉受譴責、終謫置北陲、時人譽諸泉佛

日之編衡陽、洪寂音之貶嶺外、粵府君義成調公、請修文之人於東武、大君可其奏、而命五岳擇之、璘玉峰、按するに、寶勝院光瑞東堂、召棠陰、按するに、南昌院光瑞東堂、仙洞叔始奉鈞選、輪住此山、其後周南鈞天茂源相次祇役、爾來二十餘年、浮杯此州者幾十餘員、余今春承上命來、適坐函丈、百拙踈慵、尤有愧于前賢、惟夫當山二師、插脚再創之功多、况五岳前住之耆彦、考績鯨波蜚騰之間、而爲國家厘圖隣情之懷委于我、及至其日寢月久、則名齒泯沒于茲、某歲某月不知誰某住于此、豈是仁人傳美於將來之遺意耶、故撰壹本住籍、貽此於祖室、冀使後之見者識某人住幾某人住少、豈翅一己之私簿、是亦歷代之砧基也、後人以僭踰、勿罪於我至幸、

寬文第什壹辛亥年秋七月日

住山比丘泗濱江岳策敬識

對馬州踏驢山以前庵庵 慶長二年丁酉草創、請景轍蘇東堂爲開山、同十年丁未朝鮮三使來聘
○(二世)第一世、景轍玄蘇東堂、慶長十六年辛亥十月二十二日化、

○(二世)第二世、規伯玄方東堂、寬文元年辛丑十月三日化、

輪次 ○(三世)一番、東福寶勝院玉峰光璘東堂

寬永十二年乙亥十一月初 ○(四世)二番、東福南昌院棠陰

寬永十三年丙子八月 ○(五世)三番、天龍慈濟院洞叔毒仙東堂

自同十五年庚辰四月 ○(六世)四番、建仁

自同十八年辛巳四月 ○(七世)五番、洞叔

自同十九年壬午三月 ○(八世)六番、棠陰

自同二十年癸未三月 ○(九世)七番、建仁

自同二十一年甲申四月 ○(十世)八番、洞叔

自同二十二年乙酉五月 ○(十一世)九番、東福良岳院周南圓且東堂

自同二十三年丙戌五月 ○(十二世)十番、建仁清住院茂源紹柏東

自同二十四年丁亥五月 ○(十三世)十一番、茂源

自同二十五年戊午五月 ○(十四世)十二番、洞叔

自同二十六年己未五月 ○(十五世)十三番、天龍鹿王院覽溪玄倫東堂

自同二十七年庚申五月 ○(十六世)十四番、洞叔

自同二十八年辛酉五月 ○(十七世)十五番、茂源

自同二十九年壬戌五月 ○(十八世)十六番、洞叔

自同三十年癸亥五月 ○(十九世)十七番、天龍鹿王院覽溪玄倫東堂

月、至同三年
 甲午五月、○(十世)十六番、建仁大統院九岩中達東堂
 自承應三年甲午五月、○(十一世)十七番、茂源、自明曆元年乙未六月、至同三年丁酉四月、(明曆元年乙未九月信使來聘、九岩茂源兩老赴關東、此時、輪番二年之議、於江戶相定)○(十二世)十八番、相國慈照院覺雲顯吉東堂、自明曆三年丁酉四月、至萬治二年己亥五月、○(十三世)十九番、東福良岳院天澤圓育東堂、自萬治二年己亥五月、至同四年辛丑五月、○(十四世)二十番、建仁永源院顯合通憲東堂、自寬文元年辛丑六月、○(十五世)二十一番、東福龍眠庵太華令瞻東堂、自寬文三年癸卯五月、○(十六世)二十二番、天龍慈濟院虎林中慶東堂、自寬文五年乙巳四月、至同七年丁未四月、○(十七世)二十三番、相國富春庵春葩宗全東堂、自寬文七年丁未五月、○(十八世)二十四番、天龍壽寧院泉叔梵亨東堂、自寬文九年己酉五月、○(十九世)二十五番、天龍南芳院江岳元策東堂、自寬文十二年辛亥六月、○(二十世)二十六番、相國玉龍庵愚溪寺厚東堂、自寬文十二年壬子七月、○(二十一世)二十七番、東福本成寺南

宗祖辰東堂、自延寶元年癸丑六月、○(二十一世)二十八番、天龍妙智院蘭室玄森東堂、自延寶三年乙卯閏四月、至同五年丁巳四月、○(二十二世)二十九番、建仁兩足院雲外東竺東堂、自延寶五年丁巳五月、○(二十三世)三十番、南宗自延寶七年己未五月、至同七年己未五月、○(二十四世)三十一番、相國光源院汝舟妙想東堂、自延寶九年辛酉六月、○(二十五世)三十二番、相國慈雲庵太虛顯靈東堂、天和二年壬戌正月十一日對州、(天和二年壬戌七月信使來聘、太虛南宗送迎赴東武)○(二十六世)三十三番、天龍延慶院古靈道充東堂、天和四年五月對州、(貞享三年二月對州、三月歸洛)○(二十七世)三十四番、建仁清住院松堂宗植東堂、貞享三年二月對州、○(二十八世)三十五番、建仁大統院黃岩慈璋東堂、元祿三年庚午六月歸洛、○(二十九世)三十六番、相國瑞春庵天啓集仗東堂、元祿三年庚午三月對州、○(三十世)三十七番、天龍南芳院東谷守洵東堂、自元祿五年壬申四月、○(三十一世)三十八番、東福南昌院松隱玄棟東堂、自元祿七年甲戌五月、至同九年丙子四月

○(三十一世)三十九番、天龍真乘院文禮周郁東堂、自元祿九年丙子四月、○(三十二世)四十番、天龍妙智院中山玄中西堂、自元祿十一年戊寅四月、○(三十三世)四十一番、相國慈照院別宗祖緣東堂、自元祿十三年庚辰五月、○(三十四世)四十二番、東福龍眠庵雪堂令研西堂、自元祿十五年壬午五月、○(三十五世)四十三番、松堂、○(三十六世)四十四番、天龍壽寧院關中智悅東堂、自寶永三年丙戌四月、至同五年戊子四月、○(三十七世)四十五番、天龍真乘院月心性湛東堂、自寶永五年戊子四月、○(三十八世)四十六番、建仁永源庵雲壑永集東堂、自寶永七年庚寅四月、(正德元年辛卯十月信使來聘、別宗雲壑兩老送迎赴于關東)○(三十九世)四十七番、中山、自正德二年壬辰五月、○(四十世)四十八番、關中、自正德四年甲午三月、○(四十一世)四十九番、東福即宗院石霜龍菴東堂、自正德六年丙申四月、○(五十二世)五十番、月心、(享保四年己亥九月信使渡海、月心石霜接待赴于關東)○(五十三世)五十一番、天龍寶壽院古溪性琴東堂、○(五十四世)五十二番、東福不二庵天衣守

倫東堂○(四十一世)五十三番、相國松陽軒蘭谷祖芳東堂○(四十二世)五十四番、天龍延慶院雲崖道岱東堂○(四十三世)五十五番、天衣○(四十四世)五十六番、建仁普光庵雪岩中筠東堂○(四十五世)五十七番、東福寶勝院靈溪光瑄東堂○(四十六世)五十八番、相國長得院蘭坡中均東堂○(四十七世)五十九番、建仁堆雲院東明覺沅東堂○(四十八世)六十番、天龍延慶院雲巖○(四十九世)六十一番、雪岩○(五十世)六十二番、相國巢松軒惟天承瞻○(五十一世)六十三番、天龍妙智院端源等禎、
 忘簿後序
 當庵者、大明特賜本光禪師所開創也、第二世前住建長規伯和尚繼席而中興焉、乃禪師之上足也、自第三世以來、寬永年間樞府降命、使五岳諸師番々輪住于當山、東福玉峰瑋師爲之最首、爾後世々相續至今垂六十年矣、余元祿戊寅之年承乏膺選、叨續先緒而系三十二世矣、所以晨香夕火無日不追念前賢、雖然列祖堂中無前住忌簿、豈非闕典耶、一炳香一奠茶無由追遠設供、誰不喟歎哉、余念茲在茲、幸有江岳策老所撰之住籍一本、迨于今日歷代昭然、其名不泯、蓋

述仁人傳美於將來之遺意、實是堪嘉獎矣、仍繼其志、新整飭前住忌簿一冊、悉溫釋其示寂諱辰、手親記之、安附于祖堂以傳不朽矣、伏冀、自今而後住山之人、倘有聽前住叢化之訃、則裁諸簿上者、是余志也、惟夫住籍者、以記現在之名、忌簿者以記過去之名、俱是使將來之人知有曆代住山之勤績而已、全非一己之私、抑又五嶽所據也、嗚呼亦不知何時日不免被點著此鬼簿上矣、因叙鄙志鄙趣、以貽後鑑云、

元祿十二歲舍己卯小春廿二日

當山三十二代住持小比丘玄中敬書置之、日韓、提要、むかし大元の世祖、我國に使をつかはし朝貢をなさる事、度々に及へり、鎌倉の執權等相議して返牒に及はず、其使ども皆々きつてすつ、自注、臣ひそかに按するに、外國の使をきつてすつ事、以の外の事は勿論也、但し、鎌倉の代には、よの執權文學をふかく、このみて、皆々倭漢の才ゆたかりしは、陪臣の身として九代に及びて、天下の政を心に任せたりき、されは異國の形勢をしる事、掌をみる如くなれば、大元の猛威をもの、かすもせず、終に軍起るに及びて、二度まで打破りてすつぬれば、今に及びて彼國より我國を來り犯すへき事、代々に其望をたぢぬ、誠にわが國萬代の功、世祖我國禪法を尊信すときこしめありと申すへし、世祖我國禪法を尊信すときこしめして、やかて禪僧を以て我國に渡さる、わか國よりも又禪僧を以て、外國の使とする事のよし、その、

ち元弘建武のみたれの後、大明の太祖即位の初、我國に使せられしも二人の僧に勅せらる、これ大元の例によられし故にや、自注、臣又按するに、隋唐宋の代々明の代その事なかりしは、此兩代のはしめ皆々使ありて我國の使をめされき、然るに今大清の代となりて、すてに七八十年一度もその事なし、然るに又、その天子その國の傳ふる所か、ここに英雄の主なり、い、かさまにもおもひはかり給ふ所あるへき事也、これらの事よく、深く我國のために、此時南朝征西將軍の宮懷良親王筑紫にて其使に應接ありて、やかて禪僧を御使となされて其禮に答る、これ我國の禪僧外國に使用するの始なり、其後鹿苑院殿よりこのかた、大明朝鮮に聘せられし、代々皆々禪僧を以て其使となされき、されは當時の管領を始て、諸國の守護并に對馬の私聘等、皆々禪僧を以てその使とせざるものなし、文祿の始、豊臣太閤大明を攻られんとて、まづ朝鮮を犯されし時、或人禪僧を撰ひて、書記の事しらしめらるへしと申せしに、われ我國のいろはを以て、萬國に布行ふへし、異國の文字などの益あるへきとて用ひられす、されと文字の往來事ゆかすなりたれば、やかて五山の禪僧をえらひて、名古屋の陣にめしくせらる、其後我神祖の天下

をしらしめすに及びて、常に五山の僧をめし集められて、文字の事をつかさどらしめらる、自注、このは文才ありて召されしは、いまたさしわ、け、駿府御座をれば、た、經書など講せしめられしのみなり、移されしもの、南禪の傳長老に仰下されて、五岳の長老ことくくめされて、北辰居其所而衆星共之の論を試らる、然に當時名寺の僧一人も試に中らず、た、小院の僧皆々試に中れり、神祖御氣色殊によろしからず、傳長老をめして其旨を尋仰下る、長老答申けるは、此事あやしむにたり候はず、近代亂世已來五岳の僧とも學の淺深によらず、た、財寶の多少によりて、出世と仕り候へは、當時よき寺院に住持候ものは、皆々學を勤候ものどもには候はず、た、其財寶のゆたかなるもの共也、されは此度、形のことにも文字をつらね候ひしもの共は、皆皆かちはたしにて、柿かみつかみ肩にして、めしにしたかひ参りしもの共に候、是らはた、學業をのみ精して勤て、其名をもよにのこさはやと存する輩なりと申す、

て、其領を以て碩學の僧にあたふへしと仰ありしより、初て五岳の碩學領といふ事は出來て、今も學才の聞てあるものども撰ひて、かの碩學領を賜る事にはなりたり、此時南禪の一寺のみ不學の僧一人もなかりしかば、此時の僧のみ寺領をけつらるるに及はず、永く此寺の規模とは申す也、自注、神祖南禪寺となされしは、その、ち寛永の比、按するに、寛永十二年、對馬守その家人柳川と獄の事決してのち、義成望みて兩國往來の書、私にするさん事然るへからず、公より此事つかさどるへき人を差下さるへしと申ければ、申所其理ありとて、かの五岳碩學の僧を撰はれて、始て東福寺の郡長老を差下され、自注、これは老の祖也、○按するに、郡長老は即召長老なり、今度の棟長老とも最初、郡長老は、この書誤りなり、其國以酌菴に寄住して、兩國往來の事をしらしめらる、これ五岳碩學の僧對州に輪番する事の始なり、これよりしてのち、およそ朝鮮聘使の度に、館伴の事もつかさどれり、自注、但し當番の外、別に邊人を撰ひつ、かばまなど申、是古來我國の使として、外國に聘事に従ひしか故なり、朝鮮雜錄、○按するに、朝鮮通交大紀に、宗讓政守貞をして通交の事を司らしめ、小船越梅林寺の住持、歎を記せり、

寶永七年巡見使に書上し簡條書中、覺一城下何ご申所に而候哉との御尋、府中ご申候、

一以町庵輪番之長老に余力之義御尋、一ヶ年現米百石遣し申候、其外炭薪入用次第遣し申候、尤端午七夕帷子、重陽歳暮に小袖遣之、并同宿にも遣し申候、

以町庵境内之間敷、西間口五拾貳間 東間口七拾六間 北裡行七拾三間 南裡行百間 同建家之間敷

南北貳拾貳間 東西八間半 右坪敷にして、百八拾七坪 以上

一以町庵に而御書翰致出來候譯之儀、御尋之節、朝鮮に差渡候書簡之儀、曾祖父對馬守代に願上候而、五山碩學之衆三年代々被罷下、私方より送候和文之趣を以、眞文に被相認候、一御書翰公儀に被差上候趣之儀、御尋之節、每歳相定候約條之書翰返簡者、以町庵見分にて相濟申候、其外不時之書翰者、公儀に指上入御被

見候、一御書翰御處所之儀御尋之節、禮曹へ宛候而遣申候、位階者正三位に而御座候、對藩政事問答、

五山長老輪番に對州へ詰て、朝鮮國より到來の書翰返書等を認る役に定らるゝか故に、五山僧徒は學文なくて成かたき事也、五山長老の中順番にあたりて、對州へ發行の仁定る時は、先關東へ下り登城致し、五山和尚位に任せられ、謁見の禮あり、時服其外拜領物例ありて過分の事也、其後上京、對州へ着船の上、都て朝鮮の書翰を司る、別館有て饗應丁事也、寒暑に人參壹斤ッ、對州より賜はる事こそ、朝鮮より來書あれば、封の儘長老へ渡す、長老開封して事の次第を和語に寫し、關東へ傳達し、御下知を得て、漢字返翰に認め、對州役人へわたし、則朝鮮へ送る事也、此勤役三年と也、三年事濟て、後の長老に委託し、出船上京して、和尚位を辭し隠居する也、和尚生涯公儀より年々百石ッ、下し給ふ事こそ、譯海、五山の長老輪番にて、三年替りに對馬に詰る、府中

に屋鋪ありて住居す、宗氏よりの賄なり、又書記壹人朝鮮に行て居る也、三使來聘の時、長老つき添て、又京師より長老壹人出迎て、關東へは長老二人行き、歸りには大坂まで二人附添なり、京師より出迎たる長老はかり送りて對馬に至る、此聘事にあつかりたる長老へは、一世百石つゝ懸官より賜はる、書簡往復の事、室町家の時かゝりたる古例なりし故、今に此例を用らる、長老六十歳になれば、對馬在番御免ありしとなり、文會雜記、○按するに、下の日韓往復書式の事を載す、元よりこの條に因れば、すべて附載す、提要より鹽尻の諸記に、かの國

送使往來一年分御書數之次第、

正月中第一船 本書一本、正官名乗、部船名乗、封進無列、 同

別幅一、 同水木船 吹嘘一本、

第二船 本書一本、正官名乗、 同封進丹木三十斤充、

別幅一、

第三船 本書一本、正官名乗、 同封進物同前、

別幅一、

第四船 本書一本、正官名乗、 同封進物同前、

別幅一、 右之送使數四艘は、一度に被相渡候、

右第一船中戻仕候時、吹嘘壹本、

一特送使一號船 本書一本、正官名乗、部船名乗、二船名乗、

同封進物 別幅一、 同二號船 吹嘘一本、 同

水木船 吹嘘一本、

右此送使御渡候時、添書之事、

二三特送使 本書二本、 同封進物、別幅二、

彦三送使 本書一本、 同封進物、別幅一、 歳

遣船六艘 本書六本、 同封進物丹木三十斤充

別幅六、但、番付五番、六番、七番、八番、九番、十番

也、右は一度に被相渡候、

此間に、中戻又は渡前之船に吹嘘數之事、

壹特送使一號船中戻、吹嘘壹本、 同二號船中戻、

吹嘘壹本、但、右之中戻遲參候而、從此方用所共候

而船を渡由被申候者、二特送使一號船渡前、

吹嘘壹本、 同二號船渡前、吹嘘壹本、 又同

一號船中戻、吹嘘壹本、 同二號船中戻、吹嘘壹

本、 三特送使一號船渡前、吹嘘壹本、 同二

號船渡前、吹嘘壹本、 又同一號船中戻、吹嘘壹

本、 同二號船中戻、吹嘘壹本、 彦三送使渡前、

吹嘘壹本、 同中戻、吹嘘壹本、

右迄渡り前の吹嘘相濟候得者、
 小送使歳遣船之渡前吹嘘六本、但、番付五番、六七八九十番目迄也、是は一特送使に書計六艘分渡候而、船は渡り不申候間、船渡し度由被申候時、吹嘘壹本充御認候而、番付を以て段々可被相渡候、萬松院送使 本書壹本、萬松院に參候而 同封進物別幅壹、同添書 義成印壹本、同水木船 吹嘘壹本、

右此送使渡り候時、添候書之事、
 歳遣船七艘 本書七本、同封進物丹木三十斤充、別幅七、但、番付十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、是迄小送使十七艘渡相濟申候、右一度に相渡候、
 萬松院送使中戻、吹嘘壹本、小送使渡り前、吹嘘壹本、是は、右萬松院に小送使七艘之書契計添渡候而、船未渡候間、用所に而船の渡り度由被申候時、吹嘘御認候而、番付を以て可被相渡候、是迄に小送使本書吹嘘相濟申候、此送使迄渡り候事無之候、必五艘十艘つ、無用所候間渡り不申候、小送使に中戻無御座候、

代官歸國之時、かり船と申事仕渡候事御座候時は、代官かり船戻候、吹嘘壹本被遣候、幅特送使一號船 本書一本、正官名乗、副官名乗、都船名乗、同封進、古口 四百斤、丹木 千百斤、別幅壹二船同、同二號船吹嘘一本、留船同、同水木船 吹嘘一本、右之中戻仕候時、一號船に 吹嘘一本、二號船に吹嘘一本、
 以前庵送使船 以前庵に參候御印に而本書一本、正官名乗、同封進物、別幅壹、同添書、義成御印壹本、右之送使中戻の時、吹嘘壹本、
 右大形一年分の御書數朱點仕候處、書數の分也、御覽あらため如此に候、此外飛船使者船は、別紙に被成置可然候、
 庚辰八月日 有田木工兵衛判

南昌院尊前御披露
恕公座元披するに、庚辰は寛永十七年なり、
 正官 杉村 主水
都船主 川邊幾右衛門
封進 島村兵之助

荷押物 藤幾 左衛門

右之書付、正保三年丙戌年鈞天東堂見子跡認冊子、
 一、歳條送使吹嘘之事、譬は當年の歳條の第一船の水木船、又は其外の船の吹嘘にても、當年の送使なれば、吹嘘の文牒の内に、當年の支干は不書入也、唯歳條第一使水木船□□等とかく也、或は去年去去年の送使と、こほりて残り、年を越て渡す事あり、其時は役目の衆より吹嘘の事申來、手紙にも念入其年の支干書來故、其年の支干に應して、譬は戊午之條第一使水木船、方今超海など、書也、歳條とはかり書くは、皆當年と心得へき也、
 一、可漏の上書にも、譬は庚申の歳條なれば、庚申歳條第一船之書と書付る也、ヶ様に其年の支干を加へて書付たる、分明に其儘能しれて好也、去年か又は去々年の歳條送使なれば、猶以可漏にも其年の支干書加たる好也、
 一、窃承台候安佳甚慰々々など、書文牒は、返翰の文牒也、緬想台候安佳馳仰不已など、かく文牒は、此方より遣す時の文牒也、古來の迹留、ヶ様の處意を着て可考也、吹嘘のあて所、朝鮮國各道各官とか

く時は、僉位下とかくは不宜、僉足下と書て好、各官の官の字は位の字の心ある故也、或は各道各浦など、かく時は、僉位下と書ても不苦、然とも古來多くは僉足下とあり、可考、
 一、奉書、啓書、啓達、以上三品あり、上中下の意也、可着意、
 一、時令有之書は少し也、縦有とても朝鮮より來る書の時令は簡古也、日本の書は偶對多く、文字長くして不宜也、特に近來飛船の吹嘘などの書にも、時令書たる有之、朝鮮人笑之由聞及、惣して吹嘘と云は、日本の切手と云類なる故、時令あるへきものにあらすと也、
 一、書頭に時令ある書に、終りに又時令二三字入る事あり、譬は夏の時令ありて、書尾に時熱自玉等の文牒は、二重になりて不可宜也、
 一、棠隱東堂の代崇禎十年、朝鮮より來る書に、金氣已回緬惟起處珍勝慰仰不已と云々、慰仰と書たる事少也、馳仰の意に用たるなるへし、然は唯馳仰と書たる穩にて宜乎、慰仰の字は返簡にも可通乎、
 一、延寶七年九月、薩州飯島の漂民の書契の草案西

山寺の内談す、彼草案の内に、人數二十六人と云處、廿六員と書す、西山寺物語に、先年朝鮮判事渡海し來る時の茶話に、員の字は高官壹人の衆に用之、平人には不用と云事ありき、改めて可然歟と也、歸て字書を考るに、員の字の注に、官之數也と云云、仍二十六口と改書す也、

一、同八年正月廿五日、西山寺來話、去年の義眞送使に、太守副書添遣す、於朝鮮判事相議曰、近來無副書、不可受とて、頃日返し來、其例如何と云、予曰、茂源代の迹留に有之故書遣と云、西山寺予茂源の書稿を持って、城に到て家老衆へみせらる、當番杉村三郎左衛門云、茂源代に太守副書ある事、義眞未だ部屋栖の時故、前太守義成より副書ある也、只今義眞爲太守故、太守の副書可添理無之、故に義成逝去以後の書、皆副書無之と也、西山寺並予於此會得す、

一、同時封進の封の字、或は表上とし、或は二字通りに書する事、朝鮮にて相議し、願くは自今以後一字表上に定めくれよと請ふこと也、仍古來の書稿代相考處、書法不一樣、就夫書稿共西山寺持歸り、

家老衆へ見せらる、其後於城參會之時、封之字は二字通に可書遣由、杉村三郎左衛門被申、正月廿六日之事也、

一、右封の字二字通にては請取間敷由、朝鮮人達而申に付、家老衆相談にて、井出彌六左衛門飛船にて態と朝鮮へ被差渡、此儀三月四日議定、則四日晚西山來報、即時普首座珍首座兩人來て、飛船吹嘘調遣す、彌六左衛門朝鮮に到て、古來の書例一々辨説す、朝鮮人理に屈し、右の書契請取相濟、彌六左早速歸國、其より以後封進の二字口上に定めり、蓋此方書式不一樣故也、

一、同二月七日、西山寺來話、舊冬漂流人送遣時の東萊への書中に、縷縷の下の縷字略して縷々如此書遣故、朝鮮の判事共吟味して請取間敷由申來ると云々、就夫古來迹留遍く考見に、迹留には皆略書にして證據とし難し、其上略書せる證據ありとて、元來不宜義也、况又非を遂る事は聖賢の戒也、改に憚るへからすと返答して、即書改遣之、然れば跡認を以て證據とする故也、同晩先書之縷々と書たる處を、縷縷と書改遣す、

一、舊冬普江浦漂流人送て遣す時の書契、卷目の太守の印失念して不搭して遣す、以故其書契戻る、仍屋敷にて印を搭、以前にて上封を改遣し、但印を押、役目の衆失念と云ながら、以前菴にて上封認る時能々念入可遣義を、不吟味にて見落すは、以前菴も不念也、

一、同日西山寺迄、家老衆より斷有之、只今迄は吹嘘の文牒に、助達于釜山幸甚とある處を、向後は助達于草梁幸甚と可書遣と也、此事雲外代より書改られたる由之處、迹留委く不考故、予代又先規の如く書遣しき、此事家老衆より不申來とも、釜浦の和館草梁に替りたる先年より聞及たる事なるに、此方の不念なり、

一、四月廿二日西山寺來話、飛船之吹嘘等に疑猜の猜字、又は狐疑の狐の字、猶豫の猶の字、皆从才故に、朝鮮人嫌之、向後願くは、疑慮疑訝等と書てくれよと云と也、予曰、朝鮮の鮮の字は从魚从羊、是亦可改乎と云て、互に呵々す、

一、同時の話に、吹嘘の各道各官の事、先年より朝鮮人度々願望にて、東萊釜山と書改めくれよと云、

然れ共此事は、決して不可改云々、

一、以前菴送使の太守の副書のあて所、古來多くは東萊府使とばかり書也、然るに或は東萊釜山兩令公と書たるも有り、又は東萊府使公の字を添たるもあり、如此代々の書式不定故、後日異論出來也、

一、不宣、不備、不悉等の類、是又不一樣、是又可爲一樣事、就中近年の事に、不備謹啓など、書たるあり、ケ様之事、後日の害に成也、古今一定せる書式は、朝鮮人異儀に不及、以故一切一定したる好也、

一、歳條の書に、禮曹大人と云處、禮曹參議大人と書事可考、

一、歳條の書は、時令と正官の姓名との外は、一字も異變したるは悪し、

一、萬松使太守副書、古來多くは東萊府使閣下とばかり也、古記可考、其内班々可隨多分者乎、口公の字無之、

一、古老の書役衆物語に、古は東萊釜山へ遣す書契の上書には、謹封の二字なかりき、然るにいつの比よりか、謹封の二字書遣す、過當なる事也と云、予

謂此義尤なる事也、韓文四十卷袁州申使の狀に、故牒の故の字、謹の字に改め謹牒と書て、韓退之か方へ遣すを、退之堅く辭して斷を云たる事あり、退之は道に志す故に、一字も過分の言を不受也、朝鮮人はもとは隔別にて、混すら朝鮮の方を尊仰する事を好む故に、此方に誤てかきたる事をも、彼方の大幸として、後日にはそれを例として理窟を云也、併日本人文字に疎略なるより、ケ様之事も出來歟、可勉可勉、

一、庚申按するに、即延寶八年なり九月八日、於屋鋪參判之書契調る刻、井出彌六左衛門替りの書契の事に付、彌六左衛門役目の名を、古記に訓導と書たる例班に書之、然るに或は裁判役と喚ときは、何れか是と云事不知、仍老中并西山寺、小山朝三僉議の上にて、裁判と可書遣由に相定る、仍今度之書契に裁判と書遣す也、訓導と云役者は朝鮮人に有之、然るに此方にも訓導と喚時は、朝鮮の官名を借り用るに似て悪しと也、裁判の裁の字も舊俗催判と書す、然れども催の字は誤也と、予及小山朝三一同に云故、裁の字に定る也、

一、萬松院送使の書に、誠恐和南上覆と書たるもあり、又は誠恐の二字無之もあり、古來不 一定、然るに庚申十月朝鮮より此事斷申來、自今以後は必誠恐の二字書加へ可給由申來、仍諾之、是又謹封之類也、

一、日本人は武を以利とす、朝鮮人は文を以利とす、眼前の利は武にあり、他日の利は文にあり、史官之記述萬世の龜鏡、文にあらざれば傳らず、然れは其智の淺深遠近可知之也、日韓提要、

通文館志

書契式、自注、筒織紐飾黑漆黃畫風、内裏紫の方袖甲襪、外裏紅絨袖單襪、並金書風、○年例送使差儀等回答書契、無飾櫃造盛、

外面右邊書奉書、左邊書日本國執政具御某公閣下、自注、執事以下隨其官號、而對馬島主則云、日本國對馬州太守某公、以上稱閣下、萬松院則云日本國對馬州廳碧山萬松院、以府廳則云日本國對馬州沙門以府廳、江戸護行長老則云、日本國某長老、以上稱足下、内式同、合給處書朝鮮國禮曹參判、自注、島主則參議爲之、萬松院、以府廳、内式同、姓名、自注、諸國書、護行長老、則佐郎爲之、内式同、凡書姓名處皆踏、下謹封内式朝鮮國禮曹參判姓名、奉書日本國執政具御閣下云々、年月日禮曹參判姓名、

回答書契、自注、櫃黑漆、綴淺色絹以綴帶束之、

外面右邊書敬答、自注、或云、奉答奉復、左邊書朝鮮國禮曹參判某公閣下、自注、對馬島主以下、則皆稱禮曹大人閣下、内式同、合給處書日本國執政官御門、自注、執事以下至護行沙門、各隨其號、内式同、姓名、自注、諸國書、謹封内日本、内式同、國執政官御姓名、敬答朝鮮國禮曹參判某公閣下云云、年月日以下同上例、別幅執政以下回禮、各白銀一百枚、越前綿一百把、島主回禮彩書華箋匣一箇、金小屏風二雙、彩書文匣二箇、水晶笠緒二結、粹鑽茗盤二十箇、萬松院回禮、彩書掛硯一備、黃連五斤、彩書累合硯匣一備、粹鑽鍋兒一箇、彩書宴筐一備、以府廳回禮、金屏風一雙、彩書華箋匣一箇、紋紙五百張、粹鑽茗盤十箇、垂珠掛兒一備、護行長老回禮、大華真朱五斤、青銅火爐二箇、粹鑽茶器二十箇、撒書大硯匣一具、赤銅累五、鹽盆一部、水晶笠緒二結、黃連十斤、年月日以下同上例、方策勅編載日課要政、釜山浦の番は武官也、東萊には文官の奉行住す、對馬より人渡れば、事によりて釜山浦より東萊の奉行を呼ひ迎て相談す、又釜山浦の奉行、東萊へ行て談する事もあり、釜山東萊と其間三里計り、對馬より禮曹へ遣す書簡、釜山にて請取り東萊へ遣す、封

をどき冊子に寫し留て、先へ遣す、大古と云處にて、又冊子に寫し留て王都へ贈る、大古は東萊よりも大なる番所なり、城廻りに人家も多し、朝鮮用語、朝鮮より宗對馬方へ之書簡も、或は毎度日本國對馬州太守拾遺平公と有之候、朝鮮聘考、朝鮮贈答の書翰に、日本對馬州太守拾遺平公と書る、國君の勢ひはなしとみゆ、諸侯を太守と心得しは誤りなり、古への國守國司など守護の事也、今者國守國司といへば、何れも國に君たることと見ゆるは、世の習はしなり、西運微談、

異邦より來る計方、自注、書、及封套、自注、書簡を草魚鳥人物を彩色したるあり、是は書生願客又は出家用ゆる所、有官有位ものは用ゆる不得、自注、朱氏談綺、

寬永十二年九月、天龍洞叔、東福堂陰、及玉峯西堂蒙命赴對州、以明年朝鮮三使來聘之故也、權客便覽、

○按するに、前書によるに、この書天龍洞叔を加へしは誤りなり、

寬永十二年、朝鮮付調與送使于義成君、付玄方送使于以府庵了、本州編略略、○按するに、これ柳川調與等流刑に處せらるゝにより、この年十一月對馬守義成より、朝鮮に返せしこゝ、

寛永十三丙子年十二月八日、碩學堂陰長老、玉峯璘西堂御禮申上、僧錄登城御前被召、御直に朝鮮之儀被仰出候、芝金地院由緒書、○按するに、この書以下給能はず、た、見る所に從て一二を擧るのみ、

寛永十九壬午年八月廿七日、使東福寺僧丹長老、建仁寺僧江長老、按するに、丹長老は且長老、江長老は洪長老なるへし、白雲西堂、赴對州、爲異域書翰之役也、東武編年要錄、

承應元壬辰年七月廿四日、建仁寺之澤長老、天澤寺之僧按するに、天龍寺なるへし、西堂兩僧者、對州に在國し、朝鮮國之公事裁判之役被仰付、是金地院申渡す、寛明日記、慶明錄、萬治三庚子年四月晦日、朝鮮國書簡之役、憲西堂、瞻西堂、金地院連々申上に付被仰付之、最前より彼者按するに、役者の誤寫にや、四人雖有之、老後又は病氣に付而也、寛文二壬寅年八月七日

足利學校

右者、朝鮮國の書替被仰付之、以上、柳營日次記、○按するに、應に在いて、和文を漢文に書替て、○の國に遣はすをいふなるへし、されども足利學校の事、他に所見なし、

一東一卷

天龍寺 充長院

通航一覽卷之三十終

同 東福寺 鶴長老
同 建仁寺 璋西堂
右三人、朝鮮國書簡被仰付之、碩學料被下御禮なり、萬天日錄、
寛永七庚寅年四月廿二日申渡、
東福寺 松隱棟長老

來年秋中來聘之朝鮮信使同伴、書役加番相勤候様可申渡旨、建仁寺雲壑集長老は、當年より對州へ罷越、彼院に罷在候に付不及申渡、御日記、
享保三戊戌年三月

對州書役當番 天龍寺眞乘院月心湛長老
同加番 東福寺即宗院石霜萬長老
柳營日次記、脱瀆、雜、野燭談

通航一覽卷之三十一

朝鮮國部七

○宗氏通信使伺并掛合

從元和度 至明曆度

按するに、この條は、○の國と和親再興の後、慶長十二年はじめて、信使來聘ありしより以降、至親の事にいたりては、必ず宗氏より信使の事伺ひて、かれに通告する例なり、されども彼或はたやすく承諾せざるあれば、しはく書簡往復に及びて、來聘の期を定むるなり、その報聘及び、○の國慶用等の事は、宗氏より奉書等を遣すのみ、その事は各自下條にいたす、

慶長十九甲寅年、宗對馬守義智東照宮の鈞命により、朝鮮國に通信使の事を達せしに、彼輒く肯はず、翌元和元乙卯年正月義智卒し、嫡子義成襲封ありて、同年七月使書を遣はし、猶其事をはかり、かつ阪役御勝利の事を傳説し、しはく往復ありて、同二丙辰年十二月事遂に成る、同三丁巳年八月、信使聘あり、

慶長十九年甲寅、義智公奉東照君之命、遣使於朝鮮請通信使之來聘也、蓋令賀平定大坂而邦内一統也、韓錄

慶長十九年、公按するに、對馬守義神君の命を承り、朝鮮に信使を請ふ、今年神君台徳君大坂を攻、公州兵

を率し、筑紫の諸將と同一く大坂に赴、十二月廿一日兵庫に着、是より先、十九日神君豊臣君と和睦、執政本多上野介筑紫諸將に命して歸國せしむ、公も歸國、津島記略、
慶長十九年、我州神君の命を以て通信使を朝鮮にもとむ、禮曹參議金閔、公に復せし書あり、左に記す、
朝鮮國禮曹參議金閔、奉復日本國對馬州太守平公足下、遠書鼎來憑認體履、冲迪披豁兼慰、仍審不意、又以信使爲言、此乃前日報書、按するに、この報書今所見なし、已盡二者、而足下尙不覺察、私竊怪歎、貴島之歲遣船額、及約條章程亦皆稟行於天朝、此外絲毫之事、本國不敢自由、想足下所詳者也、今之遣使日本、非但於義有乖、實無所據、既不可稟報於天朝、又不可不待天命令而輕忽擅便、何足下罔念乎此、而乃復妄發耶、事苟可行則自當就將、若或違越規例者、雖簡牘盈函無益而徒煩、切願足下萬分體諒、絕勿更言、足下居兩國之間、凡遇事機、務期永篤誠欺終始彌縫、毋負朝廷之德意、幸甚幸甚、餘祈珍衛、統希盛照、不宣、萬曆四十二年十一月日、

和文

遠く書教を承はる、また信使を以ていふことをなせり、是前日の報書既に是を盡して、足下猶いまた覺察せざるに似たり、貴島の歳船及び約條等のこと、皆是を天朝に稟して、其事を施行せしなり、此外絲毫の事さいへとも、本國の敢てみづから擅にするることあたはざる、是皆足下の詳にしれる所なり、今此使を日本に遣るのことは、義に於て當らざるのみに非ず、また誠に據なきものなり、これ既に天朝に稟すへからずして、また天朝の命令を待たずして、自ら擅にすへからざるものなり、足下いかむそ、妄に此言を發するや、その事もし行ふへからずして、また例式に違ふものに至りては、是を請ふのやむことなしといふとも、終にまた益なからむのみ、足下宜く此意を體しまたいふことなかるへし、凡兩國間の事専ら誠實を盡して、其間に周旋し、始終朝廷の德意に背くことなかるへし、後水尾院御宇、元和元年乙卯、明の萬曆四十三年、朝鮮光海七年、從是さき甲寅年、按するに、慶長十九年なり、神君の命を以て、萬松院公按するに、義智の法蓮なり、通信使の事を彼國に請れしかども、彼國禮曹參議金閔をして、書を復し此事を難しけり、此年正月初三、萬松院公捐館あり、公按するに、對馬守義成をさす、頼て上京、兩御所に被謁襲封事畢り、秋七月歸州なり、井出彌六左衛門をして、再び通信使の事を彼國へ求められしなり、此年十月禮曹參議書を復せり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議柳潤奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使之來按するに、井出彌六左衛門をさすなり、獲承遠信、憑悉珍衛慰浣良多、第審書中、縷縷專以要請信使爲懇、茲乃日前明告於貴島、而先太守之在世、實所省會者也、足下當繼志嗣事之日、遽復提起此款、殆或未之思乎、日本之有慶弔、我國未嘗遣使、今反以請意甚薄、則無乃謬歟、我國前因貴島投款、稟請天朝許開釜市海上、約條悉聽天朝裁定遵奉、惟謹、此外絲毫之事、本國不敢有所擅便、况此信使之遣、其可不請於天朝而徑許貴島哉、事非常例、恐難輕議、願足下恪循成規益篤不怠、毋負朝廷終始綏懷之德意幸甚、統希盛諒、不宣、

和文

橋使來り、仍て書意を審にせり、請ふ所信使の事、先太守在世の時、詳かに貴島に告たり、夫日本の慶弔によつて、我國使を遣るの事いまた其例非ず、今却て我をして信使を遣せしめむともむ、其意甚薄し、恐らくはあやまりとすへし、且以前貴島誠意を致すを以て、我國是を天朝にもふし、市を釜山に開く事を許せり、凡約條の事いづれか天朝の裁定に非ずと云ことなし、今此信使を遣るの事、是を天朝にもふさずして、擅に貴島に許す事を得へんや、事常例に非ず、恐らくは輕しく議定し難からむ、願くは足下成規にしたか

ひ、朝廷終始の德意に背く事なけれ、

此年十一月公、再び書を禮曹に送り通信を請れし略に、吾殿下至今不忘往年信使之誇光、自前強請、而今貴曹非但不許、加之、以貴示、事非常例、恐難輕議云、如是縷縷之意達於殿下、則僕之罪甚過速、故閉口不洩、與橋智正閣望、伏願俯諒陋島事勢閣望、特一遣遣使、刷還擒人以安生靈、是不謂兩全乎、今日再次告急、賜德意以敦東恩、不勝幸甚と有て、井手彌六左衛門を使とし、頻に此書を請れたり、翌丙辰年通信使の事、始て決せしなり、以上、朝鮮通交大紀、慶長十九年東照大君、對馬守義智をめし、大坂平定域内統一するの賀儀として、朝鮮より信使來聘せしむへきの旨を命し給ふ、其旨を申遣はす所に、彼國例なきを以て峻拒すといへとも、上命嚴急なる故に、使書の往來數度に及び、元和三丁巳年三使をして、國書を持來らしむ、隣交始末物語解、元和二年丙辰四月、東照、君薨御、依之、義成君到江戸、拜謁台徳大君、且先義智君所承信使之事啓聞之、因以可報信使來聘之事于朝鮮之由有仰、即被任侍從、自是號從四位下行侍從兼對馬守平義成朝臣、

本州編略略、

元和二年、明の萬曆四十四年四月禮曹參議李瑗、公に復せし書あり、左に記す、朝鮮國禮曹參議李瑗、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使再來書問鼎至、憑審珍衛慰浣良多、滿紙辭意罄吐備曲、要乞信使、足見貴島誠款、日本之勦滅大坂、固出於爭戰、實非爲我國報怨、而或者天誘其衷假手致此、則我國嘉其蕩掃之績、遣使報喜亦是一道、况貴島居中行事、情勢之逼切、朝廷槩已領會、但我國於天朝大小機務無不稟報、故上年冬間、曾以貴島請使之意、委咨鎮江遊擊鎮府矣、昨蒙總督軍門送稟鎮江轉咨來到、乃以勿遣信墮其狡計爲言、此則天朝戒飭我國者也、第念貴島之懇祈至此、今日之事理宜熟講、往年日本右府委送書來、固要通使我國、因此具稟天朝、乃有回答之禮矣、茲者日本若違前例通書致款、則朝廷當即依例據實稟請天朝、而信使之遣、隣好之修、庶速就完、幸望貴島詳諒、體行餘冀勉旃、不宣、

和文

橋使再び來る、信使を請ふの事貴島の誠意を見つへし、但日本の大

坂を討滅する、實に其國を争ひ相戦ふの事にして、我國の爲に怨を報するにあらず、しかもしくは、彼が罪惡の極まり天理に背けるを以て、手を此人に假て、是を誅滅せしむるなるへし、是我國其功を嘉し、使をして是を慶ないたす、また其理なきに非ず、且貴島中間に在て爲に信使を請ふ、其情勢の其通れる、朝廷既に是を察せり、然も我國大小の事、是を天朝に報知せずといふことなし、故を以て、往年冬間貴島通信を請ふの意を以て、鎮江の遊擊府に告ぐ、頃總督軍門を鎮江に送り、我に示して信使を遣りて、其奸計に墮る事なけれといふをもつて、是天朝我國に教へ誡しむるの意なり、但貴島の懇請かくのこさし、今日の事また熱々講義せずんば有へからず、往年日本古府書を送りて、同じく使を通せん事を求む、我國よつて是を天朝にもふし、終に回答の禮有しなり、今もし日本よく前例のこさく書をなし、誠をいたさば、朝廷其事を天朝にもふし、前例によりて、信使を遣り隣好を修むべきのみ、幸に貴島此意を察し以て是に處すへし、

同年十二月、通信の事始てなれり、時に禮曹參議柳希亮我州に復せし書有、左に記す、
朝鮮國禮曹參議柳希亮、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使之來獲承遠書、憑審體履、順廻遙慰不淺、貴島於通信一事、乞款有年、足下今又申請克繼先志、朝廷嘉其誠悃、務盡綏懷之義、擬於明年春夏間差遣行人、仍奏天朝、勉副輸琛之懇、統惟盛諒、

餘希珍重、不宣、萬曆四十四年十二月日、

和文

遠く書教を承る、貴島通信の事にかひて、是を請ふこと年を経たり、足下今また先志を繼ぎ専ら此事を求む、朝廷其誠意を嘉し、務てその請ふところにしたかひ、明年春夏の間あつて、信使を遣し送ること、是を天朝に奏せり、幸に此意を察せむことを、以て朝鮮通交大紀、
寛永元甲子年、宗對馬守義成より、朝鮮國に大猷院殿御繼統の賀慶通信使の事を傳達し、この年十二來月聘あり、
寛永元甲子年、秀忠公天下を家光公へ御讓ましますよし、對馬より申遣す、朝鮮物語、

寛永十三丙子年、春前年宗義成に鈞命により、かの國禮曹等の輩と、昇平奉賀の信使來聘の事を沙汰し、この年十二月來聘あり、
寛永十二乙亥年三月、宗對馬守は申ひらきこれある故、按ずるに、前文柳川豐前守訴訟の事に、代々勤め來候通、朝鮮往來の儀沙汰すへしと仰出さる、豊前守が私曲朝鮮へ申遣し、來年急度朝鮮の官使同道すへし、向後朝鮮より書簡には、日本大君と調へさしこすへし、御返簡は御代々之通、日本國とはかり可被

遊よし、御直に仰出さる、朝鮮聘考、

寛永十三丙子年三月對馬島主與朝鮮國東萊府使書按、明崇禎九年丙子、朝鮮國王李倬遣任統金世濂黃床來聘、以賀我國家昌平事、在我寛永十三年、而正是大猷廟時云、此其信使迎候書也、

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓書朝鮮國東萊府使足下、孟正所勞報書披緘、就審貴國寧綏可嘉矣、玆蒙先大君薨後信使、久疎絶好音之日、按ずるに、この問脱文あるへし、今是爲宜、故遣使臣橋成供告焉、心緒奉陳禮曹紙面轉達莫忽、不宣、龍集丙子二月對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、月正所賜答書、按ずるに、この答書今所見なし、主復爲、惻曼曼玆詣震良清適、幸嚮我大君受禪之日、雖俾顯使來賀、先大君薨後、倍加泰平有年于玆矣、共仰徹事于貴聞、今又盛价踰海以修舊好、則克通千里之命、益屋萬年之基、斯時之然素綏忱抱、摠希恕亮、維時愼愛、不宣、龍輯丙子二月日、對馬州太守拾遺平義成、
朝鮮國禮曹復對馬島主書、

朝鮮國禮曹參議鄭弘溟、奉復日本國對馬州太守平公閣下、續接惠翰其認睿意、仍惟、邇間所泐平順感慰之懷有倍常、素自兩國通好雖信義已孚、而至於使价之行、必待貴國書契、委請而往、今承來示、貴大君嗣位以來國內平泰、望我隣好之誼、申致修聘之禮、此意良勤、玆已啓稟將差專使起去、貴島預飭過海諸具見待爲幸、統惟鑑諒、不宣、崇禎九年三月日、禮曹參議鄭弘溟、

對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、致書朝鮮國禮曹大人閣下、信使下碇致禮一件、先差一使啓稟本邦執事、執事遽然奉奏、維時當于季秋初冬、必可迎待之旨亦復告來、緣是再俾使煩聒矣、區々曲折嚮已通達於東萊府使、想夫該曹洞照焉、不佞述職東武、近間須歸鄉、而以遣一价督星棧船路、蝟積詞不罄意、伏布下鑑、不宣、丙子六月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

朝鮮國禮曹復對馬島主書、

朝鮮國禮曹參議金南重、奉復日本國對馬州太守平公閣下、遠辱惠札、續探使事、盛意可掬、信使今已辭

朝、想不遠貽勳館護尤自跋荷、餘冀自玉、不宣、崇禎九年八月日、朝鮮國禮曹參議金南重、

又東萊府使復對馬島主書、

朝鮮國東萊府使鄭良弼、奉復日本國對馬州太守平公閣下、爲侯使行續委伴書、厚義藹然、今此信使以秩高望重之人極擇差送、朝議所以重兩國之好也、行李已發海口、想不日當到貴島、惟冀清亮、崇禎九年九月日、朝鮮國東萊府使鄭良弼、以上、方策新編、

寬永十三年十月廿八日、宗對馬守所々次飛脚被遣之、同時に大坂城番衆々奉書被遣之、所仰對州々之奉書可相届之旨也、或書載寬永日記、

寬永十八辛巳年八月、嚴有院殿御誕生により、朝鮮國信使聘禮の事、宗對馬守義成より仰を傳へ、かつ日光山にも詣拜あるへきむね使書往復して、其來期を約す、寬永二十年七月來聘あり、

辛巳按するに、我寬永十八年なり、島會奉書禮曹、報關白生子、癸未按するに、寬永二十年なり、島會平義成貽書洪喜男、以爲大君年時四十、始得一子、宜有賀使、日光山家康廟新狹社堂、家康爲魁殲滅秀吉頼カ、和好誠信必有送物留迹、遣尹順之趙綱申濡通信、方策新編載日記要改、

寬永十九壬午年、朝鮮國禮島復對馬島主書、

按、明崇禎十六年癸未、朝鮮國王李倬遣尹順趙綱申濡來聘、以賀世子之誕兼聘儲君、自注、聘儲君實始于此、事在我寬永二十年、而亦我大猷廟時云、其信使迎送書牘並載于此、

朝鮮國禮曹參議趙緝韓、奉復日本國對馬州太守平公閣下、春潮帶信華問遠至、就審、天錫純祐、國有弄璋之慶、相好之間易任欣喜、一介專賀以敦修睦之義、雖無前例情禮似然、未知左右以爲如何、幸諒示、天時向和、惟冀、與居益相、薄儀錄在別紙、莞入爲幸、不宣、崇禎十五年二月日、朝鮮國禮曹參議趙緝韓、

又

朝鮮國禮曹參議趙緝韓、奉書日本國對馬州太守平公閣下、獲承抵象官處別示、貴國增新道場、大闢日光之勝、奉先追遠之孝可以感動、幽顯瞻聆所及孰不欣聳、欲將敬表遠意、未知如何幸按するに、この間崇禎十五年二月日、朝鮮國禮曹參議趙緝韓、

又東萊府使復對馬島主書

朝鮮國東萊府使鄭致和、奉復日本國對馬州太守平公閣下、使至獲接惠翰、仍審、貴國慶叶熊夢歡騰雀

躍、遙賀倍品來書即已轉達禮曹、則朝廷欲差一介以修賀儀、將見兩國信義自此益孚、良幸良幸、別錄菲薄、榮留爲幸、不宣、崇禎十五年三月日、朝鮮國東萊府使鄭致和、

對馬島主再復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉再復朝鮮國禮曹大人閣下、差使回旋獲譯辱復、就審、治政日新、遐福天降、茲憫翹企、日域時勢他無異恒矣、貴國勞差崇价、將以致吾大君掌珠之慶、慣華封之祝、厚增通信之好音、即轉達於公聰、則見深用感欣、其綢繆至誠、固是修睦悠遠之大幸、可以照量也、迎請超海時期、後必奉再命、當追嗣以啓稟、仍土宜簿略、莞入惟幸、書不盡言續垂恕諒、謹狀、寬永十九年壬午七月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉復朝鮮國禮曹大人閣下、貴國遜傳聆日光靈廟經始亟成、來誠懇諭、特矧宸奎之落紙、及諸位之佳什附寄回使、而著見不替之信、故善圖以奏報于上聽、其欣慶可以計也、想夫信使來幣之獻取靈塲哉、且煩堂社諸具亦快早

鑄成以宜差送焉、餘懷千萬在槎使平成偷口布而已、摠惟炳原若序自玉、寬永十九年壬午七月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又再答朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、再答朝鮮國東萊簽山兩公閣下、嚮使還開示報、就認、官履勝適慰謝曷既、信使來臨、且日光堂具之萬般、委悉于貴曹書詞暨差使舌上、乞速轉啓、以全彼此之始終、歸朝在近、餘容須嗣後翼、仍別楮薄物聊旌遠誠、恐劇不贅、寬永十九年壬午八月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊簽山兩公閣下、爰呈短札以告歸粉、此間復書亟達、珍誦罔措、就承、日光廟具快早大成、深增欣慰、仍信使超溟之期、近日必有示諭、不移時日宜以啓稟、前件情由吐露南宮則爲幸、不宣、寬永十九年壬午日、按するに、月を日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓告朝鮮國東萊府